

産学官連携による共同研究等の
成果としての特許権の取扱に関する
調査研究報告書

令和8年2月

株式会社NTTデータ経営研究所

I . 要約

背景

産学官連携によるイノベーション創出は、科学技術の進展や新産業の発展に伴い、一国の経済発展には欠かせない。産学官連携による共同研究の成果は、共同帰属、双方いずれかへの単独帰属、第三者への単独帰属など、事業化の方向性に応じて様々なパターンが想定されるところ、我が国では両者の共同出願や共有特許になることが多い。共有特許を巡っては、実施機関側からは、自らは事業化に伴う経営リスクやコストを負担しない不実施機関から求められることが多い不実施補償の負担について不満の声があり、不実施機関側からは、第三者への実施許諾や持分譲渡を行いたくても、特許法第 73 条の規定により、他の共有権者の同意が必要とされるため、同意が得られない場合に研究成果の実社会への活用が阻害されるという不満の声がある。

目的

我が国の産学官連携を取り巻く状況について、共同研究等の性質、研究体制、権利発生の経緯等の種々の条件について勘案した上で、国内外の産学官連携の現状を調査・分析し、産学官連携における共同研究成果の取扱い等に関する今後の施策検討に資する基礎資料作成を目的とする。



国内外の公開情報調査

各国の共同研究成果に関する法制度や共同研究成果の取扱いについての比較を論文等の文献を用いて詳細な調査を行った。

国内アンケート調査

国内企業 1,247 者、大学 107 者、TLO 21 者、公的研究機関 30 者を対象として、アンケート調査を実施した。

国内ヒアリング調査

企業 16 者、大学 13 者、TLO 2 者、産学官連携に詳しい法律事務所及び産学官連携研究者 9 者を対象として、ヒアリング調査を実施した。

海外アンケート調査

米国大学 90 者、英国大学 66 者、仏国大学等 54 者を対象として、アンケート調査を実施した。

海外ヒアリング調査

米国大学等 10 者、英国大学等 3 者、仏国大学等 3 者を対象として、ヒアリング調査を実施した。

委員会

専門的な視点からの検討、分析、助言を得るために、本調査研究に関して専門的な知見を有する者 6 名で構成される調査研究委員会を設置し、委員会を 3 回開催した。



調査結果の分析・取りまとめ

本調査研究では国内外の産学官連携の実態を、国内外アンケート調査及びヒアリング調査により、幅広く基礎情報の収集に努めた。産学官連携による共同研究等の成果としての特許権の取扱いには多岐に渡るパターンがあることが国内外で確認された。それぞれのパターンには一長一短があるが、それらの結果をうまく活用し、大学等と企業等が一丸となりイノベーション創出を実現させ、産学官の知財エコシステムからの経済圏を拡大させ、経済成長の実現につながることを期待したい。

1. 調査研究内容及び実施方法

事業を実施する大企業、中小企業、スタートアップ等（以下、「企業等」）の実施機関と、研究を実施するが事業化を行わない大学、公的研究機関等（以下、「大学等」）の不実施機関とによって行われる「産学官連携」によるイノベーション創出は、科学技術の進展や新産業の発展に伴い、一国の経済発展には欠かせない。産学官連携による共同研究の成果は、共同帰属、双方いずれかへの単独帰属、第三者への単独帰属など、事業化の方向性に応じて様々なパターンが想定されるところ、我が国では両者の共同出願や共有特許になることが多い。共有特許を巡っては、実施機関側からは、自らは事業化に伴う経営リスクやコストを負担しない不実施機関から求められることが多い不実施補償の負担について不満の声があり、不実施機関側からは、第三者への実施許諾や持分譲渡を行いたくても、特許法第 73 条の規定により、他の共有権者の同意が必要とされるため、同意が得られない場合に研究成果の実社会への活用が阻害されるという不満の声がある。

本来は、現行の特許法第 73 条において規定されているように、両者の契約次第で他者へのライセンス条件等を自由に定めることが担保されているから、共同研究の目的、成果への貢献度等の個別の条件を勘案して、当事者間で個別に利害調整の上双方の不満を解消すべきものであるが、実際にはその利害調整が難しいとの意見も従前より聞かれている¹。

一方、欧米諸国、特に米国では、不実施機関から企業等へのライセンス等の技術移転が活発である。大学等の不実施機関においては単独出願が高い現状があり、所有する権利に対するマネジメントの自由度が増すことで不実施機関からのスタートアップ創出や特許権利行使が活発になっているとも考えられる。

他方、我が国においては、知財関連費用の資金不足や知財に対する投資意識不足から、出願費用等の負担を条件に共有権利者となるスポンサー（主に大企業等の実施機関）を探し、かつ、スポンサーの意向に沿った権利内容とすることで、自らの成果の普及を促す戦略を採っている不実施機関も多いため、実施機関であるスポンサーがすぐに事業化に至らない場合に、上述の実施機関－不実施機関間の対立構造に至る可能性が潜在的に高い状況にある。

この日米両国における状況の相違は、大学等の不実施機関発の研究成果活用環境の相違（大企業等による大学発スタートアップとの連携・M&A の活発度、スタートアップ投資の有無、知的財産取得への投資状況）から生じる、基礎技術の創出から社会実装までの循環システムの相違も影響していることも想定される。

そこで、本調査研究においては、上記のような我が国の産学官連携を取り巻く状況に

¹ 平成 20 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「共同研究における特許の取扱いに関する調査研究報告書」

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11064840/www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/200500a11.pdf>

及び平成 27 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「産学官連携から生じる研究成果活用促進のための特許権の取扱いに関する調査研究報告書」

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11064840/www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2015_04.pdf>参照。

ついて、共同研究等の性質、研究体制、権利発生経緯等の種々の条件について勘案した上で、国内外の産学官連携の現状を文献調査、アンケート・ヒアリング調査及び有識者委員会での議論を通じて調査・分析し、産学官連携における共同研究成果の取扱い等に関する今後の施策検討に資する基礎資料作成を目的とする。

(1) 国内外の公開情報調査

国内外の公開情報調査にあたっては、2015 年から 2025 年に公表された書籍、論文、判例、調査研究報告書、審議会報告書、データベース情報及びインターネット情報等を利用して、本調査研究の内容に関する文献等を収集した。文献等の収集については、(1) 産学官連携に関する実態、(2) 共有特許に関する法制度の 2 点に観点を分け、それぞれ分析を実施した。(1) については、平成 27 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「産学官連携から生じる研究成果活用促進のための特許権の取扱いに関する調査研究報告書」に示された共同研究等の現状を最新のデータに更新する形で現状を把握した。(2) については、国内外の知財権の共有に関する論文・寄稿・判例解説等を参考にし、国内外における共有特許の取扱いに関する法制度の違いや、共同研究成果の帰属取扱い等について分析を実施した。

(2) 国内アンケート調査

国内の産学官連携による共同研究等の成果としての特許権の取扱い等に関する現状を把握するために、国内の企業・大学・公的研究機関・TLO に対してアンケート調査を依頼した。2025 年 9～10 月にオンラインで実施し、計 1,405 者に送付したところ、計 513 者からの回答を得た。企業と大学の送付対象者選定においては、特許出願数などを考慮し、公開情報から選定した。

アンケート送付対象者	送付数	回収数	回答率
○企業	1,247 者	425 者	34%
○大学	107 者	77 者	71%
○公的研究機関	30 者	7 者	23%
○TLO	21 者	4 者	19%
計	1,405 者	513 者	36%

国内アンケート調査項目は、国内外の文献調査結果を基に、大学等と企業が共同研究を実施する際の共同研究契約の締結からライセンス契約締結等に至るまでの 10 の観点を採用した。

#	調査項目
(1)	共同研究等の目的・内容
(2)	契約雛形の有無と運用
(3)	特許費用負担と持分・実施条件
(4)	帰属・取扱の協議項目とタイミング
(5)	不実施補償と実施料の設計
(6)	権利の譲渡
(7)	共有特許の第三者実施許諾と例外設計
(8)	国際共同研究等の設計差
(9)	制度・契約設計に関する改正要否
(10)	大学等の契約リテラシーと公的ガイドラインの活用

(3)国内ヒアリング調査

国内アンケート結果の解像度を高めるために、国内企業・大学・TL0・法律事務所等の計40者に対してヒアリングを実施した。

ヒアリング対象者	ヒアリング数	属性
○企業	16 者	機械、自動車、通信、化学、建設など
○大学	13 者	国立、私立
○TL0	2 者	-
○法律事務所等	9 者	弁護士、弁理士、知財法務研究者など
計	40 者	

国内ヒアリング調査項目は国内アンケート調査項目と同様、以下の項目で実施した。

#	調査項目	ヒアリング項目例
(1)	共同研究等の目的・内容	共同研究等を行う目的、共同研究先探索方法
(2)	契約雛形の有無と運用	共同研究等に用いる契約書雛形の有無、課題、国内外における相違点
(3)	特許費用負担と持分・実施条件	共同研究等における、特許関係費用の負担、持分条件
(4)	帰属・取扱の協議項目とタイミング	共同研究等の成果の帰属・取扱に関する主要協議項目
(5)	不実施補償と実施料の設計	不実施補償の設定有無、協議事項、基本となる契約パターン（独占/非独占実施権による相違点など）
(6)	権利の譲渡	権利を譲渡される際の基準、対価
(7)	共有特許の第三者実施許諾と	共有特許の第三者実施許諾に関する基本ス

	例外設計	タンス（原則独占、一定期間後に第三者実施 許諾可能等）
（８）	国際共同研究等の設計差	海外の大学等との共同研究等における、国内 の大学等との契約設計の相違点
（９）	制度・契約設計に関する 改正要否	特許法第 73 条による課題
（１０）	大学等の契約リテラシーと公 的ガイドラインの活用	大学等の契約リテラシー向上に必要な取組。 公的ガイドラインの活用状況

（４）海外アンケート調査

海外の産学官連携による共同研究等の成果としての特許権の取扱等に関する現状を把握するために、米国、英国、仏国の大学等に対してアンケート調査を依頼した。2025 年 10 月～2026 年 1 月にオンラインで実施し、計 210 者に送付したところ、計 75 者からの回答を得た。大学等の送付対象者選定においては、産学連携の実施状況などを考慮した。

アンケート送付対象者	送付数	回収数	回答率
○米国	90 者	26 者	28%
○英国	66 者	24 者	36%
○仏国	54 者	25 者	46%
計	210 者	75 者	35%

海外アンケート調査項目は、国内アンケート調査との比較分析を可能とするため、国内アンケート調査と同様の調査項目で実施した。

（５）海外ヒアリング調査

海外アンケート結果を深堀分析するために、米国、英国、仏国の大学、法律事務所等計 16 者に対してヒアリングを実施した。

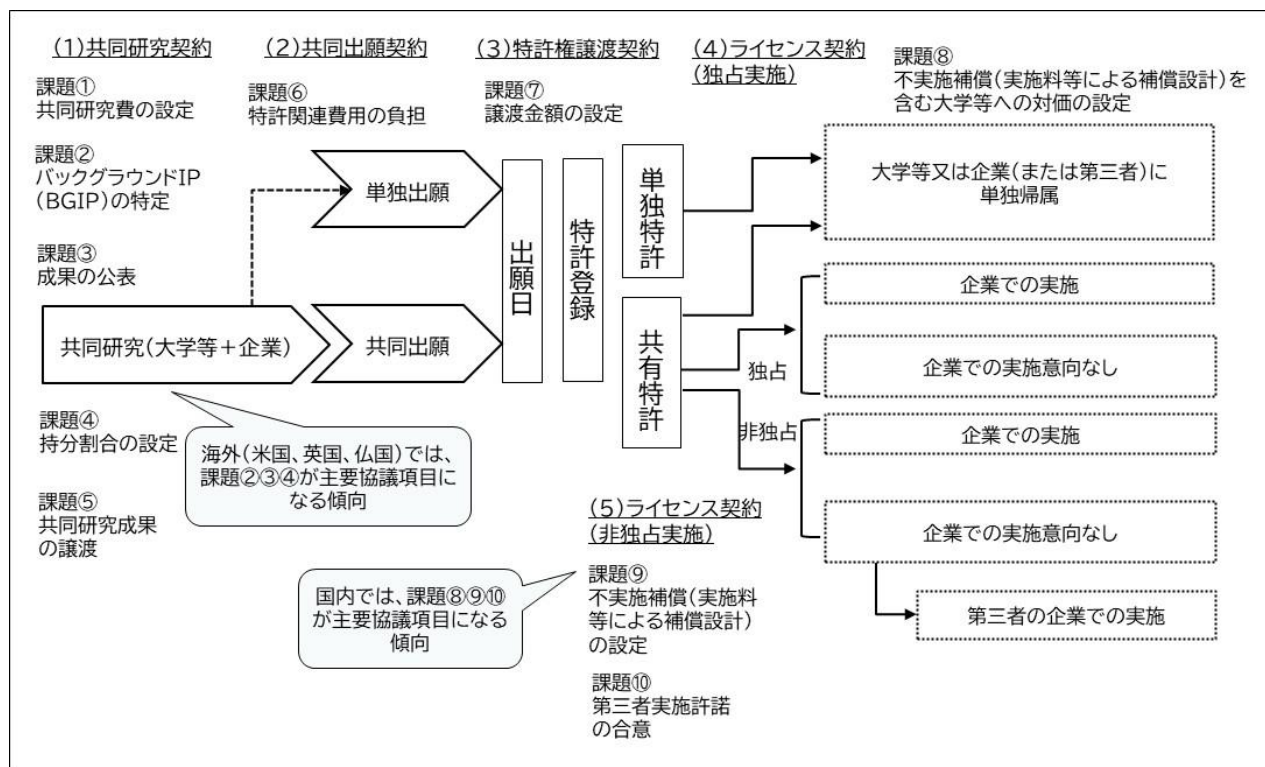
ヒアリング対象者	ヒアリング数	属性
○米国	10 者	大学、法律事務所等
○英国	3 者	大学、法律事務所等
○仏国	3 者	大学、法律事務所等
計	16 者	

なお、海外ヒアリング調査項目は国内ヒアリング調査との比較分析を可能とするため、国内アンケート調査と同様の調査項目で実施した。

2. 調査結果の分析・取りまとめ

(1) 課題の整理

国内外アンケート及びヒアリング調査結果を踏まえて、大学等と企業間の共同研究に関連する契約交渉での課題を以下の通り整理する。以下は共同研究における契約フローの例示であり、他にも多岐に渡るパターンが存在する。



(2) 方策案

上記の 10 課題に対して、大学等及び企業の当事者が実施可能な方策案を以下の通り整理する。方策案は、国内外アンケート及びヒアリング調査から示唆を得た。

契約タイミング	課題		方策案
(1)共同研究契約	①	共同研究費の設定	✓大学等が提供する「知」や「サービス」の対価を共同研究費の内訳に導入
	②	バックグラウンドIPの特定	✓バックグラウンドIPの特定及びリスト化
	③	成果の公表	✓特許出願・論文発表のスケジュール管理の徹底 ✓公表されない研究成果の評価基準の策定
	④	持分割合の設定	✓持分及び各種条件の柔軟な設計
	⑤	共同研究成果の譲渡	✓社会実装時に利益を大学に還元する仕組みの導入 ✓権利返還条項の導入
(2)共同出願契約	⑥	特許関連費用の負担	✓立替清算の導入 ✓大学等の間接経費等から出願費用の優先的な捻出
(3)特許を受ける権利または特許権の譲渡契約	⑦	譲渡金額の設定	✓企業から大学等への合理的な説明 ✓社会実装時に利益を大学等に還元する仕組みの導入
(4)ライセンス契約(独占実施)	⑧	不実施補償(実施料等による補償設計)を含む大学等への対価の設定	✓独占期間の限定及び実施状況のモニタリング ✓マイルストーン・ペイメントの導入 ✓多様な対価還元モデルの検討
(5)ライセンス契約(非独占実施)	⑨	不実施補償(実施料等による補償設計)の設定	✓第三者実施許諾時の、共有相手への条件付き同意権の付与 ✓「不実施補償」以外の名目での支払い
	⑩	第三者実施許諾の合意	✓第三者実施許諾時の共有相手への同意要件の緩和 ✓特定条件下で独占実施へと切り替える条件の設定

3. 総論

本調査研究では国内外の産学官連携の実態を、国内外アンケート調査及びヒアリング調査により、幅広く基礎情報の収集に努めた。これらの調査結果を基に、我が国において、産学官の効果的かつ有機的な連携により、共同研究成果から新産業を創出し国際産業競争力を高めるために、(1) イノベーション創出に向けた大学等の「知」の評価・活用、(2) 共同研究等成果の権利帰属の選択 (共有/単独)、及び (3) 共同研究等成果の実施条件の選択 (独占/非独占)、の3点を総論として提議する。

また、産学官連携による共同研究等の成果としての特許権の取扱いには多岐に渡るパターンがあることが国内外で確認された。それぞれのパターンには一長一短があるが、それらの結果をうまく活用し、大学等と企業等が一丸となりイノベーション創出を実現させ、産学官の知財エコシステムからの経済圏を拡大させ、経済成長の実現につながることを期待したい。

令和7年度産業財産権制度問題調査研究
「産学官連携による共同研究等の成果としての特許権の取扱に
関する調査研究」
委員会 委員名簿

委員長

田村 善之 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

委 員

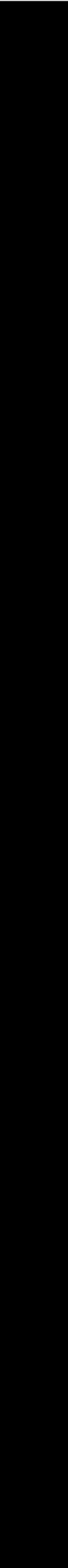
金子 敏哉 明治大学法学部 教授
狩野 幹人 三重大学 研究・社会連携統括本部 准教授、学長補佐
櫻井 克己 日本知的財産協会 常務理事（鹿島建設株式会社）
下垣 裕一 日本知的財産協会 常務理事（TOA株式会社）
寺内 伊久郎 北海道大学 産学・地域協働推進機構 特任教授、副理事

オブザーバー

柳澤 智也 特許庁 総務部 企画調査課 企画調査課長
渡邊 純也 特許庁 総務部 企画調査課 知的財産活用企画調整官
星 浩臣 特許庁 総務部 企画調査課 活用企画班長・人材育成班長
山口 大 特許庁 総務部 企画調査課 活用企画係長
萩島 豪 特許庁 総務部 企画調査課 企画班長
的場 眞夢 特許庁 総務部 企画調査課 企画係長
桑原 人和 特許庁 総務部 企画調査課 企画班 係員
平井 嗣人 文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域振興課
産業連携推進室 専門官
山本 淳也 内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官補佐
野口 聖彦 内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官補佐
加治佐 一晃 経済産業省 イノベーション・環境局 イノベーション政策課
大学連携推進室 室長補佐

事務局

堀野 功 NTT データ経営研究所 ディレクター
小川 芳幸 NTT データ経営研究所 マネージャー
谷口 愁斗 NTT データ経営研究所 シニアコンサルタント
和智 俊弥 NTT データ経営研究所 シニアコンサルタント
氏家 智仁 NTT データ経営研究所 コンサルタント



目 次

I .	要約	i
1.	調査研究内容及び実施方法	ii
(1)	国内外の公開情報調査	iii
(2)	国内アンケート調査	iii
(3)	国内ヒアリング調査	iv
(4)	海外アンケート調査	v
(5)	海外ヒアリング調査	v
2.	調査結果の分析・取りまとめ	vi
(1)	課題の整理	vi
(2)	方策案	vii
3.	総論	vii
II .	産学官連携による共同研究等の成果の取扱等に係る現状と課題	- 1 -
1.	我が国における共同研究等に関する現状	- 1 -
(1)	大学における産学連携と特許権の取扱いの現状	- 1 -
2.	海外における共同研究等に係る現状	- 22 -
(1)	海外の大学等における研究費	- 22 -
(2)	実施許諾契約の状況	- 25 -
3.	国内外における共同研究の取扱いに関する法制度等	- 31 -
(1)	全体概要	- 31 -
(2)	各国の動向	- 32 -
III .	本調査研究における論点の整理	- 38 -
1.	国内アンケート・ヒアリング結果について	- 38 -
(1)	共同研究等の目的・内容	- 38 -
(2)	契約雛形の有無と運用	- 42 -
(3)	特許費用負担と持分	- 47 -
(4)	帰属・取扱いの協議項目とタイミング	- 50 -
(5)	不実施補償と実施料の設計	- 58 -
(6)	権利の譲渡	- 63 -
(7)	共有特許の第三者実施許諾と例外設計	- 67 -
(8)	国際共同研究等の設計差	- 73 -
(9)	制度・契約設計に関する課題	- 92 -
(10)	大学等の契約リテラシーと公的ガイドラインの活用	- 96 -
2.	海外アンケート・ヒアリング結果について	- 103 -
(1)	共同研究の目的・内容	- 103 -
(2)	契約雛形の有無と運用	- 105 -
(3)	特許費用負担・持分・実施条件	- 111 -
(4)	帰属協議項目とタイミング	- 115 -
(5)	不実施補償・実施料設計	- 124 -

(6)	権利の譲渡	- 127 -
(7)	共有特許の第三者許諾・例外設計	- 128 -
(8)	国際共同研究の差	- 131 -
(9)	制度・契約設計の改正要否	- 134 -
(10)	その他	- 137 -
IV	調査結果の分析・とりまとめ	- 142 -
1.	課題の整理	- 142 -
2.	方策案	- 143 -
(1)	共同研究契約	- 143 -
(2)	共同出願契約	- 148 -
(3)	特許を受ける権利または特許権の譲渡契約	- 149 -
(4)	ライセンス契約（独占実施）	- 150 -
(5)	ライセンス契約（非独占実施）	- 151 -
V	総論	- 153 -
資料 I	国内アンケート	- 162 -
1.	大学等向けアンケート単純集計結果	- 162 -
2.	TLO 向けアンケート単純集計結果	- 184 -
3.	企業向けアンケート単純集計結果	- 207 -
資料 II	海外アンケート	- 239 -
1.	米国・英国・仏国向けアンケート単純集計結果	- 239 -

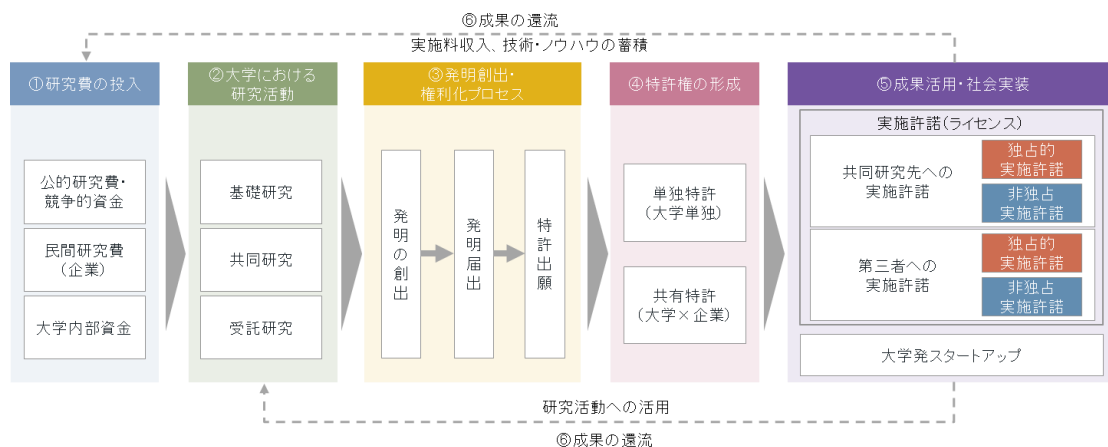
II . 産学官連携による共同研究等の成果の取扱いに係る現状と課題

本章では、共同研究及び受託研究の実施の現状を把握するとともに、共同研究等の成果の取扱いに係る現状と課題を整理する。

1. 我が国における共同研究等に関する現状

(1) 大学における産学連携と特許権の取扱いの現状

ここでは、我が国における大学等の研究費投入から、研究の実施、発明届出、特許出願、実施許諾・譲渡に係る一連の産学連携活動に関する現状について、これまでに行われた調査等に基づき整理する²。

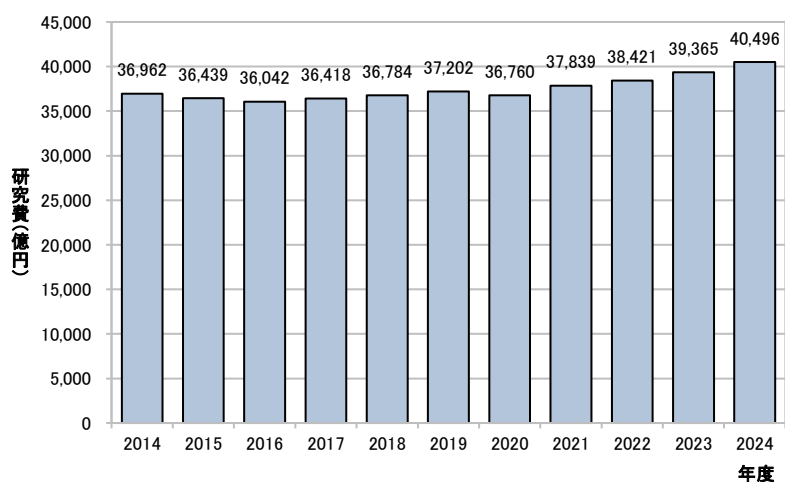


(i). 大学等の研究費

2024年度の大学等における研究費は4兆496億円となっている。組織別の研究費全体に占める割合は、私立が52.6%、国立が40.6%、公立が6.8%となっている。

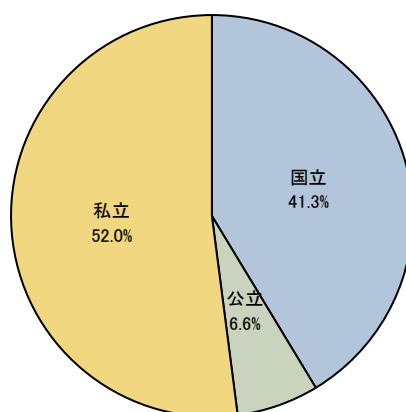
² 大学発スタートアップへの実施許諾は、第三者への実施許諾として整理される場合が多いが、大学による研究成果活用の主要な経路の一つとして、区別して表示している。

図表 1 大学等の研究費の推移



出典：総務省「2025 年科学技術研究調査結果」より作成

図表 2 大学等の組織別研究費割合（2024 年度）

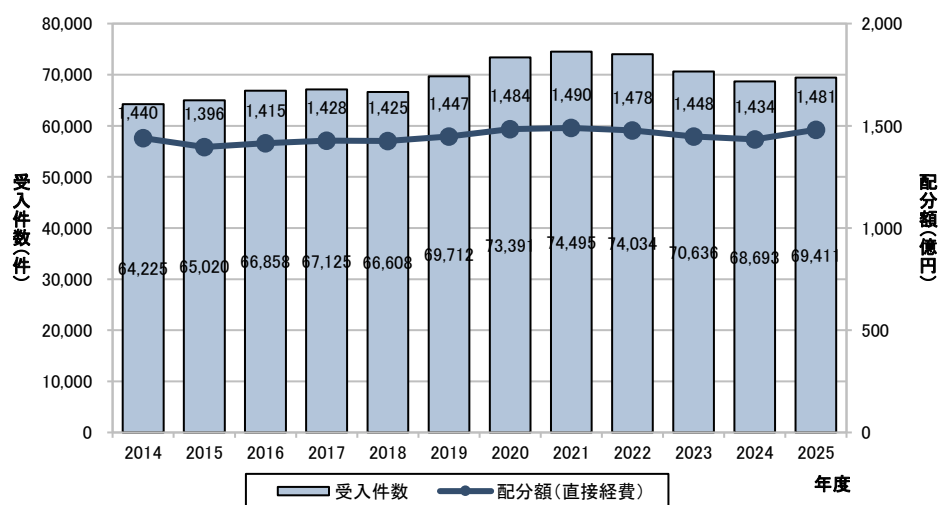


出典：総務省「2025 年科学技術研究調査結果」より作成

(ii). 科学研究費補助金・寄付金

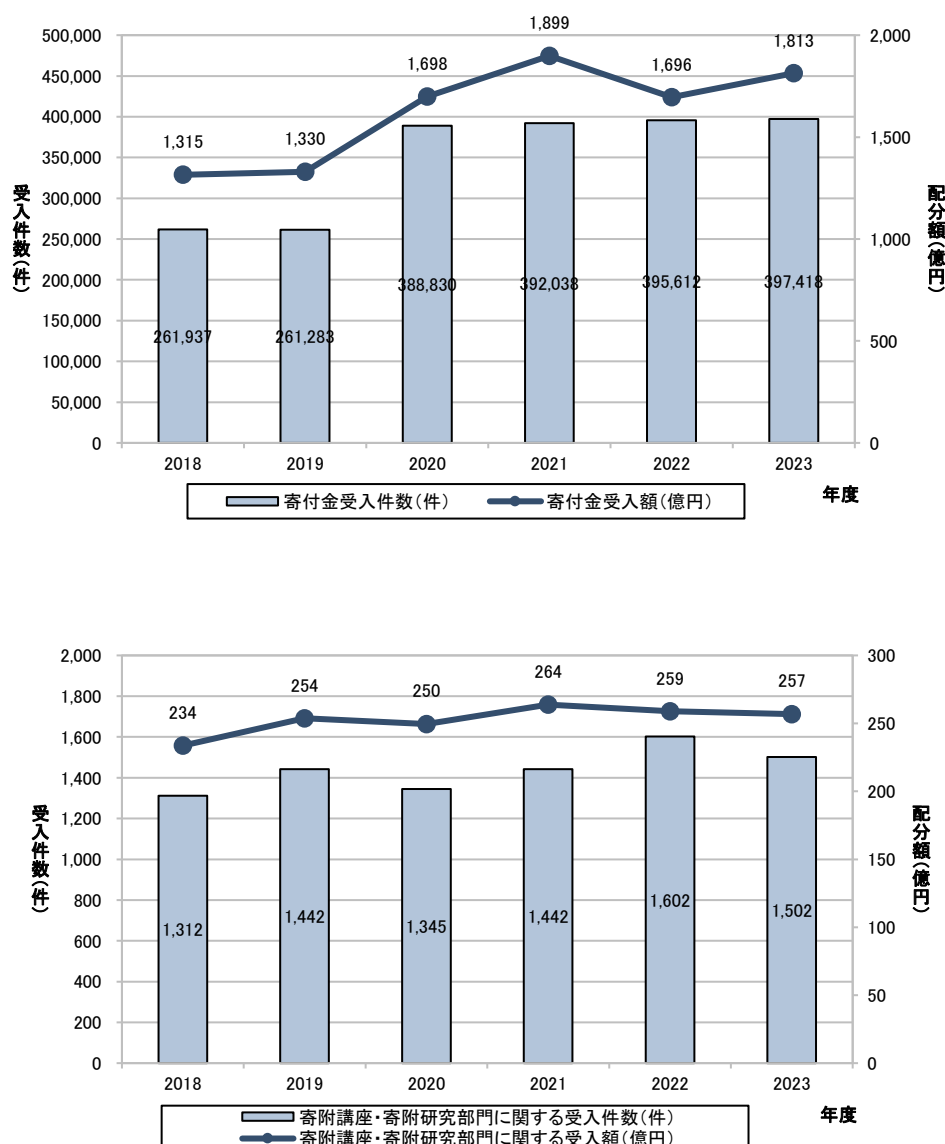
2025 年度の大学における科学研究費補助金の採択件数は 69,411 件、配分額（直接経費）の総額は約 1,481 億円となっている。また、2023 年度の寄付金受入件数は 397,418 件、受入額は約 1,813 億円となっており、寄附講座・寄附研究部門に関する受入件数は 1,502 件、受入額は約 257 億円となっている。

図表 3 科学研究費補助金の件数と金額の推移



出典：文部科学省「科学研究費助成事業の配分について」より作成

図表 4 寄付金受入の件数と金額の推移（上：寄付金、下：寄附講座・寄附研究部門）



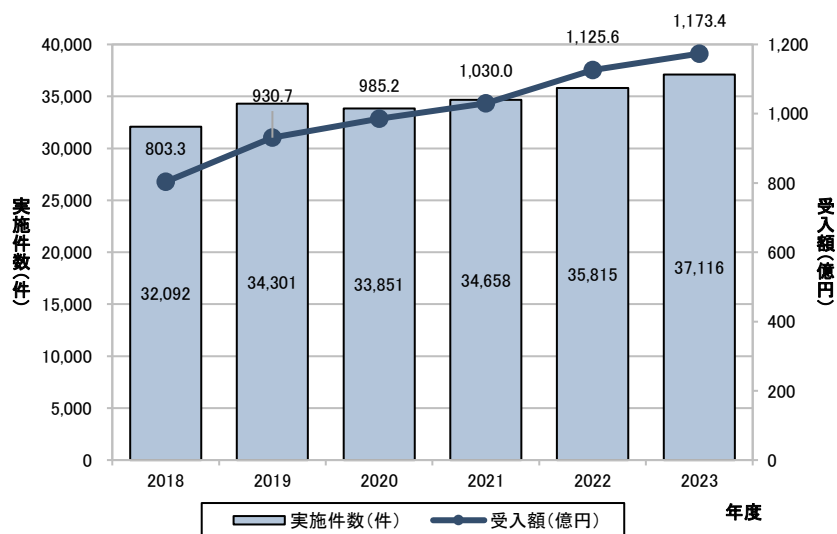
出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

(iii). 共同研究の状況

① 大学等の共同研究の実施件数・受入額

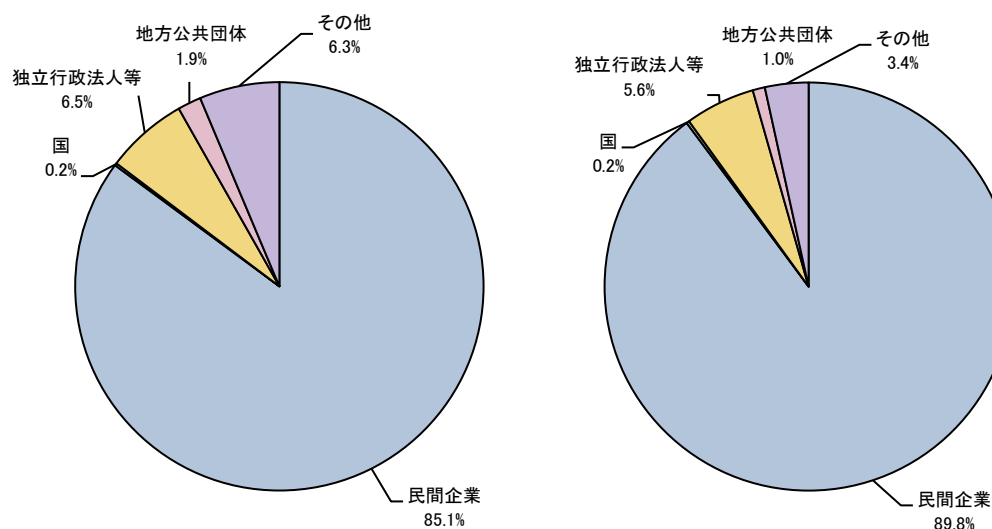
2023 年度における大学等の共同研究は国内全体で 37,116 件、受入額 1173.4 億円となっており、共同研究の実施件数・受入額とも増加傾向にある。共同研究の相手先としては、民間企業の占める比率が多く、2023 年度では実施件数で 8.5 割、受入額で 9 割弱を占めている。

図表 5 共同研究国内全体の実施件数・受入額



出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

図表 6 共同研究の国内相手先の構成（左）実施件数ベース、（右）受入額ベース（2023 年度）

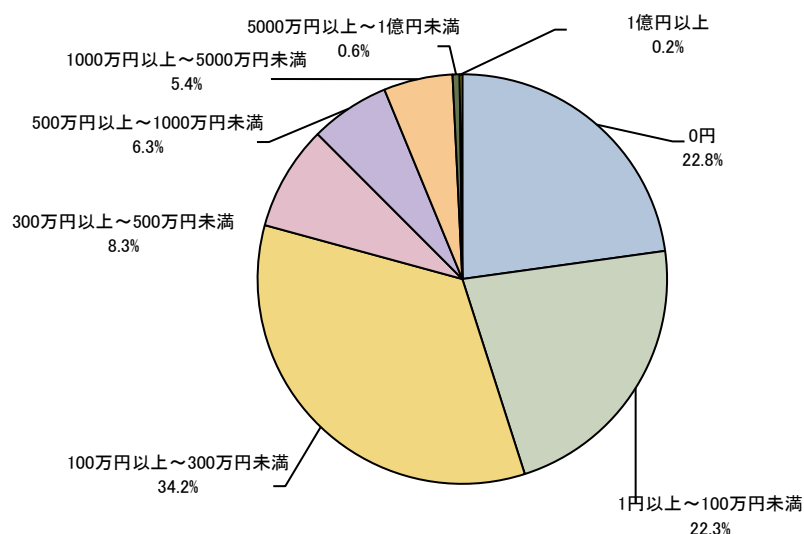


出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

② 共同研究の研究費の規模

2023 年度における共同研究全体の研究費の規模別実施件数内訳によると、「1 円以上～100 万円未満」と「100 万円以上～300 万円未満」で約 5.5 割を占める。

図表 7 共同研究全体の研究費の規模別実施件数内訳（2023 年度）



※「0円」とは、民間企業等と複数年契約を結び、研究費の受入れを別年度に行った場合等
 出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

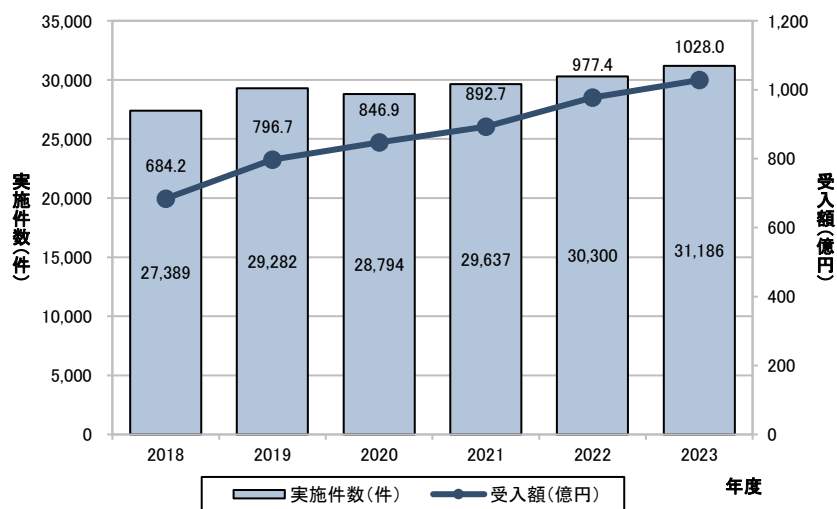
③ 大学等と企業との共同研究の状況

大学等と国内企業との共同研究においては、実施件数・受入額ともに増加傾向にあり、2023 年度の実施件数は 31,186 件、受入額 1,028 億円となっている。また、2023 年度の共同研究 1 件あたりの受入額は 330 万円となっている。

大学等と外国企業との共同研究においては、2023 年度の実施件数は 429 件、受入額 24.9 億円となっている。また、2023 年度の共同研究 1 件あたりの受入額は 581 万円となっている。

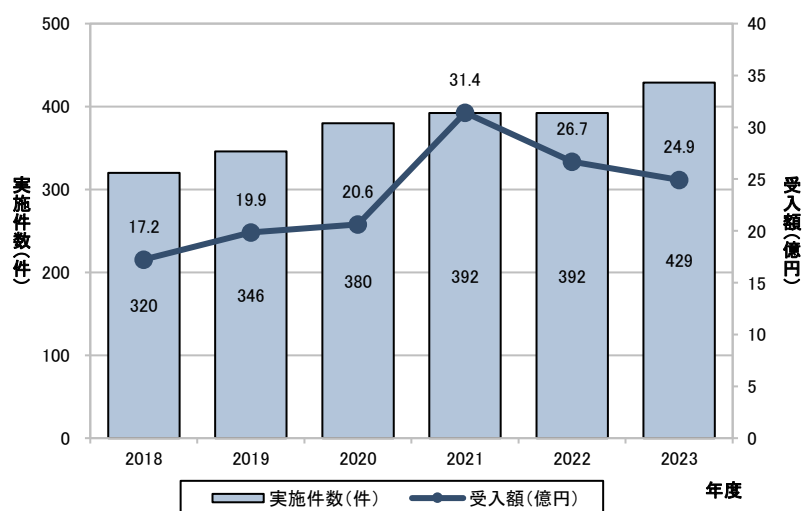
企業別共同研究実施件数を見ると、大手企業、中小企業、外国企業とも大学等との共同研究実施件数は増加傾向にある。2023 年度における企業との共同研究実施件数のうち、67.7%が大手企業、32.3%が中小企業、1.4%が外国企業となっている。

図表 8 大学等と国内企業との共同研究の実施件数・受入額



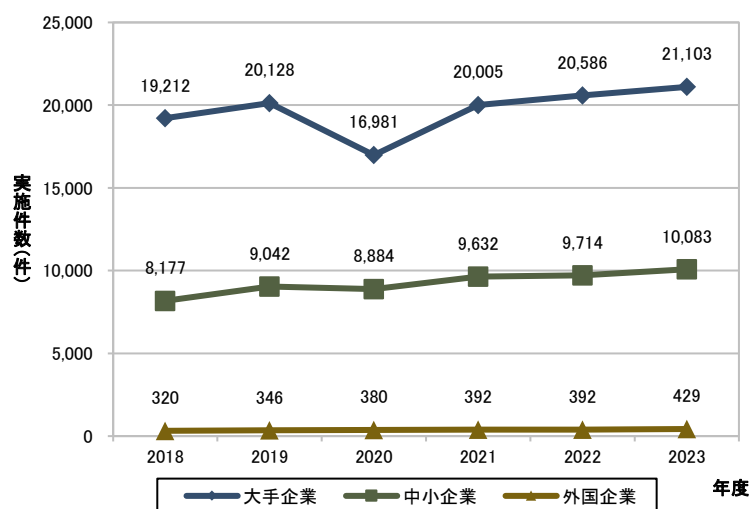
出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

図表 9 大学等と外国企業との共同研究の実施件数・受入額



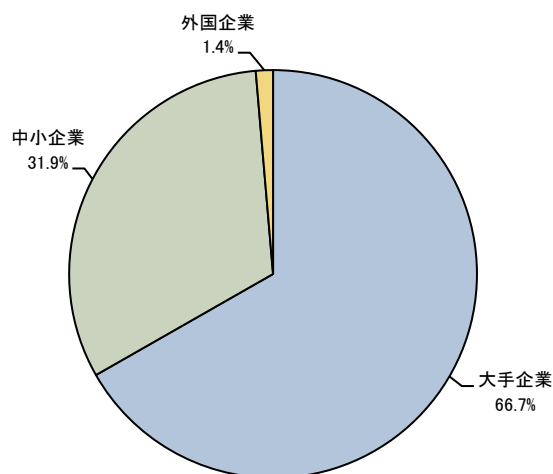
出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

図表 10 企業別の共同研究実施件数の推移



出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

図表 11 企業別の共同研究実施件数の内訳（2023 年度）



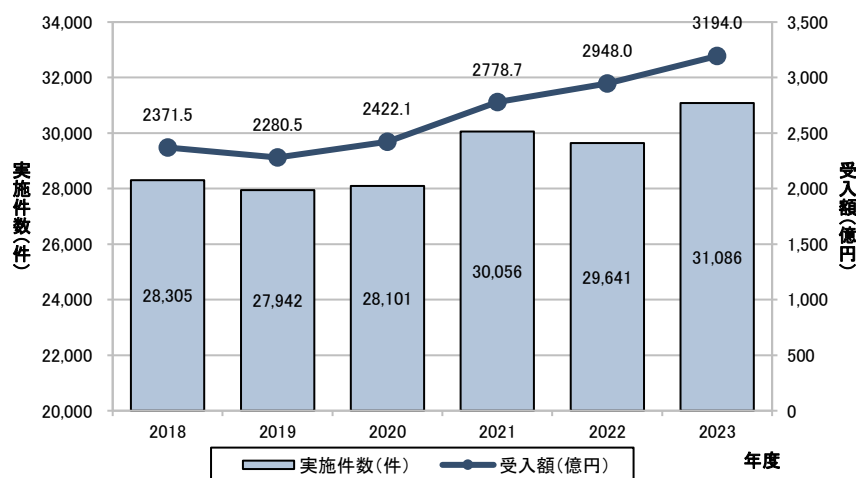
出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

(iv). 受託研究の状況

① 受託研究の実施件数・受入額

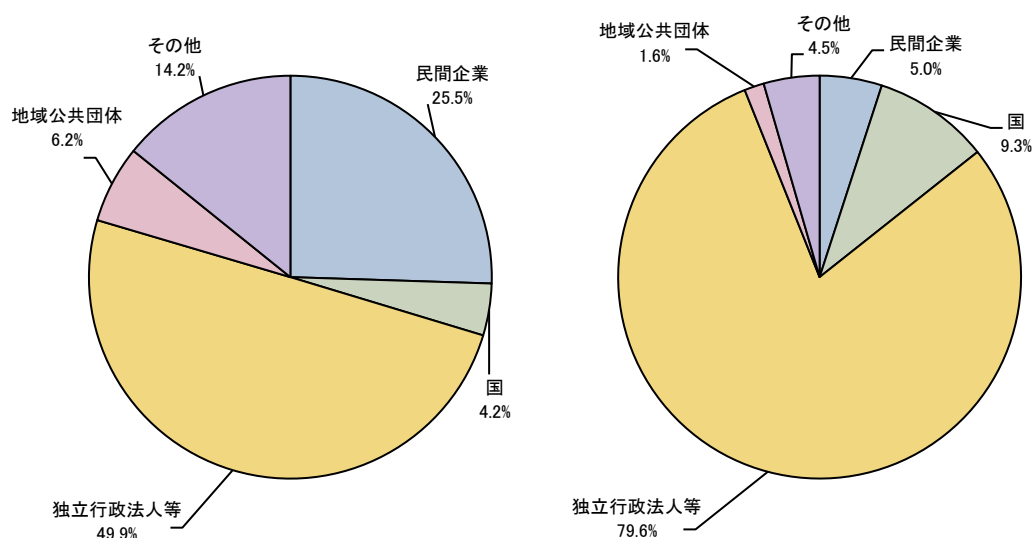
2023 年度の受託研究国内全体の実施件数及び受入額は 31,086 件、3,194 億円となっている。受託研究の国内相手先としては、独立行政法人等の占める比率が多く、2023 年度では実施件数で 49.9%、受入額で 79.6%を占める。民間企業は実施件数で 25.5%、受入額で 5.0%を占める。

図表 12 受託研究全体の実施件数・受入額



出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

図表 13 受託研究の国内相手先の構成（左）実施件数ベース、（右）受入額ベース（2023 年度）



出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

② 治験等の実施件数・受入額

2023 年度における治験等³の実施件数及び受入額によると、実施件数ベースでは国立大学等が 8 割弱、受入額ベースでは国立大学等が約 5 割を占める。また、治験等の相手先としては、民間企業の占める比率が多く、2023 年度では実施件数で 46.5%、受入額で 83.9%を占める。

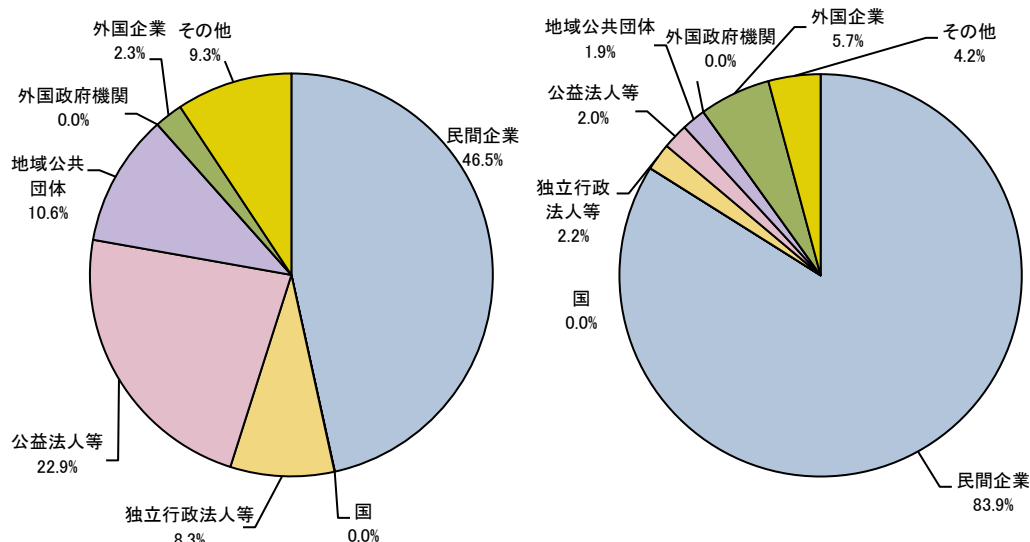
³ 「治験等」とは、大学等が外部からの委託により医薬品及び医療機器等の臨床試験を行い、これに要する経費が委託者から支弁されているもの、製造販売後調査、病理組織検査及びそれらに類似する試験・調査を指し、受託研究を除く。

図表 14 治験等の実施件数・受入額（2023 年度）

	実施件数（件）	受入額（億円）
国立大学等	36986	129.1
公立大学等	2193	24.4
私立大学等	7908	100.5
計	47087	254.0

出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

図表 15 治験等の相手先の構成（左）実施件数ベース、（右）受入額ベース（2023 年度）



出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

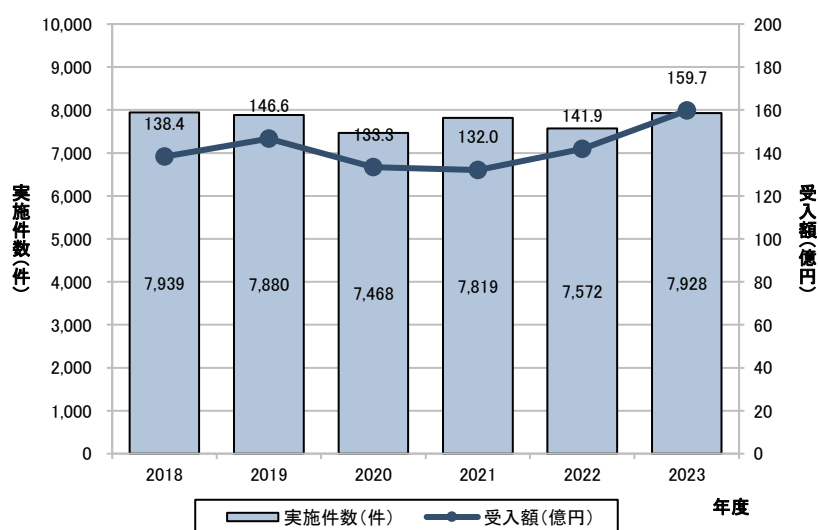
③ 大学等と企業との受託研究の状況

2023 年度の大学等と国内企業との受託研究の実施件数は 7,928 件、受入額は 159.7 億円となっている。また、2023 年度の受託研究 1 件あたりの受入額は 201 万円となっている。

2023 年度の大学等と外国企業との受託研究の実施件数は 236 件、受入額は 14.8 億円となっている。また、2023 年度の受託研究 1 件あたりの受入額は 625 万円となっている。

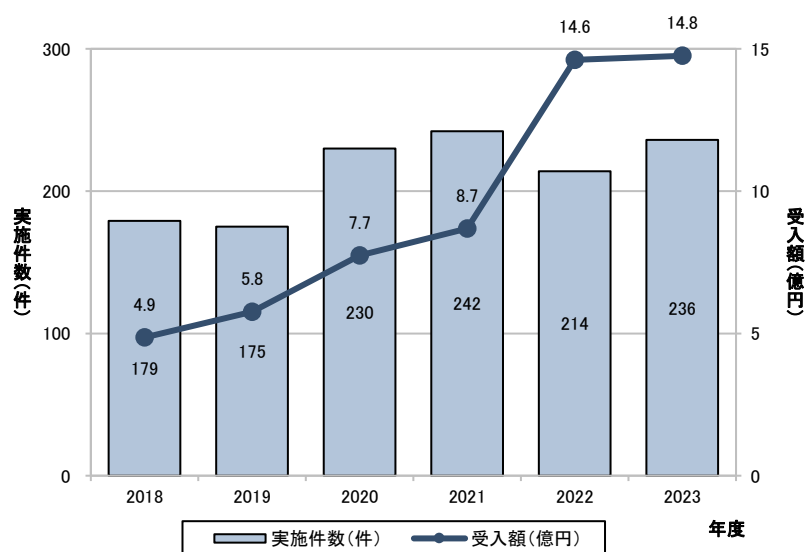
企業別受託研究実施件数を見ると、2023 年度の大手企業の受託研究実施件数は 5,378 件、中小企業は 2,550 件、外国企業は 236 件となっている。

図表 16 大学等と国内企業との受託研究の実施件数・受入額



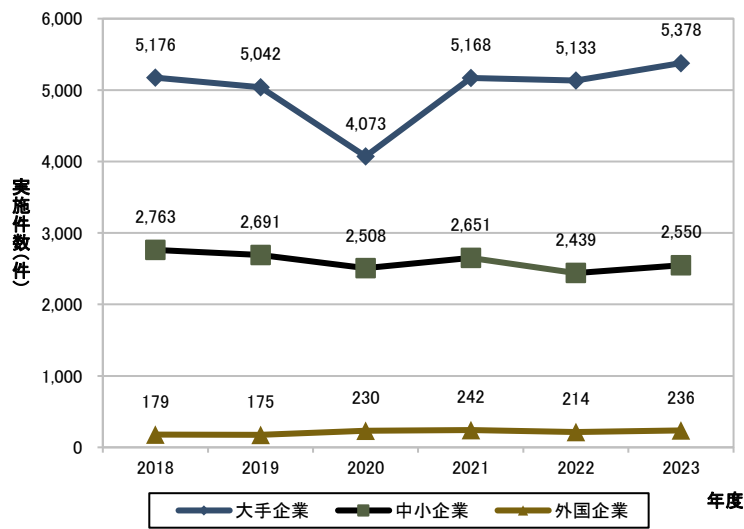
出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

図表 17 大学等と外国企業との受託研究の実施件数・受入額



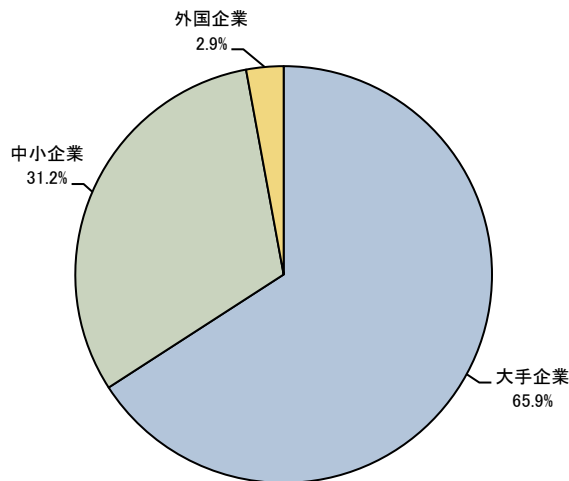
出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

図表 18 企業別の受託研究実施件数の推移



出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

図表 19 企業別の受託研究実施件数の内訳推移



出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

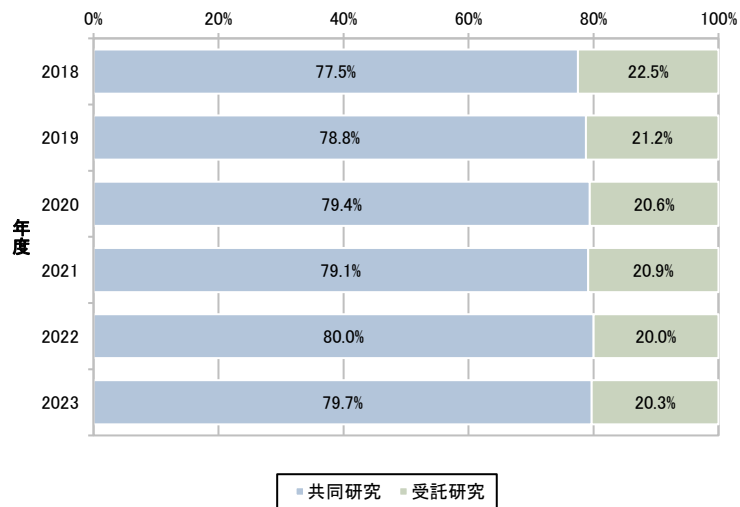
(v).大学等と企業との共同研究・受託研究の特徴

① 大学等と企業との共同研究・受託研究の比率

大学等と国内企業との共同研究と受託研究の比率をみると、件数ベースでは約 7.5 割以上、金額ベースでは 8 割以上が共同研究費となっており、大学等と国内企業との関係では共同研究が中心となっている。

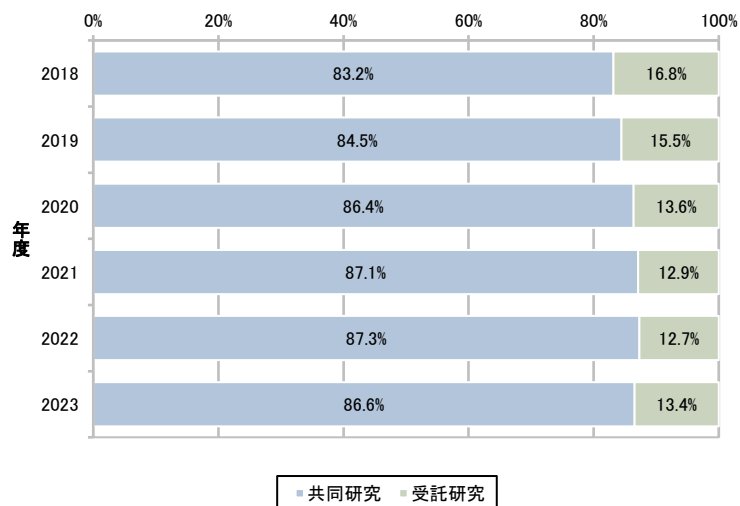
大学等と外国企業との共同研究と受託研究の比率においては、件数ベースでは約 6 割以上、金額ベースでは 6～7 割が共同研究費となっている。国内企業と比べ、外国企業とは受託研究を実施する比率が高い傾向にある。

図表 20 大学等と国内企業との共同研究件数と受託研究件数の比率



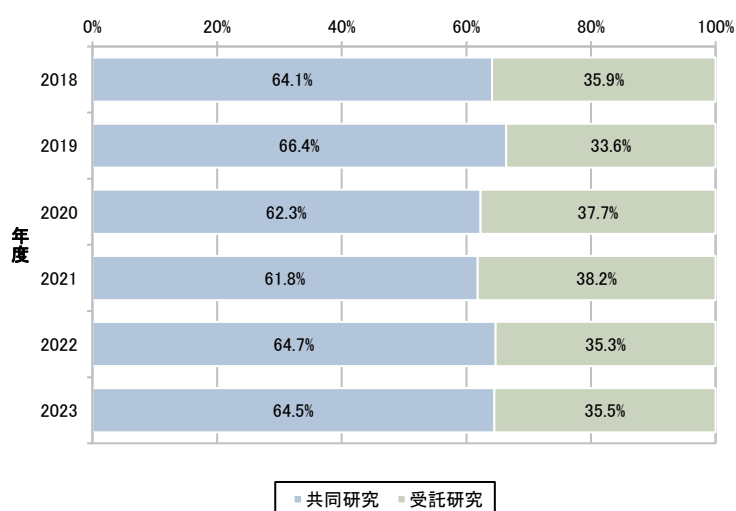
出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

図表 21 大学等と国内企業との共同研究受入額と受託研究受入額の比率



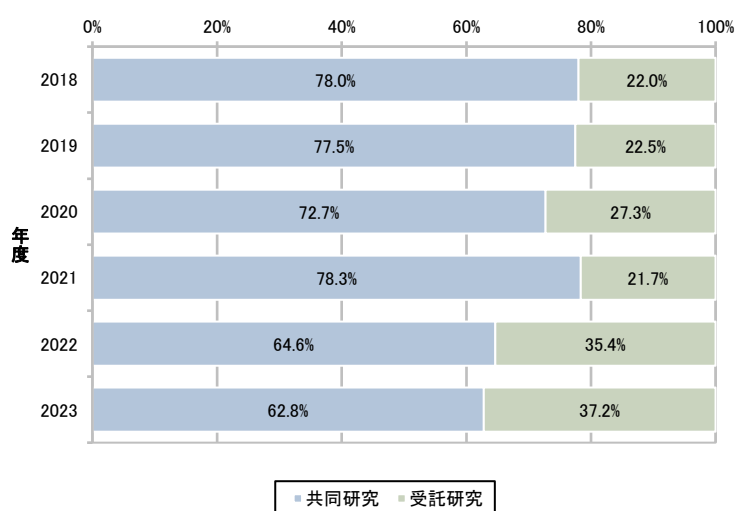
出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

図表 22 大学等と外国企業との共同研究件数と受託研究件数の比率



出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

図表 23 大学等と外国企業との共同研究受入額と受託研究受入額の比率



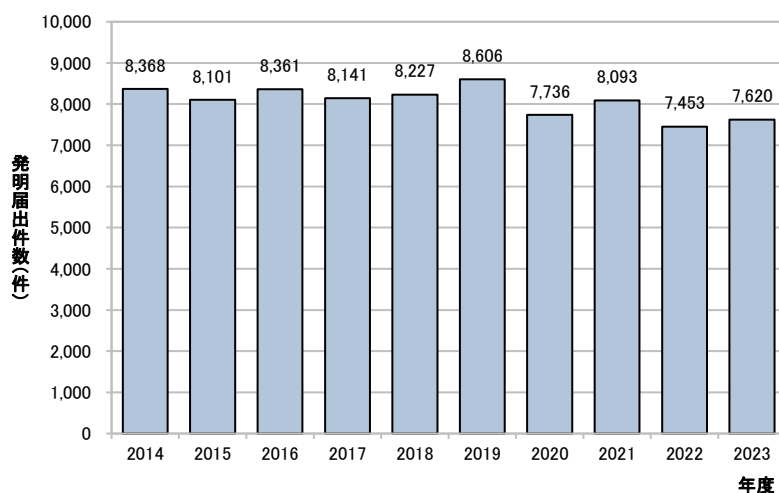
出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

(vi). 大学等による特許出願等

① 発明届出件数及び特許出願件数

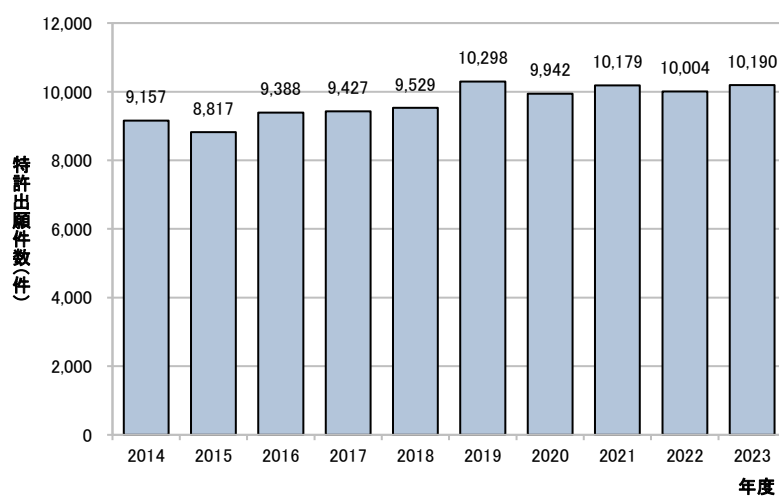
2023 年度における大学等による発明届出件数は 7,620 件となっている。また、特許出願件数は 10,190 件となっている。

図表 24 大学等による発明届出件数の推移



出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

図表 25 大学等による特許出願件数の推移



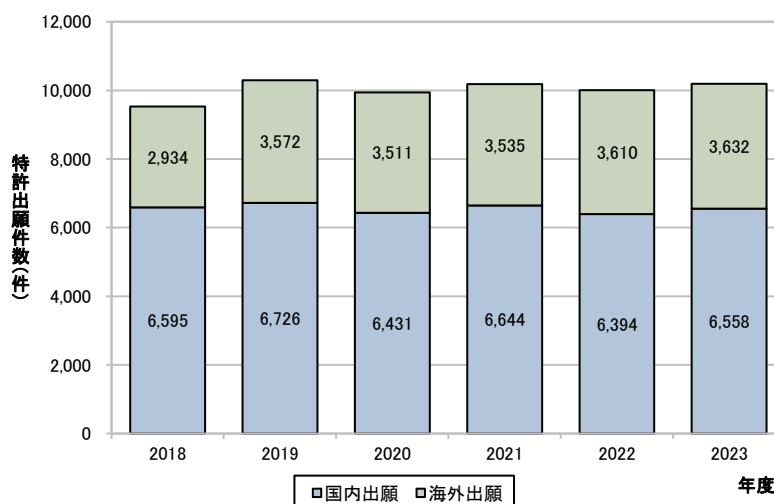
出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

② 国内出願、海外出願の特徴

2023年度の大学等からの特許出願件数 10,004 件のうち、国内出願は 6,558 件、海外出願は 3,632 件となっている。大学からの海外出願比率（＝海外特許出願件数/総出願件数）は、2023年度は 35.6%となっている。

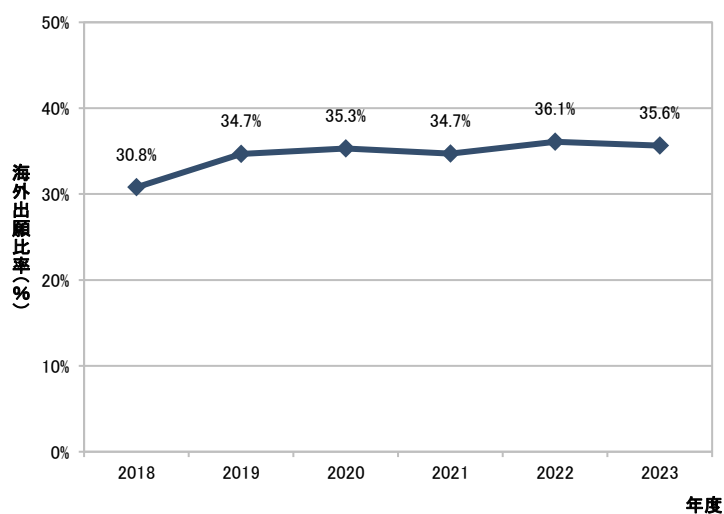
⁴ PCT 出願は除く。

図表 26 大学等による特許出願件数の推移（国内、海外）



出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

図表 27 大学等による海外出願比率の推移



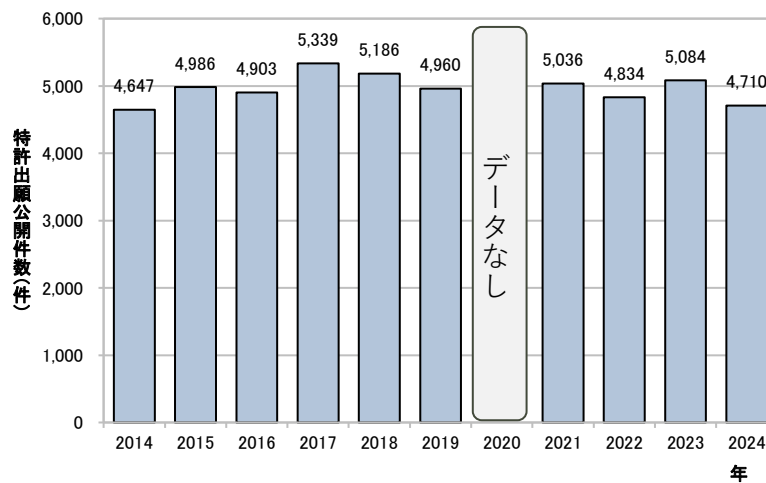
出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

③ 特許出願公開件数、特許登録件数

特許庁行政年次報告書 2025 年版⁵によると、2024 年の大学と承認 TLO による特許公開件数は 4,710 件、特許登録件数は 4,203 件となっている。

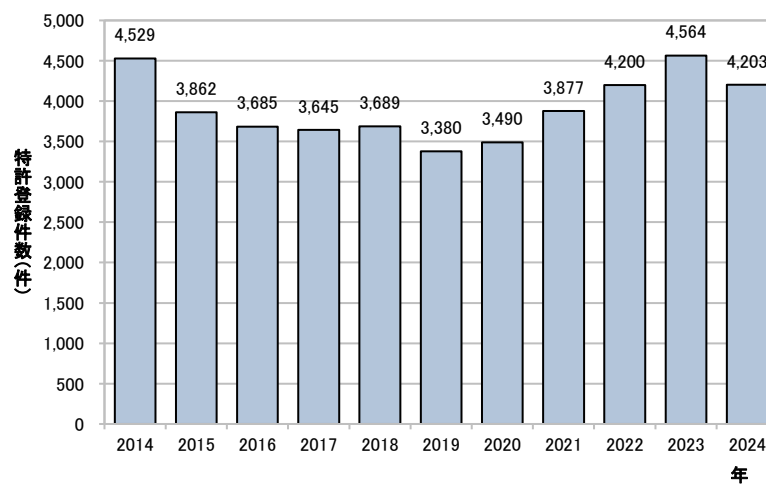
⁵ 特許庁「特許行政年次報告書 2025 年版」<<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2025/>>

図表 28 特許出願公開件数(大学+承認 TLO)



出典：特許庁「特許庁行政年次報告書」より作成

図表 29 特許登録件数(大学+承認 TLO)



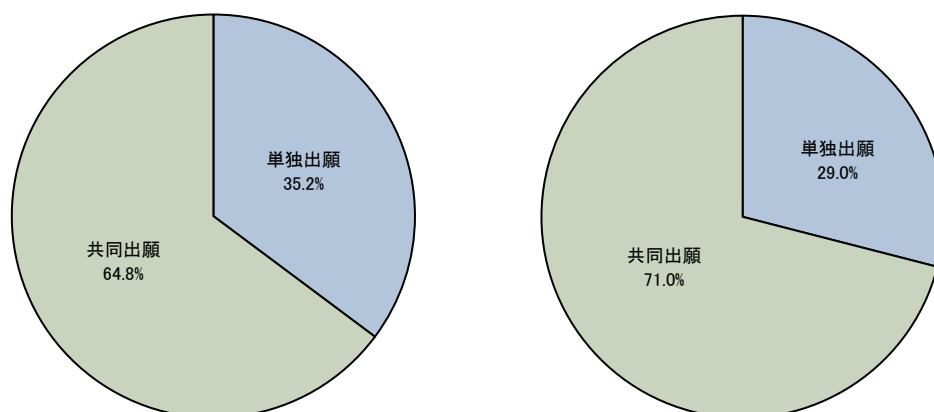
出典：特許庁「特許庁行政年次報告書」より作成

④ 単願、共願等の特徴

大学技術移転協議会の調査によると、日本の大学等⁶における国内出願のうち共願の比率は 64.8%、海外出願のうち共願の比率は 71.0%となっている。

⁶ 国内大学、TLO、公的研究機関 115 機関が対象。

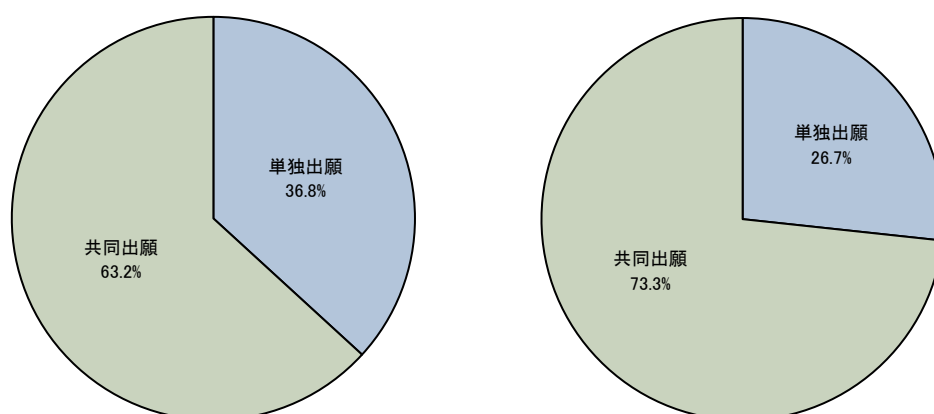
図表 30 大学の出願件数に占める共同・単独出願の比率（左：国内出願、右：海外出願）



出典：大学技術移転協議会「大学技術移転サーベイ 大学知的財産年報 2024 年度版」より作成

日本の大学等における国内保有特許件数のうち、大学の共同保有の比率は 63.2%、外国保有特許件数のうち共同保有の比率は 73.3%となっている。

図表 31 大学の保有特許に占める単独・共同保有の比率（左：国内出願、右：海外出願）



出典：大学技術移転協議会「大学技術移転サーベイ 大学知的財産年報 2024 年度版」より作成

(vii). 大学等による実施許諾

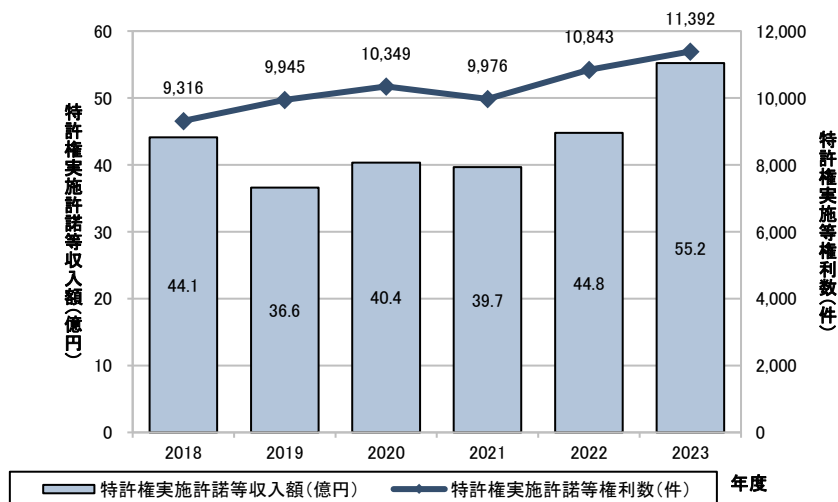
① 実施許諾等権利数・収入

大学等における特許権実施許諾等権利数⁷は増加傾向にあり、2023 年度の権利数は 11,392 件、収入額は 42.7 億円となっている。特許権実施許諾等権利数の契約別内訳につ

⁷ 実施許諾又は譲渡した日本国内の特許権（「特許を受ける権利」の段階のものも含む。）の数を指す。

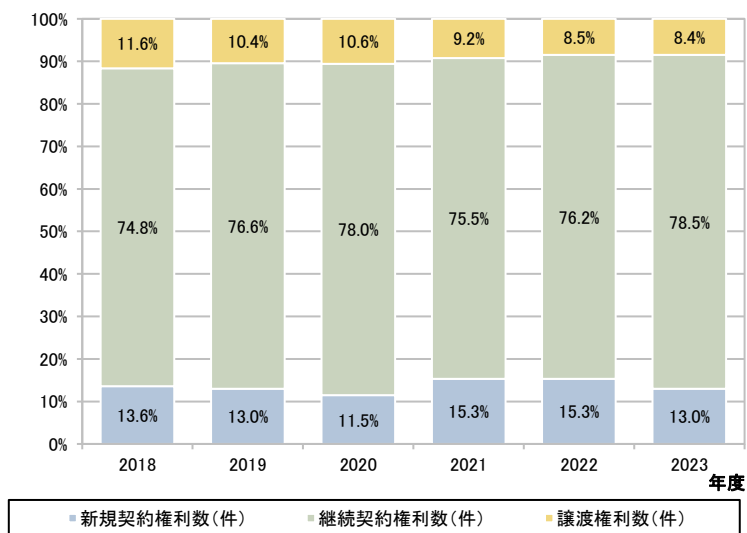
いて、新規契約権利数、継続契約権利数及び譲渡権利数の比率は概ね横ばいである。また、特許権実施許諾等収入額の内訳について、ランニング・ロイヤリティが 5～6 割、イニシャルロイヤリティが 2～3 割を占める。

図表 32 特許権実施許諾等権利数・収入額



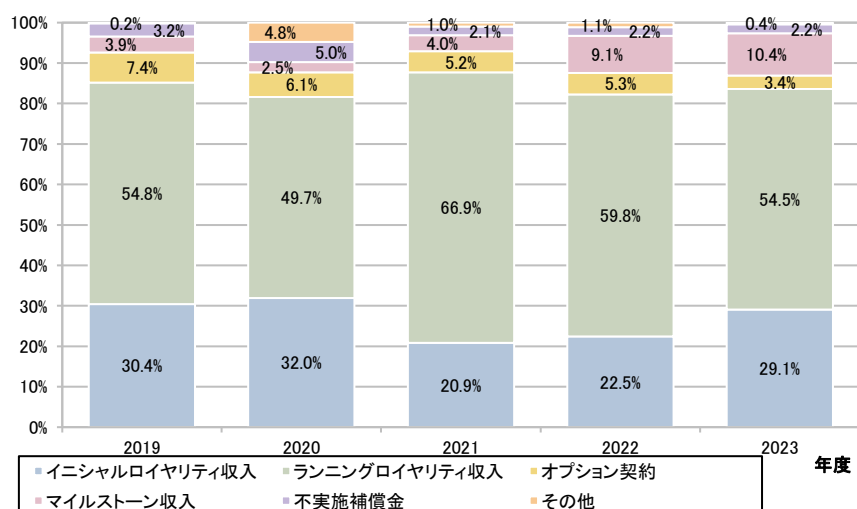
出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

図表 33 特許権実施許諾等権利数の契約別内訳



出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

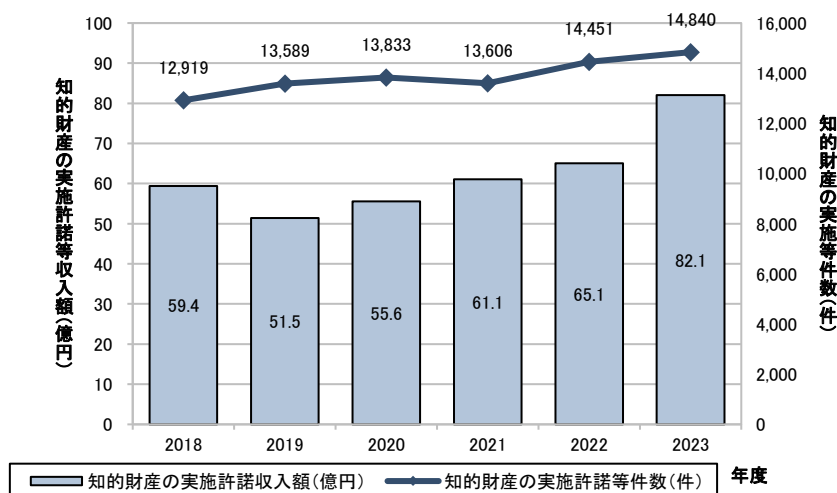
図表 34 特許権実施許諾等収入額の内訳（国内）



出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

大学等における知的財産⁸の実施許諾等件数⁹について、2023年度の件数は14,840件、収入額は82.1億円となっている。知的財産の実施許諾等件数の内訳について、新規契約件数、継続契約件数及び譲渡件数の比率は概ね横ばいである。

図表 35 知的財産の実施許諾等件数・実施等収入額

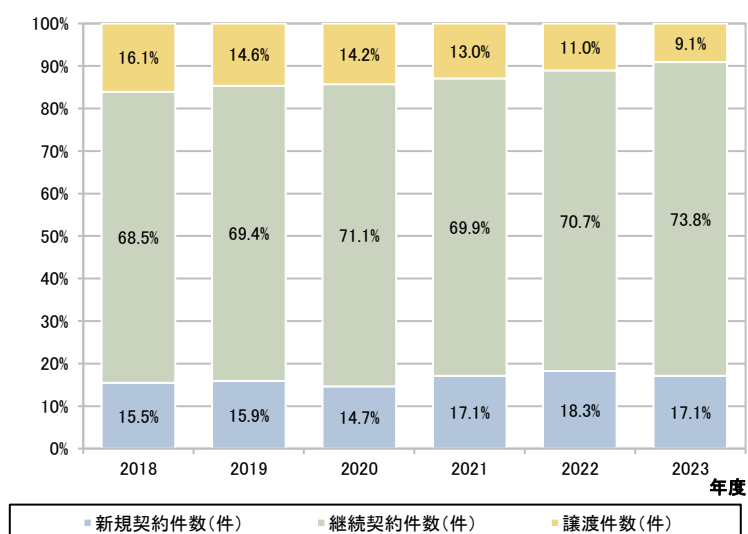


出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

⁸ 本回答における知的財産の対象は日本国内の特許権（「特許を受ける権利」の段階のものも含む。）、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権（育成者権、回路配置利用権等）、その他（ノウハウ等）、有体物（マテリアル）を指す。

⁹ 基本的には権利数による算出とするが、著作権、その他（ノウハウ等）、有体物（マテリアル）については契約数を算出した。

図表 36 知的財産の実施許諾等件数内訳

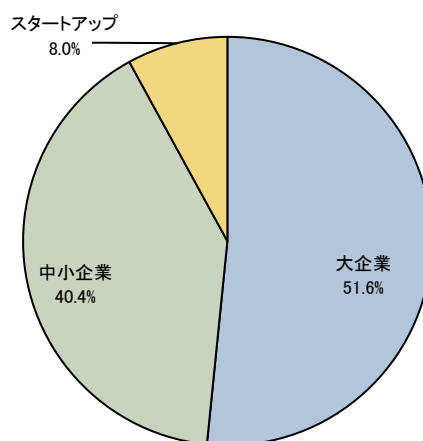


出典：大学技術移転協議会「大学技術移転サーベイ 大学知的財産年報 2024 年度版」より作成

② 実施許諾先企業の特徴、実施許諾形態

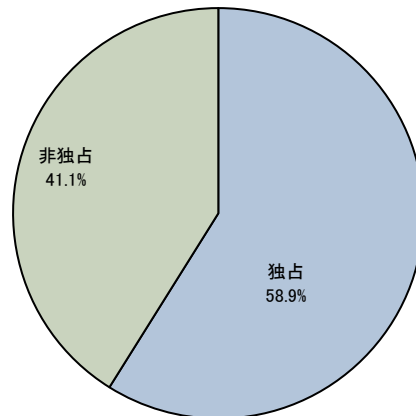
大学技術移転協議会の調査によると、日本の大学等の大企業への実施許諾が 51.6% を占め最も大きい。また、スタートアップ企業など新たに設立された企業への実施許諾は 8.0% となっており、2015 年度調査の 2.0% から増加している。実施許諾形態については、非独占的実施許諾契約の比率が約 6 割、独占的実施許諾契約の比率が約 4 割となっている。

図表 37 実施許諾先企業の規模



出典：大学技術移転協議会「大学技術移転サーベイ 大学知的財産年報 2024 年度版」より作成

図表 38 実施許諾形態



出典：大学技術移転協議会「大学技術移転サーベイ 大学知的財産年報 2024 年度版」より作成

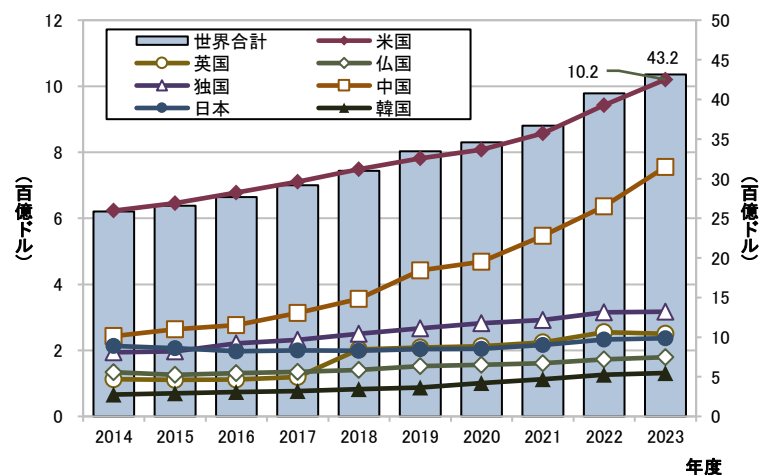
2. 海外における共同研究等に係る現状

(1) 海外の大学等における研究費

(i). 大学等の研究費

OECD 調査によれば、2023 年の世界の大学等の研究費は 4,315 億ドルであり、米国が 23.6%を占め、ついで中国 17.5%、独国 7.3%、英国 5.8%、日本 5.5%、仏国 4.2%、韓国 3.0%の順となっている。

図表 39 世界の大学の研究費の推移（購買力平価ドルベース）

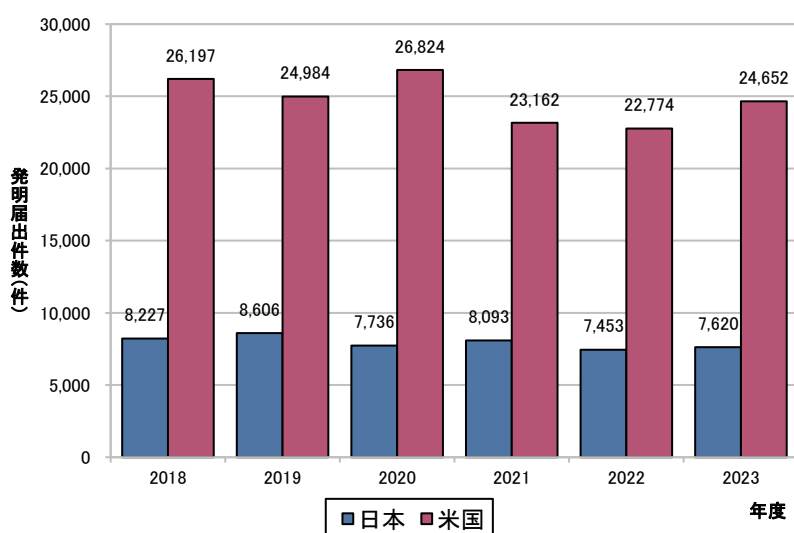


出典：OECD「Main Science and Technology Indicators (MSTI database)/ Higher Education Expenditure on R&D (HERD) (US dollars, PPP converted, Millions, Current prices(2025 年))」より作成

(ii). 発明届出数

2023 年度の大学等からの発明届出件数は、日本が 7,620 件、米国が 24,652 件であり、米国は日本の約 3 倍となっている。1 機関あたりの発明届出件数をみると、日本は 7.3 件/機関であり、米国、欧州に比べて低い。

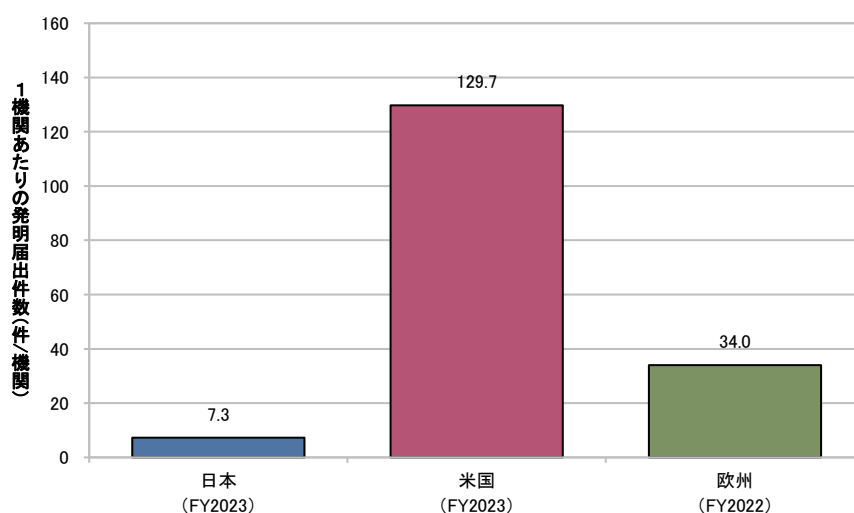
図表 40 発明届出件数の日米比較



※米国は AUTM STATT Database # Count Disclosures: Received [INVDIS] より収集

出典：(日) 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」、(米) AUTM「FY2024 Licensing Survey」より作成

図表 41 1 機関あたりの発明届出件数の日米欧比較

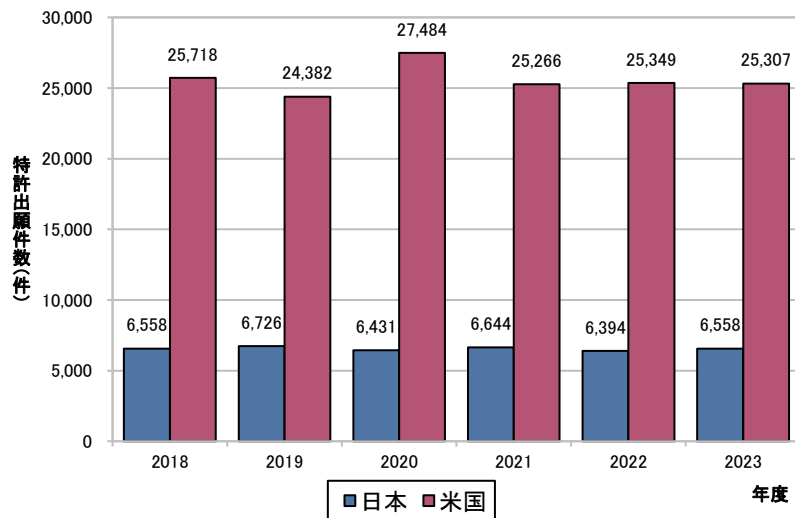


出典：(日) 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」、(米) AUTM「FY2024 Licensing Survey」、(欧) ASTP「ASTP 2024 Annual Survey」より作成

(iii). 特許出願件数

2023 年度の大学等からの特許出願件数は、日本が 6,558 件、米国が 25,307 件であり、米国は日本の約 3.9 倍となっている。「特許出願件数/発明届出件数」をみると、日本は 0.86 であり、米国より低い値となっている。

図表 42 特許出願件数の日米比較



※日本は国内出願件数を収集

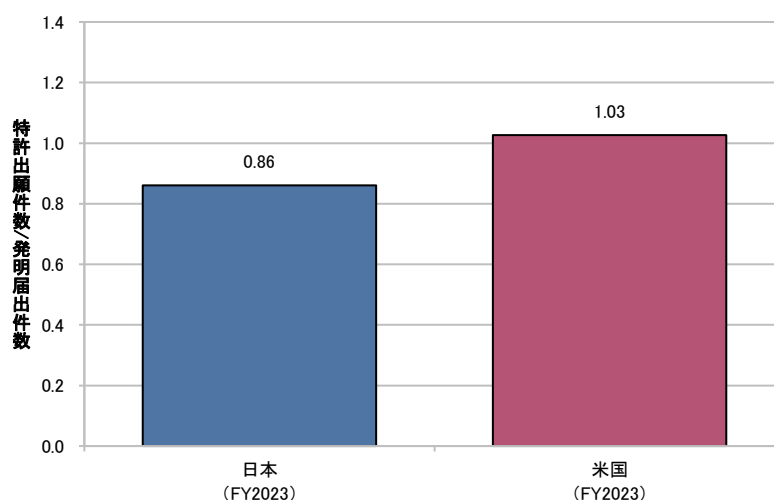
※米国は AUTM STATT Database # Count Total Patent Applications Filed [TPTAPP] より収集¹⁰

出典：(日) 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」、(米) AUTM「FY2024 Licensing Survey」より作成¹¹

¹⁰ TPTAPP は、調査年度に USPTO へ提出された出願の総数（仮出願・継続出願等を含む）であり、米国を指定国に含む PCT 国際出願が最初の非仮出願となる場合および PCT 国際出願の米国国内段階移行による米国非仮出願を含む（米国を指定しない PCT 国際出願は除く）。

¹¹ 日本は国内出願件数、米国は USPTO への出願総数であり、計上範囲が一致しないため、厳密な同一定義による比較ではなく参考値として示す。

図表 43 発明届出件数に占める特許出願件数の比率の日米比較



出典：(日) 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」、(米) AUTM「FY2024 Licensing Survey」より作成

(2) 実施許諾契約の状況

(i). 実施許諾件数

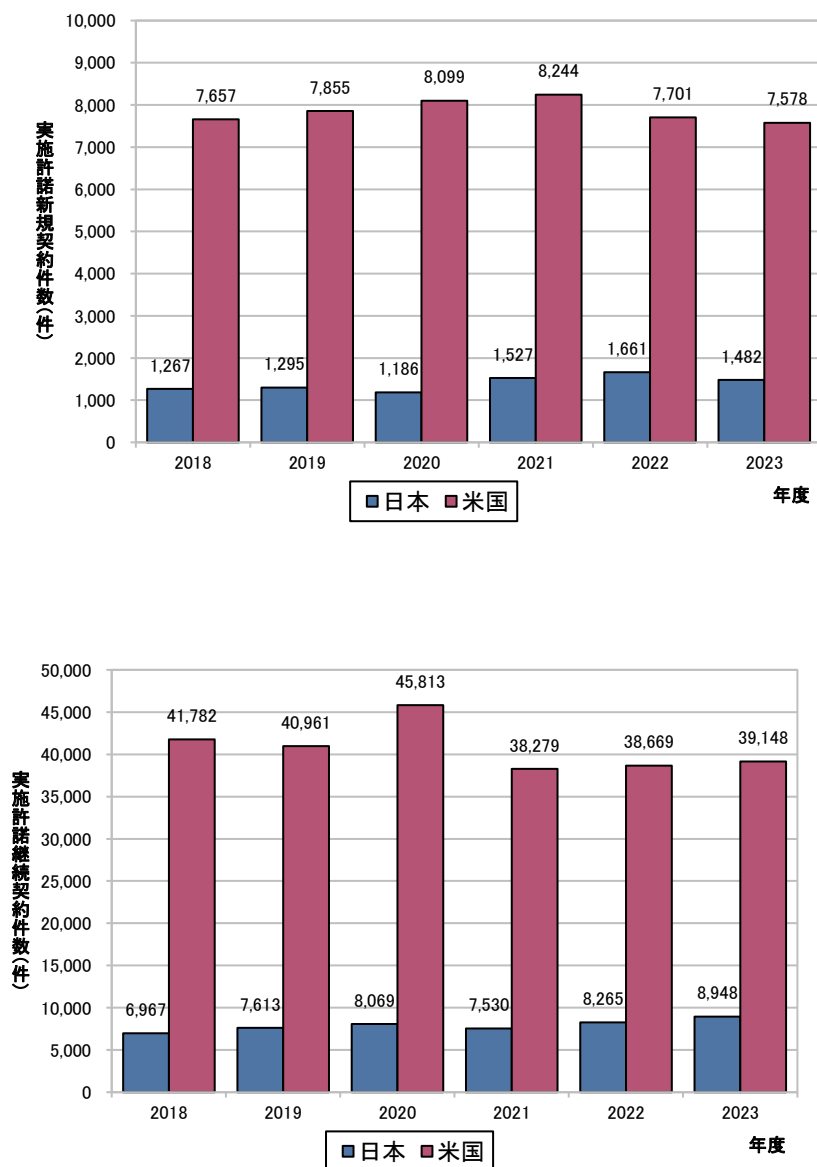
2023 年度の米国の大学等の実施許諾新規契約件数は 7,578 件（日本の大学等¹²の約 2.6 倍）、実施許諾の継続契約件数は 39,148 件（日本の約 4.4 倍）となっている。

日本の大学等の 1 機関あたり新規実施許諾契約数は 15.8 件/機関（2023 年度）となっており、米国よりは小さいが、欧州（2022 年度）よりも大きい値となっている¹³。

¹² 国内大学、TLO、公的研究機関 115 機関を対象。

¹³ 欧州を中心とする KTO（Knowledge Transfer Office）を対象とした ASTP「ASTP 2024 Annual Survey（2022 年度）」に基づく。2022 年度は回答 KTO の所在国ベースで 23 か国（うち欧州 22 か国）から回答が得られている。各設問の有効回答数は設問ごとに異なる。

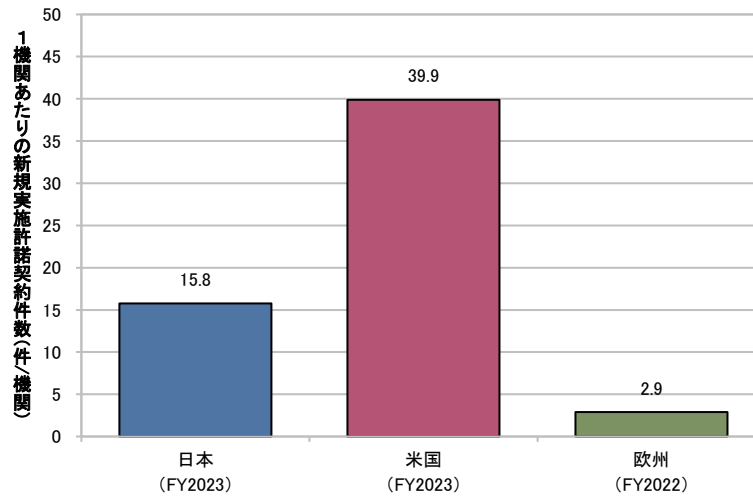
図表 44 実施許諾新規契約件数及び継続契約件数の比較（上：新規、下：継続）



※米国は AUTM STATT Database # Count Total Licenses executed [LCTOTLIC]（2018～2021 年度）、# Count Total Patent Licenses (Since 2022) [LCTOTPAT]（2022～2023 年度）及び# Cumulative Active Licenses [ACTLIC]より収集

出典：（日）文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」、（米）AUTM「FY2024 Licensing Survey」より作成

図表 45 1 機関あたりの新規実施許諾契約件数



※日本は大学技術移転協議会「大学技術移転サーベイ 大学知的財産年報 2024 年度版」より収集、有効回答数は 94 機関

※米国は AUTM STATT Database # Count Total Licenses executed [LCTOTLIC] (2018～2021 年度)、# Count Total Patent Licenses (Since 2022) [LCTOTPAT] (2022～2023 年度) 及び # Cumulative Active Licenses [ACTLIC]より収集、有効回答数は 190 機関

※欧州は ASTP「ASTP 2024 Annual Survey (FY2022)」の License Agreements (Patent Licenses) より収集、有効回答数は 107 機関

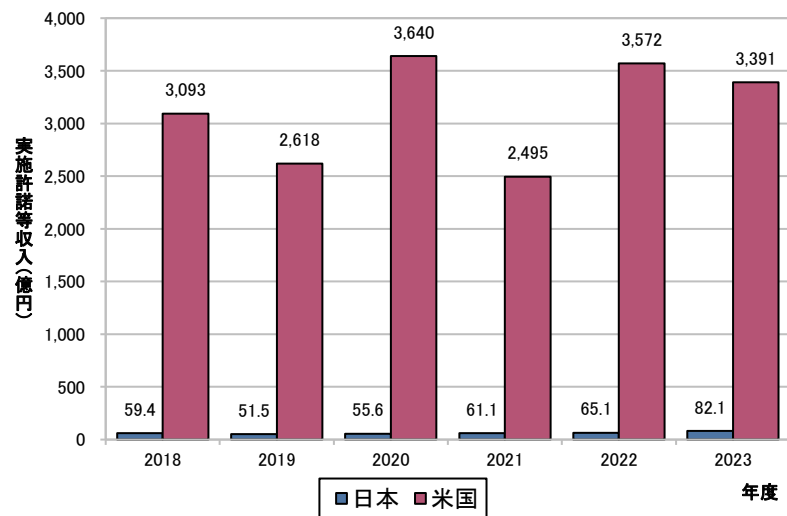
出典：(日) 大学技術移転協議会「大学技術移転サーベイ 大学知的財産年報 2024 年度版」、

(米) AUTM「FY2024 Licensing Survey」、(欧) ASTP「ASTP 2024 Annual Survey」より作成

(ii). 実施許諾等収入

2023 年度の米国の大学等の実施許諾等収入は 3,391 億円で、日本の約 40 倍である。実施許諾等収入の内訳をみると、米国では日本に比べて、株主関連での収入の比率が高い。

図表 46 実施許諾収入の日米比較

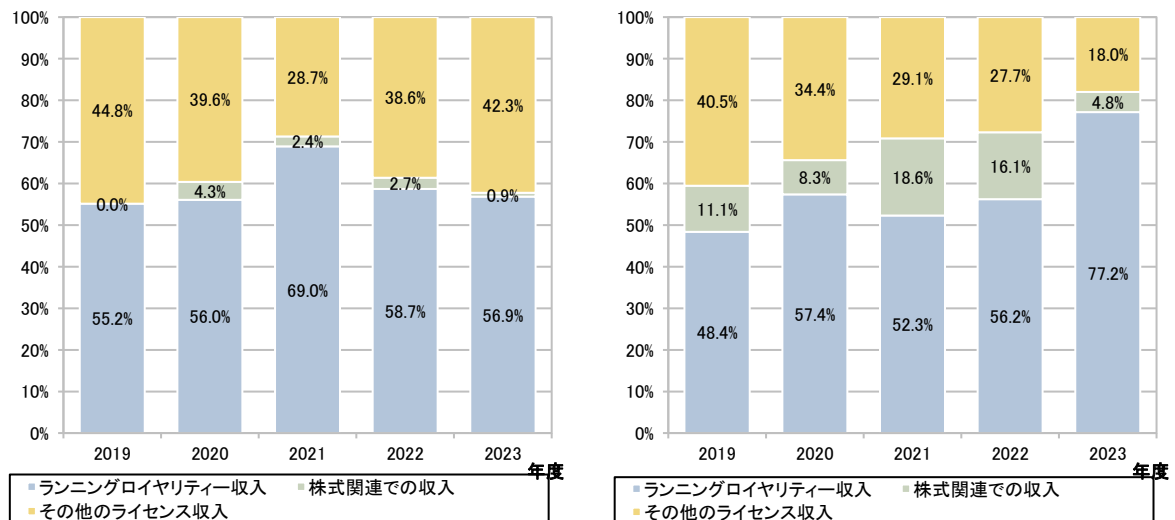


※米国は AUTM STATT Database\$ Gross License Income received [LIRECD]より収集

出典：(日) 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」、

(米) AUTM「FY2024 Licensing Survey」より作成

図表 47 実施許諾収入内訳の日米比較（左：日本、右：米国）



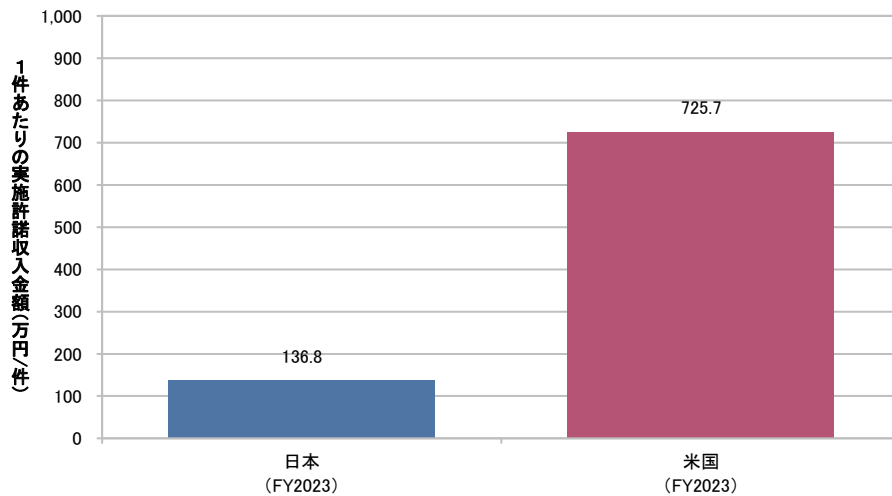
※オプション契約、不実施補償金を除く

出典：(日) 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」、

(米) AUTM「FY2024 Licensing Survey」より作成

日本の大学等の1件あたりの実施許諾等収入金額(=実施許諾等収入額/収入を生じた件数)は136.8万円であり、米国の約19%程度である。

図表 48 1件あたりの実施許諾収入金額の日米比較

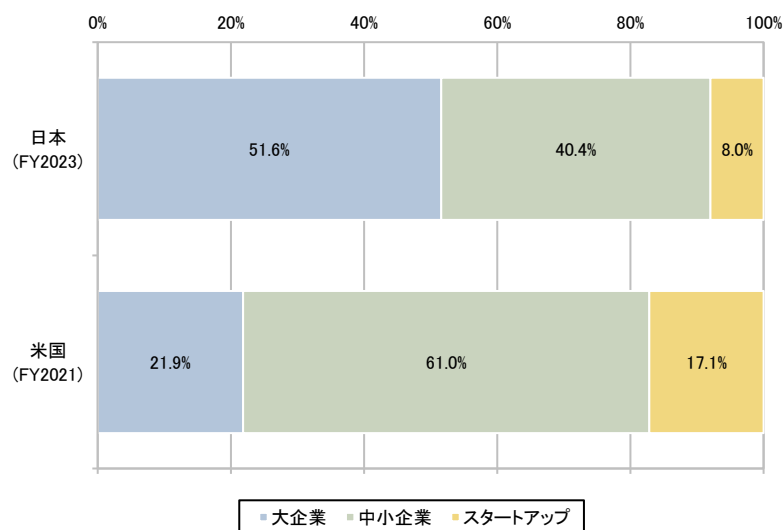


※米国は AUTM STATT Database \$ License Income: Running Royalties [LIRUNR]、\$ License Income: Cashed-In Equity [CAINEQ]及び\$ License Income: Other Sources [LIOTHR]より収集
 出典：(日) 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」、
 (米) AUTM「FY2024 Licensing Survey」より作成

(iii). ライセンシー企業の特徴、実施許諾形態

ライセンシー企業の特徴についてみると、米国は中小企業への実施許諾が多く、スタートアップへの実施許諾も多い。実施許諾形態については、日本・米国とも独占での実施許諾契約の比率が高い。日本の方が米国より若干独占的实施許諾契約の比率が高い。

図表 49 実施権者（企業）の規模の日米比較

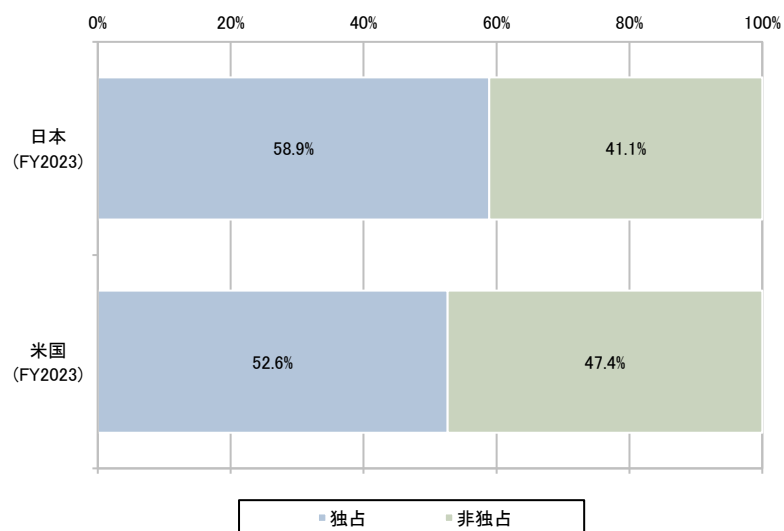


※米国は AUTM STATT Database # Count Licenses/Options: with Large Companies [LCEXLG]、
 # Count Licenses/Options: with Small Companies [LCEXSM]及び# Count Licenses/Options: with
 Start-Ups Available only for 2001-2021 [LCEXSU]より収集\$ License Income: Running Royalties

[LIRUNR] \$ License Income: Cashed-In Equity [CAINEQ] \$ License Income: Other Sources
[LIOTHR]

出典：（日）大学技術移転協議会「大学技術移転サーベイ 大学知的財産年報 2024 年度版」、
（米）AUTM「FY2024 Licensing Survey」より作成

図表 50 実施許諾形態の日米比較



※米国は AUTM STATT Database #Count Exclusive Patent Licenses [LCEXCLPAT] 及び
#Count Non-Exclusive Patent Licenses [LCNEXPAT] より収集

出典：（日）大学技術移転協議会「大学技術移転サーベイ 大学知的財産年報 2024 年度版」、
（米）AUTM「FY2024 Licensing Survey」より作成

3. 国内外における共同研究の取扱いに関する法制度等

(1) 全体概要

海外における共有特許に関する法制度について、主要国を対象に整理する。

共有特許を単独で実施する場合については、多くの国において、共有者は他の共有者の同意なく、自己のために実施することが認められている。第三者に独占的に実施許諾する場合、多くの国では共有者全員の同意が必要とされている。第三者に非独占的に実施許諾する場合、米国及び中国では共有者の同意なく可能とされており、仏国では補償、通知及び先買機会の付与等の一定の法定手続を条件として可能とされている。一方、独国、英国及び韓国では、原則として共有者の同意が必要とされている。持分譲渡については、米国では共有者の同意を要しないとされている。独国においても民法上は可能と解されるが、実務上は他の共有者との関係で制約が問題となる場合がある。仏国では共有者に先買権が付与されている。ライセンス料の分配については、米国では不要とされている一方、仏国及び中国では分配が必要とされている。侵害訴訟の提起については、米国では共有者全員の参加が必要とされ、単独提起は認められていない。

図表 51 各国の特許法における共有特許の取扱

国	根拠となる法律	特許発明の実施		同意のない実施権の許諾		同意のない持分譲渡	ライセンス料の分配	訴訟提起 (侵害訴訟の 単独提起)
		単独実施	単独実施による利益分配	独占的 実施許諾	非独占的 実施許諾			
日本	特許法73条、 民法252条	○	不要	× (全員の同意要)	× (全員の同意要)	× (全員の同意要)	当事者間合意 による	○
米国	米国特許法 第261, 262条	○	不要	△ (独占的实施許諾 としての効力は制 限)	○	○	不要	× (全員の参加要)
独国	独国民法 第743, 745, 747, 749条	○	不要 (要求により 協議)	× (全員の同意要)	△ (管理行為として 過半数の同意要)	○	当事者間合意 による	○
仏国	仏国知的財産法 第613条	△ (補償義務あり)	要	× (全員の同意要)	△ (補償・通知・先買 機会の法定手続 要)	△ (先買権あり)	要	○
中国	中国専利法第15条	○	不要	× (全員の同意要)	○	× (全員の同意要)	要	○
英国	英国特許法 第36, 66条	○	不要	× (全員の同意要)	× (全員の同意要)	× (全員の同意要)	当事者間合意 による	○
韓国	韓国特許法第99条, 民法第265条	○	不要	× (全員の同意要)	× (全員の同意要)	× (全員の同意要)	当事者間合意 による	○

※○：可能、×：不可能、△：条件付きで可能

出典：長谷川洋・三宅俊男「特許権の共有に対する国内外の法的制約について」（2020）を基に、各国法令、判例及び近年の実務動向を踏まえて作成。

(2) 各国の動向

(i). 米国

【制度の基本構造】

- ✓ 米国では、共有特許について、契約で別段の定めがない限り、各共同所有者は単独で当該発明を実施することができ、他の共同所有者の同意や利益精算を要しない（35 U.S.C. §262）。
- ✓ また、第三者に対するライセンスについても、各共同所有者が個別に付与することができる¹⁴。このため、第三者に対し、他の共同所有者に対抗し得る排他的地位を安定的に付与することは制度上容易ではない。
- ✓ 侵害訴訟については、原則として全ての共同所有者が原告として参加する必要があり、不同意の共同所有者がいる場合、原告適格を欠くこととなる。

【政府・公的機関の近年動向】

- ✓ 政府資金を用いた産学連携においては、Bayh-Dole 法及びその実施規則（37 CFR 401.14）が適用され、発明開示、権利化及び政府の権利留保が前提となっている。
- ✓ 近年は、マーチン権の運用を巡り、NIST が行使判断の枠組み案を公表し、当該判断において価格要素を考慮し得るとの解釈が提示された。これに対し、FTC が意見を提出するなど、制度運用を巡る議論が生じている。

【裁判例・紛争事例の傾向】

- ✓ 共有特許に関する紛争は、権利行使の局面で顕在化することが多い。
- ✓ STC.UNM v. Intel（Fed. Cir. 2014）では、共同所有者の一部が訴訟に参加しない場合、原告適格を欠くことが確認されている。

(ii). 独国

【制度の基本構造】

- ✓ 共同発明の場合、「特許を受ける権利」は共同に帰属する（PatG § 6）が、その具体的な権利行使関係は民法の共有規定に委ねられている。
- ✓ 共同所有（Patentgemeinschaft）の運用は、原則として民法上の持分共有（Bruchteilsgemeinschaft）の枠組み（BGB §§743–749 等）により整理される。
- ✓ 単独実施、第三者への実施許諾、持分譲渡、訴訟提起といった行為については、それぞれが共有物の「使用」「管理」「処分」のいずれに該当するかに応じて要件が異なる。結果として、法定のデフォルトルールの間までは、第三者への実施許諾や権利処分を伴う事業化の局面において、共有者間の利害調整が問題となることが多い。

¹⁴ *Ethicon, Inc. v. United States Surgical Corp.*, 135 F.3d 1456 (Fed. Cir. 1998) ほか。

【政府・公的機関の近年動向】

- ✓ 産学連携においては、個別の法改正よりも、公的研究資金の付与条件や共同研究契約の設計が実務に大きな影響を与えている。BMWK（独連邦経済省）は、研究開発協力に関するモデル契約（*Mustervereinbarungen*, 2022）を公表しており、当該モデルでは、研究成果の保護、利用、成果帰属及び第三者利用の取扱いが類型化されている。
- ✓ 大学研究者の職務発明に関する特則（*ArbnErfG § 42*）については、2002 年改正後も、研究・教育上の利用との関係で実務上考慮されている。
- ✓ このほか、研究連携や研究コンソーシアムを対象として、知的財産の配分や利用制約の在り方に関する学術的議論も継続して行われている。

【裁判例・紛争事例の傾向】

- ✓ 共有特許を巡る紛争は、主として、第三者への実施許諾の可否、反対する共有者が存在する場合の意思決定の方法、及び当該共有者に対する補償や対価配分の在り方を巡って生じている。
- ✓ BGH（連邦通常裁判所）X ZR 142/18（2020）は、共有者の多数決による第三者利用許諾が「管理行為」として認められ得るか否か、及び当該決定に同意しない共有者に対する補償の必要性が争われた事案である。同判決は、全ての共有者の同意がなくとも第三者への利用許諾が可能となる場合がある一方で、反対する共有者の利益については補償等の調整が不可欠であることを示している。

(iii). 仏国

【制度の基本構造】

- ✓ 仏国では、共有特許について、知的財産法典（*Code de la propriété intellectuelle : CPI*）に包括的な法定レジームが設けられている（L613-29～L613-32）。
- ✓ 各共有者は、自己のために当該発明を実施することができるが、その場合、当該発明を実施していない他の共有者に対して衡平な補償を行うことが法定上求められている（L613-29 a）。
- ✓ 第三者に対する非独占的实施許諾については、各共有者が単独で付与することができる（L613-29 c）。
- ✓ これらの法定ルールは、共有者間で締結される契約（*règlement de copropriété*）により、排除又は修正することが可能とされている（L613-32）。

【政府・公的機関の近年動向】

- ✓ 産学連携の実務においては、研究成果の権利化、成熟化及び移転を担う SATT（*Sociétés d' Accélération du Transfert de Technologies*）が重要な役割を果たしている。SATT は、研究機関と企業の上に立ち、共有特許を含む研究成果の管

理及び移転を担うとともに、PoC 等に向けた取組を資金面及び契約面から支援している。

- ✓ 近年は、SATT ネットワークの運用状況や成果について、国による評価及び監督の対象とされており、国の評価・監督プロセスにおいても、SATT(Réseau SATT) に対するヒアリングが行われている（2025 年）。

【裁判例・紛争事例の傾向】

- ✓ 共有特許を巡る紛争は、主として、法定手続の履践の有無及び実施許諾の独占性を巡って生じている。共有者全員の同意を得ることなく独占的实施許諾が付与された場合、その効力が争われることがあり、Cour de cassation (破毀院) 09-71.934 では、他の共有者の同意を欠くことにより、当該実施許諾の独占性が制約されることが確認されている。
- ✓ 非独占的实施許諾についても、CPI L613-29 c に定める通知義務が履践されていない場合、当該ライセンシーは未通知の共有者に対して当該実施許諾を対抗することができず (inopposable)、当該共有者から権利行使を受け得る立場に置かれると整理されている（パリ控訴院判決 2014 年 9 月 19 日）。

(iv). 中国

【制度の基本構造】

- ✓ 中国の特許法については、共有特許は、当事者間に合意がある場合には当該合意が優先される一方、合意が存在しない場合のデフォルトルールが法定されている。合意がない場合には、各共有人は単独で当該発明を実施し、又は普通許可（非独占的实施許諾）により第三者に許諾することができ、その許諾料は共有者間で分配されるとされている（専利法第 14 条）。
- ✓ これに対し、持分譲渡や独占的又は排他的実施許諾といった権利行使については、共有者全員の同意を要するものと整理されている。
- ✓ 侵害訴訟については、共有財産侵害に関する一般原則に基づき、一部の共有者が提訴する場合であっても、他の共有者を共同訴訟人として関与させることが実務上前提とされている。

【政府・公的機関の近年動向】

- ✓ 研究成果の移転及び活用を制度的に後押しする枠組みとしては、「科技成果转化法」（2015 年改正）が基盤となっており、大学・研究機関における研究成果について、国内外への移転及び許諾を含めた「成果転化」を積極的に促進する政策が採られている。
- ✓ 教育部は、大学に対し、成果転化を前提とした内部規程や運用メカニズムの整備を求める行動計画を示しており（2016 年）、共有特許を含む知的財産の管理・活用体制の整備が政策的に位置付けられている。
- ✓ また、専利法の 2020 年改正により「開放許可（オープンライセンス）」制度が導

入され、共有特許を含む特許権について、標準条件に基づく普通許可を通じた利用促進が制度上明確化された。

- ✓ 他方、2021年に中国国家知識産権局、教育部、科技部が連名で、「産学研協力における知的財産関連条項手引き（試行）」（产学研合作协议知识产权相关条款制定指引（试行））を公表しており¹⁵、本手引きでは、共有特許の第三者への実施許諾に際して両当事者の同意を必須とすることを定めている。

【裁判例・紛争事例の傾向】

- ✓ 共有特許を巡る紛争は、主として、①共有人による単独実施に伴う利益配分、②第三者に対する実施許諾の類型（普通許可か、全員同意を要する許諾か）の適法性、③侵害訴訟における当事者適格及び共同訴訟の構成といった点で顕在化している。
- ✓ 最高人民法院知的財産法廷が公表した裁判要旨（2020年）においては、共有人が単独で実施して得た利益について、他の共有者との間で分配・清算が問題となることが示されており、共有特許が「自由に利用できる権利」としてではなく、利益調整を前提とする権利関係として把握されていることが確認される。

(v).英国

【制度の基本構造】

- ✓ 英国では、特許が複数名義で付与されている場合、各共有者は原則として等しい持分を有する不可分共有の関係に立つものとされている（Patents Act 1977 s.36(1)）。
- ✓ 各共有者は、他の共有者の同意を得ることなく、かつ利益精算（accounting）を行うことなく、自己のために当該発明を実施することができる（s.36(2)）。
- ✓ これに対し、第三者に対する実施許諾の付与、共有持分の譲渡又は担保設定、並びに特許明細書の補正や取消申請については、原則として他の共有者の同意を要するものとされている（s.36(3)）。

【政府・公的機関の近年動向】

- ✓ 英国における産学連携の運用は、法制度そのものの改正よりも、研究資金配分機関による条件設定及び契約実務の標準化を通じて調整される傾向が強い。UK Research and Innovation（UKRI）及びその傘下機関（EPSRC等）は、共同研究においては、バックグラウンドIP及びフォアグラウンドIPの取扱いを、当事者間で締結する共同研究契約により明確化することを求めている。
- ✓ この際、知的財産庁（IPO）が策定した大学・企業間のモデル契約集であるLambert Toolkitの活用が参照先として示されている。
- ✓ Innovate UKにおいても、採択後に同様の協定を締結することが求められてお

¹⁵JETRO 香港事務所「【香港発中国創新 IP 情報】中国政府、産学連携における知的財産関連条項の契約書ひな形を公表」（2021年10月22日）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/ip_20211022.pdf

り、契約による権利関係整理が実務上の前提とされている。

- ✓ UK Research and Innovation (UKRI) のグラント条件においては、例外的に、資金提供者が一定の利用権又は介入権を留保し得る旨が規定されている。

【裁判例・紛争事例の傾向】

- ✓ 共有特許を巡る紛争は、主として、共有者間の同意要件に起因する意思決定の停滞（デッドロック）及び権利帰属（entitlement）を巡る争点として顕在化している。UKIPO の実務解説によれば、s.36(3) に基づく同意要件により当事者間で合意が成立しない場合には、UKIPO の comptroller が s.37 に基づき、実施許諾の付与等を命じることが可能であるとされている。
- ✓ この点については、Hughes v Paxman（2006 年、控訴院）において、その適用可能性が確認されている。
- ✓ 近年においても、Taylor v Lanarkshire Health Board（BL O/864/21、BL O/157/22）など、共同所有関係におけるデッドロック解消の判断枠組みを示す事例が参照されている。

(vi). 韓国

【制度の基本構造】

- ✓ 韓国の特許法においては、特許権が共有されている場合、特約がない限り、各共有者は他の共有者の同意を得ることなく、自己のために当該発明を実施することができる（特許法第 99 条第 2 項）。
- ✓ 一方で、特許権の共有持分の譲渡又は質権の設定については、他の共有者全員の同意を要するものとされている（同条第 3 項）。
- ✓ 共有特許について専用実施権を設定する場合や、通常実施権を第三者に許諾する場合についても、原則として他の共有者全員の同意が必要とされており（同条第 4 項）、第三者への実施許諾については法定上、強い同意要件が課されている。
- ✓ 出願前段階における「特許を受ける権利」が共有されている場合についても、その持分の譲渡には共有者全員の同意が必要とされている（特許法第 37 条第 3 項）。

【政府・公的機関の近年動向】

- ✓ 韓国における産学連携の運用は、特許法等の個別法令に加え、国家研究開発事業全体に適用される共通規範によって強く規律されている。2021 年に施行された「国家研究開発革新法」の下で、研究成果の帰属及び管理について、統一的な取扱いを行う方針が明確化された。これを受けて、大学等の研究機関においても、同法に基づく成果帰属及び承継に関する運用案内やマニュアルが整備されており（例：2025 年 2 月公表の大学向け案内、革新法マニュアル）、共有特許を含む研究成果の管理について、制度的な統一が図られている。
- ✓ 国家研究開発事業の管理規程においても、無形成果（知的財産権等）については協約により定めることを前提としつつ、原則として当該成果を創出した研究機関

に帰属させる構造が示されている。

【裁判例・紛争事例の傾向】

- ✓ 共有特許を巡る紛争は、主として、共有持分が第三者に移転又は差押えの対象となる可能性及び、共有者間の同意要件を巡って生じている。
- ✓ 最高裁は、共有特許の持分が第三者によって差押え（強制執行）される場合について、他の共有者の利益を保護する必要性から、一定の制約が及ぶことを判示している（2011 마 2412、2012 年 4 月 16 日）。
- ✓ これらの裁判例を通じて、韓国における共有特許は、一般的な財産権と比較して、他の共有者の利益保護を重視した制約的な性格を有するものとして解釈されていることが確認される。

III . 本調査研究における論点の整理

1. 国内アンケート・ヒアリング結果について

産学官連携による共同研究等の実態を多面的に把握するため、国内の大学等（大学、TLO）及び企業を対象として、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した。調査項目は、アンケート及びヒアリングの双方に共通する 10 の観点に基づいて設定している。以下では、これらアンケート調査及びヒアリング調査を通じて得られた主な結果を、観点ごとに整理して示す。

(1) 共同研究等の目的・内容

(i) 国内アンケート結果

共同研究では、大学等の種別を問わず国内企業との連携が最も高く、全体で 97.6% に達していた。国立大学（RU11）、公立大学、私立大学はいずれも 100% となっており、国内企業が主要な共同研究先であることが確認された。

海外企業との共同研究では、米国企業が全体で 51.2% と最も高く、特に国立大学（RU11）で割合が高かった。一方、中国企業や仏国企業との連携は限定的であり、大学等種別による差もみられた。また、その他外国企業との共同研究は国立大学（RU11）、国立大学（RU11 以外）を中心に一定程度存在した。

以上より、共同研究の多くは国内企業を中心に実施されており、海外企業との連携は米国企業に偏在しつつ、相対的に限定的な水準にとどまっている。

図表 52 共同研究の実施状況（大学等:大学等種別）

共同研究	全体		【大学等種別】									
			国立（RU11）		国立（RU11以外）		公立		私立		その他（高専・その他研究機関等）	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1 国内企業	80	97.6%	6	100.0%	33	97.1%	7	100.0%	23	100.0%	11	91.7%
2 米国企業	42	51.2%	5	83.3%	19	55.9%	4	57.1%	9	39.1%	5	41.7%
3 中国企業	24	29.3%	5	83.3%	13	38.2%	2	28.6%	4	17.4%	0	0.0%
4 仏国企業	17	20.7%	3	50.0%	9	26.5%	0	0.0%	5	21.7%	0	0.0%
5 その他の外国企業（米国、中国、仏国以外）	54	65.9%	5	83.3%	26	76.5%	3	42.9%	14	60.9%	6	50.0%
6 共同研究、受託研究のいずれも実績はない	2	2.4%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	8.3%
総計	82	100.0%	6	100.0%	34	100.0%	7	100.0%	23	100.0%	12	100.0%

受託研究については、大学等の種別を問わず国内企業との連携が最も高く、全体で 96.3% に達していた。国立大学（RU11）、公立大学、私立大学はいずれも 100% となっており、受託研究においても国内企業が主要な委託先であることが確認された。

海外企業との受託研究では、米国企業及び米国・中国・仏国以外の外国企業が全体で28.0%と低い割合である一方で、国立大学（RU11）では83.3%と相対的に高い割合を示した。一方、中国企業や仏国企業との受託研究は全体として低水準にとどまり、大学等種別による差も限定的であった。

以上より、受託研究は共同研究と同様に国内企業を中心に実施されており、海外企業との連携は米国企業等に限定され、全体としては限定的な水準にとどまっていることが示された。

図表 53 受託研究の実施状況（大学等：大学等種別）

受託研究	全体		【大学等種別】									
			国立（RU11）		国立（RU11以外）		公立		私立		その他（高専・その他研究機関等）	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1 国内企業	79	96.3%	6	100.0%	33	97.1%	7	100.0%	23	100.0%	10	83.3%
2 米国企業	23	28.0%	5	83.3%	10	29.4%	2	28.6%	5	21.7%	1	8.3%
3 中国企業	1	1.2%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4 仏国企業	9	11.0%	3	50.0%	2	5.9%	1	14.3%	2	8.7%	1	8.3%
5 その他の外国企業（米国、中国、仏国以外）	23	28.0%	5	83.3%	9	26.5%	1	14.3%	5	21.7%	3	25.0%
6 共同研究、受託研究のいずれも実績はない	3	3.7%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	16.7%
総計	82	100.0%	6	100.0%	34	100.0%	7	100.0%	23	100.0%	12	100.0%

共同研究では、国内大学との連携が多く、産業分野で最も高く、化学工業や建設業では9割前後に達するなど、国内機関が中心的な役割を担っていた。国内公的研究機関も複数分野で一定の割合を占めたが、米国大学やその他外国大学との連携は医薬品製造業など一部に限られ、全体としては限定的であった。

海外公的研究機関との共同研究は全般的に低水準であった。また、「いずれも実績なし」の割合が通信・放送・情報サービス業など特定分野で比較的高かった。これらの結果から、共同研究は分野横断的に国内大学を中心に形成され、海外機関との連携は限定的な位置づけにとどまる傾向が示された。

図表 54 共同研究先の内訳（企業：業種分類）

	共同研究先	全体	医薬品製造業	化学工業	機械器具製造業	金属素材製造業	建設業	自動車製造業・輸送用機械製造業	生活用品・消費財製造業	素材・基礎化学製造業	通信・放送・情報サービス業	電子・通信機器製造業	その他
1	国内/大学	86.5%	85.7%	92.9%	87.9%	88.2%	95.8%	75.0%	91.3%	80.0%	72.4%	86.1%	91.7%
2	国内/公的研究機関	53.7%	54.8%	58.6%	54.9%	41.2%	70.8%	37.5%	78.3%	54.5%	24.1%	50.0%	50.0%
3	米国/大学	15.7%	26.2%	17.1%	23.1%	11.8%	8.3%	12.5%	13.0%	10.9%	3.4%	13.9%	0.0%
4	米国/公的研究機関	5.3%	11.9%	4.3%	7.7%	5.9%	0.0%	0.0%	4.3%	3.6%	3.4%	5.6%	0.0%
5	中国/大学	6.5%	2.4%	10.0%	13.2%	0.0%	0.0%	6.3%	8.7%	5.5%	0.0%	2.8%	0.0%
6	中国/公的研究機関	1.7%	2.4%	1.4%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	13.0%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%
7	仏国/大学	1.4%	4.8%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%
8	仏国/公的研究機関	1.7%	2.4%	0.0%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%
9	その他外国（米中仏以外）/大学	14.2%	21.4%	12.9%	16.5%	23.5%	8.3%	12.5%	21.7%	10.9%	6.9%	13.9%	0.0%
10	その他外国（米中仏以外）/公的研究機関	10.4%	14.3%	12.9%	13.2%	5.9%	4.2%	6.3%	17.4%	3.6%	6.9%	13.9%	0.0%
11	いずれも実績なし	13.3%	14.3%	7.1%	11.0%	11.8%	4.2%	25.0%	8.7%	20.0%	27.6%	13.9%	8.3%

受託研究では、国内大学が多くの産業分野で主要な受託先となり、国内公的研究機関も一定の割合を占めていた。一方で、海外大学・公的研究機関との受託研究は全般的に数％程度にとどまり、限定的であった。

また、「いずれも実績なし」の割合がすべての分野で半数を超え、金属素材製造業や自動車・輸送用機械製造業などでは特に高い水準であった。総じて、受託研究は国内公的研究機関への依存が強く、海外公的研究機関との連携は極めて少ない傾向であった。

図表 55 受託研究先の内訳（企業）

	受託研究先	全体	医薬品製造業	化学工業	機械器具製造業	金属素材製造業	建設業	自動車製造業・輸送用機械製造業	生活用品・消費財製造業	素材・基礎化学製造業	通信・放送・情報サービス業	電子・通信機器製造業	その他
1	国内/大学	26.7%	34.1%	25.7%	30.0%	11.8%	29.2%	18.8%	26.1%	24.1%	24.1%	30.6%	16.7%
2	国内/公的研究機関	21.8%	31.7%	20.0%	26.7%	11.8%	25.0%	12.5%	26.1%	18.5%	20.7%	13.9%	16.7%
3	米国/大学	2.4%	12.2%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	2.8%	0.0%
4	米国/公的研究機関	1.5%	9.8%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%
5	中国/大学	0.7%	2.4%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%
6	中国/公的研究機関	0.5%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%
7	仏国/大学	0.7%	4.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%
8	仏国/公的研究機関	1.0%	4.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%
9	その他外国（米中仏以外）/大学	2.9%	14.6%	0.0%	2.2%	5.9%	0.0%	0.0%	4.3%	1.9%	0.0%	2.8%	0.0%
10	その他外国（米中仏以外）/公的研究機関	2.9%	9.8%	4.3%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	3.4%	2.8%	0.0%
11	いずれも実績なし	65.3%	56.1%	68.6%	55.6%	82.4%	66.7%	75.0%	73.9%	70.4%	62.1%	66.7%	75.0%

(ii) 国内ヒアリング結果

大学等	企業
【企業との共同研究を実施する目的】 - 外部資金の獲得が最大の動機である。 - 研究成果を社会に還元することと、外部資金を獲得することである。 - 大学は基礎研究を行うケースが多いため、商業化を達成するためには、未検証部分の確認や最適化、技術改良が必要な場合があり、そのために共同研究を活用する。 【共同研究相手の探索手段】 - 企業側から声がかかることが多い。企業が研究者を知る経路は、学会発表や大学のプレスリリースが中心である。既存の取引関係に基づく継続的な共同研究が多く、新規の共同研究案件は少ない。 - 地方大学であるため地元企業の課題解決ニーズも多く、本学窓口が企業からの相談を受けて研究者を紹介し、共同研究に発展することがある。 - 本学ではTL0を設置し、大学側から積極的に企業連携を仕掛ける取り組みも進めている。本学の技術や知見を活用できる企業を大学から提案し、共同研究や特許取得につなげる活動が増加している。 - 当機関の専門性や研究実績に注目した企業側から声がかかり、スポンサーシップ型の共同研究としてスタートする。研究費だけでなく、人材派遣や研究リソースの提供を含めた形で、企業との共同研究が進められることが多い。 【共同研究先について重視するポイント】 - 短期的成果よりも継続的な関係構築ができる相手かを重視している。 - 大学と企業の目的・マインドの一致を重視する。 【共同研究費について】 「知財貢献費」を共同研究費に組み込むことについて、研究者が元々保有するバックグラウンド IP に対する貢献費という位置づけである。	【大学等との共同研究を実施する目的】 - 大学の知見活用を目的とし、将来の事業で活用される技術に関する基礎研究を大学と共同で実施することが多い。 - 主な目的は新規事業や商品開発シーズの発掘、自社内に不足する知識や技術の活用による自社研究の加速である。 - 人材育成の観点で、研究を通じた社員のスキル向上や若手研究者との交流を持つことも目的のひとつである。 - 著名な大学研究者との共同研究によるマーケティング効果を得るためである。 - アカデミア自体が顧客になるようなビジネスの将来的な顧客開拓を兼ねた開発を行うためである。 - 成果の公表のしやすさが大学との共同研究の魅力のひとつである。大学との共同研究は成果が学会や論文を通じて公開されることが多く、実績を公表しやすい。 【共同研究相手の探索手段】 - 展示会や学会で出会った研究者に、当社からアプローチして共同研究を提案することが多い。 - 過去に当社が共同研究を実施した研究者との継続共同研究案件が多い。新規は展示会での発表や論文発表を目にした当社の開発部署からのコンタクトがきっかけになることが多い。 - 共同研究を大学に申込む際の窓口はケースバイケースである。研究者に直接コンタクトすることもあるが、大学の産学連携窓口経由の場合もある。 【共同研究先について重視するポイント】 - 将来のビジョンを共有できる研究者と連携できるかを重視している。 - 共同研究の成果が、既存事業の延長ではなく、これまで想定していなかった分野に技術を応用できるかを重視する。そのためには、新たな視点やアプローチを持つ研究者と連携が重要である。 - 主に地理的な近接性を重視している。地元大学とのネットワークが強固であり、地域

	的な結びつきを意識している。 【共同研究費について】 ➤ 「知的貢献費」と共同研究費に組み込むことについて、大学研究者のモチベーション向上につながるのであれば、前向きである。 ➤ 共同研究費の算定については、当該研究を単独で実施する場合に生じるコストを参考にすることもある。

(2) 契約雛形の有無と運用

(i) 国内アンケート結果

大学等における契約雛形の保有状況を見ると、共同研究（日本語版）については98.7%と、ほぼ全ての機関において雛形が保有されており、共同研究実施数の多寡によらず高い水準を示している。受託研究（日本語版）についても89.6%と高く、日本語契約を中心に雛形整備が進んでいることが確認された。

一方、英語版の雛形については保有率が相対的に低く、共同研究（英語版）は51.9%、受託研究（英語版）は31.2%にとどまった。特に共同研究実施数が下位25%の層では、英語版雛形の保有率が低く、共同研究で26.3%、受託研究で21.1%となっている。

以上より、大学等における契約雛形は日本語版を中心に整備されている一方、英語版については、特に共同研究実施数が少ない機関を中心に整備が十分に進んでいない状況が示された。

図表 56 契約雛形の有無（大学等：共同研究実施数）

契約雛形の有無 (大学等回答)		全体		【共同研究実施数】							
				上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同研究（日本語版）	76	98.7%	20	100.0%	12	100.0%	17	100.0%	18	94.7%
2	共同研究（英語版）	40	51.9%	16	80.0%	6	50.0%	10	58.8%	5	26.3%
3	受託研究（日本語版）	69	89.6%	20	100.0%	11	91.7%	17	100.0%	17	89.5%
4	受託研究（英語版）	24	31.2%	12	60.0%	3	25.0%	5	29.4%	4	21.1%
5	上記のいずれも雛形と なるものは保有してい ない	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.3%
総計		77	100.0%	20	100.0%	12	100.0%	17	100.0%	19	100.0%

大学等から見た共同研究における契約雛形の運用については、国内企業との共同研究では自機関の雛形を基本とする割合が87.3%と極めて高く、大学等側が契約雛形を主導している実態が確認された。一方、米国企業との共同研究では、自機関の雛形を基本とする割合は7.0%にとどまり、先方の雛形を基本とする割合（35.2%）や、ケースバイケースとする割合（31.0%）が高い水準となっている。

中国企業及び仏国企業との共同研究では、「実績がない」とする回答がそれぞれ59.2%、69.0%と多く、大学等側にとってこれらの企業との共同研究経験が限定的であ

ることがうかがえる。他方、実績がある場合には、先方の雛形を基本とする、または個別調整とする回答が一定程度みられ、国内企業との共同研究に比べて柔軟な対応が求められている状況が示された。

図表 57 共同研究における契約雛形の運用状況（大学等）

契約雛形の運用 (共同研究・大学等回答)		共同研究/国内 企業		共同研究/米国 企業		共同研究/中国 企業		共同研究/仏国 企業		共同研究/ その他外国企 業	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	自機関の雛形を基本とすることが多い	62	87.3%	5	7.0%	7	9.9%	3	4.2%	8	11.3%
2	先方の雛形を基本とすることが多い	1	1.4%	25	35.2%	6	8.5%	6	8.5%	20	28.2%
3	ケースバイケースでありどちらとも言えない	8	11.3%	22	31.0%	16	22.5%	13	18.3%	26	36.6%
4	実績がない	0	0.0%	19	26.8%	42	59.2%	49	69.0%	17	23.9%
総計		71	100.0%	71	100.0%	71	100.0%	71	100.0%	71	100.0%

大学等から見た受託研究における契約雛形の運用については、国内企業との受託研究では自機関の雛形を基本とする割合が 69.0%と比較的高く、共同研究と同様に、大学等側が一定程度主導して契約を進めている状況が確認された。一方で、「ケースバイケースでありどちらとも言えない」とする回答も 18.3%みられ、状況に応じた柔軟な運用が行われていることがうかがえる。

他方、海外企業との受託研究については、「実績がない」とする回答が過半を占めており、特に中国企業及び仏国企業では 7 割前後に達している。このため、海外企業との受託研究における契約雛形の運用状況については、現時点では、十分な実績に基づく評価は困難である。一部の実績があるケースでは、先方の雛形を基本とする回答や、「ケースバイケースでありどちらとも言えない」とする回答が一定程度みられた。

図表 58 受託研究における契約雛形の運用状況（大学等）

契約雛形の運用 (受託研究・大学等回答)		受託研究/国内 企業		受託研究/米国 企業		受託研究/中国 企業		受託研究/仏国 企業		受託研究/ その他外国企 業	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	自機関の雛形を基本とすることが多い	49	69.0%	4	5.6%	2	2.8%	5	7.0%	6	8.5%
2	先方の雛形を基本とすることが多い	7	9.9%	16	22.5%	5	7.0%	7	9.9%	12	16.9%
3	ケースバイケースでありどちらとも言えない	13	18.3%	13	18.3%	11	15.5%	9	12.7%	17	23.9%
4	実績がない	2	2.8%	38	53.5%	53	74.6%	50	70.4%	36	50.7%
総計		71	100.0%	71	100.0%	71	100.0%	71	100.0%	71	100.0%

企業から見た共同研究における契約雛形の運用については、国内の大学及び国内の公的研究機関との共同研究では、先方（大学等）の雛形を基本とする割合が高く、それぞれ 69.5%、54.3%となっている。一方、自社の雛形を基本とする割合はいずれも 1 割

未満にとどまっており、企業側が大学等の雛形を受け入れる形で契約を進めるケースが多いことが確認された。

外国の大学及び外国の公的研究機関との共同研究については、「実績がない」とする回答がそれぞれ 69.8%、73.4%と高く、企業にとってこれらの機関との共同研究経験が限定的であることがうかがえる。実績がある場合には、先方の雛形を基本とする、または「どちらともいえない」とする回答が一定程度みられるものの、回答数は限られている。

図表 59 共同研究における契約雛形の運用状況（企業）

契約雛形の運用 (共同研究・企業回答)		国内/大学		国内/公的研究 機関		外国/大学		外国/公的研究 機関	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	自社の雛形を基本とすることが多い	28	7.1%	16	4.1%	10	2.5%	8	2.0%
2	先方の雛形を基本とすることが多い	274	69.5%	214	54.3%	75	19.0%	69	17.5%
3	どちらともいえない	47	11.9%	38	9.6%	34	8.6%	28	7.1%
4	実績がない	45	11.4%	126	32.0%	275	69.8%	289	73.4%
総計		394	100.0%	394	100.0%	394	100.0%	394	100.0%

企業から見た受託研究における契約雛形の運用については、国内の大学及び国内の公的研究機関との受託研究においても、「実績がない」とする回答が過半を占め、それぞれ 58.4%、61.9%となっている。このことから、企業にとって受託研究は、共同研究と比べて実施経験が限定的であることがうかがえる。

実績がある場合には、国内の大学及び公的研究機関との受託研究では、先方の雛形を基本とする回答が 3 割前後を占めており、自社の雛形を基本とする割合はいずれも 1 割未満にとどまっている。また、「どちらともいえない」とする回答も一定程度みられ、個別事情に応じた対応が行われている状況が示唆される。

一方、外国の大学及び外国の公的研究機関との受託研究については、「実績がない」とする回答が 8 割超と極めて高く、契約雛形の運用方針について傾向を論じることは難しい。

図表 60 受託研究における契約雛形の運用状況（企業）

契約雛形の運用 (受託研究・企業回答)		国内/大学		国内/公的研究 機関		外国/大学		外国/公的研究 機関	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	自社の雛形を基本とすることが多い	19	4.8%	13	3.3%	8	2.0%	7	1.8%
2	先方の雛形を基本とすることが多い	122	31.0%	115	29.2%	35	8.9%	38	9.6%
3	どちらともいえない	23	5.8%	22	5.6%	15	3.8%	16	4.1%
4	実績がない	230	58.4%	244	61.9%	336	85.3%	333	84.5%
総計		394	100.0%	394	100.0%	394	100.0%	394	100.0%

(ii) 国内ヒアリング結果

大学等	企業
【契約雛形の有無・運用】 ➤ 本学保有の雛形を使用している。雛形は法的安定性と事務効率を両立させることを目的としており、過去の契約実績やトラブル事例を踏まえて改善を重ねている。 ➤ 本学雛形を基準に修正箇所を確認する方が検討しやすい。企業側の雛形をベースにすると、本学の雛形の内容と照らし合わせて契約書全体を確認しなければならず、手間がかかる。 ➤ 大学の雛形を提示する場合もあるが、実務上は企業側が提示する雛形を用いることが多い。その場合も、大学の雛形の標準条項と整合させるため、必要に応じて追加・削除・修正の協議を行い調整している。 ➤ 原則として大学雛形の使用を企業に対して依頼する。企業雛形は請負的内容が多くフラットな共同研究に適さない場合がある。 【契約雛形を利用した契約交渉に係るスタンスや課題】 ➤ 修正要望があった場合は、研究者を交えた協議を基本としており、担当者レベルで即断することはない。学内規程及び過去の運用実績を参照しながら、知的財産の帰属や費用負担に関する条項は慎重に判断している。一方で、研究の進行に支障が生じない範囲では柔軟に対応しており、実務的な落としどころを模索する姿勢を取っている。 ➤ 継続の共同研究案件が多いため、近年は契約雛形の内容で議論が長引くことは減った。以前に雛形を更新した際には、従来と同様の内容で締結したいとの要望が企業から出たことがあった。 ➤ 最も修正要望が多いのは知財関連条項であり、特に不実施補償に関する条件が主要協議項目となる。また、本学の雛形には損害賠償に関する保険条項があり、企業側から削除要望が寄せられることがあるが、大学側で内容を説明することで合意に至る例が多い。	【契約雛形の有無・運用】 ➤ 当社側でも雛形は保有しているが、大学が提示する契約雛形を使用するケースが多い。 ➤ 当社では、国内の大学との共同研究契約用の雛形があり、これを基に契約を進めることが多い。ただし、大学の雛形でなければ学内の決裁が通らない場合もあり、その際は大学の雛形を受け入れて契約している。 ➤ 大学保有の雛形を使うケースが多い。多くの大学と数十年前から共同研究を実施しているため、当社向けにアレンジした雛形を大学が有している場合が多い。 【契約雛形を利用した契約交渉に係るスタンスや課題】 ➤ 企業側の契約雛形に基づいて修正内容を議論するというプロセスになるケースは少ない。 ➤ 契約雛形上で「独占実施」又は「非独占実施」を選べるようになっていても、実際には硬直的な交渉が行われることがある。 ➤ 契約交渉時には、不実施補償などが協議の中心となる。これらの協議がまとまらないために共同研究自体がなくなるケースは少ないが、案件によっては交渉期間がかなり長引くことがある。契約雛形は各大学で似ているが、交渉スタンスは大学により異なる。 ➤ 大学の契約雛形は20～30ページにわたり、これは企業間の契約に比べて文量が圧倒的に多いため確認に大きな工数がかかる。また、同じ大学でも学部等が異なると、同じ雛形に対する解釈が異なる。これにより、対応に工数がかかることもある。

(3)特許費用負担と持分

(i) 国内アンケート結果

大学等が「存在し得ない」と回答した契約パターンをみると、出願主体、実施権の内容、特許費用の負担、利益還元の在り方といった契約要素の間で、研究への貢献やリスク分担に見合わない偏りが生じている形態について、受け入れ難いと判断されていることが確認された。

具体的には、企業が単独で出願し、大学等への利益還元を行わない形態や、利益還元が不確実な契約形態について、「存在し得ない」とする回答が一定割合みられた。また、大学等が単独で出願し企業に実施権を付与する場合であっても、実施権の内容と費用負担のバランスが取れていない形態では、多くの大学等が受け入れ難いと回答している。

一方、スタートアップ企業を相手とする場合には特別条項を設けるとする回答も多く、大学等が契約設計において、相手先や条件に応じた柔軟な調整を行っている実態が示された。

図表 61 存在し得ない契約パターン（大学等：大学等種）

存在し得ない契約パターン (大学等回答)		全体		【大学等種別】									
				国立 (RU11)		国立 (RU11以外)		公立		私立		その他 (高専・ その他研究機関等)	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同で出願し、企業が独占的实施権を得る (特許関係費用は企業負担)	10	13.7%	0	0.0%	5	15.6%	1	16.7%	2	10.5%	2	20.0%
2	共同で出願し、企業が非独占的实施権を得る (特許関係費用は企業負担)	10	13.7%	0	0.0%	5	15.6%	1	16.7%	1	5.3%	3	30.0%
3	共同で出願し、企業が非独占的实施権を得る (特許関係費用は持分折半)	29	39.7%	6	100.0%	10	31.3%	2	33.3%	9	47.4%	2	20.0%
4	企業が単独で出願する (貴機関から一時金のみで権利を買い取り、企業が利益を得ても利益還元無し)	23	31.5%	2	33.3%	6	18.8%	2	33.3%	5	26.3%	8	80.0%
5	企業が単独で出願する (貴機関から権利を買い取り、企業で利益が出れば利益を貴機関に一部還元する)	33	45.2%	2	33.3%	15	46.9%	2	33.3%	6	31.6%	8	80.0%
6	貴機関が単独で出願し、企業が独占的实施権を得る (特許関係費用は企業負担)	27	37.0%	0	0.0%	10	31.3%	2	33.3%	8	42.1%	7	70.0%
7	貴機関が単独で出願し、企業が非独占的实施権を得る (特許関係費用は企業負担)	26	35.6%	0	0.0%	9	28.1%	2	33.3%	8	42.1%	7	70.0%
8	貴機関が単独で出願し、企業が非独占的实施権を得る (特許関係費用は持分折半)	43	58.9%	4	66.7%	16	50.0%	3	50.0%	13	68.4%	7	70.0%
9	企業がスタートアップ企業である場合は上記と異なる基準や特別条項を設けている。	42	57.5%	4	66.7%	18	56.3%	3	50.0%	9	47.4%	8	80.0%
10	その他	18	24.7%	0	0.0%	7	21.9%	3	50.0%	5	26.3%	3	30.0%
11	上記に該当しない (全て実績がある/全て契約パターンとして存在する)	13	17.8%	0	0.0%	5	15.6%	2	33.3%	4	21.1%	2	20.0%
総計		73	100.0%	6	100.0%	32	100.0%	6	100.0%	19	100.0%	10	100.0%

企業が最も多いと回答した共同研究の契約条件を見ると、共同出願の上で企業が実施権を得る形態が中心となっている。中でも、「共同で出願し、企業が独占的实施権を得る (特許関係費用は企業負担)」が全体の 37.1%と最も多く、次いで「共同で出願し、企業が非独占的实施権を得る (特許関係費用は企業負担)」が 28.2%となっている。共同出願を前提としつつ、特許費用を企業が負担する形態が、企業側にとって一般的な契約条件となっている。

業種別にみると、医薬品製造業や化学工業では、企業が独占的实施権を得る割合が高い一方、建設業や自動車・輸送用機械製造業では、非独占的实施権を選択する割合が相対的に高いなど、業種による違いがみられた。また、特許費用を持分折半とする形態や、企業単独出願とする契約条件は全体として少数派にとどまっている。

以上より、企業における共同研究の契約条件は、共同出願を基本としつつ、実施権の設定や費用負担については業種特性を踏まえて選択されており、特に企業側が実施権を確保する契約形態が主流となっていることが示された。

図表 62 最も多い共同研究の契約条件（企業：業種分類）

最も多い共同研究の契約条件 （企業回答）		【業種分類別】																					
		全体		医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同で出願し、貴社が独占的实施権を得る（特許関係費用は貴社負担）	138	37.1%	18	48.6%	32	51.6%	22	27.8%	7	43.8%	5	22.7%	4	26.7%	9	42.9%	22	41.5%	5	20.0%	11	34.4%
2	共同で出願し、貴社が非独占的实施権を得る（特許関係費用は貴社負担）	105	28.2%	5	13.5%	18	29.0%	19	24.1%	7	43.8%	13	59.1%	5	33.3%	5	23.8%	15	28.3%	6	24.0%	8	25.0%
3	共同で出願し、貴社が非独占的实施権を得る（特許関係費用は持分折半）	35	9.4%	3	8.1%	2	3.2%	14	17.7%	1	6.3%	1	4.5%	2	13.3%	1	4.8%	2	3.8%	3	12.0%	6	18.8%
4	貴社が単独で出願する（大学等から一時金のみで権利を買い取り、貴社が利益を得ても利益還元無し）	17	4.6%	1	2.7%	4	6.5%	0	7.6%	0	0.0%	1	4.5%	0	0.0%	1	4.8%	3	5.7%	0	0.0%	1	3.1%
5	貴社が単独で出願する（大学等から権利を買い取り、貴社で利益が出れば利益を大学等に一部還元する）	6	1.6%	1	2.7%	0	0.0%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	9.5%	0	0.0%	2	8.0%	0	0.0%
6	大学等が単独で出願し、貴社が独占的实施権を得る（特許関係費用は貴社負担）	5	1.3%	3	8.1%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%
7	大学等が単独で出願し、貴社が非独占的实施権を得る（特許関係費用は貴社負担）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8	大学等が単独で出願し、貴社が非独占的实施権を得る（特許関係費用は持分折半）	3	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.9%	1	4.0%	0	0.0%
9	その他	63	16.9%	6	16.2%	5	8.1%	16	20.3%	1	6.3%	2	9.1%	4	26.7%	3	14.3%	10	18.9%	7	28.0%	6	18.8%
統計		372	100.0%	37	100.0%	62	100.0%	79	100.0%	16	100.0%	22	100.0%	15	100.0%	21	100.0%	53	100.0%	25	100.0%	32	100.0%

(ii) 国内ヒアリング結果

大学等	企業
【特許関連費用と持分に係るスタンス・課題】 ➤ 発明者同士の貢献度に基づいて持分を決定するのが基本であり、特許費用は企業が全額負担する。ほとんどの案件は最終的に50対50の持分になっており、貢献度に応じた細かな調整は実務上あまり行われていない。 ➤ 貢献度を基準に持分を決めることを基本としているが、特許関連費用との関係で調整が入ることがある。寄与度としては半々程度の場合でも、企業側が出願費用を全額負担する条件であれば、社内稟議の通りやすさを理由に企業側の持分を大きくするよう変更するケースもある。 ➤ 特許関連費用を企業側が全額負担することは譲らない条件である。企業は特許を事業として実施でき、そこから利益を得ることができるが、大学は実施による収益を得られないため、そのバランスを取るために費用負担を企業側に求めている。持分は発明への貢献度を基準に決定している。 ➤ 特許関連費用について持分比率に応じた負担を企業から求められることもあるが、アカデミア側の財政的制約を説明したうえで、特許出願・維持費用は企業側に全額負担してもらうようお願いするケースが多い。持分比率がアカデミア側に大きい場合でも、費用負担は企業にお願いすることが多く、その代わりに優先交渉権を付与するなど交渉している。	【特許関連費用と持分に係るスタンス・課題】 ➤ 発明が生じた場合は、原則として発明者主義に基づいて持分を決定している。また、出願前の権利譲渡を受けう場合は、特許関連費用は当社の全額負担である。共同出願とすると、後の権利行使や実施条件の調整で揉めることが多いため、当社側の単独帰属にしておく場合がある。 ➤ 特許関連費用は当社が全額負担することがほとんどである。共同研究費そのものが高額ではないことから、特許関連費用の全額負担は「やむを得ない費用」として社内で受け入れられている。 ➤ 大学からの要望に応じ、特許関連費用は当社が全額負担するケースが多い。その際、将来的に第三者へ実施許諾した場合には、実施料収入の配分において当社側へ多めに還元されるよう調整し、費用負担とのバランスを取っている。 ➤ 特許関連費用は折半したいという気持ちはあるが、不実施補償を支払わない代わりに当社が特許関連費用を負担する妥協案を提示することが多い。

(4) 帰属・取扱の協議項目とタイミング

(i) 国内アンケート結果

企業回答では、成果の帰属や実施条件等に関する論点は、秘密保持契約段階でも一部が協議されているものの、多くは共同研究契約や共同出願契約の段階で具体化される傾向がみられる。特に、出願方針や持分、不実施補償、実施条件等は、契約が進むにつれて協議・決定される項目となっている。

図表 63 共同研究成果等の帰属・取扱いに関する協議・決定のタイミング（企業）

共同研究成果等の成果の帰属や取り扱い の協議・決定のタイミング （企業回答）		秘密保持契約/ 協議		秘密保持契約/ 具体的		共同研究契約/ 協議		共同研究契約/ 具体的		共同出願契約/ 協議		共同出願契約/ 具体的		実施許諾契約/ 協議		実施許諾契約/ 具体的	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	157	49.5%	103	32.8%	189	59.1%	157	49.8%	119	37.1%	133	42.0%	31	9.8%	33	10.5%
2	共同出願における持分比率	50	15.8%	20	6.4%	118	36.9%	76	24.1%	124	38.6%	189	59.6%	15	4.7%	18	5.7%
3	特許の出願や出願時期等の判断	46	14.5%	18	5.7%	102	31.9%	61	19.4%	139	43.3%	140	44.2%	15	4.7%	11	3.5%
4	外国出願における出願対象国	21	6.6%	8	2.5%	61	19.1%	37	11.7%	162	50.5%	147	46.4%	22	6.9%	16	5.1%
5	独占的实施における不実施補償（独 占補償料など）の有無	25	7.9%	10	3.2%	114	35.6%	127	40.3%	113	35.2%	115	36.3%	58	18.3%	66	21.0%
6	非独占的实施における不実施補償 （実施料）の有無	24	7.6%	7	2.2%	106	33.1%	119	37.8%	111	34.6%	112	35.3%	60	18.9%	76	24.2%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算 定（企業の費用負担との相殺等）	23	7.3%	7	2.2%	89	27.8%	62	19.7%	111	34.6%	99	31.2%	92	29.0%	122	38.9%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	30	9.5%	11	3.5%	116	36.3%	125	39.7%	117	36.4%	170	53.6%	23	7.3%	21	6.7%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に 関する期間	21	6.6%	7	2.2%	101	31.6%	88	27.9%	110	34.3%	121	38.2%	75	23.7%	96	30.6%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の 判断に関する 優先交渉権の期間	21	6.6%	7	2.2%	104	32.5%	108	34.3%	102	31.8%	124	39.1%	49	15.5%	61	19.4%
11	第三者への実施許諾に対する同意の 必要性	22	6.9%	13	4.1%	95	29.7%	116	36.8%	96	29.9%	141	44.5%	77	24.3%	95	30.3%
12	第三者への実施許諾に対する条件 （許諾先、実施料や配分など）	21	6.6%	8	2.5%	92	28.8%	67	21.3%	102	31.8%	102	32.2%	113	35.6%	131	41.7%
13	大学等の研究活動として研究成果の 発表など活用可能な時期・範囲	64	20.2%	56	17.8%	132	41.3%	154	48.9%	80	24.9%	94	29.7%	35	11.0%	37	11.8%
14	その他	117	36.9%	150	47.8%	67	20.9%	63	20.0%	60	18.7%	55	17.4%	126	39.7%	103	32.8%
総計		317	100.0%	314	100.0%	320	100.0%	315	100.0%	321	100.0%	317	100.0%	317	100.0%	314	100.0%

大学等の回答では、成果の帰属や実施条件等に関する論点について、秘密保持契約段階でも一部が協議されているものの、多くは共同研究契約や共同出願契約の段階で主として協議・決定されている。特に、出願方針や持分、外国出願、実施条件、不実施補償等は、契約が進むにつれて協議・決定される割合が高まる傾向がみられる。

図表 64 共同研究成果等の帰属・取扱いに関する協議・決定のタイミング（大学等）

共同研究成果等の成果の帰属や取り扱い の協議・決定のタイミング （大学等回答）		秘密保持契約/ 協議		秘密保持契約/ 具体的		共同研究契約/ 協議		共同研究契約/ 具体的		共同出願契約/ 協議		共同出願契約/ 具体的		実施許諾契約/ 協議		実施許諾契約/ 具体的	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	27	39.7%	17	25.0%	36	52.2%	20	29.0%	27	39.7%	36	52.2%	3	4.4%	5	7.2%
2	共同出願における持分比率	13	19.1%	3	4.4%	27	39.1%	7	10.1%	31	45.6%	44	63.8%	2	2.9%	2	2.9%
3	特許の出願や出願時期等の判断	9	13.2%	3	4.4%	21	30.4%	8	11.6%	38	55.9%	32	46.4%	3	4.4%	2	2.9%
4	外国出願における出願対象国	7	10.3%	3	4.4%	16	23.2%	3	4.3%	42	61.8%	26	37.7%	9	13.2%	6	8.7%
5	独占的实施における不実施補償 （独占補償料など）の有無	5	7.4%	3	4.4%	22	31.9%	19	27.5%	26	38.2%	22	31.9%	15	22.1%	25	36.2%
6	非独占的实施における不実施補償 （実施料）の有無	6	8.8%	2	2.9%	21	30.4%	20	29.0%	25	36.8%	23	33.3%	15	22.1%	24	34.8%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算 定（企業の費用負担との相殺等）	5	7.4%	2	2.9%	19	27.5%	5	7.2%	21	30.9%	11	15.9%	25	36.8%	39	56.5%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	8	11.8%	4	5.9%	22	31.9%	29	42.0%	27	39.7%	40	58.0%	5	7.4%	9	13.0%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に 関する期間	6	8.8%	2	2.9%	19	27.5%	16	23.2%	23	33.8%	18	26.1%	22	32.4%	35	50.7%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の 判断に関する優先交渉権の期間	5	7.4%	2	2.9%	19	27.5%	15	21.7%	25	36.8%	21	30.4%	18	26.5%	15	21.7%
11	第三者への実施許諾に対する同意の 必要性	5	7.4%	2	2.9%	20	29.0%	29	42.0%	22	32.4%	31	44.9%	14	20.6%	18	26.1%
12	第三者への実施許諾に対する条件 （許諾先、実施料や配分など）	5	7.4%	2	2.9%	26	37.7%	14	20.3%	25	36.8%	15	21.7%	29	42.6%	33	47.8%
13	大学等の研究活動として研究成果の 発表など活用可能な時期・範囲	14	20.6%	13	19.1%	32	46.4%	40	58.0%	13	19.1%	13	18.8%	7	10.3%	7	10.1%
14	その他	34	50.0%	41	60.3%	15	21.7%	20	29.0%	7	10.3%	15	21.7%	21	30.9%	19	27.5%
総計		68	100.0%	68	100.0%	69	100.0%	69	100.0%	68	100.0%	69	100.0%	68	100.0%	69	100.0%

企業の回答では、契約交渉時に変更・協議要請が多い事項として、不実施補償の有無や実施料の算定方法、実施条件（独占・非独占、期間等）に関する項目が比較的高い割合を占めている。また、共同出願の可否や持分、第三者への実施許諾条件、特許費用負担なども一定の割合で協議対象となっている。

大学等回答では、契約交渉時に変更・協議要請が多い事項として、不実施補償の有無や実施料の算定、特許の出願・維持に係る費用負担が比較的高い割合を占めている。また、第三者への実施許諾条件や実施条件（独占・非独占、期間等）についても、一定程度協議対象となっている。

図表 65 契約交渉時に変更・協議要請が最も多い事項（企業：業種分類）

契約交渉時に変更・協議要請が最も多い事項 （企業回答）			全体		【業種分類】																			
					医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業	
1 共同出願とするか否か	61	21.9%	8	32.0%	11	23.4%	9	14.1%	4	36.4%	4	28.6%	0	0.0%	5	33.3%	4	9.8%	5	27.8%	7	28.0%	4	44.4%
2 共同出願における持分比率	55	19.8%	6	24.0%	12	25.5%	5	7.8%	4	36.4%	5	35.7%	0	0.0%	4	26.7%	7	17.1%	1	5.6%	6	24.0%	5	55.6%
3 特許の出願や出願時期等の判断	31	11.2%	4	16.0%	6	12.8%	5	7.8%	1	9.1%	3	21.4%	1	11.1%	2	13.3%	2	4.9%	1	5.6%	3	12.0%	3	33.3%
4 外国出願における出願対象国	32	11.5%	3	12.0%	4	8.5%	7	10.9%	2	18.2%	3	21.4%	1	11.1%	0	0.0%	4	9.8%	2	11.1%	5	20.0%	1	11.1%
5 独占の実施における不実施補償（独占補償料など）の有無	120	43.2%	11	44.0%	22	46.8%	30	46.9%	6	54.5%	7	50.0%	1	11.1%	7	46.7%	18	43.9%	3	16.7%	11	44.0%	4	44.4%
6 非独占の実施における不実施補償（実施料）の有無	146	52.5%	12	48.0%	24	51.1%	39	60.9%	8	72.7%	11	78.6%	2	22.2%	8	53.3%	18	43.9%	4	22.2%	15	60.0%	5	55.6%
7 不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担）	122	43.9%	13	52.0%	21	44.7%	31	48.4%	6	54.5%	7	50.0%	0	0.0%	8	53.3%	16	39.0%	4	22.2%	13	52.0%	3	33.3%
8 特許の出願や維持にかかる費用負担	81	29.1%	7	28.0%	14	29.8%	21	32.8%	4	36.4%	5	35.7%	0	0.0%	3	20.0%	9	22.0%	4	22.2%	12	48.0%	2	22.2%
9 独占の実施もしくは非独占の実施に関する期間	86	30.9%	9	36.0%	17	36.2%	16	25.0%	4	36.4%	1	7.1%	0	0.0%	9	60.0%	14	34.1%	1	5.6%	11	44.0%	4	44.4%
10 独占の実施もしくは非独占の実施の判断に関する優先	88	31.7%	11	44.0%	20	42.6%	17	26.6%	4	36.4%	1	7.1%	0	0.0%	7	46.7%	14	34.1%	0	0.0%	10	40.0%	4	44.4%
11 第三者への実施許諾に対する同意の必要性	85	30.6%	11	44.0%	12	25.5%	21	32.8%	5	45.5%	4	28.6%	1	11.1%	3	20.0%	12	29.3%	4	22.2%	8	32.0%	4	44.4%
12 第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や	80	28.8%	10	40.0%	15	31.9%	12	18.8%	7	63.6%	2	14.3%	1	11.1%	5	33.3%	14	34.1%	5	27.8%	6	24.0%	3	33.3%
13 大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能	56	20.1%	11	44.0%	10	21.3%	10	15.6%	5	45.5%	0	0.0%	0	0.0%	4	26.7%	6	14.6%	1	5.6%	5	20.0%	4	44.4%
14 その他	12	4.3%	1	4.0%	1	2.1%	3	4.7%	0	0.0%	1	7.1%	1	11.1%	0	0.0%	4	9.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%
15 特にない	54	19.4%	2	8.0%	9	19.1%	14	21.9%	1	9.1%	1	7.1%	3	33.3%	4	26.7%	9	22.0%	5	27.8%	4	16.0%	2	22.2%
総計	278	100.0%	25	100.0%	47	100.0%	64	100.0%	11	100.0%	14	100.0%	9	100.0%	15	100.0%	41	100.0%	18	100.0%	25	100.0%	9	100.0%

図表 66 契約交渉時に変更・協議要請が最も多い事項（大学等：共同研究実施数）

契約交渉時に変更・協議要請が最も多い事項 （大学等回答）	全体		【共同研究実施数】							
			上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1 共同出願とするか否か	8	11.8%	1	5.3%	0	0.0%	3	20.0%	4	30.8%
2 共同出願における持分比率	10	14.7%	2	10.5%	3	25.0%	4	26.7%	1	7.7%
3 特許の出願や出願時期等の判断	6	8.8%	2	10.5%	1	8.3%	3	20.0%	0	0.0%
4 外国出願における出願対象国	3	4.4%	0	0.0%	1	8.3%	1	6.7%	1	7.7%
5 独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	42	61.8%	11	57.9%	9	75.0%	12	80.0%	7	53.8%
6 非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	46	67.6%	14	73.7%	8	66.7%	11	73.3%	8	61.5%
7 不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	34	50.0%	12	63.2%	7	58.3%	8	53.3%	4	30.8%
8 特許の出願や維持にかかる費用負担	43	63.2%	16	84.2%	7	58.3%	11	73.3%	6	46.2%
9 独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	21	30.9%	8	42.1%	7	58.3%	3	20.0%	2	15.4%
10 独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	20	29.4%	6	31.6%	5	41.7%	5	33.3%	2	15.4%
11 第三者への実施許諾に対する同意の必要性	31	45.6%	9	47.4%	7	58.3%	7	46.7%	7	53.8%
12 第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	29	42.6%	8	42.1%	6	50.0%	8	53.3%	4	30.8%
13 大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	19	27.9%	8	42.1%	2	16.7%	8	53.3%	1	7.7%
14 その他	4	5.9%	2	10.5%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%
15 特にない	5	7.4%	0	0.0%	1	8.3%	0	0.0%	1	7.7%
総計	68	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

(ii) 国内ヒアリング結果

大学等	企業
【権利の帰属・取扱に係るスタンスや課題】 ➤ 権利の帰属や持分は、発明届の提出タイミングで企業と協議を行っている。 ➤ 共同研究契約締結時に、発明の帰属方針や協議の枠組みを定めている。研究開始段階では仮の想定にとどまるが、成果が具体化した段階で、研究者・産学連携担当者・企業担当者の三者で再度協議を行う。 ➤ 基本的には非独占実施を要望している。ただし、企業が相応の開発リスクや追加投資を負担している場合には、期間を限定して独占実施を認めることもある。実施条件は共同研究契約時に協議し、実用化の見込みや企業側の事業計画を踏まえて判断している。 ➤ 電機・自動車・製鉄業界の企業からは非独占・無償実施を求められる傾向が強い。また、企業の中央研究所であれば「別途協議」で柔軟に対応してくれることが多いが、事業部は実施条件をあらかじめ決めておきたいという要望が強い。 ➤ バイオ・創薬系などは独占実施が多いが、工学系は非独占実施が多い。大学の研究者が広く社会に普及させることを希望し非独占実施とすることもある。 ➤ 企業が独占実施を選択する場合の独占期間は5年程度が一般的だが、業種によっては3年程度のケースもある。共同研究テーマが基礎研究寄りであると、企業は長めに期間を要求することが多い。共同研究契約のタイミングでは「別途協議」としたうえで、実際に共同出願するときに独占的契約期間を決定する場合もある。	【権利の帰属・取扱に係るスタンスや課題】 ➤ 権利帰属等について、共同研究契約の締結時点では発明の帰属・実施料の枠組みを含む全体方針を確認する程度にとどめている。より詳細な条件は出願契約の段階で定めることが多い。 ➤ 企業側は共同研究の開始前に権利に関する様々な条件を明確化したいと考える一方、大学側は実施の規模や形態が決まらない段階では合意できないと主張することがある。その結果、議論が平行線となり、契約に至らない場合もある。 ➤ 事業保護や成長にとって極めて重要な特許でなければ基本的には非独占実施を選択することが多く、後日に権利を買い取るケースもある。大学に実施料を支払うよりは、当社で権利を買い取る方がよい、というスタンスである。 ➤ 独占実施・非独占実施の選択を大学と協議するのは共同出願契約時である。共同研究契約のタイミングでは成果が出ておらず、特許の実施要否や価値は判断できない。また、登録査定が出るまでに権利範囲が変わる可能性もある。よって、共同研究契約時点で独占実施・非独占実施の選択を協議することは難しい。 ➤ 事業が見えていない段階で独占実施を選択するのは難しいため、大学から早期の選択を求められると非独占実施を選ばざるを得ない。 ➤ 独占実施を選択するケースは少ない。独占実施を選択すると、特許関連費用の負担が全額当社負担となる上、実施料も支払う必要が発生する。大学との共同研究の成果は、実施の可能性が見えないものも多いため、非独占実施を選択し、自由度を確保するケースが多い。 ➤ 化学系分野ではクロスライセンスがほとんど行われず、多くの企業に実施許諾すると事業が成立しないことから、独占実施を選択するケースがほとんどである。非独占実施としているものはほとんど実施する可能性がない特許である。

(5)不実施補償と実施料の設計

(i) 国内アンケート結果

企業が独占的な実施権を得る場合、不実施補償の定め方としては、実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）が最も多く、全体の 41.9%を占めている。また、「一時金とランニング・ロイヤリティの双方」とする回答も 2 割程度みられ、実施成果に応じた対価設計を重視する傾向がみられた。

企業が非独占的な実施権を得る場合、不実施補償の定め方については、「定めていない」とする回答が最も多く、全体の 51.5%を占めている。このことから、非独占実施の場合には、補償条件を事前に明確化していないケースが多いことが示唆される。

一方、補償を定めている場合には、実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）が 29.0%と比較的多く、次いで「一時金とランニング・ロイヤリティの双方」とする回答が 12.1%となっている。出願前や実施化段階での一時金のみとする形態は 1 割未満にとどまっている。

業種別には一定のばらつきがみられるものの、回答数の差を踏まえると、業種による明確な傾向を断定することは難しい。以上より、非独占実施の場合には、独占実施の場合と比べて、不実施補償の設計が必ずしも重視されていない状況が示された。

図表 67 企業が非独占的实施権を得る場合における不実施補償の定め方（企業：業種分類）

不実施補償の定め方 （企業が非独占実施を得る場合・企業回答）		全体		【業種分類】																					
				医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業		その他	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	出願前（実施前）に一時金	21	7.7%	0	0.0%	3	6.4%	5	8.1%	2	18.2%	2	15.4%	0	0.0%	3	20.0%	2	5.1%	1	5.9%	3	12.0%	0	0.0%
2	実施化の成功報酬として一時金	13	4.8%	4	16.0%	2	4.3%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	1	2.6%	1	5.9%	1	4.0%	1	11.1%
3	実施化の成功報酬を一定期間、分割（年実施により得られた利益額に応じた実施一時金とランニング・ロイヤリティの	8	2.9%	3	12.0%	1	2.1%	2	3.2%	0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	その他の方法	79	29.0%	6	24.0%	13	27.7%	20	32.3%	3	27.3%	6	46.2%	2	22.2%	3	20.0%	12	30.8%	1	5.9%	10	40.0%	3	33.3%
5	定めていない	33	12.1%	5	20.0%	9	19.1%	7	11.3%	3	27.3%	3	23.1%	0	0.0%	1	6.7%	2	5.1%	0	0.0%	2	8.0%	1	11.1%
6	その他の方法	37	13.6%	5	20.0%	7	14.9%	10	16.1%	2	18.2%	3	23.1%	2	22.2%	1	6.7%	2	5.1%	1	5.9%	3	12.0%	1	11.1%
7	定めていない	140	51.5%	11	44.0%	21	44.7%	33	53.2%	4	36.4%	3	23.1%	6	66.7%	10	66.7%	23	59.0%	14	82.4%	10	40.0%	5	55.6%
総計		272	100.0%	25	100.0%	47	100.0%	62	100.0%	11	100.0%	13	100.0%	9	100.0%	15	100.0%	39	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	9	100.0%

図表 68 企業が独占的实施権を得る場合における不実施補償の定め方（企業：業種分類）

不実施補償の定め方 (企業が独占実施を得る場合・企業回答)		全体		【業種分類】																					
				医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業		その他	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	出願前（実施前）に一時金	44	16.2%	3	12.0%	7	14.9%	9	14.5%	2	18.2%	2	15.4%	0	0.0%	5	33.3%	8	20.5%	1	5.9%	6	24.0%	1	11.1%
2	実施化の成功報酬として一時金	28	10.3%	9	36.0%	2	4.3%	6	9.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	13.3%	3	7.7%	1	5.9%	4	16.0%	1	11.1%
3	実施化の成功報酬を一定期間、分割（年定額）	15	5.5%	5	20.0%	2	4.3%	4	6.5%	0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%	2	13.3%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	114	41.9%	12	48.0%	17	36.2%	31	50.0%	5	45.5%	7	53.8%	2	22.2%	3	20.0%	17	43.6%	2	11.8%	15	60.0%	3	33.3%
5	一時金とランニング・ロイヤリティの双方	57	21.0%	11	44.0%	13	27.7%	13	21.0%	3	27.3%	4	30.8%	0	0.0%	2	13.3%	6	15.4%	0	0.0%	4	16.0%	1	11.1%
6	その他の方法	25	9.2%	2	8.0%	5	10.6%	7	11.3%	2	18.2%	1	7.7%	1	11.1%	0	0.0%	3	7.7%	1	5.9%	2	8.0%	1	11.1%
7	定めていない	102	37.5%	7	28.0%	17	36.2%	20	32.3%	2	18.2%	4	30.8%	6	66.7%	8	53.3%	15	38.5%	13	76.5%	5	20.0%	5	55.6%
総計		272	100.0%	25	100.0%	47	100.0%	62	100.0%	11	100.0%	13	100.0%	9	100.0%	15	100.0%	39	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	9	100.0%

大学等の回答では、企業が独占的な実施権を得る場合、不実施補償として実施成果に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）や、一時金との併用を採用する割合が高い。一方で、「定めていない」とする回答も一定程度存在しており、補償条件の明確化にはばらつきがみられる。

図表 69 企業が独占的な実施権を得る場合の不実施補償の定め方（大学等：共同研究実施数）

不実施補償の定め方 （企業が独占実施を得る場合・ 大学等回答）		全体		【共同研究実施数】							
				上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	出願前（実施前）に一時金	17	25.0%	5	26.3%	6	50.0%	4	26.7%	0	0.0%
2	実施化の成功報酬として一時金	9	13.2%	4	21.1%	4	33.3%	0	0.0%	1	7.7%
3	実施化の成功報酬を一定期間、分割（年定額）	4	5.9%	2	10.5%	1	8.3%	0	0.0%	1	7.7%
4	実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	37	54.4%	10	52.6%	10	83.3%	10	66.7%	3	23.1%
5	一時金とランニング・ロイヤリティの双方	36	52.9%	15	78.9%	7	58.3%	6	40.0%	4	30.8%
6	その他の方法	7	10.3%	2	10.5%	1	8.3%	2	13.3%	2	15.4%
7	定めていない	12	17.6%	2	10.5%	1	8.3%	1	6.7%	5	38.5%
総計		68	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

大学等の回答では、企業が非独占的な実施権を得る場合においても、実施成果に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）を中心とする補償設計が一定程度みられる。

一方で、補償を定めていないとする回答も比較的多く、非独占実施の場合には補償条件が明確に設定されないケースが少なくない。

図表 70 企業が非独占的な実施権を得る場合の不実施補償の定め方（大学等：共同研究実施数）

不実施補償の定め方 （企業が非独占実施を得る場合・大学等回答）		全体		【共同研究実施数】							
				上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	出願前（実施前）に一時金	7	10.3%	4	21.1%	2	16.7%	1	6.7%	0	0.0%
2	実施化の成功報酬として一時金	6	8.8%	3	15.8%	3	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
3	実施化の成功報酬を一定期間、分割（年定額）	4	5.9%	2	10.5%	1	8.3%	0	0.0%	1	7.7%
4	実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	40	58.8%	12	63.2%	9	75.0%	10	66.7%	4	30.8%
5	一時金とランニング・ロイヤリティの双方	25	36.8%	11	57.9%	5	41.7%	2	13.3%	4	30.8%
6	その他の方法	7	10.3%	2	10.5%	1	8.3%	2	13.3%	2	15.4%
7	定めていない	16	23.5%	5	26.3%	1	8.3%	2	13.3%	5	38.5%
総計		68	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

大学等が不実施補償を定めない理由としては、「その他」が最も多く、個別事情に基づく判断が多いことがうかがえる。また、企業が特許関係費用を負担している点や、産学連携を活発化したいとの考え方も一定程度みられた。

図表 71 不実施補償を定めない理由（大学等）

不実施補償を定めない理由 (大学等回答)		独占的实施		非独占的实施		権利譲渡	
		N	%	N	%	N	%
1	企業が特許関係費用を負担しているため	4	20.0%	6	30.0%	3	15.0%
2	研究費の規模が小さいため	0	0.0%	0	0.0%	1	5.0%
3	企業の同意なく、第三者への実施許諾を可能とする契約であるため	1	5.0%	6	30.0%	1	5.0%
4	産学連携(共同研究等)を活発化したいため	4	20.0%	5	25.0%	4	20.0%
5	その他	14	70.0%	10	50.0%	14	70.0%
総計		20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%

(ii) 国内ヒアリング結果

大学等	企業
【不実施補償（実施料等による補償設計）に係るスタンスや課題】 ➤ 独占実施の場合は当然対価の支払いを求める。非独占実施を選択する場合も、実施した場合には不実施補償を求める旨を記載しているが、この部分は削除を要望されることが多い。代わりに、非独占実施を選択した企業が大学からの第三者実施許諾を拒否した場合は、その時点で企業の独占実施とみなし、実施料を支払うよう求める運用としている。 ➤ 基本的に、企業が不実施補償の支払いに難色を示す場合には、大学が別の形で収入を得る余地を残すようにしている。 ➤ 非独占実施の場合に無償許諾を求められる傾向が強い。本学は独占実施・非独占実施を問わず不実施補償を求める方針のため、共同研究契約段階では「別途協議」としている。企業側からは「知財条件がある程度決まっていないと稟議が通らない」と言われることも多い。 ➤ 不実施補償という言葉自体が金銭請求の印象を企業に強く与える。大学としては研究費を含む活動資金が減少傾向にあるため、ある程度の補償を得たいという思いはある。 ➤ 大学は研究成果の実施主体ではないが、「実施しないから保証金を求める」という	【不実施補償（実施料等による補償設計）に係るスタンスや課題】 ➤ 当社が独占実施する場合は独占実施料として対価を支払うケースがある。非独占実施の場合は不実施補償を支払う根拠が乏しいため、支払わない方針としている。一方で、実際は非独占実施の場合でも大学から不実施補償を求められることがある。 ➤ 大学に対して、独占実施補償（実施料）として費用を徴収する形に切り替えてはどうかと提案することがある。双方がその条件で合意できれば契約締結に至る。 ➤ 不実施補償という名目ではなく、大学にも成果が還元されるよう、第三者への実施許諾収入を通じて利益を分配する仕組みを採用している。具体的には、共同研究の成果を活用して製品やシステムを製造するメーカー等に実施許諾を行い、そこで得た実施料収入の一部を大学側へ配分する。この方式により、大学は直接事業を行わなくとも、成果の社会実装を通じて収益還元を受けられる構造になっている。 ➤ 不実施補償については、一律に「例外なく払ってほしい」と言われると社内の納得感が得にくい。企業は失敗リスクも加味して投資しており、その一部である大学との共同研究に対し、成果の有無にかかわらず一律にお金を支払うことは投資リスクの観

考え方は採用していない。共同研究の成果を企業が独占的に利用したい場合に限り、独占実施保証料として対価を設定する運用である。これは、大学が第三者へのライセンスを制限されることへの補償として位置づけられている。 【実施料の設定の実態】 ➤ まずはこちらから一般的な水準として「売上の●%」を提示し、その上で事業内容に応じて個別に調整している。調整の方法としては、年額の定額とする場合や、最低実施料を設定して売上が一定額に達しなくても最低額を支払う方式とする場合、売上有る水準を超えた際にはその売上に応じて実施料を算定する方式とする場合がある。また、開始段階では料率を低めに設定することや、マイルストーンを設定するケースもあり、具体的な形は案件ごとに異なる。 ➤ 企業が独占実施を選択した場合は企業側の特許関連費用の全額負担とイニシャルロイヤリティの支払いを要望している。企業が非独占実施を選択した場合はケースバイケースで、ランニング・ロイヤリティ算定が難しい場合は一時金で支払ってもらうこともある。	点からギャップがある。例えば「研究開発費」や「委託費」という名目であれば、処理しやすい。 ➤ 独占実施を選択した場合はその対価として不実施補償料を支払うが、「不実施補償」の文言は大学の雛形ではあまり使用されていない。実質的には不実施補償と言えるものを、別の言葉で表現されるケースが多い。 ➤ 非独占実施の場合には不実施補償を支払わない。共同研究の成果を活用した事業と別の領域で実施している可能性を否定できないため、実施状況の調査は実質不可能である。 【実施料の設定の実態】 ➤ 大学の契約雛形には、独占実施を望むのであれば出願から一定期間内に協議の上で実施料を支払う旨が記載されている。しかし、基礎研究の場合、実施料算定のタイミングではやはりまだ事業化まで遠く、合理的な算定は難しい。よって、大学との共同出願契約の時点では実施料等を「別途協議」とするケースも多い。 ➤ 実施料は交渉次第であり一概には言えないが、大学側から条件提示がある場合や、一括で支払う場合、事業の成果に応じたロイヤリティを支払う場合などがある。 ➤ 大学側から実施料の支払いを求められることが多いが、その算定根拠が不明確な場合がある。法的な裏付けよりも、大学内の運用や方針として提示されることが多く、社内で説明がつけにくい。 【その他】 ➤ 不実施補償の項目ではなく、「研究開発費用（共同研究費）への上乗せ」という形だと社内で前向きに検討できる。

(6) 権利の譲渡

(i) 国内アンケート結果

大学等においては、「譲渡時に一時金」を採用している割合が約7割と最も高く、一時金とランニング・ロイヤリティを組み合わせる方式も一定程度みられた。一方、企業

においては、「定めていない」とする回答が約半数を占めており、大学等と比べて対価の取り決め方法が必ずしも明確でない状況が示唆される。

また、共同研究の実施件数が多い大学ほどランニング・ロイヤリティを課す割合が高い傾向がみられる一方、実施件数が少ない大学では、一時金を課す割合が相対的に低く、定めていないとする割合が高い傾向がみられた。業種別にみると、取り決め方法に大きな差異は認められなかった。

図表 72 補償料等の実施料の取り決め（大学等・企業）

補償料等の実施料の取り決め		企業へ譲渡			
		大学等		企業	
		N	%	N	%
1	譲渡時に一時金	48	70.6%	100	36.8%
2	当該特許の実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	9	13.2%	30	11.0%
3	一時金とランニング・ロイヤリティの双方	11	16.2%	19	7.0%
4	その他の方法	5	7.4%	18	6.6%
5	定めていない	14	20.6%	135	49.6%
	総計	68	100.0%	272	100.0%

図表 73 補償料等の実施料の取り決め（大学等：共同研究実施数）

補償料等実施料の取り決め		全体		【共同研究実施数】							
				上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	譲渡時に一時金	48	70.6%	15	78.9%	11	91.7%	11	73.3%	7	53.8%
2	実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	9	13.2%	4	21.1%	2	16.7%	1	6.7%	1	7.7%
3	一時金とランニング・ロイヤリティの双方	11	16.2%	7	36.8%	2	16.7%	0	0.0%	1	7.7%
4	その他の方法	5	7.4%	2	10.5%	0	0.0%	2	13.3%	1	7.7%
5	定めていない	14	20.6%	2	10.5%	1	8.3%	2	13.3%	4	30.8%
	総計	68	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

図表 74 補償料等の実施料の取り決め（企業：業種分類）

補償料等実施料の取り決め		全体		【業種分類】																					
				医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・ 輸送用機械製造業		生活用品・消費 財製造業		素材・基礎化学 製造業		通信・放送・情 報サービス業		電子・通信機器 製造業		その他	
				N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	譲渡時に一時金	100	36.8%	8	32.0%	15	31.9%	28	45.2%	5	45.5%	6	46.2%	0	0.0%	7	46.7%	14	35.9%	4	23.5%	11	44.0%	2	22.2%
2	実施により得られた利益額に 応じた実施料（ランニング・ ロイヤリティ）	30	11.0%	5	20.0%	2	4.3%	6	9.7%	1	9.1%	1	7.7%	0	0.0%	1	6.7%	8	20.5%	1	5.9%	5	20.0%	0	0.0%
3	一時金とランニング・ロイヤ リティの双方	19	7.0%	6	24.0%	3	6.4%	4	6.5%	1	9.1%	0	0.0%	1	11.1%	1	6.7%	2	5.1%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%
4	その他の方法	18	6.6%	2	8.0%	4	8.5%	6	9.7%	2	18.2%	1	7.7%	1	11.1%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%
5	定めていない	135	49.6%	12	48.0%	26	55.3%	25	40.3%	4	36.4%	5	38.5%	7	77.8%	8	53.3%	19	48.7%	12	70.6%	11	44.0%	6	66.7%
	総計	272	100.0%	25	100.0%	47	100.0%	62	100.0%	11	100.0%	13	100.0%	9	100.0%	15	100.0%	39	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	9	100.0%

(ii) 国内ヒアリング結果

大学等	企業
【権利譲渡のスタンスや課題】 ➤ 大学単独保有の特許を企業へ譲渡することは行っていない。実施許諾による活用を基本とし、譲渡は例外的なケースにとどめている。共同出願の場合でも、大学持分の譲渡には慎重な姿勢を取っている。譲渡要望があった場合には、学内で協議し、実施の確実性及び大学側のリターンを確認した上で判断している。 ➤ 企業から権利譲渡を求められることはあるが多くはない。共同出願の権利化後、企業が社会実装を検討した結果、放棄を判断し、自社持分の譲渡を打診してくるケースがある。その際は、当該発明が「基幹技術であるか、他社展開が見込めるか」などを確認のうえ、原則無償で交渉し、大学単独に帰属させる。 ➤ 企業が非独占実施を選択し、不実施補償も受け取れないような契約の場合に、大学の持分譲渡を打診することがある。 ➤ 汎用性のある研究や継続性のある研究に関しては、特許を譲渡することはできない。活用していない特許については譲渡することはある。その際は、譲渡契約の中に、「研究・教育の目的で大学は使用できる」という条項を必ず加えている。 ➤ 大企業ほど権利譲渡の要望をすることが多い。しかし、発明の内容や特許の価値が想定できない段階で譲渡してしまうと、将来的に大きな価値を持つ特許のロイヤリティ収入を大学側が失う可能性がある。 【権利譲渡費用の設定】 ➤ 譲渡費用について、発明ごとに状況が異なるため一律の基準はなく、その都度判断している。例えば製品の単価、市場規模、類似製品の販売実績などから、過去5年間程度で受領できそうな実施料収入を推定し交渉するケースはある。すべての案件でこのような試算が可能なわけではなく、計算が困難なケースも多い。過去の同様案件の金額水準を参考に大きな計算なく決定するケースもある。 ➤ 出願前の特許を受ける権利の譲渡は価値	【権利譲渡のスタンスや課題】 ➤ 特許を受ける権利を買い取ることを前提に、特許関連費用の全額当社負担を受け入れるケースが多い。出願件数を成果として重視する大学も存在し、共有特許として出願した後に権利を買い取ってほしい、という要望が出ることもある。 ➤ 実施料の交渉で折り合いがつかない場合に譲渡を選択することがある。また、実施の可能性が高い場合は企業側から譲渡を求めることもある。 ➤ 権利を譲渡してもらい、譲渡金を支払った後になって成果が出た際の利益を配分するよう要求されることがある。これに対し、大学の貢献要素が本当にあるのであれば、共同研究継続や技術コンサルなど、他の契約で還元すると説明することもある。また、特許の価値がまだ見えない段階で高額な譲渡金を求められ、有償譲渡を諦めて共同出願する事例も少なくない。 ➤ 大学も特許関連費用を支払っているケースにおいて、大学から相談されて、出願費用程度で買い取ったケースはある。 ➤ 大学の持分を買い取る相談を過去に数件受けたが、買い取りに応じたことはない。 【権利譲渡費用の設定】 ➤ 権利を買い取る際に一括金をお支払いすることとし、その後に大学側への支払いが発生する契約とすることはないようにしている。 ➤ 一括金を支払うこととしている。社内に算定基準があり、各事業部や研究部門が特許の重要性や事業との関連度を基に金額を算出する。大学側から独自の算定式に基づく高額な金額提示を受けることもあるが、当社としては発明の位置付けや事業化段階を踏まえ、丁寧に説明して金額を提示したり、最終的に理解いただけることが多い。 ➤ 譲渡費用には上限を設けていない。維持費や今後の管理コストなどを基礎に、コストアプローチで個別協議により決定している。大学側との大きな対立は生じておら

算定が難しく多様である。権利化後は事業計画等に基づき具体化する。 ➤ 対価の相場観は分野によって大きく異なり、自動車・電機などの特許を多く使用する分野では、高い金額では受け入れてもらえない。ライフサイエンス系などでは、比較的高い金額を提示しても受け入れられるケースがある。 ➤ 交渉段階までに要した経費は一つの参考指標として考慮しているが、特許の価値評価を厳密に行うことは、大学としては難しい。大学は事業を行わないため、実際の市場感がわからない。多様な研究分野が存在するため、相場観を持つこと自体が困難である。実際の交渉では、企業側にも予算などの基準額が存在するため、情報収集しながら、経費分を上乗せしたり、一定の上積み交渉を行うなどして進めている。 ➤ 譲渡金額については発明の貢献度や企業側の将来的な事業展開を踏まえて金額を決定している。	ず、現実的な範囲で合意に至っている。 ➤ 将来的に実際に実施に至るかどうかは不確定なため、対価の根拠を一律に定めることは難しい。そのため、大学と交渉しながら対価を決定している。

(7) 共有特許の第三者実施許諾と例外設計

(i) 国内アンケート結果

企業との共有特許に関する第三者への実施許諾については、大学等・企業のいずれにおいても、独占的实施が行われない場合の対応として、通知のみで第三者に実施許諾可能とする又は相手方の同意を得た上で許諾するといった定めを設けているケースが一定の割合でみられた。

このうち、大学等では、企業が正当な理由なく実施しない場合に第三者への実施許諾を可能とする条項を設けている割合が 7 割強と比較的高い。一方、企業側においても同様の定めは 5 割強みられるものの、大学等と比べるとその割合は低い水準にとどまっている。

これらの結果から、大学等は企業による実施の停滞に備え、第三者への実施許諾を可能とする条項をより積極的に組み込む傾向がある一方、企業では相手方の同意を前提とした運用を採用する割合が相対的に高い状況がみられる。

図表 75 企業との共有特許に関して第三者への実施許諾における対応（大学等）

企業との共有特許に関して第三者への実施許諾における対応		大学等	
		N	%
1	企業が独占的实施を選択した場合、所定期間を過ぎても、企業が正当な理由なく実施をしない場合には、貴機関は第三者に実施許諾できることを加えている	50	73.5%
2	企業が独占的实施を選択しない場合、相手方の同意なく（通知のみ）第三者へ実施許諾できるとしている	17	25.0%
3	企業が独占的实施を選択しない場合、貴機関の持分について、第三者から実施許諾及び譲渡の要請があった時には、第三者に優先的に独占的实施もしくは権利譲渡するとしている	6	8.8%
4	企業が独占的实施を選択しない場合、企業の同意のもと実施許諾できるとしている（特段の定めを行っていない）	43	63.2%
5	その他	6	8.8%
	総計	68	100.0%

図表 76 大学との共有特許に関して第三者への実施許諾における対応（企業）

大学との共有特許に関して第三者への実施許諾における対応		企業	
		N	%
1	貴社が独占的实施を選択した場合、所定期間を過ぎても、貴社が正当な理由なく実施をしない場合には、大学等は第三者に実施許諾できることを加えている	154	56.6%
2	貴社が独占的实施を選択しない場合、相手方の同意なく（通知のみ）第三者へ実施許諾できるとしている	74	27.2%
3	貴社が独占的实施を選択しない場合、大学等の持分について、第三者から実施許諾及び譲渡の要請があった時には、第三者に優先的に独占的实施もしくは権利譲渡するとしている	19	7.0%
4	貴社が独占的实施を選択しない場合、貴社の同意のもと大学等は実施許諾できるとしている（特段の定めを行っていない）	142	52.2%
5	その他	45	16.5%
	総計	272	100.0%

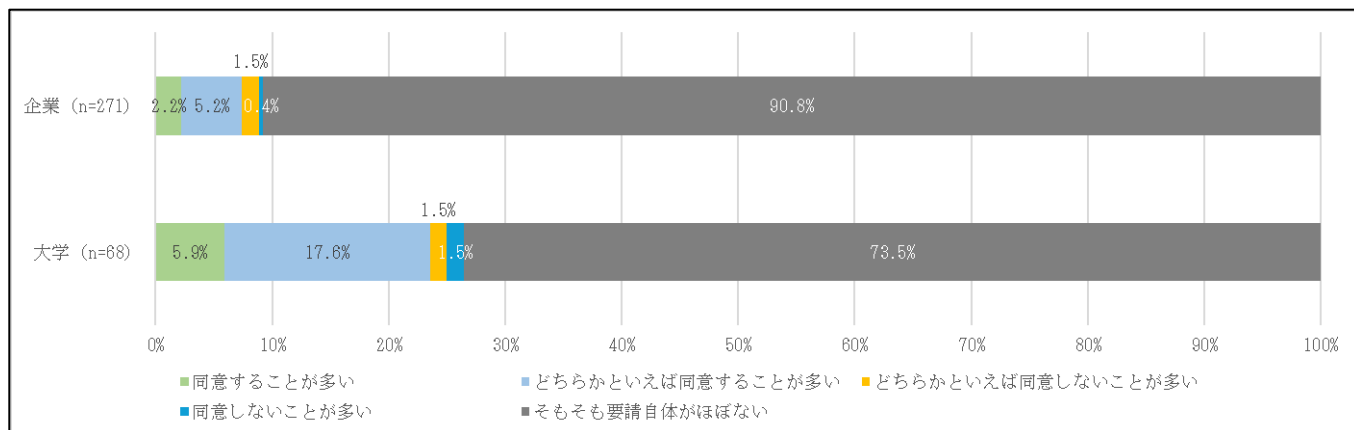
共同研究実施数別にみると、上位 25%の大学では、企業との共有特許について通知のみで第三者に実施許諾可能とする運用を採用し、第三者への実施許諾を行っている割合が相対的に高い。一方で、企業が独占的实施を選択しない場合に、企業の同意のもとで実施許諾を可能とするといった、追加的な定めを設けない対応を取る割合は低い水準にとどまっている。

図表 77 企業との共有特許に関して第三者への実施許諾における対応（大学等：共同研究実施数）

企業との共有特許に関して第三者への実施許諾における対応		全体		【共同研究実施数】							
				上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	企業が独占的实施を選択した場合、所定期間を過ぎても、企業が正当な理由なく実施をしない場合には、貴機関は第三者に実施許諾できることを加えている	50	73.5%	17	89.5%	9	75.0%	11	73.3%	9	69.2%
2	企業が独占的实施を選択しない場合、相手方の同意なく（通知のみ）第三者へ実施許諾できるとしている	17	25.0%	9	47.4%	4	33.3%	1	6.7%	3	23.1%
3	企業が独占的实施を選択しない場合、貴機関の持分について、第三者から実施許諾及び譲渡の要請があった時には、第三者に優先的に独占的实施もしくは権利譲渡するとしている	6	8.8%	2	10.5%	2	16.7%	1	6.7%	1	7.7%
4	企業が独占的实施を選択しない場合、企業の同意のもと実施許諾できるとしている（特段の定めを行っていない）	43	63.2%	6	31.6%	11	91.7%	9	60.0%	10	76.9%
5	その他	6	8.8%	1	5.3%	0	0.0%	2	13.3%	2	15.4%
	総計	68	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

また、第三者への実施許諾や、第三者への持分譲渡に関する要請など、企業の同意を求めるような機会自体がほとんどないと回答する大学は73.5%（全くない又は対象となる特許がないとの回答を含む）であり、同様に大学からの要請がほぼないと回答する企業は90.8%である。一方、「同意することが多い」及び「どちらかといえば同意することが多い」の合計は、企業では7.4%、大学では23.5%となっている。

図表 78 大学から企業に対し、持ち分譲渡や第三者実施許諾に関する要請があった際に、企業は同意するか



第三者への実施許諾を通知のみで可能とする場合、大学・企業ともに交渉負担の増大や第三者選定・収益配分に関する協議負担が主な課題として挙げられた。加えて、大学等では共有企業が望ましくない相手へライセンスすることを止められないリスクが7割超として高く、企業では大学等との共同研究に至らない事例の増加が特徴的な懸念として示された。全体として、大学は統制喪失リスク、企業は共同研究機会の減少をより強く課題と認識している。

図表 79 第三者に実施許諾が可能とするルールになった場合の課題（大学等・企業）

仮に共有特許の持分について、相手方の同意なく（通知のみ）第三者に実施 許諾が可能とするルール となった場合の課題		大学等		企業	
		N	%	N	%
1	共同研究等の契約時にかかる交渉が今まで以上に増える	38	55.9%	160	61.5%
2	契約の条件として特許の出願や維持に係る費用負担が生じる（増える）	24	35.3%	63	24.2%
3	実施許諾先となる第三者の選定などは、企業との信頼関係を維持すべく 競合関係等を調査するなど負担が生じる	35	51.5%	141	54.2%
4	第三者への実施料の設定や実施許諾した際の収益配分比率など、共有権 者との協議が負担になる	34	50.0%	135	51.9%
5	第三者にライセンスしたことで、当該ライセンス技術を用いた製品・ サービスが問題を起こした場合や国内産業の競争力を相対的に弱める結 果となった場合の対外説明対応等のリスクマネジメントへの対処が生じ る	24	35.3%	141	54.2%
6	企業との共同研究に至らない事例が増える	26	38.2%		
7	大学等との共同研究に至らない事例が増える			145	55.8%
8	共有者である企業が、貴機関の研究成果をライセンスする先として好ま しくない相手にライセンスしようとした場合、貴機関として止める術が なくなる	49	72.1%		
9	その他	2	2.9%	22	8.5%
10	特に生じない	5	7.4%	19	7.3%
総計		68	100.0%	260	100.0%

図表 80 第三者に実施許諾が可能とするルールになった場合の課題（大学等：共同研究実施数）

仮に共有特許の持ち分について、相手方の同意なく（通知のみ）第三者に実施許諾が可能とするルールとなった場合の課題		全体		【共同研究実施数】							
				上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同研究等の契約時にかかる交渉が今まで以上に増える	38	55.9%	8	42.1%	5	41.7%	10	66.7%	9	69.2%
2	契約の条件として特許の出願や維持に係る費用負担が生じる（増える）	24	35.3%	7	36.8%	5	41.7%	6	40.0%	5	38.5%
3	実施許諾先となる第三者の選定などは、企業との信頼関係を維持すべく競合関係等を調査するなど負担が生じる	35	51.5%	8	42.1%	8	66.7%	6	40.0%	10	76.9%
4	第三者への実施料の設定や実施許諾した際の収益配分比率など、共有権者との協議が負担になる	34	50.0%	9	47.4%	3	25.0%	9	60.0%	7	53.8%
5	第三者にライセンスしたことで、当該ライセンス技術を用いた製品・サービスが問題を起こした場合や国内産業の競争力を相対的に弱める結果となった場合の対外説明対応等のリスクマネジメントへの対処が生じる	24	35.3%	5	26.3%	2	16.7%	5	33.3%	6	46.2%
6	企業との共同研究に至らない事例が増える	26	38.2%	7	36.8%	4	33.3%	5	33.3%	6	46.2%
7	共有者である企業が、貴機関の研究成果をライセンスする先として好ましくない相手にライセンスしようとした場合、貴機関として止める術がなくなる	49	72.1%	12	63.2%	8	66.7%	10	66.7%	11	84.6%
8	その他	2	2.9%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	特に生じない	5	7.4%	2	10.5%	2	16.7%	0	0.0%	1	7.7%
総計		68	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

業種別にみると、医薬品製造業や化学工業、金属素材製造業、建設業では、リスクマネジメントや交渉・第三者選定に関する負担を課題とする割合が相対的に高く、通知のみで実施可能になった場合に生じうる課題を強く認識している傾向がみられる。

課題の「交渉負担の増大」「第三者選定」「収益配分に関する協議負担」「リスクマネジメント」を課題として認識している割合が高く、第三者への実施許諾を同意なしで可能とする運用については慎重な姿勢が示されている。

図表 81 第三者に実施許諾が可能とするルールになった場合の課題（企業：業種分類）

仮に共有特許の持ち分について、相手方の同意なく（通知のみ）第三者に実施許諾が可能とするルールとなった場合の課題		【業種分類】																							
		全体		医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業		その他	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同研究等の契約時にかかる交渉が今まで以上に増える	160	61.5%	19	76.0%	32	69.6%	32	53.3%	7	63.6%	9	75.0%	4	57.1%	9	64.3%	23	62.2%	4	26.7%	16	64.0%	5	62.5%
2	契約の条件として特許の依頼や維持に係る費用負担が生じる（増える）	63	24.2%	5	20.0%	12	26.1%	14	23.3%	5	45.5%	4	33.3%	2	28.6%	4	28.6%	8	21.6%	2	13.3%	5	20.0%	2	25.0%
3	実施許諾先となる第三者の選定などは、企業との信頼関係を維持すべく競合関係等を調査するなど負担が生じる	141	54.2%	14	56.0%	32	69.6%	29	48.3%	6	54.5%	9	75.0%	3	42.9%	10	71.4%	20	54.1%	4	26.7%	10	40.0%	4	50.0%
4	実施許諾した際の収益配分比率など、共有権者との協議が負担になる	135	51.9%	16	64.0%	28	60.9%	29	48.3%	7	63.6%	7	58.3%	3	42.9%	6	42.9%	18	48.6%	2	13.3%	15	60.0%	4	50.0%
5	第三者にライセンスしたことで、当該ライセンス技術を用いた製品・サービスが問題を起こした場合や国内産業の競争力を相対的に弱める結果となった場合の対外説明対応等のリスクマネ	141	54.2%	18	72.0%	31	67.4%	26	43.3%	8	72.7%	8	66.7%	4	57.1%	8	57.1%	19	51.4%	4	26.7%	13	52.0%	2	25.0%
6	大学等との共同研究に至らない事例が増える	145	55.8%	16	64.0%	30	65.2%	35	58.3%	6	54.5%	4	33.3%	3	42.9%	6	42.9%	23	62.2%	5	33.3%	10	40.0%	7	87.5%
7	その他	22	8.5%	1	4.0%	2	4.3%	7	11.7%	0	0.0%	2	16.7%	1	14.3%	1	7.1%	2	5.4%	2	13.3%	4	16.0%	0	0.0%
8	特に生じない	19	7.3%	1	4.0%	3	6.5%	2	3.3%	1	9.1%	1	8.3%	1	14.3%	1	7.1%	4	10.8%	3	20.0%	1	4.0%	1	12.5%
	総計	260	100.0%	25	100.0%	46	100.0%	60	100.0%	11	100.0%	12	100.0%	7	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	15	100.0%	25	100.0%	8	100.0%

(ii) 国内ヒアリング結果

大学等	企業
【第三者実施許諾の同意要請と例外設計】 ➤ 共同出願については、原則として共同出願人全員の同意を必要としている。大学単独で第三者に実施許諾を行うことはできず、企業側との協議を経て合意形成を図る運用としている。 ➤ 企業に第三者実施許諾の同意要請をすることはほとんどない。過去に第三者に実施許諾しようとした際に共有相手の企業に拒否されたケースで、独占実施に切り替えたことはある。 ➤ 業界を指定して第三者実施許諾を禁止したいという要望が企業から出ることはあるが、それは事実上独占ではないかという議論になる。 ➤ 共同出願契約では 3～5 年程度の独占期間を設定し、当該期間内に企業が実施しない場合には、大学が第三者への実施許諾や持分譲渡を行える条項を設けている。同意要請については「正当な理由なく拒否しない」という文言を付け加えて交渉をしている。 ➤ 第三者実施許諾をする際には共有相手の同意を必要とするが、要請があった場合は原則として同意する規定になっている。非独占契約を選ぶ場合は大学が第三者実施を行うことを前提としており、企業側にも契約段階で説明して理解いただいている。企業側が他社への実施を望まない場合は、独占実施契約を選択してもらう運用としている。	【第三者実施許諾の同意要請と例外設計】 ➤ 大学から第三者実施許諾の同意を求められるケースはほぼない。事業保護や成長にとって極めて重要な発明が生まれると想定される場合には、当該特許を競合他社に実施許諾しないよう、契約段階で伝える。 ➤ 事業化が見込まれない特許についての第三者実施許諾の同意要請であれば、同意することが多い。先方から強く要請される場合には、自社事業と競合しないよう、対象国や用途を限定するケースもある。 ➤ 事業状況や技術開発戦略上の位置づけなどを総合的に判断し、受け入れ可能な範囲で第三者実施許諾に関する修正を受け入れている。 ➤ 競合他社が把握できていて実施する可能性がありそうな場合には、同意不要とはしにくい。逆に、競合他社が見えておらず、自社でも横展開したい場合などは同意不要とすることもある。 ➤ 共同研究成果に基づいて大学発スタートアップを設立し、そこにライセンスしたいとの相談を受けることがある。それ以外のライセンス先を大学が見つけてくるケースは経験がない。

(8) 国際共同研究等の設計差

(i) 国内アンケート結果

＜共同研究における大学等・企業の主張の異なる点＞

大学等と企業との国際共同研究においては、独占的实施及び非独占的实施における不実施補償の有無が、大学等と企業の間で最も主張が異なる点として挙げられており、この傾向は米国、中国、仏国の企業との共同研究においても同様にみられた。

また、国内大学等との共同研究では、不実施補償の有無に加え、補償料や実施料の算定方法について主張が異なるとする回答が比較的多かった。一方、米国、中国、仏国の

企業との共同研究では、「共同出願とするか否か」や「優先交渉権の設定」に関する項目について、主張の相違がみられる割合が相対的に高い傾向がみられた。

図表 82 共同研究において企業の主張と異なる点（大学等）

共同研究において企業の主張と異なる点		大学等							
		日本		米国		中国		仏国	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	8	11.8%	6	8.8%	2	2.9%	1	1.5%
2	共同出願における持分比率	10	14.7%	5	7.4%	2	2.9%	3	4.4%
3	特許の出願や出願時期等の判断	6	8.8%	3	4.4%	2	2.9%	1	1.5%
4	外国出願における出願対象国	3	4.4%	1	1.5%	1	1.5%	0	0.0%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	42	61.8%	18	26.5%	8	11.8%	6	8.8%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	46	67.6%	20	29.4%	6	8.8%	5	7.4%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	34	50.0%	14	20.6%	5	7.4%	3	4.4%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	43	63.2%	17	25.0%	7	10.3%	5	7.4%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	21	30.9%	11	16.2%	4	5.9%	4	5.9%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	20	29.4%	8	11.8%	4	5.9%	1	1.5%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	31	45.6%	8	11.8%	2	2.9%	2	2.9%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	29	42.6%	7	10.3%	4	5.9%	2	2.9%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	19	27.9%	7	10.3%	4	5.9%	1	1.5%
14	その他	4	5.9%	9	13.2%	16	23.5%	12	17.6%
15	特になし	5	7.4%	35	51.5%	42	61.8%	48	70.6%
	総計	68	100.0%	68	100.0%	68	100.0%	68	100.0%

図表 83 共同研究において大学等の主張と異なる点（企業）

共同研究において大学の主張と異なる点		企業							
		日本		米国		中国		仏国	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	61	21.9%	22	8.0%	8	2.9%	8	2.9%
2	共同出願における持分比率	55	19.8%	12	4.4%	5	1.8%	3	1.1%
3	特許の出願や出願時期等の判断	31	11.2%	7	2.5%	4	1.5%	5	1.8%
4	外国出願における出願対象国	32	11.5%	8	2.9%	6	2.2%	5	1.8%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	120	43.2%	15	5.5%	4	1.5%	4	1.5%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	146	52.5%	16	5.8%	5	1.8%	7	2.6%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	122	43.9%	18	6.5%	5	1.8%	6	2.2%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	81	29.1%	15	5.5%	7	2.5%	6	2.2%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	86	30.9%	17	6.2%	10	3.6%	7	2.6%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	88	31.7%	21	7.6%	10	3.6%	9	3.3%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	85	30.6%	20	7.3%	8	2.9%	5	1.8%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	80	28.8%	17	6.2%	9	3.3%	5	1.8%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	56	20.1%	7	2.5%	4	1.5%	3	1.1%
14	その他	12	4.3%	56	20.4%	69	25.1%	66	24.1%
15	特にない	54	19.4%	173	62.9%	185	67.3%	190	69.3%
	総計	278	100.0%	275	100.0%	275	100.0%	274	100.0%

＜受託研究における大学等・企業の主張の異なる点＞

日本企業との受託研究においては、大学等が不実施補償や費用負担、第三者への実施許諾といった権利処理に関する論点を幅広く課題として挙げている。一方、米国、中国、仏国の企業との受託研究については、実施件数自体が限定的であり、「特にない」とする回答が過半から 7 割程度を占めている。

このため、大学等が具体的な課題として認識している論点は、主として日本企業との受託研究に関するものであり、海外企業との間では、主張の相違について十分な傾向を把握することが難しい状況にあると考えられる。

また、日本の大学との共同研究においては、企業側が不実施補償、実施料、費用負担、優先交渉権といった権利処理に関わる論点について主張が異なると回答する割合が 1 割から 1.5 割程度みられ、一定の調整を要する事項が存在している。一方、米国、中国、仏国など海外大学との共同研究では、各論点はいずれも数%にとどまり、「特にない」とする回答が 7 割前後を占めている。

図表 84 受託研究において企業の主張と異なる点（大学等）

受託研究において企業の主張と異なる点		大学等							
		日本		米国		中国		仏国	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	21	30.9%	5	7.4%	1	1.5%	0	0.0%
2	共同出願における持分比率	8	11.8%	3	4.4%	1	1.5%	2	2.9%
3	特許の出願や出願時期等の判断	4	5.9%	1	1.5%	2	2.9%	1	1.5%
4	外国出願における出願対象国	1	1.5%	1	1.5%	1	1.5%	0	0.0%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	30	44.1%	13	19.1%	5	7.4%	5	7.4%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	31	45.6%	14	20.6%	5	7.4%	5	7.4%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	23	33.8%	9	13.2%	4	5.9%	3	4.4%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	25	36.8%	11	16.2%	5	7.4%	5	7.4%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	13	19.1%	6	8.8%	3	4.4%	4	5.9%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	12	17.6%	4	5.9%	2	2.9%	1	1.5%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	19	27.9%	7	10.3%	2	2.9%	2	2.9%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	20	29.4%	5	7.4%	2	2.9%	2	2.9%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	15	22.1%	5	7.4%	1	1.5%	1	1.5%
14	その他	4	5.9%	10	14.7%	15	22.1%	14	20.6%
15	特になし	14	20.6%	39	57.4%	47	69.1%	47	69.1%
	総計	68	100.0%	68	100.0%	68	100.0%	68	100.0%

図表 85 受託研究において大学等の主張と異なる点（企業）

受託研究において大学の主張と異なる点		企業							
		日本		米国		中国		仏国	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	33	11.9%	11	4.0%	5	1.8%	6	2.2%
2	共同出願における持分比率	21	7.6%	7	2.5%	3	1.1%	2	0.7%
3	特許の出願や出願時期等の判断	12	4.3%	4	1.5%	2	0.7%	3	1.1%
4	外国出願における出願対象国	11	4.0%	5	1.8%	3	1.1%	2	0.7%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	34	12.2%	8	2.9%	2	0.7%	3	1.1%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	44	15.8%	10	3.6%	3	1.1%	5	1.8%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	43	15.5%	10	3.6%	3	1.1%	4	1.5%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	25	9.0%	9	3.3%	3	1.1%	4	1.5%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	28	10.1%	8	2.9%	4	1.5%	4	1.5%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	29	10.4%	10	3.6%	3	1.1%	5	1.8%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	27	9.7%	10	3.6%	4	1.5%	3	1.1%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	24	8.6%	9	3.3%	5	1.8%	3	1.1%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	21	7.6%	4	1.5%	3	1.1%	2	0.7%
14	その他	37	13.3%	62	22.5%	72	26.2%	70	25.5%
15	特になし	154	55.4%	187	68.0%	190	69.1%	192	70.1%
	総計	278	100.0%	275	100.0%	275	100.0%	274	100.0%

< 共同研究・受託研究における主張の異なる点の業種別比較 >

業種別にみると、国内の大学との共同研究において、医薬品製造業、化学工業、金属素材製造業、建設業では、不実施補償や持分比率、第三者への実施許諾条件など、知的財産の帰属や活用に関連する項目について主張の相違を感じる割合が相対的に高い傾向がみられた。日本の大学との受託研究においても、化学工業ではやや低いものの、概ね同様の傾向が確認された。

一方、米国、中国、仏国の大学との共同研究及び受託研究については、機械器具製造業を除き、いずれの業種においても実施件数が極めて限定的であり、業種間の差異について明確な傾向を論じることは困難であった。

図表 86 日本の大学との共同研究において、大学等との主張が異なる点（企業：業種分類）

日本の大学との共同研究において、大学との主張が異なる点		【業種分類】																							
		全体		医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業		その他	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	61	21.9%	8	32.0%	11	23.4%	9	14.1%	4	36.4%	4	28.6%	0	0.0%	5	33.3%	4	9.8%	5	27.8%	7	28.0%	4	44.4%
2	共同出願における持分比率	55	19.8%	6	24.0%	12	25.5%	5	7.8%	4	36.4%	5	35.7%	0	0.0%	4	26.7%	7	17.1%	1	5.6%	6	24.0%	5	55.6%
3	特許の出願や出願時期等の判断	31	11.2%	4	16.0%	6	12.8%	5	7.8%	1	9.1%	3	21.4%	1	11.1%	2	13.3%	2	4.9%	1	5.6%	3	12.0%	3	33.3%
4	外国出願における出願対象国	32	11.5%	3	12.0%	4	8.5%	7	10.9%	2	18.2%	3	21.4%	1	11.1%	0	0.0%	4	9.8%	2	11.1%	5	20.0%	1	11.1%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	120	43.2%	11	44.0%	22	46.8%	30	46.9%	6	54.5%	7	50.0%	1	11.1%	7	46.7%	18	43.9%	3	16.7%	11	44.0%	4	44.4%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	146	52.5%	12	48.0%	24	51.1%	39	60.9%	8	72.7%	11	78.6%	2	22.2%	8	53.3%	18	43.9%	4	22.2%	15	60.0%	5	55.6%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	122	43.9%	13	52.0%	21	44.7%	31	48.4%	6	54.5%	7	50.0%	0	0.0%	8	53.3%	16	39.0%	4	22.2%	13	52.0%	3	33.3%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	81	29.1%	7	28.0%	14	29.8%	21	32.8%	4	36.4%	5	35.7%	0	0.0%	3	20.0%	9	22.0%	4	22.2%	12	48.0%	2	22.2%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	86	30.9%	9	36.0%	17	36.2%	16	25.0%	4	36.4%	1	7.1%	0	0.0%	9	60.0%	14	34.1%	1	5.6%	11	44.0%	4	44.4%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	88	31.7%	11	44.0%	20	42.6%	17	26.6%	4	36.4%	1	7.1%	0	0.0%	7	46.7%	14	34.1%	0	0.0%	10	40.0%	4	44.4%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	85	30.6%	11	44.0%	12	25.5%	21	32.8%	5	45.5%	4	28.6%	1	11.1%	3	20.0%	12	29.3%	4	22.2%	8	32.0%	4	44.4%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	80	28.8%	10	40.0%	15	31.9%	12	18.8%	7	63.6%	2	14.3%	1	11.1%	5	33.3%	14	34.1%	5	27.8%	6	24.0%	3	33.3%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	56	20.1%	11	44.0%	10	21.3%	10	15.6%	5	45.5%	0	0.0%	0	0.0%	4	26.7%	6	14.6%	1	5.6%	5	20.0%	4	44.4%
14	その他	12	4.3%	1	4.0%	1	2.1%	3	4.7%	0	0.0%	1	7.1%	1	11.1%	0	0.0%	4	9.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%
15	特にない	54	19.4%	2	8.0%	9	19.1%	14	21.9%	1	9.1%	1	7.1%	3	33.3%	4	26.7%	9	22.0%	5	27.8%	4	16.0%	2	22.2%
	総計	278	100.0%	25	100.0%	47	100.0%	64	100.0%	11	100.0%	14	100.0%	9	100.0%	15	100.0%	41	100.0%	18	100.0%	25	100.0%	9	100.0%

図表 87 日本の大学との受託研究において、大学等との主張が異なる点（企業：業種分類）

日本の大学との受託研究において、大学との主張が異なる点		全体		【業種分類】																					
				医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業		その他	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	33	11.9%	3	12.0%	4	8.5%	7	10.9%	1	9.1%	2	14.3%	0	0.0%	2	13.3%	4	9.8%	5	27.8%	4	16.0%	1	11.1%
2	共同出願における持分比率	21	7.6%	3	12.0%	6	12.8%	2	3.1%	0	0.0%	2	14.3%	0	0.0%	2	13.3%	2	4.9%	0	0.0%	3	12.0%	1	11.1%
3	特許の出願や出願時期等の判断	12	4.3%	2	8.0%	2	4.3%	2	3.1%	0	0.0%	2	14.3%	1	11.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	8.0%	1	11.1%
4	外国出願における出願対象国	11	4.0%	2	8.0%	1	2.1%	3	4.7%	0	0.0%	2	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.4%	0	0.0%	2	8.0%	0	0.0%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	34	12.2%	4	16.0%	5	10.6%	7	10.9%	1	9.1%	3	21.4%	0	0.0%	3	20.0%	8	19.5%	1	5.6%	1	4.0%	1	11.1%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	44	15.8%	5	20.0%	6	12.8%	12	18.8%	2	18.2%	4	28.6%	0	0.0%	4	26.7%	6	14.6%	1	5.6%	2	8.0%	2	22.2%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	43	15.5%	5	20.0%	7	14.9%	12	18.8%	2	18.2%	3	21.4%	0	0.0%	4	26.7%	5	12.2%	1	5.6%	4	16.0%	0	0.0%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	25	9.0%	3	12.0%	4	8.5%	7	10.9%	1	9.1%	2	14.3%	0	0.0%	2	13.3%	2	4.9%	2	11.1%	2	8.0%	0	0.0%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	28	10.1%	4	16.0%	2	4.3%	6	9.4%	0	0.0%	1	7.1%	0	0.0%	4	26.7%	6	14.6%	0	0.0%	4	16.0%	1	11.1%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	29	10.4%	4	16.0%	3	6.4%	9	14.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	20.0%	5	12.2%	0	0.0%	4	16.0%	1	11.1%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	27	9.7%	4	16.0%	3	6.4%	7	10.9%	1	9.1%	1	7.1%	0	0.0%	1	6.7%	6	14.6%	2	11.1%	1	4.0%	1	11.1%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	24	8.6%	3	12.0%	3	6.4%	4	6.3%	1	9.1%	1	7.1%	1	11.1%	2	13.3%	5	12.2%	2	11.1%	1	4.0%	1	11.1%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	21	7.6%	5	20.0%	1	2.1%	4	6.3%	2	18.2%	0	0.0%	0	0.0%	2	13.3%	2	4.9%	1	5.6%	2	8.0%	2	22.2%
14	その他	37	13.3%	4	16.0%	8	17.0%	9	14.1%	0	0.0%	1	7.1%	2	22.2%	0	0.0%	9	22.0%	1	5.6%	2	8.0%	1	11.1%
15	特にない	154	55.4%	13	52.0%	26	55.3%	35	54.7%	7	63.6%	7	50.0%	5	55.6%	11	73.3%	19	46.3%	10	55.6%	16	64.0%	5	55.6%
	総計	278	100.0%	25	100.0%	47	100.0%	64	100.0%	11	100.0%	14	100.0%	9	100.0%	15	100.0%	41	100.0%	18	100.0%	25	100.0%	9	100.0%

図表 88 米国の大学との共同研究において、大学等との主張が異なる点（企業：業種分類）

米国の大学との共同研究において、大学との主張が異なる点		全体		【業種分類】																					
				医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業		その他	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	22	8.0%	1	4.0%	6	12.8%	6	9.5%	1	9.1%	1	7.7%	0	0.0%	1	6.7%	1	2.5%	2	11.1%	3	12.0%	0	0.0%
2	共同出願における持分比率	12	4.4%	0	0.0%	2	4.3%	4	6.3%	0	0.0%	2	15.4%	0	0.0%	1	6.7%	1	2.5%	1	5.6%	1	4.0%	0	0.0%
3	特許の出願や出願時期等の判断	7	2.5%	2	8.0%	1	2.1%	2	3.2%	0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	外国出願における出願対象国	8	2.9%	0	0.0%	1	2.1%	3	4.8%	0	0.0%	1	7.7%	1	11.1%	1	6.7%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	15	5.5%	0	0.0%	4	8.5%	6	9.5%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	13.3%	1	2.5%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	16	5.8%	1	4.0%	4	8.5%	7	11.1%	2	18.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	18	6.5%	2	8.0%	3	6.4%	6	9.5%	2	18.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	3	7.5%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	15	5.5%	1	4.0%	3	6.4%	8	12.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%	2	11.1%	0	0.0%	0	0.0%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	17	6.2%	3	12.0%	4	8.5%	6	9.5%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.0%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	21	7.6%	5	20.0%	5	10.6%	8	12.7%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	20	7.3%	4	16.0%	4	8.5%	7	11.1%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	2	5.0%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	17	6.2%	4	16.0%	4	8.5%	5	7.9%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	2	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	7	2.5%	1	4.0%	1	2.1%	3	4.8%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14	その他	56	20.4%	6	24.0%	13	27.7%	10	15.9%	1	9.1%	1	7.7%	1	11.1%	1	6.7%	11	27.5%	1	5.6%	9	36.0%	2	22.2%
15	特にない	173	62.9%	13	52.0%	28	59.6%	39	61.9%	7	63.6%	10	76.9%	7	77.8%	12	80.0%	24	60.0%	13	72.2%	13	52.0%	7	77.8%
	総計	275	100.0%	25	100.0%	47	100.0%	63	100.0%	11	100.0%	13	100.0%	9	100.0%	15	100.0%	40	100.0%	18	100.0%	25	100.0%	9	100.0%

図表 89 米国の大学との受託研究において、大学等との主張が異なる点（企業：業種分類）

米国の大学との受託研究において、大学との主張が異なる点		全体		【業種分類】																					
				医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業		その他	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	11	4.0%	1	4.0%	1	2.1%	2	3.2%	1	9.1%	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.0%	2	11.1%	1	4.0%	0	0.0%
2	共同出願における持分比率	7	2.5%	0	0.0%	1	2.1%	1	1.6%	0	0.0%	2	15.4%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.0%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%
3	特許の出願や出願時期等の判断	4	1.5%	1	4.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	外国出願における出願対象国	5	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.2%	0	0.0%	1	7.7%	1	11.1%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	8	2.9%	0	0.0%	1	2.1%	4	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.0%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	10	3.6%	1	4.0%	1	2.1%	5	7.9%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	10	3.6%	1	4.0%	1	2.1%	5	7.9%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	9	3.3%	1	4.0%	1	2.1%	5	7.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	8	2.9%	1	4.0%	1	2.1%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.0%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	10	3.6%	2	8.0%	1	2.1%	5	7.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	10	3.6%	2	8.0%	1	2.1%	4	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.0%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	9	3.3%	2	8.0%	1	2.1%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%	2	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	4	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.2%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14	その他	62	22.5%	8	32.0%	13	27.7%	13	20.6%	1	9.1%	1	7.7%	1	11.1%	2	13.3%	11	27.5%	1	5.6%	9	36.0%	2	22.2%
15	特にない	187	68.0%	14	56.0%	33	70.2%	42	66.7%	8	72.7%	10	76.9%	6	66.7%	13	86.7%	25	62.5%	14	77.8%	15	60.0%	7	77.8%
	総計	275	100.0%	25	100.0%	47	100.0%	63	100.0%	11	100.0%	13	100.0%	9	100.0%	15	100.0%	40	100.0%	18	100.0%	25	100.0%	9	100.0%

図表 90 中国の大学との共同研究において、大学等との主張が異なる点（企業：業種分類）

中国の大学との共同研究において、大学との主張が異なる点		全体		【業種分類】																					
				医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業		その他	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	8	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	4	6.3%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	1	5.6%	1	4.0%	0	0.0%
2	共同出願における持分比率	5	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	4	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3	特許の出願や出願時期等の判断	4	1.5%	0	0.0%	1	2.1%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	外国出願における出願対象国	6	2.2%	0	0.0%	1	2.1%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	4	1.5%	0	0.0%	1	2.1%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	5	1.8%	0	0.0%	1	2.1%	4	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	5	1.8%	0	0.0%	1	2.1%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	7	2.5%	0	0.0%	1	2.1%	6	9.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	10	3.6%	1	4.0%	2	4.3%	6	9.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	10	3.6%	0	0.0%	3	6.4%	6	9.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	8	2.9%	0	0.0%	1	2.1%	6	9.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	9	3.3%	0	0.0%	2	4.3%	6	9.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	4	1.5%	0	0.0%	1	2.1%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14	その他	69	25.1%	12	48.0%	13	27.7%	12	19.0%	2	18.2%	2	15.4%	1	11.1%	1	6.7%	12	30.0%	2	11.1%	10	40.0%	2	22.2%
15	特にない	185	67.3%	12	48.0%	31	66.0%	41	65.1%	8	72.7%	11	84.6%	7	77.8%	14	93.3%	25	62.5%	15	83.3%	14	56.0%	7	77.8%
	総計	275	100.0%	25	100.0%	47	100.0%	63	100.0%	11	100.0%	13	100.0%	9	100.0%	15	100.0%	40	100.0%	18	100.0%	25	100.0%	9	100.0%

図表 91 中国の大学との受託研究において、大学等との主張が異なる点（企業：業種分類）

中国の大学との受託研究において、大学との主張が異なる点		【業種分類】																							
		全体		医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業		その他	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	5	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	1	5.6%	1	4.0%	0	0.0%
2	共同出願における持分比率	3	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3	特許の出願や出願時期等の判断	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	外国出願における出願対象国	3	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	3	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	3	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	3	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	4	1.5%	1	4.0%	0	0.0%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	3	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	4	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	4	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	5	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	4	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	3	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14	その他	72	26.2%	12	48.0%	14	29.8%	14	22.2%	2	18.2%	2	15.4%	1	11.1%	1	6.7%	12	30.0%	2	11.1%	10	40.0%	2	22.2%
15	特にない	190	69.1%	12	48.0%	33	70.2%	44	69.8%	8	72.7%	11	84.6%	6	66.7%	14	93.3%	26	65.0%	15	83.3%	14	56.0%	7	77.8%
	総計	275	100.0%	25	100.0%	47	100.0%	63	100.0%	11	100.0%	13	100.0%	9	100.0%	15	100.0%	40	100.0%	18	100.0%	25	100.0%	9	100.0%

図表 92 仏国の大学との共同研究において、大学等との主張が異なる点（企業：業種分類）

仏国の大学との共同研究において、大学との主張が異なる点		全体		【業種分類】																					
				医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業		その他	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	8	2.9%	1	4.0%	0	0.0%	2	3.2%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	1	5.6%	2	8.0%	0	0.0%
2	共同出願における持分比率	3	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3	特許の出願や出願時期等の判断	5	1.8%	1	4.0%	1	2.1%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	外国出願における出願対象国	5	1.8%	0	0.0%	1	2.1%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	4	1.5%	0	0.0%	1	2.1%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	7	2.6%	1	4.0%	1	2.1%	5	8.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	6	2.2%	1	4.0%	1	2.1%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	6	2.2%	1	4.0%	1	2.1%	4	6.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	7	2.6%	1	4.0%	1	2.1%	4	6.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	9	3.3%	2	8.0%	2	4.3%	4	6.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	5	1.8%	1	4.0%	1	2.1%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	5	1.8%	1	4.0%	1	2.1%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	3	1.1%	0	0.0%	1	2.1%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14	その他	66	24.1%	10	40.0%	13	27.7%	11	17.7%	2	18.2%	2	15.4%	1	11.1%	1	6.7%	12	30.0%	2	11.1%	10	40.0%	2	22.2%
15	特にない	190	69.3%	13	52.0%	32	68.1%	45	72.6%	8	72.7%	11	84.6%	7	77.8%	14	93.3%	25	62.5%	15	83.3%	13	52.0%	7	77.8%
	総計	274	100.0%	25	100.0%	47	100.0%	62	100.0%	11	100.0%	13	100.0%	9	100.0%	15	100.0%	40	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	9	100.0%

図表 93 仏国の大学との受託研究において、大学等との主張が異なる点（企業：業種分類）

仏国の大学との受託研究において、大学との主張が異なる点		【業種分類】																							
		全体		医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業		その他	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	6	2.2%	1	4.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	1	5.6%	1	4.0%	0	0.0%
2	共同出願における持分比率	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3	特許の出願や出願時期等の判断	3	1.1%	1	4.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	外国出願における出願対象国	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	3	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	5	1.8%	1	4.0%	0	0.0%	4	6.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	4	1.5%	1	4.0%	0	0.0%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	4	1.5%	1	4.0%	0	0.0%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	4	1.5%	1	4.0%	0	0.0%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	5	1.8%	2	8.0%	0	0.0%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	3	1.1%	1	4.0%	0	0.0%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	3	1.1%	1	4.0%	0	0.0%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14	その他	70	25.5%	11	44.0%	14	29.8%	13	21.0%	2	18.2%	2	15.4%	1	11.1%	1	6.7%	12	30.0%	2	11.1%	10	40.0%	2	22.2%
15	特にない	192	70.1%	12	48.0%	33	70.2%	45	72.6%	8	72.7%	11	84.6%	7	77.8%	14	93.3%	26	65.0%	15	83.3%	14	56.0%	7	77.8%
	総計	274	100.0%	25	100.0%	47	100.0%	62	100.0%	11	100.0%	13	100.0%	9	100.0%	15	100.0%	40	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	9	100.0%

＜共同研究・受託研究における主張の異なる点の共同研究実施数別比較＞

国内企業との共同研究及び受託研究においては、共同研究実施数が多い大学ほど、不実施補償や費用負担といった契約の実務運用に関する具体的な条件について、企業との間で主張の相違がみられる割合が相対的に高い。一方、共同研究実施数が少ない大学では、「共同出願とするか否か」や「第三者への実施許諾における同意の要否」など、権利の帰属やコントロールに関する基本的な事項について主張が異なるとする回答が比較的多くみられた。このことから、共同研究の実施経験の多寡によって、大学等が課題として認識する論点の性質に一定の違いがみられる可能性がある。

また、米国、中国、仏国の企業との共同研究及び受託研究においても、主張が異なる点の内容自体は、国内企業との場合と比べて大きな違いは認められなかった。一方で、共同研究実施数が多い上位 25%及び中上位 25%の大学においては、主張の相違を課題として認識している割合が相対的に高い傾向がみられた。

図表 94 日本の企業との共同研究において、企業との主張が異なる点（大学等：共同研究実施数）

日本の企業との共同研究において、企業との主張が異なる点	全体		【共同研究実施数】							
			上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1 共同出願とするか否か	8	11.8%	1	5.3%	0	0.0%	3	20.0%	4	30.8%
2 共同出願における持分比率	10	14.7%	2	10.5%	3	25.0%	4	26.7%	1	7.7%
3 特許の出願や出願時期等の判断	6	8.8%	2	10.5%	1	8.3%	3	20.0%	0	0.0%
4 外国出願における出願対象国	3	4.4%	0	0.0%	1	8.3%	1	6.7%	1	7.7%
5 独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	42	61.8%	11	57.9%	9	75.0%	12	80.0%	7	53.8%
6 非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	46	67.6%	14	73.7%	8	66.7%	11	73.3%	8	61.5%
7 不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	34	50.0%	12	63.2%	7	58.3%	8	53.3%	4	30.8%
8 特許の出願や維持にかかる費用負担	43	63.2%	16	84.2%	7	58.3%	11	73.3%	6	46.2%
9 独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	21	30.9%	8	42.1%	7	58.3%	3	20.0%	2	15.4%
10 独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	20	29.4%	6	31.6%	5	41.7%	5	33.3%	2	15.4%
11 第三者への実施許諾に対する同意の必要性	31	45.6%	9	47.4%	7	58.3%	7	46.7%	7	53.8%
12 第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	29	42.6%	8	42.1%	6	50.0%	8	53.3%	4	30.8%
13 大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	19	27.9%	8	42.1%	2	16.7%	8	53.3%	1	7.7%
14 その他	4	5.9%	2	10.5%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%
15 特にない	5	7.4%	0	0.0%	1	8.3%	0	0.0%	1	7.7%
総計	68	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

図表 95 日本の企業との受託研究において、企業との主張が異なる点（大学等：共同研究実施数）

日本の企業との受託研究において、企業との主張が異なる点		全体		【共同研究実施数】							
				上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	21	30.9%	7	36.8%	4	33.3%	3	20.0%	6	46.2%
2	共同出願における持分比率	8	11.8%	3	15.8%	2	16.7%	2	13.3%	1	7.7%
3	特許の出願や出願時期等の判断	4	5.9%	2	10.5%	0	0.0%	2	13.3%	0	0.0%
4	外国出願における出願対象国	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	30	44.1%	9	47.4%	6	50.0%	8	53.3%	6	46.2%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	31	45.6%	9	47.4%	6	50.0%	7	46.7%	6	46.2%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	23	33.8%	9	47.4%	5	41.7%	5	33.3%	3	23.1%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	25	36.8%	8	42.1%	5	41.7%	6	40.0%	5	38.5%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	13	19.1%	4	21.1%	5	41.7%	2	13.3%	1	7.7%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	12	17.6%	3	15.8%	3	25.0%	4	26.7%	1	7.7%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	19	27.9%	4	21.1%	5	41.7%	5	33.3%	4	30.8%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	20	29.4%	6	31.6%	4	33.3%	7	46.7%	2	15.4%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	15	22.1%	7	36.8%	2	16.7%	6	40.0%	0	0.0%
14	その他	4	5.9%	2	10.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%
15	特にない	14	20.6%	2	10.5%	3	25.0%	3	20.0%	2	15.4%
	総計	68	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

図表 96 米国の企業との共同研究において、企業との主張が異なる点（大学等：共同研究実施数）

米国の企業との共同研究において、企業との主張が異なる点		全体		【共同研究実施数】							
				上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	6	8.8%	3	15.8%	2	16.7%	0	0.0%	1	7.7%
2	共同出願における持分比率	5	7.4%	2	10.5%	1	8.3%	1	6.7%	1	7.7%
3	特許の出願や出願時期等の判断	3	4.4%	2	10.5%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%
4	外国出願における出願対象国	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	18	26.5%	10	52.6%	3	25.0%	2	13.3%	2	15.4%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	20	29.4%	11	57.9%	4	33.3%	2	13.3%	2	15.4%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	14	20.6%	7	36.8%	4	33.3%	2	13.3%	1	7.7%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	17	25.0%	11	57.9%	2	16.7%	2	13.3%	2	15.4%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	11	16.2%	6	31.6%	4	33.3%	1	6.7%	0	0.0%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	8	11.8%	5	26.3%	2	16.7%	1	6.7%	0	0.0%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	8	11.8%	5	26.3%	0	0.0%	1	6.7%	2	15.4%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	7	10.3%	3	15.8%	2	16.7%	1	6.7%	1	7.7%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	7	10.3%	4	21.1%	2	16.7%	1	6.7%	0	0.0%
14	その他	9	13.2%	1	5.3%	2	16.7%	3	20.0%	0	0.0%
15	特にない	35	51.5%	5	26.3%	5	41.7%	10	66.7%	10	76.9%
	総計	68	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

図表 97 米国の企業との受託研究において、企業との主張が異なる点（大学等：共同研究実施数）

米国の企業との受託研究において、企業との主張が異なる点		全体		【共同研究実施数】							
				上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	5	7.4%	2	10.5%	2	16.7%	0	0.0%	1	7.7%
2	共同出願における持分比率	3	4.4%	1	5.3%	0	0.0%	1	6.7%	1	7.7%
3	特許の出願や出願時期等の判断	1	1.5%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	外国出願における出願対象国	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	13	19.1%	8	42.1%	2	16.7%	2	13.3%	1	7.7%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	14	20.6%	8	42.1%	2	16.7%	2	13.3%	1	7.7%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相役等）	9	13.2%	6	31.6%	1	8.3%	2	13.3%	0	0.0%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	11	16.2%	8	42.1%	0	0.0%	2	13.3%	1	7.7%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	6	8.8%	4	21.1%	1	8.3%	1	6.7%	0	0.0%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	4	5.9%	3	15.8%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	7	10.3%	4	21.1%	0	0.0%	1	6.7%	2	15.4%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	5	7.4%	3	15.8%	0	0.0%	1	6.7%	1	7.7%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	5	7.4%	3	15.8%	1	8.3%	1	6.7%	0	0.0%
14	その他	10	14.7%	0	0.0%	3	25.0%	3	20.0%	1	7.7%
15	特にない	39	57.4%	8	42.1%	6	50.0%	10	66.7%	10	76.9%
	総計	68	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

図表 98 中国の企業との共同研究において、企業との主張が異なる点（大学等：共同研究実施数）

中国の企業との共同研究において、企業との主張が異なる点		全体		【共同研究実施数】							
				上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	2	2.9%	0	0.0%	1	8.3%	1	6.7%	0	0.0%
2	共同出願における持分比率	2	2.9%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%
3	特許の出願や出願時期等の判断	2	2.9%	1	5.3%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
4	外国出願における出願対象国	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	8	11.8%	5	26.3%	2	16.7%	1	6.7%	0	0.0%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	6	8.8%	3	15.8%	2	16.7%	1	6.7%	0	0.0%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	5	7.4%	3	15.8%	1	8.3%	1	6.7%	0	0.0%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	7	10.3%	5	26.3%	0	0.0%	1	6.7%	1	7.7%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	4	5.9%	2	10.5%	1	8.3%	1	6.7%	0	0.0%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	4	5.9%	2	10.5%	0	0.0%	1	6.7%	1	7.7%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	2	2.9%	1	5.3%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	4	5.9%	1	5.3%	1	8.3%	1	6.7%	1	7.7%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	4	5.9%	2	10.5%	1	8.3%	0	0.0%	1	7.7%
14	その他	16	23.5%	2	10.5%	5	41.7%	3	20.0%	2	15.4%
15	特になし	42	61.8%	11	57.9%	5	41.7%	11	73.3%	10	76.9%
	総計	68	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

図表 99 中国の企業との受託研究において、企業との主張が異なる点（大学等：共同研究実施数）

中国の企業との受託研究において、企業との主張が異なる点		全体		【共同研究実施数】							
				上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
2	共同出願における持分比率	1	1.5%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3	特許の出願や出願時期等の判断	2	2.9%	1	5.3%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
4	外国出願における出願対象国	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	5	7.4%	3	15.8%	1	8.3%	1	6.7%	0	0.0%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	5	7.4%	3	15.8%	1	8.3%	1	6.7%	0	0.0%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	4	5.9%	3	15.8%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	5	7.4%	4	21.1%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	3	4.4%	1	5.3%	1	8.3%	1	6.7%	0	0.0%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	2	2.9%	1	5.3%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	2	2.9%	1	5.3%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	2	2.9%	1	5.3%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	1	1.5%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14	その他	15	22.1%	3	15.8%	4	33.3%	3	20.0%	1	7.7%
15	特になし	47	69.1%	12	63.2%	7	58.3%	11	73.3%	12	92.3%
	総計	68	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

図表 100 仏国の企業との共同研究において、企業との主張が異なる点
(大学等：共同研究実施数)

仏国の企業との共同研究において、企業との主張が異なる点		全体		【共同研究実施数】							
				上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	1	1.5%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2	共同出願における持分比率	3	4.4%	3	15.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3	特許の出願や出願時期等の判断	1	1.5%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	外国出願における出願対象国	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	6	8.8%	5	26.3%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	5	7.4%	4	21.1%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	3	4.4%	3	15.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	5	7.4%	5	26.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	4	5.9%	3	15.8%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	1	1.5%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	2	2.9%	2	10.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	2	2.9%	2	10.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	1	1.5%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14	その他	12	17.6%	1	5.3%	3	25.0%	3	20.0%	1	7.7%
15	特になし	48	70.6%	11	57.9%	8	66.7%	12	80.0%	12	92.3%
	総計	68	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

図表 101 仏国の企業との受託研究において、企業との主張が異なる点
(大学等：共同研究実施数)

仏国の企業との受託研究において、企業との主張が異なる点		全体		【共同研究実施数】							
				上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2	共同出願における持分比率	2	2.9%	2	10.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3	特許の出願や出願時期等の判断	1	1.5%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	外国出願における出願対象国	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5	独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	5	7.4%	4	21.1%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%
6	非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	5	7.4%	4	21.1%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%
7	不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	3	4.4%	3	15.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8	特許の出願や維持にかかる費用負担	5	7.4%	5	26.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	4	5.9%	3	15.8%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%
10	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	1	1.5%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	2	2.9%	2	10.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	2	2.9%	2	10.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
13	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	1	1.5%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14	その他	14	20.6%	2	10.5%	4	33.3%	3	20.0%	1	7.7%
15	特になし	47	69.1%	11	57.9%	7	58.3%	12	80.0%	12	92.3%
	総計	68	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

(ii) 国内ヒアリング結果

大学等	企業
【海外企業との契約における雛形利用】 ➤ 外国企業との契約では、相手方の英語版契約書を基に検討することが多い。自学の日本語雛形をそのまま翻訳して用いるケースは少なく、主要条項を照らし合わせて実質的に同等となるよう修正している。必要に応じて外部専門家にリーガルチェックを依頼している。 ➤ 海外企業との共同研究契約では本学の英語版雛形を使用するケースが多い。海外企業からは、共有特許の利用や実施に関して、制約を設けず自由に扱いたいという要望が多い。技術分野によって違いがあり、バイオ系企業からは第三者実施の制限を求める要望が強い一方、工学系企業からは自由利用を求める要望がある。 ➤ 海外企業との共同研究契約では曖昧さが許容されず項目追加が必要となるため、相手側雛形の利用が多くなる。 【海外企業との契約交渉】 ➤ 米国大学との交渉では、裁判管轄などの条項については相手方も譲らない場合が多い。バックグラウンド IP の扱いについても交渉が難航することがある。バックグラウンド IP の利用を保証することを求められることはあるが、どの特許やノウハウが本件に関係しているかを事前に特定することは困難である。 ➤ 海外企業との契約交渉に関して、基本的に国内企業との違いは感じない。第三者実施許諾に関する同意権については、実務上大きな問題となっているケースはほとんどない。 ➤ 海外企業は知財権に関する交渉が多く、研究成果の知財について譲渡要求を共同研究契約の段階から行う傾向がある。国内企業は共同出願契約で「別途協議」とするケースが多い。譲渡の対価についてはランニング・ロイヤリティで精算したいという傾向が強い。 ➤ 海外企業と共同研究を行う際は、役割やタスクが予め明確に定められているケースが多い。契約書の目的や内容が具体的に記	【海外大学等との契約における雛形利用】 ➤ 海外大学向けの雛形は有していない。海外大学は自らの雛形使用を強く求める傾向があり、別途雛形を準備していない。 ➤ 海外大学の契約書は細部までマニュアル化されており、文量が非常に多く、内容を確認する負担が大きい。リスクとなる箇所があれば修正が必要となるが、国ごとに法律や権利帰属の取扱いが異なるため、細部まで取り決める必要があり、契約内容を確認するまでに時間を要する点が課題である。 【海外大学等との契約交渉】 ➤ 海外大学との共同研究では共同研究費用が高いとは感じるが、契約内容自体は大きく異ならず、国内大学との共同研究契約と似た内容で合意される。契約内容について、相違点があるとすれば法律の違いに起因する部分である。 ➤ 外国の大学との共同研究を行ったテーマは、いずれも基礎研究レベルの案件が中心であった。仮に当該国の特許法に基づき第三者ライセンスが可能であっても、当社が被るデメリットは限定的であった。受託研究の場合は発明者が大学の研究者のみである場合は大学単独出願となり得る一方、当社研究者の寄与が認められる場合は共有特許とするよう交渉を行っている。 ➤ 特許費用負担を大学も負担することについては、国内大学に比べ海外大学の方が受け入れられやすい。自組織で権利を保有して第三者実施許諾するという発想を持つためと考える。 ➤ 海外大学との共同研究でも、契約で第三者実施許諾には同意を必要とする条件を入れることはある。法律のデフォルト要件をそのまま適用するわけではなく、フラットに必要性を判断して契約している。 ➤ 海外大学は、共有特許であれば費用負担は持分に応じたものとするのが当然との考えを持っている。海外大学からは、当社側が費用を負担しないのであれば、同意なく第三者へのライセンスアウトすることを

載されている印象がある。そのため、国内企業との共同研究のように、互いに探索的な議論を重ねながらテーマを立ち上げ、成果を見出していくスタイルとはやや異なる。 【契約交渉担当者に係る相違】 ➤ 日本企業と海外企業とで担当者のレベルに極めて大きな差があるわけではないが、海外は専門人材が確認している印象はある。 ➤ 海外企業は弁護士・弁理士が初期段階から関与する場合や、渉外部が交渉に参加する場合など様々であり、交渉はタフになりやすい。一方、国内企業では研究部門の契約担当者が交渉の窓口になることが多く、研究者に近い部門で協議が始まり、必要に応じて本部の知財担当が参加する傾向がある。	やめてほしい、と要求されることがある。 【契約交渉担当者に係る相違】 ➤ 日本の大学は契約条件を変える裁量権を持つ人が少なく、組織的に動く傾向がある。一方で海外、とりわけ米国では契約文化が根付いており、研究者も契約条項について理解し、自ら判断することが多い。企業としては交渉を柔軟に進めやすい。 ➤ 米国大学は、必要に応じて代理人も活用しながら、権利行使や訴訟まで見越した権利形成能力を持っている。 ➤ 代理人によるが、契約条件の交渉は日本と比較してフレキシブルな印象がある。

(9) 制度・契約設計に関する課題

(i) 国内アンケート結果

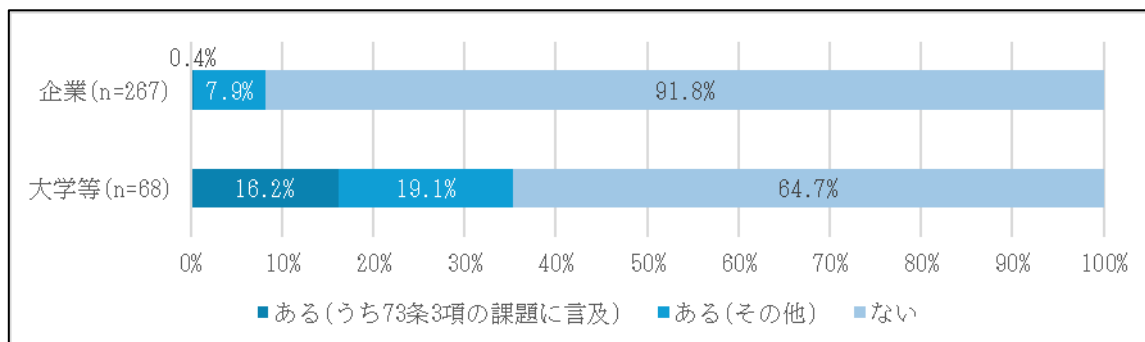
大学等においては、特許法第73条を改正しなければ解決できない課題があるとする割合が約3割と一定の割合でみられる一方、企業側では「特許法第73条を改正しなければ解決できない課題がある」とする回答は1割未満にとどまり、9割以上が「課題はない」と回答している。全体として、特許法第73条の運用に関する課題認識は大学等の方が相対的に高く、大学等と企業との間で認識に差がみられる。

図表 102 特許法第73条を改正しなければ解決できない課題有無（大学等・企業）

特許法第73条を改正しなければ解決できない課題有無		大学等		企業	
		N	%	N	%
1	ある(うち73条3項の課題に言及)	11	16.2%	1	0.4%
2	ある(その他)	13	19.1%	21	7.9%
3	ない	44	64.7%	245	91.8%

(「73条3項の課題に言及」した者は、アンケートの自由記載及びヒアリング結果に基づき抽出した。)

図表 103 共同研究等の取り扱いについて、特許法第 73 条を改正しなければ解決できない課題はあるか。



業種別にみると、多くの業種で同様の傾向がみられ、明確な業種間差異は認められなかった。一方で、金属素材製造業や電子・通信機器製造業など一部の業種では、「特許法第 73 条を改正しなければ解決できない課題がある」とする割合が相対的に高く、共同研究成果の取扱いに関する実務上の課題認識が、業種特性により部分的に異なる可能性がある。

共同研究実施数が多い大学ほど、特許法第 73 条を改正しなければ解決できない課題があるとする割合が高まる傾向がみられた。特許法第 73 条をめぐる具体的な課題としては、同条を根拠に企業側が不実施補償の支払いに応じないケースや、共有特許を第三者に実施許諾する際に企業の同意が必要となり、特許の活用が制約される点を挙げる回答が一定の割合でみられた。こうした点は、共同研究成果の活用を進める上での課題として、特に共同研究件数の多い大学において認識されている。

図表 104 特許法第 73 条を改正しなければ解決できない課題有無（企業：業種分類）

特許法第73条を改正 しなければ解決でき ない課題有無		全体		【業種分類】																					
				医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業		その他	
				N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	ある	22	8.2%	2	8.0%	4	8.5%	5	8.2%	2	18.2%	1	8.3%	0	0.0%	1	7.1%	1	2.6%	0	0.0%	5	20.0%	1	11.1%
2	ない	245	91.8%	23	92.0%	43	91.5%	56	91.8%	9	81.8%	11	91.7%	9	100.0%	13	92.9%	37	97.4%	16	100.0%	20	80.0%	8	88.9%
	総計	267	100.0%	25	100.0%	47	100.0%	61	100.0%	11	100.0%	12	100.0%	9	100.0%	14	100.0%	38	100.0%	16	100.0%	25	100.0%	9	100.0%

図表 105 特許法第 73 条を改正しなければ解決できない課題有無（大学等：共同研究実施数）

特許法第73条を改正しな ければ解決できない課題 有無		全体		【共同研究実施数】							
				上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	ある	24	35.3%	12	63.2%	6	50.0%	4	26.7%	1	7.7%
2	ない	44	64.7%	7	36.8%	6	50.0%	11	73.3%	12	92.3%
	総計	68	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

図表 106 第三者への実施許諾において企業への同意が阻害要因と感ずるか（大学等：共同研究実施数）

第三者への実施許諾において企業への同 意が阻害要因と感ずるか		全体		【共同研究実施数】							
				上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	とてもそう思う	10	14.7%	6	31.6%	2	16.7%	2	13.3%	0	0.0%
2	そう思う	20	29.4%	6	31.6%	4	33.3%	4	26.7%	2	15.4%
3	そう思わない	29	42.6%	7	36.8%	6	50.0%	6	40.0%	8	61.5%
4	全く思わない	5	7.4%	0	0.0%	0	0.0%	2	13.3%	2	15.4%
5	該当する特許を保有していない	4	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	1	7.7%
	総計	68	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

(ii) 国内ヒアリング結果

大学等	企業
【特許法第 73 条を改正しなければ解決できない課題等】 ➤ 課題や支障は特に感じていない。長年にわたり共同研究を行っており、企業にも理解をいただいている。現行法でも契約による対応が可能であり、法改正がなくても実務上の支障は小さい。一方で、改正により費用負担の見直しなどが生じた場合には、大学側として大きな負担となり契約への影響も大きいと懸念する。 ➤ 現行制度の下でも、契約によってほとんどの課題は対応可能である。ただし、共有特許に関する同意要件などについて、制度的な例外規定が設けられれば契約交渉はより円滑になると考えている。 ➤ 大学は自ら事業を実施しないため、第三者実施許諾の同意を不要とするか企業に独占実施を選んでいただくかの二択で整理したいが、これらの点について明確に決定せず停滞する事例が多い。 【第三者実施許諾について共有相手の同意を不要とし、通知のみを必要とする法改正が行われた場合の課題等】 ➤ 現行法では同意要請を企業に拒否されると対応が困難であるため、同意要件がない形が望ましい。一方で、そのような改正が行われた場合には特許関連費用は持分に応じた負担にすべき、との企業からの主張が強まる可能性もあり、良い面ばかりではない。 ➤ 大学が自らの判断で共有特許をスタートアップにライセンスできるようになれば、大学発スタートアップの創出・展開が促進される可能性が高い。企業主体の共同研究から生まれる特許の多くは、実際には企業以外での活用が難しいが、一方で研究者が大学発スタートアップを設立しようとする際に、共有特許が大きなハードルになる場合がある。 ➤ 同意が不要となった場合、製品の品質を担保できない企業や社会的に好ましくない企業へ勝手にライセンスされる可能性を懸念している。	【特許法第 73 条を改正しなければ解決できない課題等】 ➤ 特許法第 73 条を改正しなければ解決しないと感じる課題は特にない。これまで大学と大きなトラブルとなったことはなく、交渉で落としどころを見つけれられている。 ➤ 特許法第 73 条を改正しなければ解決できないような課題はあるとは感じない。しかし、エコシステム全体として見ると、大学が独占実施を求める企業に不実施補償を要求する現在の仕組みは、結果的に大学の知の活用を妨げる可能性がある。 【第三者実施許諾について共有相手の同意を不要とし、通知のみを必要とする法改正が行われた場合の課題等】 ➤ 特許を共有する企業が独占実施する場合の補償金に比べ第三者へのライセンス料が安価な設定にされると、特許を共有する企業としては受け入れがたい。 ➤ 結果的に共同研究の門戸が狭まる方向に働く可能性がある。一方で、制度上の緩和に代わる条件として、出願前に企業側へ譲渡してもらえるのであれば、そうした弊害は生じない。出願前譲渡が実現すれば、第三者許諾に関するリスクは契約上で十分に管理可能と考える。 ➤ 技術革新や市場の動きが速い技術分野では、同意なしに第三者ライセンスが可能になることは、迅速な意思決定や事業展開においてメリットがある。一方で、製品差別化が重要な分野では、共有知財のライセンス先をコントロールできなくなることへの不安が大きく、一概にどちらがよいとは言えない。基本的には、必要な条件があれば個別契約の交渉で合意形成できているため、法改正に頼らずともベストな条件を探れていると認識している。 ➤ 同意が不要となった場合でも、契約で調整すれば実質的な問題は生じない。一方で、法改正により大学側から同意不要で第三者への実施許諾を強く望むケースが増えれば、契約交渉に時間を要することになるため、企業側の負担となる可能性がある。

➤ 現行制度の下では契約で事前に許諾方針を明文化しておくことで対応可能と認識しているが、法制度上の明確な位置づけがあれば、実務の予見性が高まると考えている。 【共同研究で生まれた成果の権利を一方にのみ帰属させる方向の法改正が行われた場合の課題等】 ➤ 権利を一方のみに帰属させると、税制上「共同研究」ではなく「請負」に該当してしまうおそれがある。その場合、共同研究費用の取扱いや減免措置が適用できなくなる。 ➤ 単独帰属によって権利主体を明確にし、そのうえで報酬や条件設定は個別契約で柔軟に設計することは可能と思われる。共有特許は制約が多く、実務上扱いにくいいため、当事者としては課題を抱えている。	【共同研究で生まれた成果の権利を一方にのみ帰属させる方向の法改正が行われた場合の課題等】 ➤ 対企業との共同研究では技術分野や事業に応じて帰属を決めることもあるため、やりやすい面もあるため、権利化の範囲や出願国の選定なども含め、全体像を踏まえて判断する必要がある。企業の立場からすれば、権利は企業に帰属させた方が管理しやすい。特許は保有するだけでなく、侵害監視や権利行使といった実務も伴うため、企業側が権利を持つ方が合理的である。 ➤ 特許の価値が十分であることを前提に、権利帰属を企業側に寄せることは合理的と考えている。共有特許の扱いについても契約で明確に整理されるため、交渉上の摩擦も少なく進められる印象である。 ➤ 大学側が発明者主義や資金負担の違いに基づいて単独帰属を求める場合もあるが、現状では共有の方が実務的に安定している。当社は共同研究の成果は基本的に共有特許とする方針を維持している。 ➤ 発明への貢献度は成果ごとにも異なるため、一方的にどちらかに帰属させると、費用負担や権利行使等の界面で問題が生じる可能性がある。

(10) 大学等の契約リテラシーと公的ガイドラインの活用

(i) 国内アンケート結果

公的ガイドライン等の認知・活用状況をみると、大学等では、ガイドラインを参考にルール変更や運用改善を行っている、あるいはその検討を行っている割合が、企業と比べて相対的に高かった。一方、企業では、ガイドラインの存在を「知らなかった」とする回答が大学等よりも多く、全体として、認知・活用の状況には大学等と企業との間で差がみられる。

図表 107 公的ガイドラインの活用（大学等・企業）

公的ガイドラインの活用		文部科学省/経済産業省「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」				内閣府/文部科学省/経済産業省「大学知財ガバナンスガイドライン」				経済産業省「「組織」対「組織」の本格的な産学連携構築プロセス実例集」			
		大学等		企業		大学等		企業		大学等		企業	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法が変更されている	15	21.7%	8	3.1%	6	8.7%	8	3.1%	3	4.3%	4	1.5%
2	参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	12	17.4%	17	6.5%	6	8.7%	11	4.2%	5	7.2%	7	2.7%
3	参考にしているが、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	16	23.2%	56	21.5%	23	33.3%	46	17.7%	12	17.4%	35	13.5%
4	ガイドライン等の存在を知っている	22	31.9%	106	40.8%	25	36.2%	83	31.9%	33	47.8%	66	25.4%
5	ガイドライン等の存在を知らなかった	4	5.8%	73	28.1%	9	13.0%	112	43.1%	16	23.2%	148	56.9%
総計		69	100.0%	260	100.0%	69	100.0%	260	100.0%	69	100.0%	260	100.0%

業種別にみると、医薬品製造業や素材系産業など、大学等との共同研究の比重が高い業種では、公的ガイドラインを認知し、参考にしている割合が相対的に高い傾向がみられた。一方、多くの業種では、「存在を知っている」又は「知らなかった」とする回答が中心であり、明確な業種間格差があるとは言えない。

図表 108 公的ガイドラインの活用（１）文部科学省/経済産業省
「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（企業：業種分類）

(1)文部科学省/経済産業省「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」		全体		【業種分類】																					
				医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業		その他	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法が変更されている	8	3.1%	2	8.0%	1	2.2%	1	1.7%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	2	8.0%	0	0.0%
2	参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	17	6.5%	1	4.0%	5	10.9%	4	6.7%	3	27.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	14.3%	1	2.7%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%
3	参考にしているが、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	56	21.5%	5	20.0%	11	23.9%	15	25.0%	3	27.3%	1	8.3%	1	14.3%	3	21.4%	7	18.9%	4	26.7%	5	20.0%	1	12.5%
4	ガイドライン等の存在を知っている	106	40.8%	12	48.0%	18	39.1%	27	45.0%	1	9.1%	6	50.0%	3	42.9%	4	28.6%	13	35.1%	4	26.7%	12	48.0%	6	75.0%
5	ガイドライン等の存在を知らなかった	73	28.1%	5	20.0%	11	23.9%	13	21.7%	3	27.3%	5	41.7%	3	42.9%	5	35.7%	16	43.2%	5	33.3%	6	24.0%	1	12.5%
	総計	260	100.0%	25	100.0%	46	100.0%	60	100.0%	11	100.0%	12	100.0%	7	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	15	100.0%	25	100.0%	8	100.0%

図表 109 公的ガイドラインの活用（２）内閣府/文部科学省/経済産業省
「大学知財ガバナンスガイドライン」（企業：業種分類）

(2) 内閣府/文部科学省/経済産業省「大学知財ガバナンスガイドライン」			全体		【業種分類】																					
					医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業		その他	
			N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法が変更されている		8	3.1%	2	8.0%	1	2.2%	1	1.7%	2	18.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	8.0%	0	0.0%
2	参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更を検討している		11	4.2%	0	0.0%	3	6.5%	4	6.7%	2	18.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.7%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%
3	参考にしているが、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない		46	17.7%	5	20.0%	9	19.6%	11	18.3%	3	27.3%	2	16.7%	1	14.3%	3	21.4%	3	8.1%	5	33.3%	4	16.0%	0	0.0%
4	ガイドライン等の存在を知っている		83	31.9%	9	36.0%	13	28.3%	22	36.7%	1	9.1%	4	33.3%	3	42.9%	4	28.6%	12	32.4%	3	20.0%	8	32.0%	4	50.0%
5	ガイドライン等の存在を知らなかった		112	43.1%	9	36.0%	20	43.5%	22	36.7%	3	27.3%	6	50.0%	3	42.9%	7	50.0%	21	56.8%	6	40.0%	11	44.0%	4	50.0%
	総計		260	100.0%	25	100.0%	46	100.0%	60	100.0%	11	100.0%	12	100.0%	7	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	15	100.0%	25	100.0%	8	100.0%

図表 110 公的ガイドラインの活用（３）経済産業省
「組織」対「組織」の本格的な産学連携構築プロセス実例集」（企業：業種分類）

(3) 公的ガイドラインの活用 経済産業省「組織」対「組織」の本格的な産学連携構築プロセス実例集		全体		【業種分類】																							
				医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業		その他			
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%		
1	参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法が変更されている	4	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	1	4.0%	0	0.0%
2	参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	7	2.7%	0	0.0%	4	8.7%	1	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.7%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%
3	参考にしているが、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	35	13.5%	3	12.0%	5	10.9%	10	16.7%	4	36.4%	1	8.3%	1	14.3%	3	21.4%	2	5.4%	3	20.0%	3	12.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	ガイドライン等の存在を知っている	66	25.4%	10	40.0%	7	15.2%	15	25.0%	0	0.0%	4	33.3%	3	42.9%	4	28.6%	8	21.6%	4	26.7%	7	28.0%	4	50.0%	4	50.0%
5	ガイドライン等の存在を知らなかった	148	56.9%	12	48.0%	30	65.2%	33	55.0%	6	54.5%	7	58.3%	3	42.9%	7	50.0%	26	70.3%	7	46.7%	13	52.0%	4	50.0%	4	50.0%
	総計	260	100.0%	25	100.0%	46	100.0%	60	100.0%	11	100.0%	12	100.0%	7	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	15	100.0%	25	100.0%	8	100.0%	8	100.0%

共同研究実施数別にみると、実施数が多い大学ほど、公的ガイドラインの発行を契機として、機関内のルールや運用方法の変更、又はその検討が行われている割合が高い傾向がみられ、このことから、共同研究実施数の多い大学においては、公的ガイドラインが実務面で一定程度活用されている可能性がある。

図表 111 公的ガイドラインの活用（１）文部科学省/経済産業省
「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（大学等：共同研究実施数）

公的ガイドラインの活用 (1) 文部科学省/経済産業省「産学官連携 による共同研究強化のためのガイドライ	全体		【共同研究実施数】							
			上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1 参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法が変更されている	15	21.7%	7	36.8%	3	25.0%	4	26.7%	0	0.0%
2 参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	12	17.4%	3	15.8%	1	8.3%	4	26.7%	2	15.4%
3 参考にしているが、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	16	23.2%	3	15.8%	2	16.7%	4	26.7%	6	46.2%
4 ガイドライン等の存在を知っている	22	31.9%	5	26.3%	6	50.0%	2	13.3%	4	30.8%
5 ガイドライン等の存在を知らなかった	4	5.8%	1	5.3%	0	0.0%	1	6.7%	1	7.7%
総計	69	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

図表 112 公的ガイドラインの活用（２）内閣府/文部科学省/経済産業省
「大学知財ガバナンスガイドライン」（大学等：共同研究実施数）

公的ガイドラインの活用 (2) 内閣府/文部科学省/経済産業省 「大学知財ガバナンスガイドライン」	全体		【共同研究実施数】							
			上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1 参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法が変更されている	6	8.7%	4	21.1%	1	8.3%	1	6.7%	0	0.0%
2 参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	6	8.7%	2	10.5%	2	16.7%	1	6.7%	0	0.0%
3 参考にしているが、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	23	33.3%	7	36.8%	2	16.7%	8	53.3%	5	38.5%
4 ガイドライン等の存在を知っている	25	36.2%	6	31.6%	7	58.3%	3	20.0%	6	46.2%
5 ガイドライン等の存在を知らなかった	9	13.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	13.3%	2	15.4%
総計	69	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

図表 113 公的ガイドラインの活用（３）経済産業省
「「組織」対「組織」の本格的な産学連携構築プロセス実例集」（大学等：共同研究実施数）

公的ガイドラインの活用 (3) 経済産業省「「組織」対「組織」 の本格的な産学連携構築プロセス実例	全体		【共同研究実施数】							
			上位25%		中上位25%		中下位25%		下位25%	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1 参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法が変更されている	3	4.3%	2	10.5%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%
2 参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	5	7.2%	1	5.3%	2	16.7%	2	13.3%	0	0.0%
3 参考にしているが、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	12	17.4%	5	26.3%	2	16.7%	2	13.3%	2	15.4%
4 ガイドライン等の存在を知っている	33	47.8%	8	42.1%	7	58.3%	8	53.3%	6	46.2%
5 ガイドライン等の存在を知らなかった	16	23.2%	3	15.8%	0	0.0%	3	20.0%	5	38.5%
総計	69	100.0%	19	100.0%	12	100.0%	15	100.0%	13	100.0%

(ii) 国内ヒアリング結果

大学等	企業
【企業の契約交渉担当者のリテラシー変化】 ➤ 企業の大学に対する理解は大きく変わってきている。知的貢献費に関する大学知財ガバナンスガイドラインの影響に加え、「科学技術・イノベーション基本法」が非常に大きい。この二つの施策は企業との対話においてマネジメント層・現場層ともに引き合いとして活用している。 ➤ 10年前と比較すると、企業の大学への理解は明らかに進んでいる。企業規模や地域による対応の差もあまり見られず、地元企業でも円滑に連携できる状況にある。 ➤ 共同出願の趣旨を十分理解していない企業も存在し、大学側で説明や調整に時間を要する点が実務上の負担となっている。交渉の円滑性は、企業規模よりも、企業側の法務担当者の性格や体制による影響が大きい。中小企業では法務担当者が少ない一方、大企業では法務部門が組織として対応するため、体制の違いが影響することがある。また、大学研究者と企業との関係性が影響する場合がある。 【公的ガイドライン等の活用やガイドライン等への意見】 ➤ 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」は、経費設計や「知」の対価の考え方、学内規程改正の参考としている。「大学知財ガバナンスガイドライン」は実務標準の確認として活用している。 ➤ 一通り目は通しているが、バイブルのように使っているわけではない。公的ガイドラインは、これから体制を整える大学や、何もない状態から出発する組織にとっては有用だと思うが、現在は自前の仕組みで十分に運用できている。 ➤ 公的ガイドラインを直接参照して運用を変更するようなことは行っていない。概要レベルで確認するのみである。具体的な事例や実務運用まで踏み込んだ内容ではないため、契約や手続の現場に直結する影響は小さい。 ➤ 公的ガイドラインを読む中で、「理想としては理解できるが、実務上は相手方との関	【大学等の契約交渉担当者のリテラシー変化】 ➤ 近年、大学の知財担当者に企業出身者が増えており、契約交渉のレベルが上がっている。知財やライセンス交渉の経験が豊富な人材が増えたことで、交渉が複雑化し、金銭条件の調整が難しくなっている。 ➤ 大学への知財支援人材の派遣が進んでいることもあり、以前より知財に関する知見を持つ担当者が増えている印象はある。 ➤ 大学が、「公的ガイドラインに記載されている」という理由で条件を押し通そうとする状況は知財リテラシーが高いとは言い難いため、改善の余地があるように思える。公的ガイドラインに記載の条件が大学として譲りたくない条件になってしまっており課題に感じる。 ➤ TLO は大学と企業をつなぐハブとして重要な役割を担っているが、十分に機能しているとは言い難い面もある。両者は方向性や価値基準が異なるため、そのギャップを埋める機能が強化されれば、産学連携はさらに活性化する可能性があると考える。 ➤ この10年ほどで、大学の契約実務に携わる担当者のリテラシーは大きく向上している。その背景として、企業の知財・契約部門出身者が大学の事務方へ転職・配置されるケースが増えており、企業側の視点を理解した上での交渉が可能になってきている点が挙げられる。従来のように一から説明する必要がなくなり、建設的な議論がしやすくなったという実務上の改善がみられる。 ➤ 大学側の契約対応力については、依然としてばらつきが大きい。特に産学連携担当部署では人事異動の頻度が高く、担当者が変わるたびに交渉方針や理解がリセットされる傾向がある。首都圏の大学や大規模大学では、契約・知財部門の人材が比較的充実しており、対応も円滑であるが、地方大学では人的リソースの制約から、体制構築が難しいと推察している。今後は、地方大学を中心に、契約・知財対応の専門人材の確保や教育体制の整備が進むことを期待している。

係性等から実現が難しい」と感じる記載はある。実務との間に一定のハードルがあるという印象を持つことはある。 ➤ 研究データの適切な取り扱いが、公的ガイドラインの中で整理されることが望ましい。大学にとって研究データは重要な資産であり、これを企業に無償で利用させる現行の扱いには課題がある。研究データには物権的な返還請求権がなく、一度提供すると相手側に渡り切ってしまう性質があるため、取り扱いを明確化する必要がある。 ➤ 大学としては、契約雛形や制度の標準化が進んだことで、企業との交渉が円滑になった面がある一方、標準条項がすべてのケースに適用できるわけではないと感じている。共同研究の性質や分野に応じて柔軟に適用できる仕組みが望ましい。また、全国的な情報共有や事例集の整備により、実務の均質化が進むことを期待している。 ➤ 研究現場の多様化に伴い、知財法務を支える実務人材の育成が重要と考えている。公的ガイドラインを形式的に守るだけでなく、現場の状況に応じて合理的に運用できる体制づくりが必要である。大学としても、学内のナレッジを共有し、経験の属人化を防ぐような仕組みを強化していく必要がある。	【公的ガイドライン等の活用やガイドライン等への意見】 ➤ ガイドライン等については、企業向けのものであれば、知財部員は全て目を通している。モデル契約書も確認している。 ➤ 契約交渉は大学側の契約書雛形をスターティングポイントとして利用することが多い。その際に、大学の雛形はガイドラインに沿っていると感じることが多い。 ➤ 共同研究・知的財産関連のガイドラインは把握しているが、実務上は各大学の雛形や内部ルールが優先されている。大学によって適用の範囲や解釈が異なるため、ガイドラインを直接参照して契約を進める場面は多くない。 ➤ 産学連携ガイドラインでは大学の役割を社会還元に置いているが、そこに対する解釈について、企業と大学との間でギャップがある。企業としては、開発した技術について継続して独占できるために社会還元が成り立つ。一方、大学は技術を世間に広く公開し、使ってもらうことで社会還元をする。ここのギャップに起因して、交渉のしづらさが生じている。 ➤ 既存のビジネス事例を参考に、技術領域ごとの実施料の相場を示してほしい。相場が決まっていれば、企業としても支払いの予見可能性が高まる。

2. 海外アンケート・ヒアリング結果について

産学官連携による共同研究等の実態を国際的な観点から把握するため、海外の大学等及び企業を対象として、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

調査項目は、アンケート及びヒアリングの双方に共通する 10 の観点に基づいて設定している。

以下では、これらアンケート調査及びヒアリング調査を通じて得られた主な結果を、観点ごとに整理して示す。

(1) 共同研究の目的・内容

(i) 海外アンケート結果

過去 5 年間の共同研究等の受け入れ実績についてみると、共同研究・受託研究ともに、国内企業との実績が最も高い割合を占めている。この傾向は全体及び米国、英国、仏国のいずれにおいても共通して確認された。

共同研究では、国内企業との実績が全体で 86.7%と高く、特に米国及び英国では 9 割を超えている。一方、仏国では 72.0%となっており、米国・英国と比べて割合が低い。日本企業との共同研究実績は全体で 45.3%であり、国別では英国が最も高く、米国及び仏国では 4 割前後にとどまっている。その他の外国企業（日本以外）との共同研究実績は全体で 50.7%であり、国別では英国が最も高く、次いで米国、仏国の順となっている。

受託研究においても、国内企業との実績が全体で 73.3%と最も高い。国別では、英国が 9 割を超える一方、仏国では 5 割を下回っている。日本企業との受託研究実績は全体で 44.0%であり、国別では英国及び仏国で 5 割前後、米国ではそれを下回る水準であった。その他の外国企業（日本以外）との受託研究実績は全体で 52.0%となっており、米国及び英国では 5 割を超え、仏国ではそれを下回っている。

また、共同研究及び受託研究のいずれについても、実績がないとの回答は全体で数%程度にとどまっており、大多数の回答者が過去 5 年間に何らかの研究受け入れ実績を有している。

図表 114 過去 5 年間の共同研究等受け入れ実績

過去 5 年間の共同研究等 受け入れ実績		共同研究								受託研究							
		全体		米国		英国		仏国		全体		米国		英国		仏国	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	国内企業	65	86.7%	24	92.3%	23	95.8%	18	72.0%	55	73.3%	21	80.8%	22	91.7%	12	48.0%
2	日本企業	34	45.3%	10	38.5%	16	66.7%	8	32.0%	33	44.0%	9	34.6%	12	50.0%	12	48.0%
3	その他の外国企業（日本以外）	38	50.7%	13	50.0%	14	58.3%	11	44.0%	39	52.0%	15	57.7%	13	54.2%	11	44.0%
4	共同研究、受託研究のいずれも実績はない	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.0%	2	2.7%	0	0.0%	1	4.2%	1	4.0%
	総計	75	100.0%	26	100.0%	24	100.0%	25	100.0%	75	100.0%	26	100.0%	24	100.0%	25	100.0%

(ii) 海外ヒアリング結果

米国	英国	仏国
【共同研究を実施する目的】 ➤ 共同研究は、学会や専門的な交流を通じて培われた研究者と産業界との個人的な信頼関係を契機に開始されることが多い。特に工学・応用科学分野の産業界にとっての重要な価値は、高度な専門知識を有する学生人材にアクセスできる点にある。大学側の視点では、プロジェクトに関与した学生が参加企業に頻繁に採用されることから、共同研究は学生の有力な就職経路としても機能している。 ➤ 米国企業は大学の基礎研究を高く評価している。企業はコンソーシアムや共同研究の枠組みを含む戦略的連携を通じ、将来的な商業化の可能性を秘めた基礎研究を支援している。 ➤ 米国大学は、技術移転をイノベーション実現のための重要な使命の一つと捉えており、ライセンス付与の成果が大学の重要な評価指標となっている。この評価構造が、大学側が産業界との連携に積極的に取り組む動機付けとなっている。	【共同研究を実施する目的】 ➤ 大学・企業間の共同研究には、いくつかの形態がある。一つとして、企業から奨学金の形で資金が提供され、学生を育成する形態がある。この形態では、学生を育て、将来の研究につなげることが中心となる。別の形態として、企業がフェローを大学に送り、PhD 取得や研究トレーニングを行うケースがある。この場合、企業から大学に対してファンディングが提供される。 ➤ 企業と大学の間で包括的パートナーシップという形があり、その枠組みの中に複数のプロジェクトが含まれる場合がある。また、近年は、企業と大学がアイデアを持ち寄り、共同で開発や社会実装に取り組むケースがある。 ➤ 研究者が企業と直接やり取りを行い、個別の共同研究を立ち上げる場合もある。一方で、大規模な包括的パートナーシップを構築する場合には、大学のエンタープライズ部門が窓口となり、企業との調整や契約形成を主導する。	【共同研究を実施する目的】 ➤ 共同研究は、学術的知見を実務に応用するための重要な仕組みである。産業界にとっては、連携を通じて自社内では得られない最先端の学術的知見を取り込めるメリットがある。大学側にとっては、研究成果の社会実装の機会が広がるだけでなく、研究資金の確保にもつながる。多くの場合、こうした連携は両者の長期的な協力関係の起点となる。 ➤ 大学と国立研究所が地理的に近接しており、協働で研究が実施されている。国立研究所の研究者が大学内にラボを持ち、大学研究者と日常的に混在して研究を行うことが当たり前である。大学にとっては一流の研究者と一緒に研究することは、学生を育成する面でも効果的と考えられている。国立研究所にとってもマンパワーと施設を確保できるため望ましい。 ➤ 大学が企業と共同研究を実施するきっかけの一つとして、学生へのスポンサーシップもある。大きなファンドを得た研究室では、その資金から学生やポストクの給与を支払うことができるが、その他に企業が奨学金や資金を提供するケースも少なくない。この場合、企業は奨学金を出している学生が所属する研究室の研究動向を早期に把握できるため、そこで

		知り得た情報を基に、共同研究につながっていくこともある。

(2) 契約雛形の有無と運用

(i) 海外アンケート結果

契約書雛形の有無についてみると、共同研究に関する雛形を保有している割合が、受託研究と比べて高いことが確認された。全体では、共同研究に関する自国公用語版の雛形を保有している割合は 85.3% であり、その他外国語版についても 77.3% となっている。一方、受託研究に関する雛形の保有割合は相対的に低く、自国公用語版は全体で 32.0%、その他外国語版は 29.3% にとどまっている。共同研究と受託研究の間で、雛形保有状況に差がみられる。

国別にみると、共同研究に関する自国公用語版の雛形は、米国 88.5%、英国 91.7%、仏国 76.0% と、いずれの国においても高い割合で保有されている。その他外国語版についても、英国及び仏国では 8 割前後、米国では約 7 割となっている。

受託研究に関する雛形については、国別の差がみられ、自国公用語版では英国が 54.2% と最も高く、米国及び仏国では 3 割未満であった。その他外国語版についても、英国では 45.8% である一方、米国及び仏国では 2 割未満にとどまっている。

また、共同研究及び受託研究のいずれについても、雛形となる契約書を保有していないとの回答は、全体で 6.7% であり、国別では 4~8% 程度であった。

図表 115 契約書雛形の有無

契約書雛形の有無		全体		米国		英国		仏国	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同研究（自国公用語版）	64	85.3%	23	88.5%	22	91.7%	19	76.0%
2	受託研究（自国公用語版）	24	32.0%	7	26.9%	13	54.2%	4	16.0%
3	共同研究（その他外国語版）	58	77.3%	18	69.2%	20	83.3%	20	80.0%
4	受託研究（その他外国語版）	22	29.3%	7	26.9%	11	45.8%	4	16.0%
5	上記のいずれも雛形となるものは保有していない	5	6.7%	2	7.7%	1	4.2%	2	8.0%
	総計	75	100.0%	26	100.0%	24	100.0%	25	100.0%

共同研究における契約書雛形の運用についてみると、連携先の種別によって、雛形の採用傾向に違いがみられる。

全体では、国内企業との共同研究において「自機関の雛形を基本とすることが多い」との回答が 73.3% と最も高い割合を占めている。一方、日本企業との共同研究では 22.7%、その他外国企業との共同研究では 26.7% となっており、国内企業と比べて割合が低い。

これに対して、「先方の雛形を基本とすることが多い」との回答は、国内企業では 14.7% にとどまる一方、日本企業では 33.3%、その他外国企業では 25.3% となっている。また、「ケースバイケースでありどちらとも言えない」との回答は、日本企業で 29.3%、その他外国企業で 28.0% と、国内企業より高い割合を示している。国別にみると、米国及び英国では、国内企業との共同研究において「自機関の雛形を基本とするこ

とが多い」との回答がそれぞれ 84.6%、87.5%と高い割合を占めている。一方、日本企業やその他外国企業との共同研究では、その割合は相対的に低くなっている。

日本企業との共同研究においては、米国では「ケースバイケースである」との回答が 34.6%、英国では「先方の雛形を基本とすることが多い」との回答が 45.8%と最も高い割合を占めている。仏国では、日本企業及びその他外国企業との共同研究において、「自機関の雛形」「先方の雛形」「ケースバイケース」の各回答がいずれも一定の割合を占めている。なお、「実績がない」との回答は、全体及び各国・各連携先区分において一定数みられ、特に日本企業及びその他外国企業との共同研究においては、国内企業との共同研究と比べて割合が高い。受託研究における契約書雛形の運用についてみると、連携先の種別によって、雛形の採用状況に差がみられる。

全体では、国内企業との受託研究において「自機関の雛形を基本とすることが多い」との回答が 65.3%と最も高い割合を占めている。一方、日本企業との受託研究では 29.3%、その他外国企業との受託研究では 21.3%となっており、国内企業と比べて割合が低い。

これに対して、「先方の雛形を基本とすることが多い」との回答は、日本企業との受託研究で 34.7%と最も高く、国内企業及びその他外国企業ではいずれも 2 割程度であった。また、「ケースバイケースでありどちらとも言えない」との回答は、その他外国企業との受託研究で 34.7%と高く、日本企業では 18.7%、国内企業では 9.3%であった。

国別にみると、米国及び英国では、国内企業との受託研究において「自機関の雛形を基本とすることが多い」との回答がそれぞれ 69.2%、75.0%と高い割合を占めている。一方、日本企業やその他外国企業との受託研究では、その割合は相対的に低くなっている。英国では、日本企業との受託研究において「先方の雛形を基本とすることが多い」との回答が 50.0%と最も高く、その他外国企業との受託研究では「ケースバイケースである」との回答が 45.8%を占めている。仏国では、国内企業との受託研究において「自機関の雛形を基本とすることが多い」との回答が 52.0%である一方、日本企業及びその他外国企業との受託研究では各回答が分散している。

なお、「実績がない」との回答は、日本企業及びその他外国企業との受託研究において一定数みられ、国内企業との受託研究と比べて割合が高い。

図表 116 共同研究の契約雛形の運用

共同研究の契約書雛形の運用		全体						米国						英国						仏国					
		共同研究/ 国内企業		共同研究/ 日本企業		共同研究/ その他外国企業		共同研究/ 国内企業		共同研究/ 日本企業		共同研究/ その他外国企業		共同研究/ 国内企業		共同研究/ 日本企業		共同研究/ その他外国企業		共同研究/ 国内企業		共同研究/ 日本企業		共同研究/ その他外国企業	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	自機関の雛形を基本とすることが多い	55	73.3%	17	22.7%	20	26.7%	22	84.6%	10	38.5%	9	34.6%	21	87.5%	3	12.5%	3	12.5%	12	48.0%	4	16.0%	8	32.0%
2	先方の雛形を基本とすることが多い	11	14.7%	25	33.3%	19	25.3%	1	3.8%	7	26.9%	6	23.1%	2	8.3%	11	45.8%	10	41.7%	8	32.0%	7	28.0%	3	12.0%
3	ケースバイケースでありどちらとも言えない	5	6.7%	22	29.3%	21	28.0%	3	11.5%	9	34.6%	6	23.1%	0	0.0%	6	25.0%	7	29.2%	2	8.0%	7	28.0%	8	32.0%
4	実績がない	4	5.3%	11	14.7%	15	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	19.2%	1	4.2%	4	16.7%	4	16.7%	3	12.0%	7	28.0%	6	24.0%
	総計	75	100.0%	75	100.0%	75	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	24	100.0%	24	100.0%	24	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%

図表 117 受託研究の契約雛形の運用

受託研究の契約書雛形の運用		全体						米国						英国						仏国					
		受託研究/ 国内企業		受託研究/ 日本企業		受託研究/ その他外国企業		受託研究/ 国内企業		受託研究/ 日本企業		受託研究/ その他外国企業		受託研究/ 国内企業		受託研究/ 日本企業		受託研究/ その他外国企業		受託研究/ 国内企業		受託研究/ 日本企業		受託研究/ その他外国企業	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	自機関の雛形を基本とすることが多い	49	65.3%	22	29.3%	16	21.3%	18	69.2%	11	42.3%	8	30.8%	18	75.0%	6	25.0%	1	4.2%	13	52.0%	5	20.0%	7	28.0%
2	先方の雛形を基本とすることが多い	16	21.3%	26	34.7%	16	21.3%	3	11.5%	8	30.8%	5	19.2%	5	20.8%	12	50.0%	6	25.0%	8	32.0%	6	24.0%	5	20.0%
3	ケースバイケースでありどちらとも言えない	7	9.3%	14	18.7%	26	34.7%	5	19.2%	7	26.9%	8	30.8%	0	0.0%	1	4.2%	11	45.8%	2	8.0%	6	24.0%	7	28.0%
4	実績がない	3	4.0%	13	17.3%	17	22.7%	0	0.0%	0	0.0%	5	19.2%	1	4.2%	5	20.8%	6	25.0%	2	8.0%	8	32.0%	6	24.0%
	総計	75	100.0%	75	100.0%	75	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	24	100.0%	24	100.0%	24	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%

契約書雛形に関する理解促進の取組について、全体では、複数の取組が一定の割合で実施されている状況が確認された。全体では、「どのような研究形態や契約条件が望ましいか、選定基準となるチェック項目や留意点などをマニュアルやガイドラインとして提示している」との回答が 69.3%と最も高い割合を占めている。次いで、「学内向けサイト等に FAQ などを提示している」が 64.0%、「契約書雛形に関する逐条解説を提示している」が 62.7%となっている。また、「発明届出時など、その都度、相談を受けるようにしている」は 56.0%、「知的財産権の取扱や契約等に関して説明会などを開催している」は 52.0%であった。

「今後取り組みたい（継続も含む）」との回答についても、各取組において一定の割合がみられ、特にマニュアルやガイドラインの提示では 57.3%、FAQ の提示及び個別相談対応ではいずれも 45.3%となっている。

国別にみると、米国では、「契約書雛形に関する逐条解説」及び「学内向けサイト等での FAQ 提示」がいずれも 69.2%と高い割合を占めている。一方、「発明届出時などの個別相談対応」は 38.5%、「説明会の開催」は 42.3%であった。

英国では、「マニュアルやガイドラインの提示」が 83.3%と最も高く、「発明届出時などの個別相談対応」も 79.2%と高い割合を示している。これに対し、「契約書雛形に関する逐条解説」は 58.3%、「学内向けサイト等での FAQ 提示」は 50.0%であった。

仏国では、「学内向けサイト等での FAQ 提示」が 72.0%と最も高く、「契約書雛形に関する逐条解説」及び「マニュアルやガイドラインの提示」はいずれも 60.0%であった。「発明届出時などの個別相談対応」は 52.0%、「説明会の開催」は 52.0%となっている。

なお、「その他」の取組については、全体及び各国において該当する回答はみられなかった。

図表 118 契約雛形に関する理解促進の取組

契約雛形に関する理解促進の取組		全体				米国				英国				仏国			
		実施済		今後取り組みたい		実施済		今後取り組みたい		実施済		今後取り組みたい		実施済		今後取り組みたい	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	契約書雛形に関する逐条解説を提示している	47	62.7%	17	22.7%	18	69.2%	5	19.2%	14	58.3%	9	37.5%	15	60.0%	3	12.0%
2	どのような研究形態や契約条件が望ましいか、選定基準となるチェック項目や留意点などをマニュアルやガイドラインを提示している	52	69.3%	43	57.3%	17	65.4%	16	61.5%	20	83.3%	13	54.2%	15	60.0%	14	56.0%
3	学内向けサイト等にFAQなどを提示している	48	64.0%	34	45.3%	18	69.2%	10	38.5%	12	50.0%	11	45.8%	18	72.0%	13	52.0%
4	発明届出時など、その都度、相談を受けるようにしている	42	56.0%	34	45.3%	10	38.5%	10	38.5%	19	79.2%	11	45.8%	13	52.0%	13	52.0%
5	知的財産権の取扱や契約等に関する、説明会などを開催している	39	52.0%	21	28.0%	11	42.3%	7	26.9%	15	62.5%	9	37.5%	13	52.0%	5	20.0%
6	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	総計	75	100.0%	75	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	24	100.0%	24	100.0%	25	100.0%	25	100.0%

(ii) 海外ヒアリング結果

米国	英国	仏国
【契約雛形の有無・運用】 ➤ 米国では米国国立衛生研究所（NIH）等の連邦研究機関が提示する標準契約雛形である Corporate Research and Development Agreement（CRADA）が公的研究機関だけでなく大学にも浸透しており、大学と企業間でも同様に運用されている。CRADA は義務ではないが参考にしているケースがある。 ➤ 米国大学は、企業との契約に関する基本的な雛形を保有している。雛形の構造や考え方は大学間で大きくは変わらず、米国の契約書は全体として似通ったものが多い印象である。各大学が自分たちの方針に合わせて内容を調整している。どちらの雛形をベースに契約交渉を開始するかは、当事者間の力関係によって決まる。 ➤ 米国では単一の必須テンプレートは存在しないものの、広く共有されたテンプレートが実務上よく用いられている。関係者の間で十分に認知されているため、テンプレートそのものが大きな論点となることはあまりない。 ➤ 大学や企業はそれぞれ独自の契約雛形を保持しており、使用されるテンプレートは、案件の性質に応じて異なる。近年、特に製薬分野の大企業においては、マスター契約の締結を要求するケースが増加している。マ	【契約雛形の有無・運用】 ➤ 本学は契約雛形を保有している。一方で、企業側にも独自の契約雛形がある。案件ごとに、どちらの雛形を用いるかを研究者が確認し、企業側の雛形を用いる場合には、本学が弁護士に確認を依頼する。案件ごとに法務による修正が行われ、すべてケースバイケースで対応される。 ➤ Lambert Toolkit の使用を求められたケースはない。英国では、契約雛形に関する一定の指針が示されているが、本学ではそれを必ずしも使用していない。	【契約雛形の有無・運用】 ➤ 仏国では、大学や公的研究機関が作成した標準的な契約雛形が広く用いられている。これらのテンプレートは、国のガイドラインに基づいており、研究パートナーやプロジェクトの特性に応じて個別に調整される。 ➤ 企業が独自のテンプレートを提示する場合もあるが、特に公的資金が関与する際には、大学や公的研究機関のテンプレートを起点として交渉が進められるのが一般的である。 ➤ 公的ガイドラインやモデル契約は、共同研究契約における共通の参照基準として重要な役割を果たしており、特に大学や公的研究機関における法令遵守や法的の一貫性の確保に寄与している。ただし、これらのガイドラインは法的拘束力を持つものではない。 ➤ トラブル等を避けるため、共同研究に関する条件はプロジェクト開始前にすべて協議しておく必要がある。研究者が契約を管理することではなく、大学の法務部門がすべて対応している。政府系サイトである”Service Public”に政府が推進する雛形が公表されているので、活用している大学もある。

スター契約の下では、契約全体の枠組みが事前に交渉され、個々の研究プロジェクトは個別の作業範囲によって管理される。特に、継続的に共同研究を実施する場合や同一大学の異なる研究科や研究室と共同研究を実施する際に顕著である。こうしたマスター契約は、大学単位で交渉されるのが一般的であり、工学や医学といった学術分野に応じて内容が異なることがある。		

(3)特許費用負担・持分・実施条件

(i) 海外アンケート結果

「存在し得ない契約条件」についてみると、各契約パターンについて、「実績がない」とする回答と「契約パターンとして存在し得ない」とする回答の双方が一定割合で示されている。

全体では、「企業が単独で出願し、貴機関から一時金のみで権利を買い取り、企業が利益を得ても利益還元を行わない」とする契約条件について、「実績がない」との回答が 56.1%と最も高い割合を占めている。一方、「契約パターンとして存在し得ない」との回答は 34.8%であった。

また、「貴機関が単独で出願し、企業が非独占的实施権を得る（特許関係費用は持分折半）」については、「実績がない」が 51.5%、「契約パターンとして存在し得ない」が 24.2%となっている。「貴機関が単独で出願し、企業が非独占的实施権を得る（特許関係費用は大学負担）」については、「実績がない」が 40.9%、「契約パターンとして存在し得ない」が 31.8%であった。

共同出願に関する契約条件では、「共同で出願し、企業が独占的实施権を得る（特許関係費用は企業負担）」について、「実績がない」が 36.4%、「契約パターンとして存在し得ない」が 18.2%となっている。「共同で出願し、企業が非独占的实施権を得る（特許関係費用は企業負担）」では、「実績がない」が 43.9%、「契約パターンとして存在し得ない」が 18.2%であった。

国別にみると、米国では、「企業が単独で出願し、貴機関から一時金のみで権利を買い取り、企業が利益を得ても利益還元を行わない」について、「実績がない」が 57.1%、「契約パターンとして存在し得ない」が 38.1%であった。英国では、同条件について「実績がない」が 54.5%、「契約パターンとして存在し得ない」が 31.8%となっている。

仏国においても、「実績がない」が 56.5%、「契約パターンとして存在し得ない」が 34.8%であった。

また、「企業がスタートアップ企業である場合は上記と異なる基準や特別条項を設け

ている」との項目については、全体で「実績がない」が 22.7%、「契約パターンとして存在し得ない」が 10.6%であり、国別では米国 9.5%、英国 27.3%、仏国 30.4%とばらつきがみられた。

なお、「その他」の契約条件については、全体及び各国において該当する回答はみられなかった。

図表 119 存在し得ない契約条件

存在し得ない契約条件		全体				米国				英国				仏国			
		実績がない		契約パターンとして存在し得ない		実績がない		契約パターンとして存在し得ない		実績がない		契約パターンとして存在し得ない		実績がない		契約パターンとして存在し得ない	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同で出願し、企業が独占の実施権を得る (特許関係費用は企業負担)	24	36.4%	12	18.2%	7	33.3%	5	23.8%	8	36.4%	3	13.6%	9	39.1%	4	17.4%
2	共同で出願し、企業が非独占の実施権を得る (特許関係費用は企業負担)	29	43.9%	12	18.2%	10	47.6%	5	23.8%	8	36.4%	5	22.7%	11	47.8%	2	8.7%
3	共同で出願し、企業が非独占の実施権を得る (特許関係費用は持分折半)	23	34.8%	19	28.8%	5	23.8%	6	28.6%	10	45.5%	3	13.6%	8	34.8%	10	43.5%
4	企業が単独で出願する (貴機関から一時金のみで権利を買い取り、企業が利益を得ても利益還元無し)	37	56.1%	23	34.8%	12	57.1%	8	38.1%	12	54.5%	7	31.8%	13	56.5%	8	34.8%
5	企業が単独で出願する (貴機関から権利を買い取り、企業で利益が出れば利益を貴機関に一部還元する)	23	34.8%	25	37.9%	9	42.9%	7	33.3%	5	22.7%	9	40.9%	9	39.1%	9	39.1%
6	貴機関が単独で出願し、企業が独占の実施権を得る (特許関係費用は企業負担)	25	37.9%	16	24.2%	6	28.6%	7	33.3%	8	36.4%	6	27.3%	11	47.8%	3	13.0%
7	貴機関が単独で出願し、企業が非独占の実施権を得る (特許関係費用は企業負担)	28	42.4%	12	18.2%	7	33.3%	4	19.0%	12	54.5%	3	13.6%	9	39.1%	5	21.7%
8	貴機関が単独で出願し、企業が非独占の実施権を得る (特許関係費用は持分折半)	34	51.5%	16	24.2%	8	38.1%	7	33.3%	14	63.6%	4	18.2%	12	52.2%	5	21.7%
9	貴機関が単独で出願し、企業が非独占の実施権を得る (特許関係費用は大学負担)	27	40.9%	21	31.8%	9	42.9%	5	23.8%	8	36.4%	10	45.5%	10	43.5%	6	26.1%
10	企業がスタートアップ企業である場合は上記と異なる基準や特別条項を設けている。	15	22.7%	7	10.6%	2	9.5%	1	4.8%	6	27.3%	4	18.2%	7	30.4%	2	8.7%
11	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	総計	66	100.0%	66	100.0%	21	100.0%	21	100.0%	22	100.0%	22	100.0%	23	100.0%	23	100.0%

(ii) 海外ヒアリング結果

米国	英国	仏国
【特許関連費用と持分の設定】 ➤ 大学が特許出願費用及び維持費用を負担する。企業は、特許権を保有することなく、事業化を可能とする通常実施権を大学から取得する。大学にとっても、実施しない特許は持つ必要がなく、事業実施する特許のみライセンス料を大学に支払う形である。 ➤ 大学の研究設備や給与は州税や献金等で賄われるため、企業側が資金を拠出したとしても持分を要求することにはならない。交渉力の比較的弱い大学では企業に共同研究をしてもらうために持分を与える例があるが、その場合でも税金に関わる公益ステータスの維持が必要であり、契約内容には注意が必要である。 ➤ 大学が十分な出願費用を持っていないために仮出願を行い、その後に本出願費用を負担してくれる企業スポンサーを探す流れも行われているが、知財の帰属が必ず大学側 100%になるかは一概には言えない。企業が多くの費用を負担すれば、共同出願人として名前を掲載したり、発明の譲渡を受けて本出願することも考えられる。一方で、費用負担が限定的な場合は、出願費用のみを負担し、将来の利用について一定の約束を得る形にとどまることもある。 ➤ 持分割合については、研究	【特許関連費用と持分の設定】 ➤ 特許費用については、大学が知的財産を保有する前提から、大学側が出願費用を一時的に立て替えるケースが多い。日本では企業が費用を負担するという提案がなされることもあるが、英国の大学では大学側が負担する形が取られる。 ➤ 英国大学が特許関連費用を恒常的に負担しているわけではないが、特許を大学が保持することを前提として、出願費用や維持費用を大学側が一旦立て替える形が取られる。立て替えた費用については、後にライセンス料やマイルストーン収入などを通じて回収されることがある。ただし、具体的な整理は当事者間の協議によって決定される。	【特許関連費用と持分の設定】 ➤ 研究成果の知財権は、各当事者の貢献度に応じて配分される。大学や公的研究機関は、各機関の研究者が創出した発明の知財権を保持することが多い。特許関連費用は、契約内容に基づき、当事者間で均等に、または各当事者の貢献度に応じて分担される。実施条件は、当該発明の想定される商業的価値に基づいて交渉される。 ➤ 仏国大学は通常、特許出願費用を支払う予算を確保している。研究者は、特許費用の見込み額を研究プロジェクトの予算に組み込むことができる。産学共同での特許共同出願における費用分担ルールは明確ではない。 ➤ 仏国における共同出願時の費用分担制度については、ケースバイケースである。

者側の判断が強く反映されていると考えている。企業が費用のみを負担した場合であっても、持分を研究者側が自由に決めるケースはあり得る。		

(4) 帰属協議項目とタイミング

(i) 海外アンケート結果

研究成果の帰属や特許の取扱いに関する協議・決定タイミングについてみると、項目ごとに、協議や具体的な決定が行われる契約段階に違いがみられる。

全体では、「共同出願とするか否か」や「共同出願における持分比率」については、共同研究契約の締結段階で協議または具体化される割合が相対的に高い。一方、秘密保持契約の段階で具体的に決定される割合は低く、主に協議レベルにとどまっている。

「特許の出願や出願時期等の判断」及び「外国出願における出願対象国」については、共同研究契約及び共同出願契約の段階で協議・具体化される割合が高い。実施許諾契約の段階で扱われる割合も一定程度みられる。

実施に関する条件では、「独占的实施における実施条件や対価条件」及び「非独占的实施における実施条件や対価条件」について、共同研究契約段階及び実施許諾契約段階での協議・具体化が多い。特に、実施許諾契約において具体的に定められる割合が高い項目が複数みられる。

費用負担や期間に関する項目では、「特許の出願や維持にかかる費用負担」、「独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間」、「独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間」について、共同研究契約段階及び実施許諾契約段階の双方で協議・具体化される割合が分散している。

また、「第三者への実施許諾に対する同意の必要性」及び「第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）」については、共同研究契約及び実施許諾契約の段階で取り扱われる割合が比較的高い。

大学等の研究活動としての研究成果の発表などに関する活用時期・範囲については、共同研究契約段階で協議または具体化される割合が一定程度みられる一方、秘密保持契約段階や実施許諾契約段階で扱われる割合は限定的である。

図表 120 研究成果の帰属や特許の取り扱いに関する協議・決定タイミング（全体）

研究成果の帰属や特許の 取り扱いに関する 協議・決定タイミング		全体															
		秘密保持契約/ 協議		秘密保持契約/ 具体的		共同研究契約/ 協議		共同研究契約/ 具体的		共同出願契約/ 協議		共同出願契約/ 具体的		実施許諾契約/ 協議		実施許諾契約/ 具体的	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	28	37.3%	7	9.3%	11	14.7%	25	33.3%	11	14.7%	20	26.7%	4	5.3%	6	8.0%
2	共同出願における持分 比率	17	22.7%	8	10.7%	34	45.3%	16	21.3%	13	17.3%	23	30.7%	7	9.3%	10	13.3%
3	特許の出願や出願時期 等の判断	23	30.7%	8	10.7%	30	40.0%	24	32.0%	30	40.0%	29	38.7%	9	12.0%	9	12.0%
4	外国出願における出願 対象国	13	17.3%	14	18.7%	30	40.0%	19	25.3%	26	34.7%	27	36.0%	21	28.0%	16	21.3%
5	独占的实施における実 施条件や対価条件	12	16.0%	15	20.0%	22	29.3%	27	36.0%	24	32.0%	16	21.3%	24	32.0%	29	38.7%
6	非独占的实施における 実施条件や対価条件	16	21.3%	17	22.7%	24	32.0%	32	42.7%	13	17.3%	18	24.0%	30	40.0%	31	41.3%
7	特許の出願や維持にか かる費用負担	14	18.7%	13	17.3%	24	32.0%	20	26.7%	20	26.7%	27	36.0%	23	30.7%	18	24.0%
8	独占的实施もしくは非 独占的实施に関する期 間	20	26.7%	17	22.7%	19	25.3%	26	34.7%	18	24.0%	13	17.3%	15	20.0%	29	38.7%
9	独占的实施もしくは非 独占的实施の判断に関 する優先交渉権の期間	14	18.7%	14	18.7%	25	33.3%	30	40.0%	21	28.0%	19	25.3%	26	34.7%	26	34.7%
10	第三者への実施許諾に 対する同意の必要性	12	16.0%	8	10.7%	18	24.0%	23	30.7%	17	22.7%	14	18.7%	23	30.7%	24	32.0%
11	第三者への実施許諾に 対する条件 （許諾先、実施料や配 分など）	6	8.0%	11	14.7%	16	21.3%	18	24.0%	11	14.7%	11	14.7%	22	29.3%	20	26.7%
12	大学等の研究活動とし て研究成果の発表など 活用可能な時期・範囲	21	28.0%	7	9.3%	11	14.7%	26	34.7%	7	9.3%	7	9.3%	10	13.3%	9	12.0%
13	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14	該当なし	10	13.3%	23	30.7%	3	4.0%	0	0.0%	7	9.3%	5	6.7%	3	4.0%	3	4.0%
	総計	75	100.0%	75	100.0%	75	100.0%	75	100.0%	75	100.0%	75	100.0%	75	100.0%	75	100.0%

研究成果の帰属や特許の取扱いに関する協議・決定タイミングについて、米国の結果を全体と比較すると、一部の項目において、協議・具体化のタイミングが特定の契約段階に集中する傾向がみられる。

米国では、「共同出願とするか否か」及び「共同出願における持分比率」について、共同研究契約段階で具体的に決定される割合が全体より高い一方、秘密保持契約段階での協議・具体化の割合は低い。

「特許の出願や出願時期等の判断」及び「外国出願における出願対象国」については、共同研究契約段階及び共同出願契約段階での協議・具体化が中心となっており、全体と同様の分布を示しつつも、実施許諾契約段階での割合は相対的に低い。

実施条件や対価に関する項目では、「独占的实施」及び「非独占的实施」のいずれについても、実施許諾契約段階で具体化される割合が全体と比べて高い項目がみられる一方、秘密保持契約段階で扱われる割合は限定的である。

また、「特許の出願や維持にかかる費用負担」や「独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間」、「優先交渉権の期間」については、共同研究契約段階と実施許諾契約段階の双方で分散して協議・決定されており、全体と大きく異ならない構成となっている。

「第三者への実施許諾に対する同意の必要性」及びその条件については、共同研究契約段階及び実施許諾契約段階で取り扱われる割合が全体と同程度であった。

なお、「該当なし」とする回答は、米国では秘密保持契約段階において全体より高い割合を示す項目が一部みられた。

図表 121 研究成果の帰属や特許の取り扱いに関する協議・決定タイミング（米国）

研究成果の帰属や特許の 取り扱いに関する 協議・決定タイミング		米国															
		秘密保持契約/ 協議		秘密保持契約/ 具体的		共同研究契約/ 協議		共同研究契約/ 具体的		共同出願契約/ 協議		共同出願契約/ 具体的		実施許諾契約/ 協議		実施許諾契約/ 具体的	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	10	38.5%	1	3.8%	3	11.5%	10	38.5%	2	7.7%	7	26.9%	0	0.0%	1	3.8%
2	共同出願における持分 比率	4	15.4%	5	19.2%	13	50.0%	5	19.2%	3	11.5%	8	30.8%	4	15.4%	3	11.5%
3	特許の出願や出願時期 等の判断	7	26.9%	2	7.7%	9	34.6%	9	34.6%	10	38.5%	10	38.5%	4	15.4%	2	7.7%
4	外国出願における出願 対象国	4	15.4%	4	15.4%	9	34.6%	8	30.8%	9	34.6%	7	26.9%	4	15.4%	5	19.2%
5	独占的实施における実 施条件や対価条件	2	7.7%	4	15.4%	6	23.1%	13	50.0%	8	30.8%	5	19.2%	7	26.9%	6	23.1%
6	非独占的实施における 実施条件や対価条件	5	19.2%	5	19.2%	8	30.8%	12	46.2%	6	23.1%	5	19.2%	8	30.8%	11	42.3%
7	特許の出願や維持にか かる費用負担	4	15.4%	3	11.5%	5	19.2%	5	19.2%	9	34.6%	8	30.8%	9	34.6%	7	26.9%
8	独占的实施もしくは非 独占的实施に関する期 間	7	26.9%	4	15.4%	5	19.2%	7	26.9%	8	30.8%	4	15.4%	4	15.4%	13	50.0%
9	独占的实施もしくは非 独占的实施の判断に関 する優先交渉権の期間	4	15.4%	3	11.5%	7	26.9%	9	34.6%	5	19.2%	6	23.1%	8	30.8%	8	30.8%
10	第三者への実施許諾に 対する同意の必要性	3	11.5%	2	7.7%	6	23.1%	8	30.8%	3	11.5%	3	11.5%	10	38.5%	6	23.1%
11	第三者への実施許諾に 対する条件 （許諾先、実施料や配 分など）	2	7.7%	4	15.4%	4	15.4%	8	30.8%	2	7.7%	3	11.5%	8	30.8%	8	30.8%
12	大学等の研究活動とし て研究成果の発表など 活用可能な時期・範囲	8	30.8%	1	3.8%	3	11.5%	8	30.8%	3	11.5%	2	7.7%	2	7.7%	3	11.5%
13	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14	該当なし	5	19.2%	10	38.5%	1	3.8%	0	0.0%	3	11.5%	4	15.4%	2	7.7%	1	3.8%
	総計	26	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	26	100%	26	100.0%

研究成果の帰属や特許の取扱いに関する協議・決定タイミングについて、英国の結果を全体と比較すると、複数の項目において、協議や具体化が早い段階で行われる割合が相対的に高い傾向がみられる。

英国では、「共同出願とするか否か」及び「共同出願における持分比率」について、秘密保持契約段階及び共同研究契約段階で協議される割合が全体より高い。一方、実施許諾契約段階での取扱いは限定的である。

「特許の出願や出願時期等の判断」及び「外国出願における出願対象国」については、共同研究契約段階及び共同出願契約段階での協議・具体化が多く、全体と同様の傾向を示しつつも、共同出願契約段階での割合が全体より高い項目がみられる。

実施条件や対価に関する項目では、「独占的实施」及び「非独占的实施」に関する条件について、共同研究契約段階での協議・具体化の割合が全体より高い一方、実施許諾契約段階で具体化される割合は相対的に低い。

また、「特許の出願や維持にかかる費用負担」や「独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間」、「優先交渉権の期間」については、共同研究契約段階での取扱いが中心となっており、全体に比べて実施許諾契約段階への分散が小さい。

「第三者への実施許諾に対する同意の必要性」及びその条件については、共同研究契約段階及び実施許諾契約段階の双方で一定の割合がみられるが、全体と比較すると、共同研究契約段階での割合がやや高い。

なお、「該当なし」とする回答は、英国では全体と比べて高い項目が一部みられた。

図表 122 研究成果の帰属や特許の取り扱いに関する協議・決定タイミング（英国）

研究成果の帰属や特許の 取り扱いに関する 協議・決定タイミング		英国															
		秘密保持契約/ 協議		秘密保持契約/ 具体的		共同研究契約/ 協議		共同研究契約/ 具体的		共同出願契約/ 協議		共同出願契約/ 具体的		実施許諾契約/ 協議		実施許諾契約/ 具体的	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか	11	45.8%	3	12.5%	5	20.8%	8	33.3%	5	20.8%	7	29.2%	1	4.2%	3	12.5%
2	共同出願における持 分比率	7	29.2%	2	8.3%	11	45.8%	4	16.7%	6	25.0%	8	33.3%	2	8.3%	3	12.5%
3	特許の出願や出願時 期等の判断	8	33.3%	0	0.0%	10	41.7%	8	33.3%	9	37.5%	6	25.0%	3	12.5%	1	4.2%
4	外国出願における出 願対象国	2	8.3%	2	8.3%	8	33.3%	5	20.8%	7	29.2%	9	37.5%	8	33.3%	3	12.5%
5	独占的实施における 実施条件や対価条件	1	4.2%	4	16.7%	7	29.2%	6	25.0%	8	33.3%	7	29.2%	6	25.0%	7	29.2%
6	非独占的实施における 実施条件や対価条件	6	25.0%	4	16.7%	7	29.2%	9	37.5%	0	0.0%	6	25.0%	11	45.8%	8	33.3%
7	特許の出願や維持に かかる費用負担	1	4.2%	2	8.3%	7	29.2%	7	29.2%	3	12.5%	9	37.5%	5	20.8%	2	8.3%
8	独占的实施もしくは 非独占的实施に関する 期間	6	25.0%	6	25.0%	9	37.5%	7	29.2%	4	16.7%	4	16.7%	5	20.8%	8	33.3%
9	独占的实施もしくは 非独占的实施の判断 に関する優先交渉権 の期間	0	0.0%	6	25.0%	8	33.3%	12	50.0%	6	25.0%	4	16.7%	8	33.3%	10	41.7%
10	第三者への実施許諾 に対する同意の必要 性	3	12.5%	1	4.2%	6	25.0%	9	37.5%	7	29.2%	5	20.8%	9	37.5%	8	33.3%
11	第三者への実施許諾 に対する条件 （許諾先、実施料や 配分など）	2	8.3%	2	8.3%	7	29.2%	5	20.8%	4	16.7%	3	12.5%	8	33.3%	5	20.8%
12	大学等の研究活動と して研究成果の発表 など活用可能な時 期・範囲	7	29.2%	3	12.5%	5	20.8%	10	41.7%	2	8.3%	4	16.7%	5	20.8%	2	8.3%
13	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14	該当なし	3	12.5%	10	41.7%	1	4.2%	0	0.0%	3	12.5%	0	0.0%	1	4.2%	2	8.3%
	総計	24	100.0%	24	100.0%	24	100.0%	24	100.0%	24	100.0%	24	100.0%	24	100.0%	24	100.0%

研究成果の帰属や特許の取扱いに関する協議・決定タイミングについて、仏国の結果を全体と比較すると、複数の項目において、協議・具体化が比較的后段の契約段階で行われる割合が高い傾向がみられる。

仏国では、「共同出願とするか否か」及び「共同出願における持分比率」について、共同研究契約段階及び共同出願契約段階での協議・具体化が中心となっており、秘密保持契約段階で扱われる割合は全体と比べて低い。

「特許の出願や出願時期等の判断」及び「外国出願における出願対象国」については、共同出願契約段階で具体化される割合が全体より高い項目がみられ、共同研究契約段階と併せて取り扱われている。

実施条件や対価に関する項目では、「独占的实施」及び「非独占的实施」に関する条件について、実施許諾契約段階で具体化される割合が全体より高い。特に、実施許諾契約段階での「具体」区分の割合が相対的に高い項目がみられる。

また、「特許の出願や維持にかかる費用負担」や「独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間」、「優先交渉権の期間」については、共同研究契約段階及び実施許諾契約段階の双方に分散して協議・決定されている点が、全体と比べて特徴として挙げられる。

「第三者への実施許諾に対する同意の必要性」及びその条件については、実施許諾契約段階で取り扱われる割合が全体より高い一方、共同研究契約段階での割合は相対的に低い。

なお、「該当なし」とする回答は、仏国では全体と比べて低い項目が多く、複数の契約段階で何らかの協議・決定が行われている状況が示されている。

図表 123 研究成果の帰属や特許の取り扱いに関する協議・決定タイミング（仏国）

研究成果の帰属や特許の 取り扱いに関する 協議・決定タイミング		仏国															
		秘密保持契約/ 協議		秘密保持契約/ 具体的		共同研究契約/ 協議		共同研究契約/ 具体的		共同出願契約/ 協議		共同出願契約/ 具体的		実施許諾契約/ 協議		実施許諾契約/ 具体的	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否 か	7	28.0%	3	12.0%	3	12.0%	7	28.0%	4	16.0%	6	24.0%	3	12.0%	2	8.0%
2	共同出願における持 分比率	6	24.0%	1	4.0%	10	40.0%	7	28.0%	4	16.0%	7	28.0%	1	4.0%	4	16.0%
3	特許の出願や出願時 期等の判断	8	32.0%	6	24.0%	11	44.0%	7	28.0%	11	44.0%	13	52.0%	2	8.0%	6	24.0%
4	外国出願における出 願対象国	7	28.0%	8	32.0%	13	52.0%	6	24.0%	10	40.0%	11	44.0%	9	36.0%	8	32.0%
5	独占の実施における 実施条件や対価条件	9	36.0%	7	28.0%	9	36.0%	8	32.0%	8	32.0%	4	16.0%	11	44.0%	16	64.0%
6	非独占の実施におけ る実施条件や対価条 件	5	20.0%	8	32.0%	9	36.0%	11	44.0%	7	28.0%	7	28.0%	11	44.0%	12	48.0%
7	特許の出願や維持に かかる費用負担	9	36.0%	8	32.0%	12	48.0%	8	32.0%	8	32.0%	10	40.0%	9	36.0%	9	36.0%
8	独占の実施もしくは 非独占の実施に関す る期間	7	28.0%	7	28.0%	5	20.0%	12	48.0%	6	24.0%	5	20.0%	6	24.0%	8	32.0%
9	独占の実施もしくは 非独占の実施の判断 に関する優先交渉権 の期間	10	40.0%	5	20.0%	10	40.0%	9	36.0%	10	40.0%	9	36.0%	10	40.0%	8	32.0%
10	第三者への実施許諾 に対する同意の必要 性	6	24.0%	5	20.0%	6	24.0%	6	24.0%	7	28.0%	6	24.0%	4	16.0%	10	40.0%
11	第三者への実施許諾 に対する条件 （許諾先、実施料や 配分など）	2	8.0%	5	20.0%	5	20.0%	5	20.0%	5	20.0%	5	20.0%	6	24.0%	7	28.0%
12	大学等の研究活動と して研究成果の発表 など活用可能な時 期・範囲	6	24.0%	3	12.0%	3	12.0%	8	32.0%	2	8.0%	1	4.0%	3	12.0%	4	16.0%
13	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14	該当なし	2	8.0%	3	12.0%	1	4.0%	0	0.0%	1	4.0%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%
	総計	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%

(ii) 海外ヒアリング結果

米国	英国	仏国
【権利帰属・取扱】 ➤ 州立大学であるため、共同研究であっても、その成果は州の資産とされる場合もある。 ➤ 共同研究の場合は企業が資金を拠出しても研究成果は大学に単独帰属されることが多い。 ➤ 企業から受託した場合に研究成果を企業へ単独帰属させると税法上の問題が生じる。そのため形式上は大学に帰属させ、その後に排他的実施権を付与する形で事業化に関する権利を与える運用もある。 ➤ 企業研究者が発明者として記載される場合でも、特許を受ける権利は大学に単独帰属するため、大学の単独出願となり得る。	【権利帰属・取扱】 ➤ 本学では、共同研究成果は単独帰属を推進している。日本の企業とのやり取りにおいて、共有の考え方が前提として提示されることが多く、その点にギャップを感じることもある。大学単独帰属を前提とした場合、企業側にとってはメリットが小さいため、個別に調整を行うことがある。一例として、バックグラウンド IP は大学に帰属させ、企業が提供した材料等を用いて新たに生じた発明については企業側に帰属させるという整理を行うケースがある。 ➤ 単独帰属とする形を取ることで、交渉は早く進む。共同帰属とした場合、交渉に一年から二年を要するケースも多く、研究の進行に耐えられない状況となることもあるため、早期に落としどころを定める整理が選択される。 ➤ 企業側に権利を単独帰属させた場合に、一般的なライセンス料よりも低い額ではあるが企業の特許実施時に大学が利益を受け取る仕組みがある。 ➤ 技術の内容によっては、共有特許とするケースも存在する。化合物のように企業側から提供され、改変が前提とならないものは共有とならないケースがある。一方で、診断キットなど、共同で構成要素を作り上げる技術については共有となるケースがある。	【権利帰属・取扱】 ➤ 仏国大学では共同研究成果を大学単独で特許を出願するケースも見られる。 ➤ 権利帰属は、共同研究開始前の契約交渉段階で協議される。知財権の持分は、最も重要な交渉項目の一つである。このほか、守秘義務、大学研究者の成果公表権、ならびに特許出願の時期や条件なども主要な協議事項である。

(5)不実施補償・実施料設計

(i) 海外アンケート結果

共有特許に関する実施料・対価の設定方法についてみると、企業が独占的实施権を得る場合と、非独占的实施権を得る場合の双方について、複数の対価設定方法が併存している状況が確認された。

全体では、企業が独占的实施権を得る場合、「実施化の成功報酬として一時金を設定する」との回答が62.7%、「実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）」が60.0%と高い割合を占めている。また、「実施化の成功報酬を一定期間、分割（年定額）で設定する」及び「一時金とランニング・ロイヤリティの双方を設定する」はいずれも49.3%であった。

企業が非独占的实施権を得る場合については、「実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）」が53.3%と最も高く、「実施化の成功報酬として一時金」及び「実施化の成功報酬を一定期間、分割（年定額）で設定する」はいずれも40.0%であった。「一時金とランニング・ロイヤリティの双方を設定する」は33.3%となっている。

国別にみると、米国では、独占的实施権の場合に「実施化の成功報酬として一時金」が53.8%、「ランニング・ロイヤリティ」が42.3%であった。非独占的实施権の場合には、「ランニング・ロイヤリティ」が46.2%、「実施化の成功報酬として一時金」及び「実施化の成功報酬を一定期間、分割（年定額）」がいずれも42.3%であった。

英国では、独占的实施権の場合に「実施化の成功報酬として一時金」が83.3%、「ランニング・ロイヤリティ」が79.2%と高い割合を占めている。非独占的实施権の場合についても、「ランニング・ロイヤリティ」が66.7%、「実施化の成功報酬を一定期間、分割（年定額）」が41.7%となっている。

仏国では、独占的实施権の場合に「実施化の成功報酬として一時金」及び「ランニング・ロイヤリティ」がいずれも60.0%であった。非独占的实施権の場合には、「実施化の成功報酬として一時金」が52.0%、「ランニング・ロイヤリティ」が48.0%となっている。

なお、「対価を定めていない」との回答は、全体及び各国、いずれの実施権形態においても5%前後にとどまっており、「その他の方法」とする回答はみられなかった。

図表 124 共有特許に関する実施料・対価の設定方法

共有特許に関する 実施料・対価の設定方法		全体				米国				英国				仏国			
		企業が独占的实施権を得る場合		企業が非独占的实施権を得る場合		企業が独占的实施権を得る場合		企業が非独占的实施権を得る場合		企業が独占的实施権を得る場合		企業が非独占的实施権を得る場合		企業が独占的实施権を得る場合		企業が非独占的实施権を得る場合	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	出願前（実施前）に一時金	27	36.0%	10	13.3%	10	38.5%	6	23.1%	5	20.8%	3	12.5%	12	48.0%	1	4.0%
2	実施化の成功報酬として一時金	47	62.7%	30	40.0%	14	53.8%	11	42.3%	20	83.3%	6	25.0%	13	52.0%	13	52.0%
3	実施化の成功報酬を一定期間、分割（年定額）	37	49.3%	30	40.0%	12	46.2%	11	42.3%	10	41.7%	10	41.7%	15	60.0%	9	36.0%
4	実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	45	60.0%	40	53.3%	11	42.3%	12	46.2%	19	79.2%	16	66.7%	15	60.0%	12	48.0%
5	一時金とランニング・ロイヤリティの双方	37	49.3%	25	33.3%	11	42.3%	6	23.1%	17	70.8%	9	37.5%	9	36.0%	10	40.0%
6	その他の方法	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7	対価を定めていない	4	5.3%	4	5.3%	2	7.7%	2	7.7%	1	4.2%	1	4.2%	1	4.0%	1	4.0%
	総計	75	100.0%	75	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	24	100.0%	24	100.0%	25	100.0%	25	100.0%

(ii) 海外ヒアリング結果

米国	英国	仏国
【不実施補償等への見解】 ➤ 企業が共有特許を実施する見込みがなければ、速やかに大学へ権利を返すべきであるという考え方である。 ➤ 特許を実施しないことを前提とした補償制度に依拠するのが一般的ではなく、実施許諾を通じたロイヤリティ収入を重視する傾向にある。 【ライセンス】 ➤ 大学・企業間の共同研究において研究費や大学側の管理経費を企業が負担している場合、その見返りとして独占ライセンスとする例がある。その場合でも一定期間に限定することが多い。 ➤ 非独占で広くライセンスする方が望ましいという考えである。大学の役割は、そのようにライセンスを広く展開し社会貢献することにある。 ➤ ロイヤリティは、技術の商業的可能性やリスクを踏まえて設定される。多くの技術が必ずしも成功するとは限らないという認識が広く共有されており、そのため柔軟な取り決めが採られている。このアプローチは、より保守的なモデルと比べて、事業化に伴うリスクや不確実性を比較的受け入れる姿勢を反映している。 ➤ 不実施補償という正式な概念は採用されていない	【不実施補償等への見解】 ➤ 英国は EU 離脱後の制度環境にあり、安全保障等の大きな政策論点は別として、当該論点の実務上顕在化している印象はない。 【ライセンス】 ➤ ライセンス条件に関して、独占か非独占か、あるいは特定の技術分野や適応領域に限定した独占とするかが主要な論点となる。大学側としては、分野限定の独占を選好する傾向がある一方、日本企業はすべての用途を包括的に押さえるようとするケースが多く、交渉が長期化する要因となる。 ➤ 技術分野による差異もみられる。治療薬などの創薬分野では、適応領域や用途を明確に限定したうえで独占ライセンスとするケースが多い。一方、エンジニアリングやディープテック領域では、将来の用途が不確定であることから、非独占ライセンスとするケースが多い。 ➤ 大学のバックグラウンド IP を企業が利用する場合には、ライセンス契約に基づき、ロイヤリティやライセンス料が大学側に支払われる。 ➤ 技術が大学からスピンオフする場合、知財は大学に帰属したままとなる。スピンオフした会社は、大学から知的財産をライセンスインする形を取る。経験	【不実施補償等への見解】 ➤ 日本における不実施補償のような運用は聞いたことがない。共有特許を一方の当事者が直接実施しない場合、ライセンス料や実施料の取り決めを通じて補償の仕組みが設けられることがある。具体的な設計は、当事者間の契約内容によって異なる。実施料は、特許の利用状況や事業化の実績に基づいて算定されるのが一般的である。 【ライセンス】 ➤ ライセンス活動は、技術移転推進機関である SATT が担当している。専用実施か通常実施かは、企業の戦略や技術の適用範囲によって決まる。 ➤ 大学が特許を保有したまま、大学発スタートアップに専用実施権を与えることがあり、多くの場合その付与は無償で行われる。その対価として、大学がスタートアップの株式を取得することがある。

代わりに、特許の将来価値に応じた、一時金や実施料を含むライセンス契約による金銭的リターンが設定されており、特許価値を評価する仕組みが学内に構築されている。評価について、例えば、当該特許がライセンシー企業の特許ポートフォリオの中でどのような位置付けにあるかなどを分析している。	上、ライセンス契約はマイルストーン型での設計が多い。契約時点での一時金よりも、研究・開発や事業化の進捗に応じて対価が支払われる形が一般的である。	

(6) 権利の譲渡

(i) 海外アンケート結果

特許権譲渡時の補償料等の実施料の取扱いについてみると、対価の設定方法は「譲渡時に一時金」「当該特許の実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）」「一時金とランニング・ロイヤリティの双方」など複数の方法が併存している状況が確認された。全体では、「当該特許の実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）」が 73.3%と最も高く、次いで「一時金とランニング・ロイヤリティの双方」が 58.7%、「譲渡時に一時金」が 53.3%となっている。一方で、「対価を定めていない」は 5.3%にとどまり、対価を定めないケースはほとんどない（日本では譲渡時に一時金の回答が多く、成果報酬型とは差異が見られる）。

国別にみると、米国では「ランニング・ロイヤリティ」が 73.1%で最も高く、「一時金とランニング・ロイヤリティの双方」が 57.7%、「譲渡時に一時金」が 46.2%であった。「対価を定めていない」は 7.7%である。英国では、「譲渡時に一時金」「ランニング・ロイヤリティ」「一時金とランニング・ロイヤリティの双方」がいずれも 70.8%と同水準で並び、複数の方法が併用されている傾向がみられる。「対価を定めていない」は 4.2%であった。仏国では「ランニング・ロイヤリティ」が 76.0%と最も高く、「一時金とランニング・ロイヤリティの双方」が 48.0%、「譲渡時に一時金」が 44.0%であり、「対価を定めていない」は 4.0%にとどまった。

図表 125 特許権譲渡時の補償料等の実施料の取扱い

補償料等の実施料の取り決め		全体		米国		英国		仏国	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	譲渡時に一時金	40	53.3%	12	46.2%	17	70.8%	11	44.0%
2	当該特許の実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	55	73.3%	19	73.1%	17	70.8%	19	76.0%
3	一時金とランニング・ロイヤリティの双方	44	58.7%	15	57.7%	17	70.8%	12	48.0%
4	その他の方法	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5	対価を定めていない	4	5.3%	2	7.7%	1	4.2%	1	4.0%
	総計	75	100.0%	26	100.0%	24	100.0%	25	100.0%

(ii) 海外ヒアリング結果

米国	英国	仏国
【権利譲渡のスタンス】 ➤ 大学から企業への権利譲渡は原則認めていない。大学発明を基にしたライセンス収入を中長期的かつ安定的に獲得するためである。 ➤ 権利譲渡は、長期的な取引コストを削減できる場合には、効率的な解決策として捉えられることがあるが、大学から企業への権利譲渡は減多にない。 ➤ 大学発スタートアップへの譲渡の場合には、権利譲渡に資本参加を組み合わせる手法が採られることもあり、共同所有とせずに、大学が将来的な収益機会を確保できる仕組みとなっている。	【権利譲渡のスタンス】 ➤ 企業が権利譲渡を希望する場合には、金銭条件によって整理される。具体的には、大学が権利譲渡に応じる場合、研究費用やオーバーヘッドの水準によって調整される。	【権利譲渡のスタンス】 ➤ 特許権を大学から企業に譲渡することはあるが、公的研究機関の助成が関与する場合には、公的研究機関の確認が必要である。多くの場合、大学は権利を全面的に譲渡するのではなく、所有権を保持した上で実施権を付与することを選択する。大学の公共的使命や、公的資金による研究に対する説明責任を踏まえたものである。

(7) 共有特許の第三者許諾・例外設計

(i) 海外アンケート結果

自国内（米国・英国・仏国）に所在する米国・英国・仏国企業との共同研究／受託研究では、共同出願の要否や持分比率、特許の出願判断・時期、独占／非独占の実施条件、第三者実施許諾の扱い等について、契約書雛形の変更要請を含む主張の相違が契約交渉時に生じている状況が確認された。

共同研究についてみると、全体では「特許の出願や出願時期等の判断」が 77.0%と最も高く、次いで「共同出願における持分比率」が 73.8%であった。また、「共同出願とするか否か」及び「独占的实施における実施条件や対価条件」はいずれも 63.9%、「外国出願における出願対象国」及び「特許の出願や維持にかかる費用負担」はそれぞれ 59.0%となっており、出願・権利化に関する判断と、権利の帰属・対価条件が主要な交渉論点となっている。

受託研究についても同様の傾向がみられ、全体では「特許の出願や出願時期等の判断」が 74.5%で最も高い。加えて、「共同出願とするか否か」及び「独占的实施における実施条件や対価条件」はいずれも 64.7%、「独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間」は 62.7%となっている。一方で、「第三者への実施許諾に対する同意の必要性」は 39.2%、「第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）」は 41.2%で

あり、出願判断・実施条件に比べると論点化の割合は相対的に低い。

国別にみると、英国では交渉論点として挙がる割合が総じて高く、共同研究では「共同出願における持分比率」が 78.3%、「独占的实施における実施条件や対価条件」が 78.3%と高水準であった。受託研究でも「特許の出願や出願時期等の判断」が 90.5%、「独占的实施における実施条件や対価条件」が 81.0%と突出しており、出願判断と独占条件が強い争点になりやすいことがうかがえる。米国では、共同研究では「持分比率」「出願判断」がともに 76.2%と高い一方、受託研究では主要項目が概ね 50～60%台にとどまり、「独占／非独占の判断に関する優先交渉権の期間」や「第三者実施許諾への同意の必要性」はいずれも 27.8%と低い。仏国では、共同研究で「特許の出願や出願時期等の判断」が 82.4%と最も高く、受託研究では「独占／非独占の実施に関する期間」が 66.7%、「第三者への実施許諾に対する同意の必要性」が 58.3%など、第三者実施許諾や期間条件も相対的に論点化しやすい傾向がみられる。

図表 126 国内の企業との共同研究等において、
企業から契約書雛形の変更要請など契約交渉時に主張が異なる事項

国内の企業から契約書雛形の変更要請など契約交渉時に主張が異なる事項		共同研究								受託研究							
		全体		米国		英国		仏国		全体		米国		英国		仏国	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	共同出願とするか否か	39	63.9%	13	61.9%	17	73.9%	9	52.9%	33	64.7%	11	61.1%	16	76.2%	6	50.0%
2	共同出願における持分比率	45	73.8%	16	76.2%	18	78.3%	11	64.7%	34	66.7%	10	55.6%	16	76.2%	8	66.7%
3	特許の出願や出願時期等の判断	47	77.0%	16	76.2%	17	73.9%	14	82.4%	38	74.5%	11	61.1%	19	90.5%	8	66.7%
4	外国出願における出願対象国	36	59.0%	11	52.4%	16	69.6%	9	52.9%	27	52.9%	9	50.0%	11	52.4%	7	58.3%
5	独占的实施における実施条件や対価条件	39	63.9%	11	52.4%	18	78.3%	10	58.8%	33	64.7%	11	61.1%	17	81.0%	5	41.7%
6	非独占的实施における実施条件や対価条件	33	54.1%	13	61.9%	14	60.9%	6	35.3%	28	54.9%	10	55.6%	13	61.9%	5	41.7%
7	特許の出願や維持にかかる費用負担	36	59.0%	13	61.9%	15	65.2%	8	47.1%	25	49.0%	10	55.6%	10	47.6%	5	41.7%
8	独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	33	54.1%	8	38.1%	15	65.2%	10	58.8%	32	62.7%	10	55.6%	14	66.7%	8	66.7%
9	独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	29	47.5%	10	47.6%	12	52.2%	7	41.2%	25	49.0%	5	27.8%	13	61.9%	7	58.3%
10	第三者への実施許諾に対する同意の必要性	29	47.5%	11	52.4%	10	43.5%	8	47.1%	20	39.2%	5	27.8%	8	38.1%	7	58.3%
11	第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	30	49.2%	10	47.6%	12	52.2%	8	47.1%	21	41.2%	9	50.0%	6	28.6%	6	50.0%
12	大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	23	37.7%	6	28.6%	11	47.8%	6	35.3%	17	33.3%	5	27.8%	7	33.3%	5	41.7%
13	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	総計	61	100.0%	21	100.0%	23	100.0%	17	100.0%	51	100.0%	18	100.0%	21	100.0%	12	100.0%

(ii) 海外ヒアリング結果

米国	英国	仏国
【第三者実施許諾の同意要請と例外設計】 ➤ 米国では共同出願の場合であっても共有者の承諾は不要であり、ライセンスも持分の譲渡も自由である点が大きな相違である。企業側は持ち分なしで大学からライセンスを受ける。それでも、企業は米国の大学とは共同研究をしたいと思っている。 ➤ 米国大学では、共有特許に関する実施やライセンスの可否は法律の規定に依存するのではなく、すべて契約で処理しており、特段問題になっていない。法律がどう定めているかに関わらず、最終的には契約書で決まるという考え方である。 ➤ 共有特許における第三者実施許諾は、ライセンスを管理する学内の技術移転機関等が事前に取り決めを実施する。国際的な共同研究においては、用途別または地域別に実施権を設定する場合がある。	【第三者実施許諾の同意要請と例外設計】 ➤ 非独占実施契約では第三者実施許諾について同意権を契約上、設定している。例外設計の代わりに、当該特許の応用分野ごとに条件を設定している。例えば、〇〇分野は事前同意が必要、〇〇分野は不要など。 ➤ 共同研究成果の第三者利用について、結果として企業側に主導されるケースが多い。大学が第三者への利用を積極的に進めようとしても、企業側が自ら類似の権利を取得し、大学を介さずに対応することがある。このような実態は特許のクオリティに起因する側面が大きい。特許の権利範囲が十分でない場合、結果として有利な部分のみを企業に取得されるケースがあった。	【第三者実施許諾の同意要請と例外設計】 ➤ 共有特許を第三者に実施許諾するには、事前に契約で定められていない限り、原則としてすべての共有者の同意が必要としている。契約には実施許諾に関する意思決定の方法や、収益の配分方法を定める条項が盛り込まれることが多い。ただし、大学研究者による研究目的の通常実施権など、一定の種類の実施権については、企業側の合意を要しない例外が設けられる場合もある。

(8) 国際共同研究の差

(i) 海外アンケート結果

日本企業との共同研究・受託研究において、出願判断や持分、実施条件、費用負担等について、企業側から契約書雛形の変更要請がなされ、契約交渉時に主張の相違として現れている状況が確認された（日本では、独占的实施及び非独占的实施における不実施補償の有無が、主張が分かれやすい点として差異が見られる）。

共同研究についてみると、全体では「共同出願における持分比率」及び「特許の出願や維持にかかる費用負担」がいずれも 75.0%と最も高く、次いで「外国出願における出願対象国」が 71.9%、「非独占的实施における実施条件や対価条件」が 65.6%、「共同出願とするか否か」が 62.5%となった。出願・権利化に関する判断（59.4%）に加え

て、権利の帰属（持分）と費用負担、さらに国外展開の範囲が主要な交渉論点になっている。

受託研究では、全体で「共同出願における持分比率」が 74.2%と最も高く、「特許の出願や出願時期等の判断」が 71.0%、「非独占的实施における実施条件や対価条件」が 67.7%、「外国出願における出願対象国」及び「特許の出願や維持にかかる費用負担」がいずれも 64.5%と続く。一方、「独占的实施における実施条件や対価条件」は 45.2%にとどまり、受託研究では“出願の判断・タイミング”と“持分・コスト・非独占条件”がより前面に出やすい傾向がうかがえる。

国別にみると、英国では論点化される割合が総じて高い。共同研究では「費用負担」が 93.3%、「持分比率」及び「出願判断」が各 86.7%、「共同出願とするか否か」が 80.0%と高水準で、権利化・帰属・コストに関する主張の相違が顕著である。受託研究でも「出願判断」が 100.0%と突出し、「非独占条件」が 83.3%、「共同出願とするか否か」「持分比率」「費用負担」が各 75.0%となっている。米国では、共同研究では主要項目が概ね 40～60%台に分散する一方、受託研究では「第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）」が 85.7%と高く、「持分比率」も 85.7%となっており、第三者許諾の取り扱いが争点化しやすい。仏国では、共同研究で「外国出願の対象国」（75.0%）と「持分比率」（75.0%）が相対的に高い一方、「共同出願とするか否か」（25.0%）や「出願判断」（25.0%）は低く、受託研究では「持分比率」（66.7%）に次いで「外国出願の対象国」「費用負担」が各 58.3%となるなど、国外展開と帰属・コスト面が中心になりやすい傾向がみられる。

図表 127 日本の企業との共同研究等において、
企業から契約書雛形の変更要請など契約交渉時に主張が異なる事項

日本企業から契約書雛形の変更要請など契約交渉時に主張が異なる事項	共同研究								受託研究							
	全体		米国		英国		仏国		全体		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1 共同出願とするか否か	20	62.5%	6	66.7%	12	80.0%	2	25.0%	17	54.8%	4	57.1%	9	75.0%	4	33.3%
2 共同出願における持分比率	24	75.0%	5	55.6%	13	86.7%	6	75.0%	23	74.2%	6	85.7%	9	75.0%	8	66.7%
3 特許の出願や出願時期等の判断	19	59.4%	4	44.4%	13	86.7%	2	25.0%	22	71.0%	5	71.4%	12	100.0%	5	41.7%
4 外国出願における出願対象国	23	71.9%	6	66.7%	11	73.3%	6	75.0%	20	64.5%	5	71.4%	8	66.7%	7	58.3%
5 独占的实施における実施条件や対価条件	18	56.3%	4	44.4%	11	73.3%	3	37.5%	14	45.2%	3	42.9%	7	58.3%	4	33.3%
6 非独占的实施における実施条件や対価条件	21	65.6%	5	55.6%	11	73.3%	5	62.5%	21	67.7%	5	71.4%	10	83.3%	6	50.0%
7 特許の出願や維持にかかる費用負担	24	75.0%	6	66.7%	14	93.3%	4	50.0%	20	64.5%	4	57.1%	9	75.0%	7	58.3%
8 独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	12	37.5%	3	33.3%	7	46.7%	2	25.0%	16	51.6%	2	28.6%	9	75.0%	5	41.7%
9 独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	17	53.1%	3	33.3%	10	66.7%	4	50.0%	16	51.6%	5	71.4%	5	41.7%	6	50.0%
10 第三者への実施許諾に対する同意の必要性	17	53.1%	3	33.3%	11	73.3%	3	37.5%	11	35.5%	1	14.3%	7	58.3%	3	25.0%
11 第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	16	50.0%	6	66.7%	7	46.7%	3	37.5%	16	51.6%	6	85.7%	5	41.7%	5	41.7%
12 大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	8	25.0%	3	33.3%	5	33.3%	0	0.0%	8	25.8%	2	28.6%	4	33.3%	2	16.7%
13 その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計	32	100.0%	9	100.0%	15	100.0%	8	100.0%	31	100.0%	7	100.0%	12	100.0%	12	100.0%

(ii) 海外ヒアリング結果

米国	英国	仏国
【海外機関との契約】 ➤ 日本企業との共同研究において、他の共同研究案件と異なる契約条件で締結することは認めていない。 ➤ 国際共同研究においても、権利の明確化や学術公表の方針が重視されるので、法律の違いがあったとしても、契約書でしっかり担保される。 ➤ 特許制度上の差異から生じる課題は特にならないが、海外企業ごとに知財権の取扱いが異なるため、しっかり事前に契約書に盛り込むようにしている。また、データ保護及びプライバシーに関する要件は、欧州が関与する共同研究における GDPR 遵守などを含め、近年ますます重要性を増している。マイルストーンに基づく資金提供や一括払いなどを含む支払構造についても、一般に交渉の対象となる。 ➤ 国際的な共同研究においては、データ保護法、管轄地域ごとの特許戦略、国境をまたぐリスク配分など、より慎重な検討が求められる。これらの要素は、協力関係全体の枠組みを変更するのではなく、個別の契約条項を通じて対処される。	【海外機関との契約】 ➤ これまでの実務経験において、特許法制の違いそのものを原因として大きなトラブルが生じた事例は特にならない。	【海外機関との契約】 ➤ 国際共同研究プロジェクトでは、適用される法令や管轄、準拠法の定めについて、より慎重な検討が必要となる。各国の知的財産制度や権利行使の実務の違いにも対応する必要がある。これらの課題は、連携の枠組み自体を大きく変更するのではなく、詳細な契約上の規定によって対処されるのが一般的である。 ➤ 国際共同研究でも、仏国内の共同研究と同様に早期のガバナンス設定の原則が適用される。

(9) 制度・契約設計の改正要否

(i) 海外アンケート結果

共同研究等の成果の取扱いについて、自国の法制度によって契約や運用のみでは解決できない課題の有無をみると、全体では「ない」が 70.7% と多数を占め、「ある」は 29.3% にとどまった。国別にみても、米国は「ない」69.2%（「ある」30.8%）、英国は「ない」75.0%（「ある」25.0%）、仏国は「ない」68.0%（「ある」32.0%）であり、いずれの

国でも「課題はない」との回答が中心である。

図表 128 共同研究等の成果の取扱について、
自国の法制度によって、契約や運用では解決できない課題

自国の法制度によって、 契約や運用では解決できない 課題有無		全体		米国		英国		仏国	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	ある	22	29.3%	8	30.8%	6	25.0%	8	32.0%
2	ない	53	70.7%	18	69.2%	18	75.0%	17	68.0%
	総計	75	100.0%	26	100.0%	24	100.0%	25	100.0%

また、外国と自国との法制度の違いから生じる、契約や運用では解決できない課題の有無についても、全体では「ない」が 69.3%と最も多く、「ある」は 22.7%であった。加えて、「外国企業との共同研究等の実績がない」が 8.0%みられる。国別では、米国は「ない」65.4%（「ある」23.1%、「実績がない」11.5%）、英国は「ない」70.8%（「ある」16.7%、「実績がない」12.5%）、仏国は「ない」72.0%（「ある」28.0%、「実績がない」0.0%）であった。

図表 129 共同研究等の成果の取扱について、
外国と自国との法制度との違いから生じる、契約や運用では解決できない課題

外国と自国との法制度との違いから 生じる、契約や運用では解決できな い課題有無		全体		米国		英国		仏国	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	ある	17	22.7%	6	23.1%	4	16.7%	7	28.0%
2	ない	52	69.3%	17	65.4%	17	70.8%	18	72.0%
3	外国企業との共同研究等の実 績がない	6	8.0%	3	11.5%	3	12.5%	0	0.0%
	総計	75	100.0%	26	100.0%	24	100.0%	25	100.0%

以上より、自国の法制度や外国との制度差に起因して、契約や運用のみでは解決できない課題が「ある」との回答は一定数確認されるものの、多くは「ない」と回答しており、全体としては課題を強く認識している状況ではない傾向がうかがえる（日本でも「ない」が多い傾向が示されている）。

（ii）海外ヒアリング結果

米国	英国	仏国
【制度・契約設計等全般】 ➤ 交渉実務を担っているのは大学の担当者であり、弁護士ではなく博士号を持つエンジニアやサイエンティストである。交渉力そのものより、バイ・ドール法、州法、連邦政府のポリシーといった施策面での後ろ盾が大きく、日本の政	【制度・契約設計等全般】 ➤ 実務上問題となるのは、発明者の特定である。大学内部において、発明に関与したか否か、発明者として名前が入るべきかといった点を巡る認識の相違が生じることは比較的多い。したがって、発明者の定義や関与範囲の整理は重要な	【制度・契約設計等全般】 ➤ 仏国では、国内特許法とEUの特許制度の双方をクリアする必要があり、その結果、手続や調整が非常に複雑になる。そのため、少なくとも数年前は、特許は全てEUの特許法で実施しようという機運は生まれていた。基本的にはEU特

府も税制などを通じた後ろ盾を整備する必要がある。制度を後ろ盾として示せることが、大学側の交渉を支える基盤となっている。	論点となる。 ➤ 契約上はバックグラウンド IP の存在について明記されているものの、個別の技術や特許がどのバックグラウンド IP に該当するかを具体的に特定しているケースは多くない。どの知的財産が大学側又は企業側のバックグラウンド IP に該当するかについては、契約時点で厳密に規定されていない場合が一般的である。 ➤ 英国では特許出願やスピンオフに初期投資を行い、その後得られるライセンス料、マイルストーン、ロイヤリティ等を次の特許出願や新たな事業に再投資する循環構造を前提としている。そのため、単年度での収支よりも、長期的な視点で知財・事業化の循環が成立しているかどうか重要とされている。政府も、大学と産業界のコラボレーションに関するガイドラインの中で、このような考え方を示している。 ➤ 共同研究契約において、知的財産となり得る成果は速やかに企業側へ報告することが定められている。また、論文や学会発表を行う場合には、原則として発表の約 2 週間前までに企業側へ内容を提出し、確認及び同意を得る運用となっている。企業側の承認が得られた場合に限り、公表が可能となる。	許法が上位にあるが、強調されているポイントが異なるため、一概には言えない。 ➤ 共有権者の同意を得ることなく、一方が実施許諾できるとした場合、特許の価値の希薄化や、当該特許の活用に関する戦略的主導権の喪失といった重大な懸念が生じ得ると考えられる。このような取り扱いが許容されるのは限定的な状況に限られ、例えば、実施権の範囲が明確に限定されていて、他の共同所有者の正当な利益を守るための適切な措置が講じられている場合などが挙げられる。 ➤ 実務的な観点からは、収益分配、通知手続及び紛争解決手続に関する規定を含む明確な契約上の取り決めが不可欠である。そのような明確な取り決めがなければ、通知のみの実施許諾は共同所有者間の紛争を招き、共同研究の枠組みに対する信頼を損なう可能性がある。

(10) その他

(i) 海外アンケート結果

ガイドライン／モデル契約の活用状況をみると、各国で一定程度参照されているだけでなく、契約交渉の効率化や条件の透明化、学内ルール整備、交渉時の説明根拠として幅広く活用されていることが確認された（日本では公的ガイドラインやモデル契約書の存在は知られている一方、利用は相対的に高くないとされ、活用面で差異が見られる）。

まず「参照の度合い（参照してルール変更・検討に至ったか）」についてみると、英国の Lambert Toolkit は「参考にしており、貴機関のルールや運用方法が変更されている」が 66.7%と突出して高く、実際の運用変更に直結しやすい傾向がうかがえる。一方、米国の AUTM Model Agreements は「参考にしており、変更を検討している」が 46.2%で最も高く、運用変更の検討段階で活用されるケースが多い。英国の EPSRC・MRC 等の契約ガイド、及び PraxisAuril のグッドプラクティス集では、「参考にしているが変更検討には至っていない」がいずれも 41.7%と高く、参照はされるものの直ちに運用変更へつながるとは限らない状況がみられる。仏国では、SATT 標準契約雛形は「変更を検討している」が 44.0%で最も高い一方、CNRS・INSERM 等の契約雛形は「参考にしているが変更検討には至っていない」が 48.0%と最も高く、制度・雛形は浸透しつつも、組織内の運用変更にまでは至らないケースが一定数ある。

次に、これらのガイドライン／モデル契約が「何に役立っているか」をみると、共通して割合が高いのは「契約条件の透明性・公平性の確保」であり、特に米国 AUTM では 87.5%と最も高い。英国 Lambert でも同項目は 69.6%と高水準で、交渉条件の“基準”として機能していることが示唆される。また「契約交渉の効率化」は英国 Lambert が 73.9%と高く、交渉時間短縮や論点整理に資する実務ツールとしての色彩が強い。さらに「学内ルールや契約雛形の整備」も各国で相対的に高く（米国 AUTM 62.5%、英国 EPSRC・MRC 54.2%、仏国 SATT／CNRS・INSERM 56.0%）、組織内の契約実務の標準化にも寄与している。加えて、「企業との交渉における説得材料・説明根拠」としては仏国 CNRS・INSERM が 64.0%と高く、国内の標準雛形が交渉上の“根拠資料”として活用されている傾向がみられる。一方、「海外企業との交渉における共通認識の確立」は、米国 AUTM (58.3%) や英国 Lambert (52.2%) では一定の役割を果たすものの、仏国 CNRS・INSERM では 16.0%にとどまり、雛形の性格（国内標準か、国際交渉向けの汎用性か）によって効用が異なることがうかがえる。

図表 130 ガイドラインやモデル契約の活用状況

ガイドラインやモデル契約の活用状況		米国		英国						仏国			
		AUTM Model Agreements		Lambert Toolkit		EPSRC・MRC等の契約ガイド		PraxisAurilグッドプラクティス集		SATT標準契約雛型		CNRS・INSERM等の契約雛型	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	参考にしており、貴機関のルールや運用方法が変更されている	4	15.4%	16	66.7%	1	4.2%	5	20.8%	6	24.0%	5	20.0%
2	参考にしており、貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	12	46.2%	3	12.5%	10	41.7%	5	20.8%	11	44.0%	6	24.0%
3	参考にしているが、貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	5	19.2%	3	12.5%	10	41.7%	10	41.7%	3	12.0%	12	48.0%
4	存在を知っている	3	11.5%	1	4.2%	3	12.5%	3	12.5%	5	20.0%	2	8.0%
5	存在を知らなかった	2	7.7%	1	4.2%	0	0.0%	1	4.2%	0	0.0%	0	0.0%
6	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計		26	100.0%	24	100.0%	24	100.0%	24	100.0%	25	100.0%	25	100.0%

図表 131 ガイドラインやモデル契約の活用方法

ガイドラインやモデル契約の活用方法		米国		英国						仏国			
		AUTM Model Agreements		Lambert Toolkit		EPSRC・MRC等の契約ガイド		PraxisAurilグッドプラクティス集		SATT標準契約雛型		CNRS・INSERM等の契約雛型	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	契約交渉の効率化に役立っている（交渉時間の短縮、論点整理など）	13	54.2%	17	73.9%	2	8.3%	5	21.7%	12	48.0%	7	28.0%
2	契約条件の透明性・公平性の確保に役立っている（持分比率、実施料、公開条件など）	21	87.5%	16	69.6%	14	58.3%	11	47.8%	16	64.0%	12	48.0%
3	学内ルールや契約雛形の整備に役立っている	15	62.5%	14	60.9%	13	54.2%	11	47.8%	14	56.0%	14	56.0%
4	企業との交渉における説得材料・説明根拠として役立っている	14	58.3%	13	56.5%	11	45.8%	12	52.2%	14	56.0%	16	64.0%
5	海外企業との交渉における共通認識の確立に役立っている	14	58.3%	12	52.2%	9	37.5%	6	26.1%	11	44.0%	4	16.0%
6	契約担当者の教育・人材育成に活用している	8	33.3%	4	17.4%	1	4.2%	4	17.4%	5	20.0%	4	16.0%
7	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計		24	100.0%	23	100.0%	24	100.0%	23	100.0%	25	100.0%	25	100.0%

共同発明において共有特許を避けるための活動の有無をみると、全体では「ある」が76.0%と多数を占め、「ない」は24.0%にとどまった。国別にみても、米国は「ある」73.1%、英国は75.0%、仏国は80.0%であり、いずれの国でも共有特許を回避する取組みが広く行われている状況が確認された。

次に、共有特許を避けるための具体的な取扱いをみると、全体では「特定の第三者機関（TT0等）に成果を譲渡し、その機関が一元的に管理する」が82.5%と最も高く、共有回避の主たる対応となっている。次いで「一方の当事者に単独帰属させ、他方には実施権を付与する」が57.9%であった。「成果を公開し、特許を出願しない」は10.5%にとどまり、共有回避は“権利化をやめる”というよりも、帰属・管理の設計によって整理する方向が中心である。

国別にみると、米国では「第三者機関（TT0等）による一元管理」が89.5%と突出して高く、「単独帰属＋実施権付与」は42.1%であった。英国では「単独帰属＋実施権付与」と「第三者機関による一元管理」がいずれも77.8%と同水準で、双方の手法が併存している。仏国では「第三者機関による一元管理」が80.0%、「単独帰属＋実施権付与」が55.0%であり、米国と同様に一元管理を軸としつつ、単独帰属型も一定程度組み合わせている傾向がみられる。以上より、共同発明において共有特許を避ける取組みは広く浸透しており、とりわけ第三者機関による一元管理が主な対応として位置づけられている。

図表 132 共同発明において共有特許を避けるための活動の有無

共同発明において 共有特許を避けるための活動の有無		全体		米国		英国		仏国	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	ある	57	76.0%	19	73.1%	18	75.0%	20	80.0%
2	ない	18	24.0%	7	26.9%	6	25.0%	5	20.0%
総計		75	100.0%	26	100.0%	24	100.0%	25	100.0%

図表 133 共有特許を避けるための取扱い

共有特許を避けるための取扱い		全体		米国		英国		仏国	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	一方の当事者に単独帰属させ、他方には実施権を付与する	33	57.9%	8	42.1%	14	77.8%	11	55.0%
2	特定の第三者機関（TT0等）に成果を譲渡し、その機関が一元的に管理する	47	82.5%	17	89.5%	14	77.8%	16	80.0%
3	成果を公開し、特許を出願しない	6	10.5%	1	5.3%	3	16.7%	2	10.0%
4	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計		57	100.0%	19	100.0%	18	100.0%	20	100.0%

(ii) 海外ヒアリング結果

米国	英国	仏国
【公的ガイドライン等】 ➤ 米国でも公的ガイドラインやモデル契約は存在するが、法的拘束力は持たない。これらは、契約の結果を決定する規定というよりも、主に参照のための指針として利用される。実務上は、技術移転オフィスの経験や、知識豊富な担当者・アドバイザーの関与の方がガイドラインよりも重要な役割を果たすと考えられる。そのため、商業的な現実をより適切に反映した柔軟な対応が可能となる。 ➤ 米国では、交渉や話し合いを主導することに慣れた人材が前面に立ち、躊躇せずに提案を重ねながら議論を進める傾向がある。 【日本と米国の相違点】 ➤ 日本と比べると、雛形が原因で契約手続きが遅れることはほとんどない。交渉の論点も契約書の形式ではなく、帰属条件や学術発表に重点が置かれる傾向がある。 ➤ 日本と比べ、米国は出願件数・特許保有件数が桁違いに多いため、建設的に特許手続きを実施するための組織も作りやすいと思われる。	【公的ガイドライン等】 ➤ 英国では、大学向けの知的財産管理やアセットマネジメントに関するガイドラインが、知的財産関連の機関から公表されている。 ➤ 共同研究成果の特許を含め、大学担当者がFTOや侵害可能性を意識したモニタリングを行うことはある。 ➤ 大学では、将来の有望性を事前に見極めることが難しいため、出願戦略としては「幅広く、浅く」権利を押さえる傾向がある。一方、バイオ等の専門分野では、当該分野の出願経験を豊富に持つ特許事務所に依頼することで、実務的に耐えうる強い特許を形成する。 ➤ 大学にエンタープライズ部門は存在するものの、特許実務の専門性は必ずしも十分とは言えず、研究者自身が適切な特許事務所や専門家を探すケースが多い。 【日本と英国の相違点】 ➤ 数十年前から、英国では大学周辺にサイエンスパーク等の企業集積を行い、そこから産業を生み出す動きが盛んであった。英国では、大学を中心にサイエンスパークを形成し、地域的なネットワークに基づいて様々なトライアルが生まれる傾向が日本より強い。大学自身	【公的ガイドライン等】 ➤ 国の発行するガイドラインに基づいて、契約雛形は整備されている。 ➤ 仏国では、契約に関する知識は契約担当者のレベルに左右される。研究者がガイドラインに直接アクセスすることはほとんどない。大学の知財部門の弁理士やエンジニアが、新規性評価から特許出願書類の作成まで、すべての事務作業を管理している。また、仏国では、研究の重点分野がAI、量子技術、医療機器へと移行している。防衛関連のイノベーションも注目されており、多額の資金が投入されている。 【日本と仏国の相違点】 ➤ 仏国は日本と異なり、共同研究先の探索や知財化について、大学内部にいる専門家が戦略的に目利きを行っている。日本のように、研究者側から発明届を産学連携部門が受け止める形というよりも、大学側の専門チームが論文や報告書を精査し、どの企業や研究機関と共同研究を進めるかという検討を主導的に行っている。

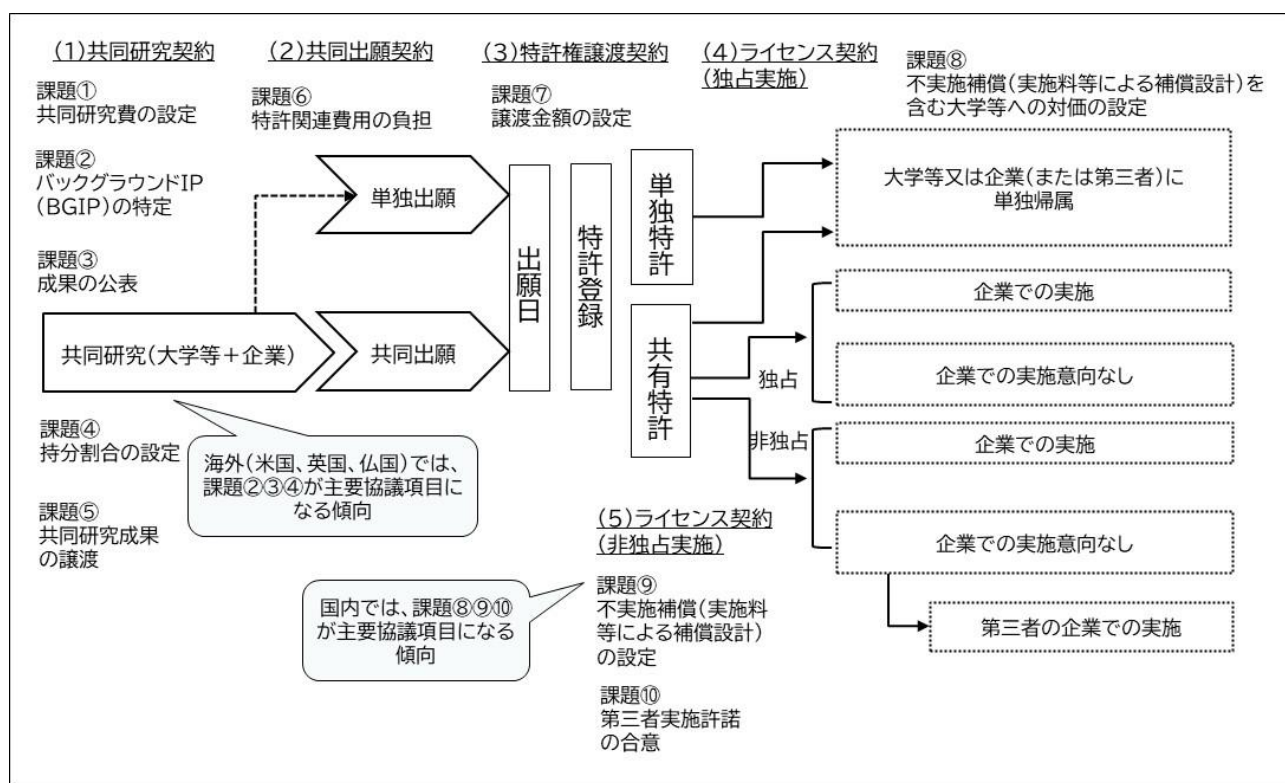
	が知の源泉との認識が強く、企業は大学とタイアップして成長してきた歴史がある。 ➤ 研究者の知財意識は、日本よりは高い可能性があるものの、米国ほど高いとは言えない水準である。特許や知財活用が課題であることは大学側でも明確に認識されており、約 2 年前から Enterprise Champion 制度が導入された。各部局に担当者を配置し、研究者からの相談対応や、特許取得、ライセンスアウト、スピンオフ等を促進する役割を担っている。	

IV . 調査結果の分析・とりまとめ

本章では、これまでの調査結果を踏まえ、産学官連携における共同研究契約等で生じやすい課題を整理し、その解決に資する、大学等及び企業の当事者が実施可能な方策案を提示する。なお、以下で示す様々な方策案は、全ての事例に一律に適用すべきとは限らないことに注意が必要である。これらは、従来の慣行では合意が難しかったケースにおいて、交渉をスムーズに進め、円滑な社会実装を実現するためのオプションとして位置づけられるものである。大学等及び企業は、個々の共同研究の規模、事業分野、ビジネスモデル、リスク許容度などの個別事情に合わせ、これらのオプションを柔軟に選択・組み合わせることが重要である。

1. 課題の整理

国内外アンケート及びヒアリング調査結果を踏まえて、大学等と企業間の共同研究に関連する契約交渉での課題を以下の通り整理する。以下は共同研究における契約フローの例示であり、他にも多岐に渡るパターンが存在する。



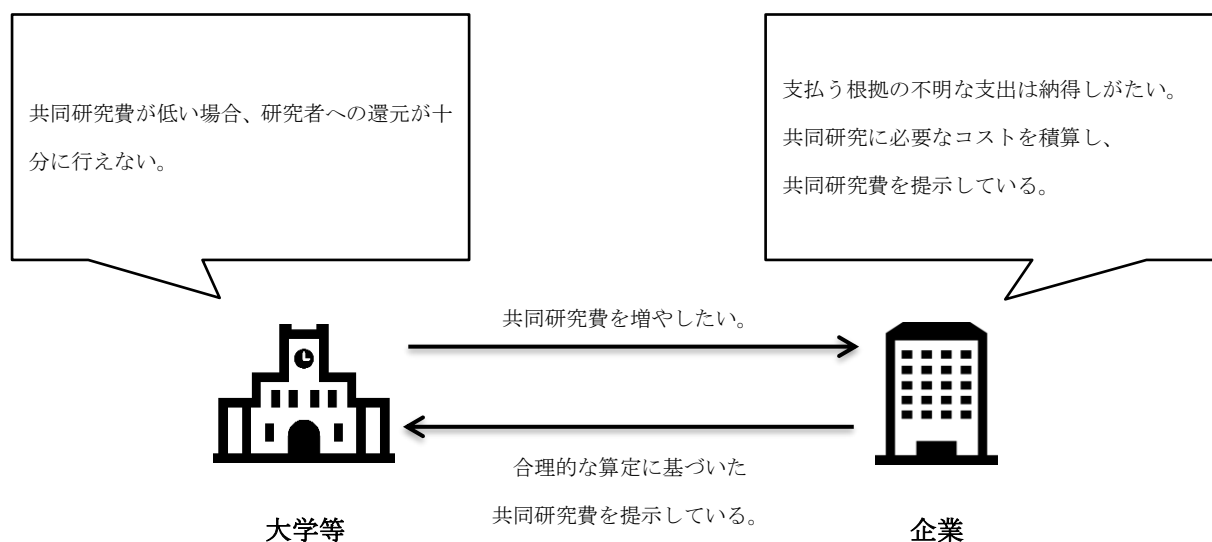
2. 方策案

(1) 共同研究契約

課題① 共同研究費の設定

○背景：

企業が大学等に支払う共同研究費は、研究に必要なコストを積算して算出するアプローチが採用されることがある。しかし、この算定方法では共同研究費が安価になりやすいため、大学等は、研究者への還元や、大学等の「知」を維持・強化するための再投資、共同出願で生まれた発明の特許関連費用の捻出等が難しくなる傾向がある。大学等は教育と学術研究を基本的使命とし、これらに加えて社会貢献をも使命とするものであるものの、一部の大学では、上述の背景より、企業側も納得できる形で、大学等への支払いを増やす必要が生じている。



○方策案：

a. 大学等が提供する「知」や「サービス」の対価を共同研究費の内訳に導入

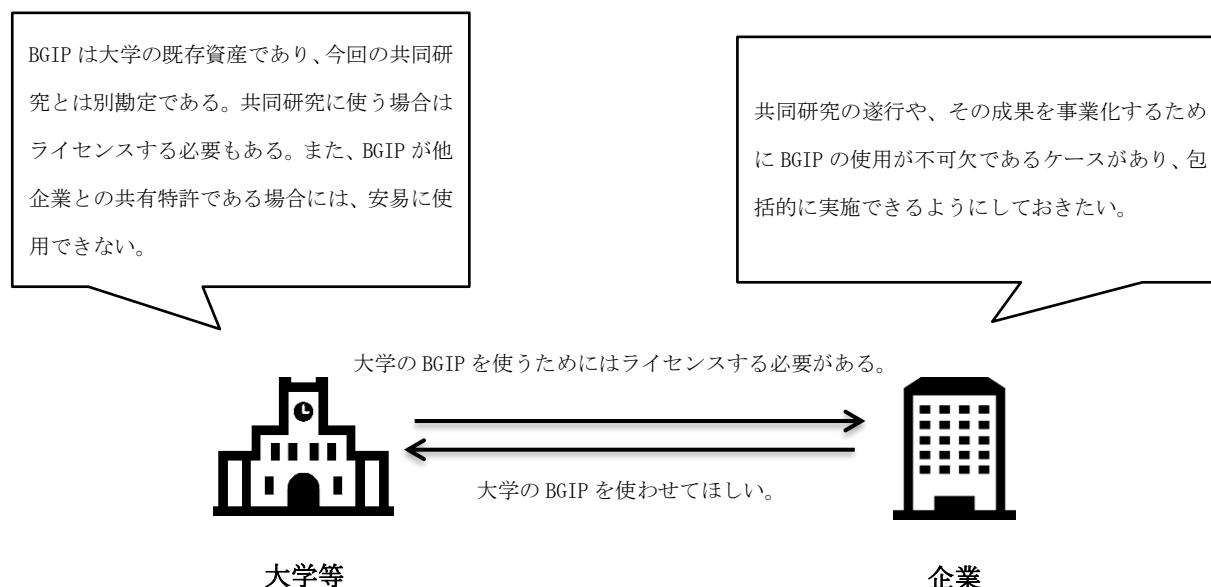
- ✓ 共同研究に必要なコストを積算して導出された従来の共同研究費に、大学等の研究者が企業に提供する「知」や「サービス」の対価を上乗せする。
- ✓ 「知」や「サービス」の対価とは、一例として、大学等の研究者が過去に培ってきた研究基盤やノウハウの供与への対価や、研究者の関与時間に対する報酬（タイムチャージ）などが挙げられる¹⁶。
- ✓ 企業からは、研究者のモチベーションアップに繋がるのであれば知的貢献費を支払うことに前向きな声がある。

¹⁶ 経済産業省「産学協創の充実に向けた大学等の「知」の評価・算出のためのハンドブック」
<https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/handbook.html>

課題② バックグラウンド IP (BGIP) の特定

○背景：

企業が大学等の研究成果に関心を持ち、共同研究を提案するケースでは、バックグラウンド IP¹⁷（以下、BGIP）に関する課題が生じやすい。共同研究の開始後や終了後に BGIP の取扱いに関する問題が顕在化し、トラブルに発展することを防ぐためには、共同研究開始前の議論・合意が不可欠である。



○方策案：

a. BGIP の特定及びリスト化

- ✓ 共同研究契約交渉段階で双方の BGIP を特定し、共同研究において実施したい特許をリスト化する。
- ✓ 共同研究中は当該 BGIP を無償で実施許諾し、事業化段階においては有償での実施許諾とすることも一案である。
- ✓ 交渉初期段階で BGIP をリスト化し、共同研究中の実施要否や事業化後の活用形態を議論しておくことで、大学等・企業双方が BGIP について透明性のある運用をできるようになる。
- ✓ 共同研究を開始する前に BGIP を単独出願することも望ましい。

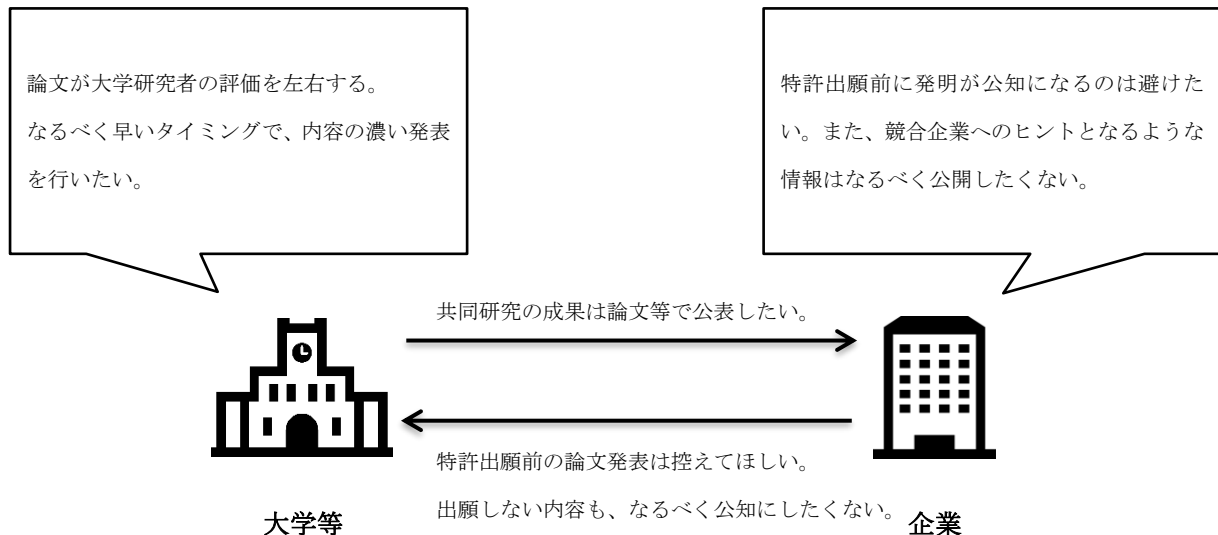
¹⁷ 「バックグラウンド IP」とは、プロジェクト参加者がプロジェクトの開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクトの開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。

課題③ 成果の公表

○背景：

大学等の研究者にとって、論文発表や学会発表は研究業績の評価に直結する重要な要素であり、可能な限り早く、詳細な内容を公表したいという強いインセンティブがある。

一方、企業は、特許出願前の公知化による新規性の喪失や、競合他社へのノウハウ流出を懸念し、公表の時期や内容を制限したいと考える。この両者の利害対立により、公表のタイミングや範囲、および事前確認のプロセスに関する齟齬が生じるケースがある。



○方策案：

a. 特許出願・論文発表のスケジュール管理の徹底

- ✓ 特許出願や論文発表の時期について、互いに情報交換を行う。特に大学等側の発表する論文については企業が事前に確認し、研究の学術的価値を損なわない範囲で、将来の特許性を損なう内容や営業秘密が含まれる場合には修正又は削除を打診する。また、速やかな特許出願が実現するよう、大学等・企業間で連携する。

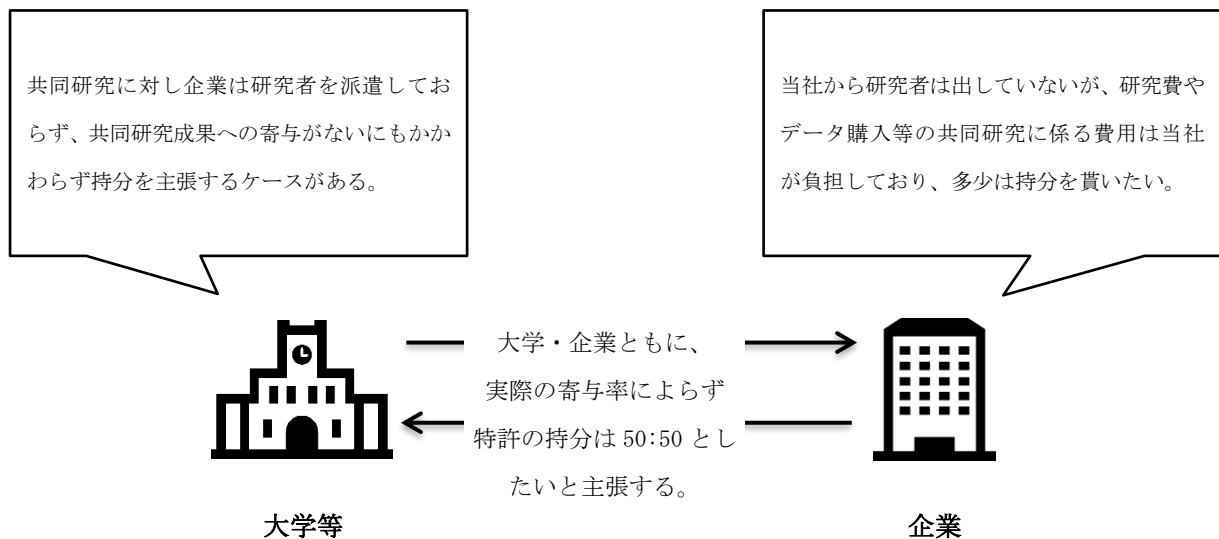
b. 公表されない研究成果の評価基準の策定

- ✓ 例えば企業側の要望でノウハウ化することとなり公表できなくなった部分についても評価する仕組みを大学等内に整備する。

課題④ 持分割合の設定

○背景：

共同研究で生まれた発明について、企業と大学等のいずれか一方が、当該発明への実質的な貢献がないにもかかわらず持分を主張するケースや、実質的な貢献を考慮せず前例に倣って 50:50 の持分を主張するケースが存在する。持分の有無やその割合は、技術的貢献度に基づいて設定されるケースが多いものの、特許関連費用の負担やライセンス収入額、第三者実施許諾時の拒否権の有無などとは必ずしも連動しないことを踏まえて柔軟な協議を行う必要がある。



○方策案：

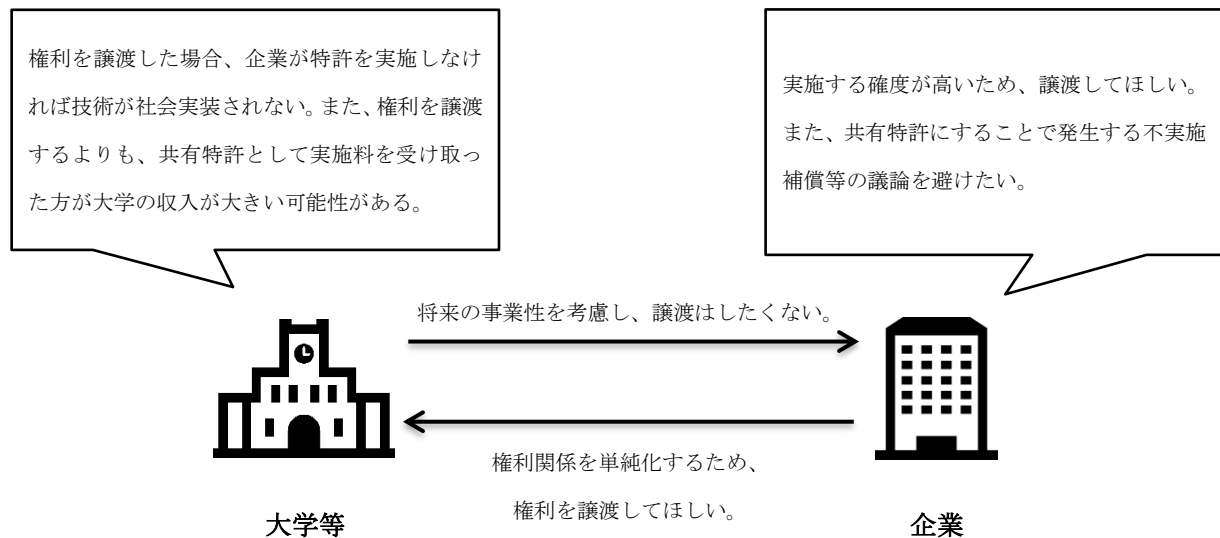
a. 持分及び各種条件の柔軟な設計

- ✓ 持分は技術的貢献度で定めつつ、特許関連費用やライセンス収入額等の条件は両者の要望を整理した上で落としどころを探る。また、持分自体も原則として当事者間で自由に決めることが可能であることも踏まえて、両者の個別事情も考慮し柔軟に協議する。

課題⑤ 共同研究成果の譲渡

○背景：

権利を共有することで生じる交渉コストを削減することや、事業化の確度が高いこと等を背景に、企業は早いタイミングで共同研究成果の権利譲渡を求めるケースがある。一方で、技術が死蔵化するリスクや高いライセンス収入が見込まれること等を背景に、大学等は権利譲渡に後ろ向きになるケースがある。このようなケースでは単純な譲渡契約では合意が難しく、譲渡の条件を巡って議論が平行線になることが多い。



○方策案：

a. 社会実装時に利益を大学等に還元する仕組みの導入

- ✓ 譲渡金額を低く設定する代わりに、将来に企業が特許を実施して収益を生み出した際に、その収益の一部を大学等が受け取る契約を締結する。これにより、大学等は技術が社会実装された際に収入を受け取ることができる。また、企業は、不実施補償等の議論を避けつつ、低い譲渡金額で権利を保有できる。

b. 権利返還条項の導入

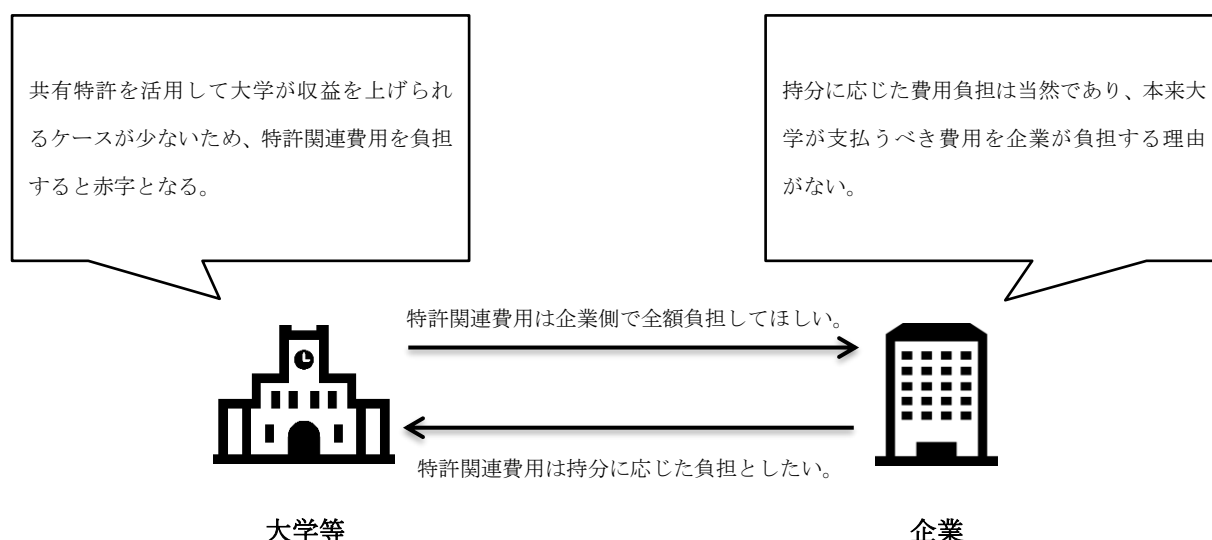
- ✓ 企業に権利を譲渡後、特定の期間内で企業が権利を実施しない場合には、大学等が無償または安価で権利を買い戻せる契約を締結する。これにより、権利返還後に大学等は技術の実施先を探索及びライセンスできるようになるため、技術が社会実装されない懸念を解消できる。また、企業は不実施補償等の議論を避けることができる。

(2) 共同出願契約

課題⑥ 特許関連費用の負担

○背景：

共同出願特許の出願・維持費用は、持分比率に応じた負担とする建付けが理解はしやすいものの、大学等は予算の制約等もあり、収益化の目途が立っていない段階での費用支出が困難なケースが多い。一方で、一部の企業は、大学等の資産形成を企業が肩代わりするという外観に疑問を抱くケースが存在する。



○方策案：

a. 立替清算の導入

- ✓ 特許関連費用を企業が全額負担することとしつつ、将来的に企業から大学等への支払い（大学等からの権利譲渡や、大学等へのロイヤリティの支払いなど）が発生した場合に、本来は大学等が負担すべき特許関連費用を差し引いた金額を支払う建付けとする。これにより、大学等は共有特許を活用した収益獲得が見えない段階での特許関連費用の負担を避けることができる。また、企業は大学等への金銭の支払い時にそれまでの費用負担を回収できる。
- ✓ 企業が特許関連費用を全額負担する代わりに、企業側に有利な条件を設定するバターの設定も考えられる。

b. 大学等の間接経費等から出願費用の優先的な捻出

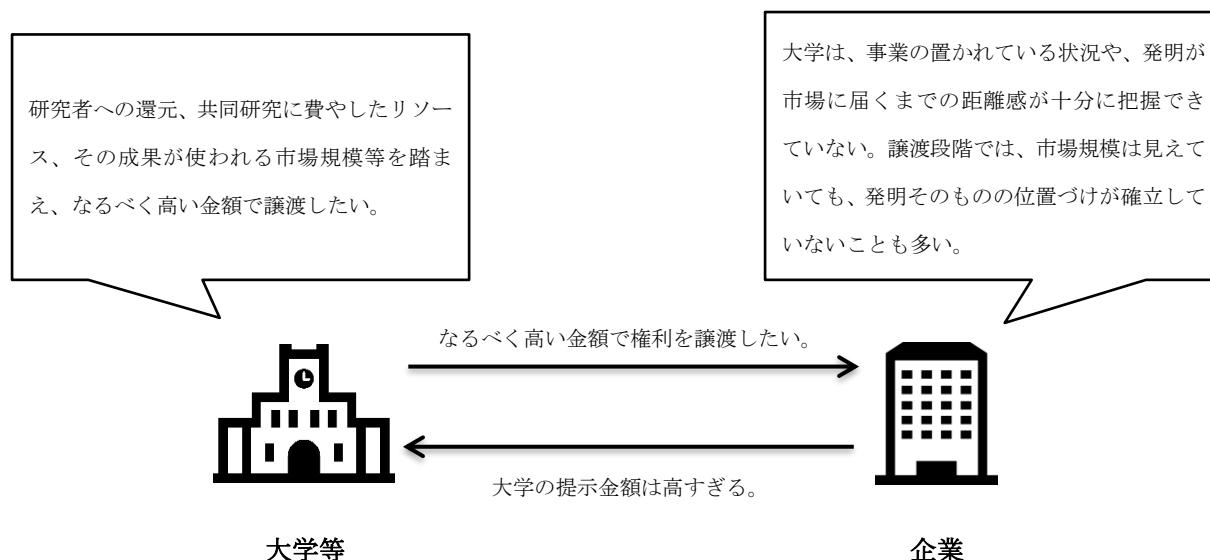
- ✓ 大学等の間接経費等、大学等が柔軟に使い道を決められる予算について、特許関連費用を優先的に捻出する。

(3) 特許を受ける権利または特許権の譲渡契約

課題⑦ 譲渡金額の設定

○背景：

大学等から企業へ特許権等を譲渡する際、大学等は特許が将来的に大きな利益を生み出す可能性等を考慮してできるだけ高い金額を設定したいと考える。一方で企業は、製品化までには多大な追加投資とリスクが伴うこと、最終製品に当該特許がどの程度の貢献をするかが見えないこと等を理由に、安価な譲渡額を希望する。お互いが前提とする「技術の価値」や「事業化までの距離感」に対する認識が異なるため、適正な譲渡価格の合意形成が困難なケースがある。



○方策案：

a. 企業から大学等への合理的な説明

- ✓ 事業化の難しさや市場感を知る企業とそのような感覚を持ちづらい大学等との間の認識のギャップを埋める説明（製品化までのロードマップ、事業化リスク、製品への共有特許の貢献等）を企業から大学等に対して行い、同じ目線で金額交渉ができるようにする。

b. 社会実装時に利益を大学等に還元する仕組みの導入

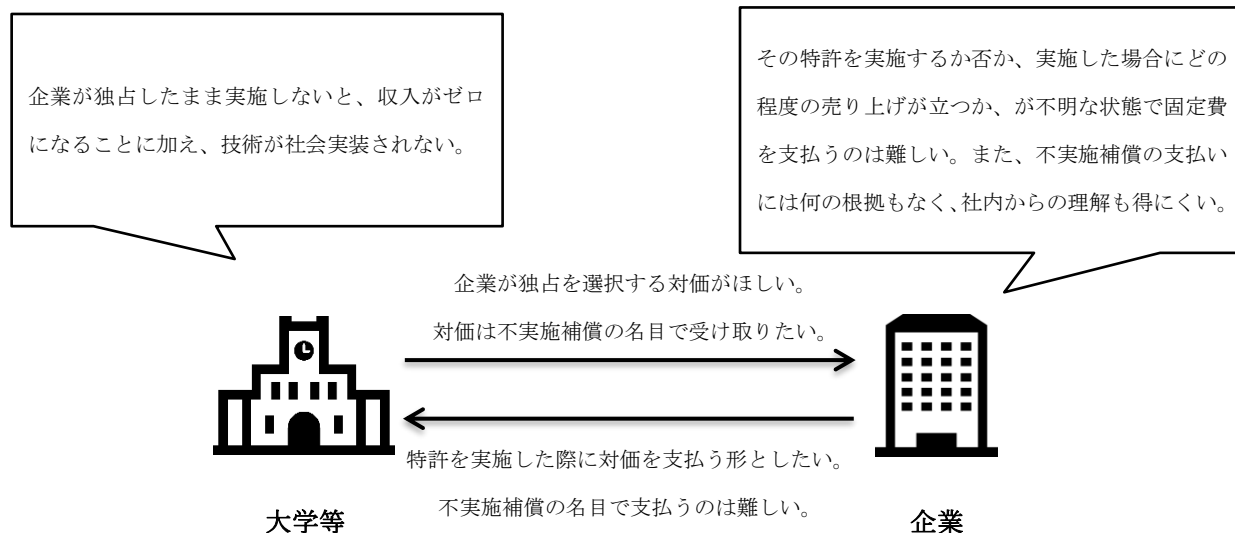
- ✓ 譲渡金額を低く設定する代わりに、将来に企業が特許を実施して収益を生み出した際に、その収益の一部を大学等が受け取る契約を締結する。マイルストーン・ペイメント的な考えである。これにより、大学等は技術が社会実装された際に収入が発生する。また、企業は、低い譲渡金額で権利を保有できる。

(4) ライセンス契約（独占実施）

課題⑧ 不実施補償（実施料等による補償設計）を含む、大学等への対価の設定

○背景：

独占実施契約の際の大学等への対価について、金額や支払のタイミングに齟齬が生じるケースがある。加えて、大学等が対価を「不実施補償」の名目で受け取ることに拘り、その名目での支払いが難しい企業との間で議論が生じるケースが存在する。



○方策案：

a. 独占期間の限定及び実施状況のモニタリング

- ✓ 企業が所定の期間内に特許を実施すれば独占期間を延長し、実施しなければ非独占に移行する条件で契約する。また、非独占に移行後に大学等が第三者実施許諾をしようとした際、企業は正当な理由がない限り同意する契約とする。これにより、企業は数年間の事業化の見極めの時間を確保でき、大学等にとっては技術が塩漬けになるリスクを回避できる。海外では、共同研究契約に「Diligence 条項」が設けられている場合もある。

b. マイルストーン・ペイメントの導入

- ✓ 最初の一時金を低く、あるいはゼロにする代わりに、開発の進捗段階（試作完成、治験開始、販売開始など）に応じて一時金を支払う契約とする。これにより、企業側は不要な出費を小さくでき、大学等は早期の収入確保及び技術の死蔵化の防止と監視がしやすくなる。

c. 多様な対価還元モデルの検討

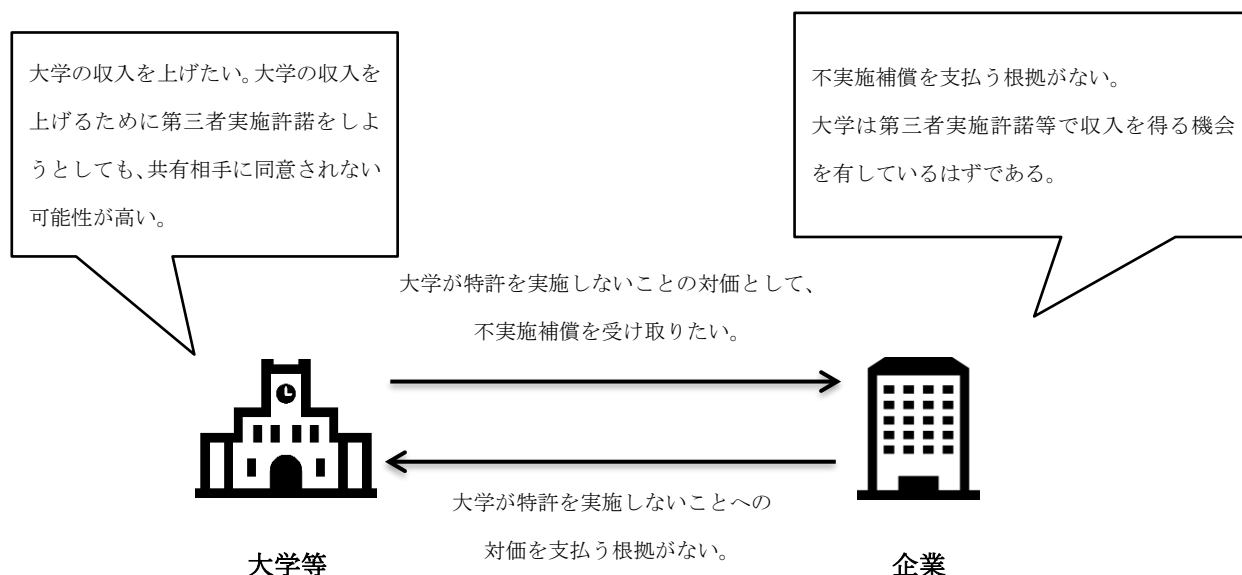
- ✓ 企業が「不実施補償」の名目での支払いが難しい場合には、他の名目での支払いを打診する（例えば「知」の対価や共同研究費、ランニング・ロイヤリティ、マイルストーン・ペイメントでの支払いなど）。企業からは、社内向けにも納得感の得られる名目であれば支払うことが可能な場合もある、との声もある。

(5) ライセンス契約（非独占実施）

課題⑨ 不実施補償（実施料等による補償設計）の設定

○背景：

非独占実施契約の際、大学等は、自身が不実施機関であることを理由に不実施補償の支払いを企業に求めることがある。一方で、大学等は第三者実施許諾で収益を得ることが可能であること、不実施補償を支払う根拠が不明で社内稟議も通らないこと等を理由に企業が不実施補償の支払いを拒み、双方で議論が平行線となるケースがある。



○方策案：

a. 第三者実施許諾時の、相手への条件付き同意権の付与

- ✓ 大学等が不実施補償を企業に求めない代わりに、大学等が第三者実施許諾をしようとした際の企業側の同意を特定の条件下で不要とする（条件付き同意権の付与）。これにより、大学等は第三者実施許諾による収入獲得のハードルを下げるができる。また、企業としては、これを受け入れられない場合には独占実施を選択する理由となる。

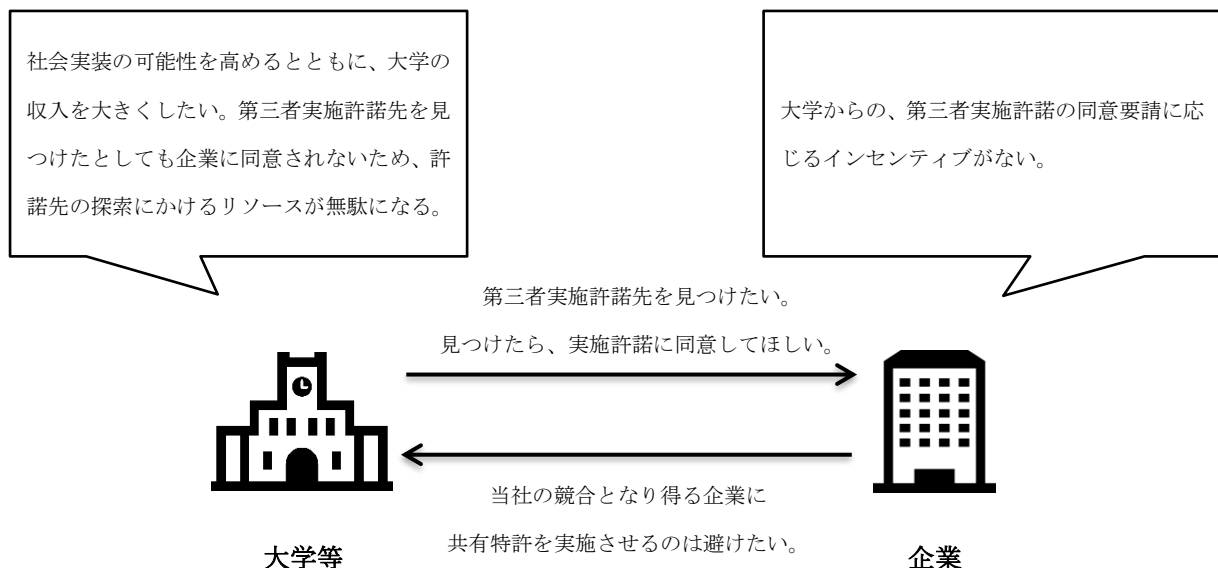
b. 不実施補償以外の名目での支払い

- ✓ 不実施補償以外の名目での支払いを打診する（例えば「知」の対価や共同研究費、ランニング・ロイヤリティ、マイルストーン・ペイメントでの支払いなど）。企業からは、社内向けにも納得感の得られる名目であれば支払うことが可能な場合もある、との声もある。

課題⑩ 第三者実施許諾の合意

○背景：

非独占の共有特許について、大学等が第三者実施許諾をする際の企業への同意要請を必須とする契約を締結する場合には、企業に同意を拒絶される可能性があるために、大学等はコストをかけた実施許諾先の探索を行いづらくなる。結果として、大学は共有特許を活用した収入を得られず、また有用な技術が社会で広く活用されない状態に陥るケースがある。



○方策案：

a. 第三者実施許諾時の共有相手への同意要件の緩和

- ✓ 特許を共有する企業の市場や技術分野と競合しない範囲では、企業の合意なく大学等が第三者実施許諾をできる契約とする。これにより、大学等は合意した範囲で第三者実施許諾先を探索して実施料収入を得る可能性を確保できる。企業は、自社の競合排除をしつつ大学等との議論を完了させることができる。

b. 特定条件下で独占実施へと切り替える条件の設定

- ✓ 第三者実施許諾に係る大学等からの同意要請を企業が却下したときに、非独占実施から独占実施へと切り替える契約を締結する。これにより、大学等は第三者からの実施許諾の申し出や、その可能性が生じたこと等をきっかけに、企業から収受する対価を増やす機会を得ることになる。また、企業はこの条件をバーターに、自社に有利な他の条件を設定する交渉を行うことも可能である

V . 総論

本調査研究では、我が国の産学官連携を取り巻く状況について、産学官連携による共同研究等の性質、研究体制、権利発生の経緯等の種々の条件について勘案した上で、調査・分析を行った。その結果、我が国における大学等と企業等の現状は、10の調査項目ごとに以下のとおり整理できる。

図表 135 調査項目ごとの国内の現状整理

#	調査項目	国内の現状
(1)	共同研究等の目的・内容	共同研究等は、大学等の社会貢献及び研究資金獲得、企業等の基礎研究の推進のために実施。
(2)	契約雛形の有無と運用	大学等又は企業いずれかの雛形を利用するが、大学等側の雛形利用が多い。
(3)	特許費用負担と持分・実施条件	企業側が特許費用を負担し、持分は発明者主義に基づき、共有とされることが多い。実施条件はケースバイケース。
(4)	帰属・取扱の協議項目とタイミング	主な協議項目は、特許費用負担、実施料（一時金・ランニング・マイルストーン、独占・非独占）、第三者実施許諾（非独占）。
(5)	不実施補償と実施料の設計	独占実施契約時における独占補償料との位置づけであれば企業側も比較的問題なく支払い可能な一方で、非独占実施契約時の不実施補償（実施料等の名目で請求される場合も含む）については議論になるケースが多い。
(6)	権利の譲渡	数は多くないものの、必要に応じて、共有権者の相手方に権利の譲渡をするケースがある。
(7)	共有特許の第三者実施許諾と例外設計	企業側は競合他社等に対する実施許諾に関しては同意不要化に反対する傾向。大学側は第三者実施許諾時の同意要件を契約で不要とすることを求める場合がある一方で、実際に第三者への実施許諾に至るケースは限定的。
(8)	国際共同研究等の設計差	各国特許法の違いにより、国際共同研究成果の取り決めに課題を生じるケースは少ない。
(9)	制度・契約設計に関する改正要否	総じて契約による対応が可能であり、現行制度で特に大きな課題は生じていないケースが多い。第三者実施許諾について共有相手の同意を不要とする改正をしなければ解決できない課題については大学側も「ない」との意見が多い。改正される場合、企業側は、大学等との共同研究に至らない事例が増えるとの意見が多い。
(10)	大学等の契約リテラシーと公的ガイドラインの活用	契約担当者ごとのばらつきも指摘される一方で、総じて大学等の契約リテラシーは高まってきている。他方、公的ガイドラインについて、大学等の認知度は高いものの企業側の認知度には課題がある。

また本調査研究では、海外（米国・英国・仏国）の産学官連携の現状についても調査・分析を行い、様々な示唆が得られた。これらの調査結果を基に、我が国において、産学官の効果的かつ有機的な連携により、共同研究成果から新産業を創出し国際産業競争力を高めるために、（１）イノベーション創出に向けた大学等の「知」の評価・活用、（２）共同研究等成果の権利帰属の選択（共有/単独）、及び（３）共同研究等成果の実施条件の選択（独占/非独占）、の３点を総論として提議する。

（１）イノベーション創出に向けた大学等の「知」の評価・活用

本調査結果によれば、非独占実施契約時に大学等が企業に対して不実施補償（あるいは「実施料」の名目）を求める場合に対立が生じるケースが多い。この対立の背景には、大学としては不実施機関という制約の中で研究者の「知」の貢献に対する対価を得たい事情がある一方で、企業としては不実施補償の名目で支払う法的必然性に乏しく、成果が不明確な段階での支出は実用化に際しての実情に即してもいないため、十分に納得できていないという、両者の立場の相違がある。

文部科学省・経済産業省「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」¹⁸には、大学等の「知」への価値付けを行い適切な対価を得ることについて記載されている。本調査でヒアリングした大学の中には、こうした考えに基づき、大学の研究者による「知」の貢献に対する対価として、共同出願の根拠として位置づけられる共同研究契約等において、「知的貢献費」を共同研究費の積算区分に加えている事例があり、企業からも比較的受け入れられやすいとの声も聞かれた。IVの方策案にも記載したとおり、このような事例は、大学・企業の双方が合意可能な、大学等の「知」の適切な評価方法のオプションの一つとして導入検討の価値があるといえる。また、そのような大学等の取組を支援するために、例えば以下の行政による施策が有効と思われる。

a. 専門家派遣を通じた共同研究費の算定マニュアルの策定・契約交渉の支援

ここで、大学等の「知」の価値を評価・算出する上での考え方や実務的な方法は「産学協創の充実に向けた大学等の「知」の評価・算出のためのハンドブック」¹⁹において整理されており、共同研究費を従来のコスト積み上げ形式のみで算出するのではなく、交渉を通じて大学等の「知」の価値に見合った対価を得ることが重要とされている。そうした考え方を各大学の実務に落とし込み、契約交渉の中で実現していくことが望まれるが、そのための体制が十分でない大学等に向けた知財専門家によるサポートがあれば、より実効性が高まると期待される。

¹⁸ 文部科学省・経済産業省「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/guideline.html

¹⁹ 文部科学省・経済産業省「産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインにおける産学協創の充実に向けた大学等の「知」の評価・産出のためのハンドブック」

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/230329_handbook_.pdf

(2) 共同研究等成果の権利帰属の選択（共有/単独）

本調査研究において、海外（米国・仏国・英国）では、共有特許を避ける取組が広く行われており、当事者いずれかへの単独帰属や第三者機関による一元管理が一般的であることが分かった。

他方、我が国では、大学等と企業との共同研究の実施件数が増加傾向にあり（図表 8, 9）、かつ大学の出願件数に占める共同出願の比率及び大学の保有特許に占める共同保有の比率はいずれも 6 割を超えていること（図表 30, 31）を考慮すると、大学等と企業との共有特許が引き続き一般的であると言える。ここで、我が国と他国との様々な事情の違いを考慮せずに、共有特許の比率のみに着目してその是非を議論することは適切ではない。重要なのは、共同研究成果としての知財が適切に活用されて社会実装がなされ、両当事者が適切な対価を得られることであり、そのためには、状況毎に、大学等と企業等間の特許権の共同保有、大学等又は企業等への単独帰属、又は第三者への単独帰属のうちいずれが最適かを考えた上で選択していく必要がある。さらに、大学等と企業等の当事者が、共同研究成果をどのように社会実装していくかの事業戦略、及び事業戦略を具現化していくためのマイルストーン設定、マイルストーンを管理していくための仕組みづくりを明確に構築していくことが望ましい。

また、海外調査からは、バックグラウンド IP の特定が重要であることが示唆されている。バックグラウンド IP とは、共同研究を実施する当事者が、共同研究契約開始前に保有していた、または当該契約とは独立して平行して行っていた研究開発から創出された知財を指す。特に、大学等においては、共同研究の基礎となる研究を大学等研究者が実施しているケースも多くあり、企業等と共同研究を実施する前に、関連する全てのバックグラウンド IP について、特許出願も含めて適切に管理されていることの重要性がヒアリング等で指摘されている。我が国においても、バックグラウンド IP の適切な管理が、権利帰属を選択する上で有効と考えられる。

以上、「共同研究等の権利帰属の戦略的選択（共有/単独）」を効果的に実施していくためには、例えば以下の施策が有効と思われる。

a. バックグラウンド IP の啓発、並びに、特定、リスト化及び開示のための標準手順書の整備

国内調査においては、バックグラウンド IP の概念は広く大学等に浸透されていないようであったので、バックグラウンド IP の重要性及び特定手法などの啓発が望まれる。大学等が企業等と共同研究を実施する際は、互いにバックグラウンド IP をリスト化して開示し、必要に応じて、事前に単独発明は単独出願が求められる。そのような一連のプロセスを標準手順書等の形で整備できれば有用と思われる。

(3) 共同研究等成果の実施条件の選択（独占/非独占）

共同研究等の成果としての知財権を確実に事業として実施していくにあたって、不実施機関である大学等が前提としていることは、実施機関である共同研究先の企業等が事業化・

製品化を成し遂げることである。共同研究成果を共同帰属とする場合は、共有特許権者としての企業が独占的に当該特許を用いて事業を実施することが期待されている。

また、非独占実施契約時においては、国内では特許法第 73 条に基づく共有特許の第三者実施許諾に関して大学・企業間での主張の相違が確認されたが、国内アンケート回答の約 7 割の大学等、及び約 9 割の企業が「特許法第 73 条を改正しなければ解決できない課題はない」と回答している（図表 103）。さらに、第三者への実施許諾や、第三者への持分譲渡に関する要請など、企業の同意を求めるような機会自体がほとんどないと回答する大学は約 7 割（全くない又は対象となる特許がないとの回答を含む）であり、同様に大学からの要請がほぼないと回答する企業は約 9 割に達している（図表 78）。ヒアリングにおいて大学からは、実際に共有特許を第三者へライセンス活動することは難しいとの意見も聞かれた。これらの結果から、大学においても特許法第 73 条の改正までを望む声は少数派であり、法を改正せずとも契約で対応することが可能である以上、非独占実施契約時にポイントとなる要素は、むしろ大学等の交渉力ということが示唆された。特に、大学等有する特許を外部にライセンスする技術移転機関の存在は大学等の交渉力に大きく寄与している。以上、「共同研究等成果の実施条件の選択（独占/非独占）」を具現化していくためには、例えば以下の施策が有効と思われる。

a. モデル契約書による適切な契約設計の啓発

b. 技術移転機関を有していない大学等への実務支援（人材育成、知財法務専門家派遣等）

a. については、特許庁が公開しているオープンイノベーション促進のためのモデル契約書（OI モデル契約書）を大学知財ガバナンスガイドライン²⁰等に準拠させ、独占又は非独占実施契約の選択や、非独占実施契約時の第三者実施許諾及びその際の同意要件に関する条項を適切に規定することで、大学・企業間の適切な契約交渉をサポートすることがあげられる。b. については、例えば、大学の技術移転機関である承認 TLO 等²¹を有さない大学等に対して、第三者実施許諾先の探索やライセンス交渉などの実務に対する支援があげられる。

最後に、本調査研究では国内外の産学官連携の実態を、国内外アンケート調査及びヒアリング調査により、幅広く基礎情報の収集に努めた。そして、産学官連携による共同研究等の成果としての特許権の取扱いには多岐に渡るパターンがあることが国内外で確認された。それぞれのパターンには一長一短があるが、それらの結果をうまく活用し、大学等と企業等が一丸となりイノベーション創出を実現させ、産学官の知財エコシステムからの経済圏を拡大させ、経済成長の実現につながることを期待したい。

²⁰ 内閣府、文部科学省、経済産業省「大学知財ガバナンスガイドライン（2023 年 3 月 29 日公表）」

[＜https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/daigaku_gov/governance_guideline.html＞](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/daigaku_gov/governance_guideline.html)

²¹ 経済産業省「大学の技術移転（TLO）」

[＜https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/tlo.html＞](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/tlo.html)

資料編

資料編 I

国内アンケート

資料Ⅰ 国内アンケート

1. 大学等向けアンケート単純集計結果

問0. 回答者属性

(1) 所属別

	N	%
総数	87	100.0
大学	77	88.5
公的研究機関	10	11.5

(2) 貴機関において知財専門のスタッフがいますでしょうか。

	N	%
総数	86	100.0
いる	73	84.9
いない	13	15.1

問1. 貴機関において、過去5年間（令和2～6年度）に共同研究等の受入れ実績はございますか。研究相手別に実績があるもの全てに「○」をつけて下さい。

	共同研究		受託研究	
	N	%	N	%
総数	82	100.0	82	100.0
国内企業	80	97.6	79	96.3
米国企業	42	51.2	23	28.0
中国企業	24	29.3	1	1.2
仏国企業	17	20.7	9	11.0
その他の外国企業（米国、中国、仏国以外）	54	65.9	23	28.0
共同研究、受託研究のいずれも実績はない	2	2.4	3	3.7

問 2. 貴機関における令和 6 年度の特許出願状況についてお聞きします。出願した特許に関して、発明のもととなった研究の内訳について、それぞれ件数をご回答下さい。(研究の実施時期は問いません) なお、令和 6 年度に特許出願実績がない場合は、「出願件数 (貴機関全体)」は「0」または空欄として下さい。「発明のもととなった研究の内訳」のそれぞれについて、過去 5 年間で特許出願実績のあったもの全てに「○」をつけて下さい。

	N	%
総数	59	100.0
出願件数 (貴機関全体)	37	62.7
共同研究	57	96.6
共同研究 (うち民間企業)	55	93.2
共同研究 (うちスタートアップ企業)	23	39.0
受託研究	49	83.1
受託研究 (うち民間企業)	33	55.9
受託研究 (うちスタートアップ企業)	8	13.6
補助金による研究	45	76.3
寄付金による研究	36	61.0
上記以外 (運営交付金等) による研究	48	81.4

問 3. 貴機関では、企業と共同研究等を行うにあたり、共同研究契約、共同出願契約、実施許諾契約、譲渡契約などについての雛形 (以下、「契約書雛形」という) を準備していますか。契約書雛形がある場合は「○」をつけ、その策定年 (最終更新年) をご回答下さい。

	N	%
総数	77	100.0
共同研究 (日本語版)	76	98.7
共同研究 (英語版)	40	51.9
受託研究 (日本語版)	69	89.6
受託研究 (英語版)	24	31.2
上記のいずれも雛形となるものは保有していない	1	1.3

問 4. 貴機関の契約書雛形では、企業との研究成果の帰属や共有特許の取扱に関して、特許の実施権や特許関連の費用負担などの契約条件等について、企業が取り得る契約パターンを提示 (例示) していますか。最も近いものを一つ選んで「○」をつけて下さい。

	共同研究		受託研究	
	N	%	N	%
総数	74	100.0	74	100.0
特許の実施権 (独占の実施権か非独占の実施権)	11	14.9	8	10.8
特許の実施権以外に、第三者への実施許諾や・特許関係費用負担など、複数の条件を組み合わせた契約パターンを提示している	31	41.9	28	37.8
特に契約パターンを明確には提示していない	32	43.2	38	51.4

問 5. 令和 6 年度の共同研究等の契約についてお聞きます。令和 6 年度は実績がない場合、貴機関の契約パターンとして存在し得ない場合は「○」をそれぞれご記入下さい。

	実績がない		契約パターンとして存在し得ない	
	N	%	N	%
総数	73	100.0	73	100.0
共同で出願し、企業が独占的实施権を得る (特許関係費用は企業負担)	21	28.8	10	13.7
共同で出願し、企業が非独占的实施権を得る (特許関係費用は企業負担)	16	21.9	10	13.7
共同で出願し、企業が非独占的实施権を得る (特許関係費用は持分折半)	32	43.8	29	39.7
企業が単独で出願する(貴機関から一時金のみで権利を買い取り、企業が利益を得ても利益還元無し)	25	34.2	23	31.5
企業が単独で出願する(貴機関から権利を買い取り、企業で利益が出れば利益を貴機関に一部還元する)	46	63.0	33	45.2
貴機関が単独で出願し、企業が独占的实施権を得る(特許関係費用は企業負担)	43	58.9	27	37.0
貴機関が単独で出願し、企業が非独占的实施権を得る(特許関係費用は企業負担)	48	65.8	26	35.6
貴機関が単独で出願し、企業が非独占的实施権を得る(特許関係費用は持分折半)	54	74.0	43	58.9
企業がスタートアップ企業である場合は上記と異なる基準や特別条項を設けている	53	72.6	42	57.5
その他	23	31.5	18	24.7
上記に該当しない(全て実績がある/全て契約パターンとして存在する)	5	6.8	13	17.8

問 6. 共同研究等の契約において、貴機関と企業のどちらの契約雛形を利用されますか。研究形態別に国内企業と米国企業、中国企業、仏国企業、その他外国企業のそれぞれで、当てはまるもの一つを選んで「○」をつけて下さい。

(1) 共同研究の場合

	共同研究/ 国内企業		共同研究/ 米国企業		共同研究/ 中国企業		共同研究/ 仏国企業		共同研究/ その他外国企業	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	71	100.0	71	100.0	71	100.0	71	100.0	71	100.0
自機関の雛形を基本とすることが多い	62	87.3	5	7.0	7	9.9	3	4.2	8	11.3
先方の雛形を基本とすることが多い	1	1.4	25	35.2	6	8.5	6	8.5	20	28.2
ケースバイケースでありどちらとも言えない	8	11.3	22	31.0	16	22.5	13	18.3	26	36.6
実績がない	0	0.0	19	26.8	42	59.2	49	69.0	17	23.9

(2) 受託研究の場合

	共同研究/ 国内企業		共同研究/ 米国企業		共同研究/ 中国企業		共同研究/ 仏国企業		共同研究/ その他外国企業	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	71	100.0	71	100.0	71	100.0	71	100.0	71	100.0
自機関の雛形を基本とすることが多い	49	69.0	4	5.6	2	2.8	5	7.0	6	8.5
先方の雛形を基本とすることが多い	7	9.9	16	22.5	5	7.0	7	9.9	12	16.9
ケースバイケースでありどちらとも言えない	13	18.3	13	18.3	11	15.5	9	12.7	17	23.9
実績がない	2	2.8	38	53.5	53	74.6	50	70.4	36	50.7

問7. 企業との研究成果の帰属や特許の取扱いに関して、契約段階として、どのようなタイミングで協議・決定することが多いですか。共同研究と受託研究のそれぞれ、各契約の段階別に具体的に定める事項、内容の詳細は定めずに次の段階での協議事項として定める事項は「○」をつけて下さい。

(1) 共同研究の場合

	秘密保持契約/ 協議		秘密保持契約/ 具体的		共同研究契約/ 協議		共同研究契約/ 具体的		共同出願契約/ 協議		共同出願契約/ 具体的		実施許諾契約/ 協議		実施許諾契約/ 具体的	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	68	100.0	68	100.0	69	100.0	69	100.0	68	100.0	69	100.0	68	100.0	69	100.0
共同出願とするか否か	27	39.7	17	25.0	36	52.2	20	29.0	27	39.7	36	52.2	3	4.4	5	7.2
共同出願における持分比率	13	19.1	3	4.4	27	39.1	7	10.1	31	45.6	44	63.8	2	2.9	2	2.9
特許の出願や出願時期等の判断	9	13.2	3	4.4	21	30.4	8	11.6	38	55.9	32	46.4	3	4.4	2	2.9
外国出願における出願対象国	7	10.3	3	4.4	16	23.2	3	4.3	42	61.8	26	37.7	9	13.2	6	8.7
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	5	7.4	3	4.4	22	31.9	19	27.5	26	38.2	22	31.9	15	22.1	25	36.2
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	6	8.8	2	2.9	21	30.4	20	29.0	25	36.8	23	33.3	15	22.1	24	34.8
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	5	7.4	2	2.9	19	27.5	5	7.2	21	30.9	11	15.9	25	36.8	39	56.5
特許の出願や維持にかかる費用負担	8	11.8	4	5.9	22	31.9	29	42.0	27	39.7	40	58.0	5	7.4	9	13.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	6	8.8	2	2.9	19	27.5	16	23.2	23	33.8	18	26.1	22	32.4	35	50.7
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	5	7.4	2	2.9	19	27.5	15	21.7	25	36.8	21	30.4	18	26.5	15	21.7
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	5	7.4	2	2.9	20	29.0	29	42.0	22	32.4	31	44.9	14	20.6	18	26.1
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	5	7.4	2	2.9	26	37.7	14	20.3	25	36.8	15	21.7	29	42.6	33	47.8
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	14	20.6	13	19.1	32	46.4	40	58.0	13	19.1	13	18.8	7	10.3	7	10.1
その他	34	50.0	41	60.3	15	21.7	20	29.0	7	10.3	15	21.7	21	30.9	19	27.5

(2) 受託研究の場合

	秘密保持契約/ 協議		秘密保持契約/ 具体的		共同研究契約/ 協議		共同研究契約/ 具体的		共同出願契約/ 協議		共同出願契約/ 具体的		実施許諾契約/ 協議		実施許諾契約/ 具体的	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	68	100.0	68	100.0	69	100.0	69	100.0	69	100.0	69	100.0	68	100.0	69	100.0
共同出願とするか否か	27	39.7	17	25.0	31	44.9	23	33.3	27	39.1	32	46.4	2	2.9	5	7.2
共同出願における持分比率	13	19.1	3	4.4	21	30.4	11	15.9	29	42.0	39	56.5	3	4.4	3	4.3
特許の出願や出願時期等の判断	8	11.8	3	4.4	18	26.1	10	14.5	33	47.8	29	42.0	3	4.4	1	1.4
外国出願における出願対象国	7	10.3	3	4.4	14	20.3	6	8.7	40	58.0	22	31.9	9	13.2	8	11.6
独占的实施における不実施補償（独占補償料 など）の有無	5	7.4	3	4.4	20	29.0	16	23.2	25	36.2	18	26.1	16	23.5	24	34.8
非独占的实施における不実施補償（実施料）の 有無	6	8.8	2	2.9	18	26.1	18	26.1	24	34.8	20	29.0	16	23.5	24	34.8
不実施補償等の補償料や実施料の算定 （企業の費用負担との相殺等）	5	7.4	2	2.9	19	27.5	4	5.8	20	29.0	10	14.5	24	35.3	37	53.6
特許の出願や維持にかかる費用負担	9	13.2	4	5.9	19	27.5	28	40.6	24	34.8	36	52.2	5	7.4	10	14.5
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	5	7.4	2	2.9	19	27.5	16	23.2	21	30.4	15	21.7	22	32.4	34	49.3
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する 優先交渉権の期間	5	7.4	2	2.9	20	29.0	17	24.6	24	34.8	16	23.2	17	25.0	16	23.2
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	5	7.4	2	2.9	18	26.1	29	42.0	20	29.0	27	39.1	13	19.1	19	27.5
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施 料や配分など）	6	8.8	3	4.4	20	29.0	14	20.3	23	33.3	15	21.7	28	41.2	31	44.9
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用 可能な時期・範囲	13	19.1	12	17.6	31	44.9	40	58.0	13	18.8	13	18.8	7	10.3	6	8.7
その他	35	51.5	42	61.8	20	29.0	18	26.1	13	18.8	22	31.9	23	33.8	21	30.4

問 8. 企業との研究成果の帰属や特許の取扱いに関して、研究開発フェーズにおいて、どのようなタイミングで協議・決定することが多いですか。共同研究と受託研究のそれぞれ、各研究開発のフェーズ別に具体的に定める事項、内容の詳細は定めずに次のフェーズでの協議事項として定める事項は「○」をつけて下さい。

(1) 共同研究の場合

	研究・基礎検討 段階/協議		研究・基礎検討 段階/具体的		PoC・概念実証 段階/協議		PoC・概念実証 段階/具体的		製品化開発段階/ 協議		製品化開発段階/ 具体的		パイロット スケール段階/ 協議		パイロット スケール段階/ 具体的		量産・事業化段階/ 協議		量産・事業化段階/ 具体的	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0
共同出願とするか否か	25	36.8	31	45.6	17	25.0	21	30.9	8	11.8	12	17.6	6	8.8	7	10.3	5	7.4	7	10.3
共同出願における持分比率	21	30.9	29	42.6	17	25.0	26	38.2	7	10.3	12	17.6	5	7.4	7	10.3	4	5.9	6	8.8
特許の出願や出願時期等の判断	20	29.4	27	39.7	19	27.9	26	38.2	8	11.8	12	17.6	5	7.4	7	10.3	4	5.9	6	8.8
外国出願における出願対象国	19	27.9	20	29.4	21	30.9	26	38.2	10	14.7	14	20.6	8	11.8	9	13.2	6	8.8	8	11.8
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	19	27.9	18	26.5	10	14.7	21	30.9	12	17.6	19	27.9	7	10.3	12	17.6	7	10.3	11	16.2
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	20	29.4	19	27.9	11	16.2	22	32.4	11	16.2	18	26.5	8	11.8	13	19.1	8	11.8	12	17.6
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	19	27.9	13	19.1	11	16.2	14	20.6	9	13.2	19	27.9	8	11.8	13	19.1	12	17.6	16	23.5
特許の出願や維持にかかる費用負担	21	30.9	29	42.6	16	23.5	23	33.8	11	16.2	14	20.6	8	11.8	10	14.7	7	10.3	9	13.2
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	22	32.4	18	26.5	11	16.2	17	25.0	14	20.6	20	29.4	10	14.7	15	22.1	12	17.6	15	22.1
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	20	29.4	18	26.5	13	19.1	17	25.0	11	16.2	16	23.5	8	11.8	13	19.1	10	14.7	13	19.1
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	23	33.8	26	38.2	11	16.2	14	20.6	10	14.7	12	17.6	7	10.3	11	16.2	9	13.2	12	17.6
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	23	33.8	16	23.5	13	19.1	15	22.1	14	20.6	14	20.6	7	10.3	11	16.2	10	14.7	12	17.6
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	30	44.1	32	47.1	16	23.5	22	32.4	14	20.6	17	25.0	10	14.7	15	22.1	10	14.7	12	17.6
その他	30	44.1	30	44.1	39	57.4	34	50.0	45	66.2	42	61.8	52	76.5	47	69.1	50	73.5	46	67.6

(2) 受託研究の場合

	研究・基礎検討段階/協議		研究・基礎検討段階/具体的		PoC・概念実証段階/協議		PoC・概念実証段階/具体的		製品化開発段階/協議		製品化開発段階/具体的		パイロットスケール段階/協議		パイロットスケール段階/具体的		量産・事業化段階/協議		量産・事業化段階/具体的	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0
共同出願とするか否か	24	35.3	30	44.1	15	22.1	18	26.5	8	11.8	10	14.7	5	7.4	6	8.8	5	7.4	7	10.3
共同出願における持分比率	18	26.5	28	41.2	17	25.0	23	33.8	7	10.3	10	14.7	4	5.9	6	8.8	4	5.9	6	8.8
特許の出願や出願時期等の判断	17	25.0	28	41.2	18	26.5	23	33.8	8	11.8	10	14.7	4	5.9	6	8.8	4	5.9	6	8.8
外国出願における出願対象国	19	27.9	19	27.9	20	29.4	24	35.3	11	16.2	13	19.1	7	10.3	8	11.8	5	7.4	7	10.3
独占の実施における不実施補償（独占補償料など）の有無	17	25.0	21	30.9	11	16.2	20	29.4	12	17.6	15	22.1	8	11.8	11	16.2	7	10.3	11	16.2
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	18	26.5	22	32.4	12	17.6	21	30.9	12	17.6	15	22.1	7	10.3	10	14.7	7	10.3	10	14.7
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	17	25.0	13	19.1	11	16.2	14	20.6	10	14.7	18	26.5	9	13.2	12	17.6	10	14.7	15	22.1
特許の出願や維持にかかる費用負担	20	29.4	28	41.2	16	23.5	22	32.4	11	16.2	11	16.2	7	10.3	9	13.2	7	10.3	9	13.2
独占の実施もしくは非独占的实施に関する期間	21	30.9	18	26.5	12	17.6	17	25.0	15	22.1	19	27.9	10	14.7	13	19.1	11	16.2	14	20.6
独占の実施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	18	26.5	18	26.5	14	20.6	17	25.0	11	16.2	16	23.5	9	13.2	12	17.6	9	13.2	13	19.1
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	22	32.4	26	38.2	12	17.6	14	20.6	11	16.2	11	16.2	7	10.3	9	13.2	8	11.8	10	14.7
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	21	30.9	17	25.0	13	19.1	15	22.1	15	22.1	13	19.1	7	10.3	9	13.2	10	14.7	11	16.2
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	27	39.7	33	48.5	15	22.1	21	30.9	14	20.6	15	22.1	10	14.7	13	19.1	8	11.8	12	17.6
その他	33	48.5	30	44.1	40	58.8	36	52.9	45	66.2	44	64.7	52	76.5	49	72.1	51	75.0	47	69.1

問 9. 国内の企業との共同研究等において、企業から契約書雛形の変更要請など契約交渉時に主張が異なる事項はどのようなことですか。共同研究と受託研究のそれぞれについて、企業から変更・協議要請が最も多い項目に「○」、よく変更・協議要請がある項目に「✓」をつけて下さい。

	共同研究		共同研究 最も多い項目		受託研究		受託研究 最も多い項目	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0
共同出願とするか否か	8	11.8	2	2.9	21	30.9	15	22.1
共同出願における持分比率	10	14.7	1	1.5	8	11.8	1	1.5
特許の出願や出願時期等の判断	6	8.8	1	1.5	4	5.9	1	1.5
外国出願における出願対象国	3	4.4	0	0.0	1	1.5	0	0.0
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	42	61.8	6	8.8	30	44.1	3	4.4
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	46	67.6	22	32.4	31	45.6	12	17.6
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	34	50.0	10	14.7	23	33.8	7	10.3
特許の出願や維持にかかる費用負担	43	63.2	15	22.1	25	36.8	10	14.7
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	21	30.9	1	1.5	13	19.1	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	20	29.4	0	0.0	12	17.6	0	0.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	31	45.6	2	2.9	19	27.9	2	2.9
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	29	42.6	0	0.0	20	29.4	0	0.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	19	27.9	1	1.5	15	22.1	0	0.0
その他	4	5.9	2	2.9	4	5.9	3	4.4
特にない	5	7.4	5	7.4	14	20.6	14	20.6

問 10. 米国企業との共同研究等において、企業から契約書雛形の変更要請など契約交渉時に主張が異なる事項はどのようなことですか。共同研究と受託研究のそれぞれについて、企業から変更・協議要請が最も多い項目に「○」、よく変更・協議要請がある項目に「✓」をつけて下さい。

	共同研究		共同研究 最も多い項目		受託研究		受託研究 最も多い項目	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0
共同出願とするか否か	6	8.8	3	4.4	5	7.4	3	4.4
共同出願における持分比率	5	7.4	0	0.0	3	4.4	0	0.0
特許の出願や出願時期等の判断	3	4.4	0	0.0	1	1.5	0	0.0
外国出願における出願対象国	1	1.5	0	0.0	1	1.5	0	0.0
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	18	26.5	1	1.5	13	19.1	1	1.5
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	20	29.4	11	16.2	14	20.6	7	10.3
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	14	20.6	4	5.9	9	13.2	3	4.4
特許の出願や維持にかかる費用負担	17	25.0	5	7.4	11	16.2	4	5.9
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	11	16.2	0	0.0	6	8.8	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	8	11.8	0	0.0	4	5.9	0	0.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	8	11.8	1	1.5	7	10.3	1	1.5
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	7	10.3	0	0.0	5	7.4	0	0.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	7	10.3	0	0.0	5	7.4	0	0.0
その他	9	13.2	8	11.8	10	14.7	10	14.7
特にない	35	51.5	35	51.5	39	57.4	39	57.4

問 11. 中国企業との共同研究等において、企業から契約書雛形の変更要請など契約交渉時に主張が異なる事項はどのようなことですか。共同研究と受託研究のそれぞれについて、企業から変更・協議要請が最も多い項目に「○」、よく変更・協議要請がある項目に「✓」をつけて下さい。

	共同研究		共同研究 最も多い項目		受託研究		受託研究 最も多い項目	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0
共同出願とするか否か	2	2.9	2	2.9	1	1.5	1	1.5
共同出願における持分比率	2	2.9	1	1.5	1	1.5	0	0.0
特許の出願や出願時期等の判断	2	2.9	0	0.0	2	2.9	0	0.0
外国出願における出願対象国	1	1.5	0	0.0	1	1.5	0	0.0
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	8	11.8	1	1.5	5	7.4	0	0.0
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	6	8.8	2	2.9	5	7.4	2	2.9
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	5	7.4	2	2.9	4	5.9	2	2.9
特許の出願や維持にかかる費用負担	7	10.3	2	2.9	5	7.4	1	1.5
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	4	5.9	0	0.0	3	4.4	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	4	5.9	0	0.0	2	2.9	0	0.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	2	2.9	0	0.0	2	2.9	0	0.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	4	5.9	0	0.0	2	2.9	0	0.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	4	5.9	0	0.0	1	1.5	0	0.0
その他	16	23.5	16	23.5	15	22.1	15	22.1
特になし	42	61.8	42	61.8	47	69.1	47	69.1

問 12. 仏国企業との共同研究等において、企業から契約書雛形の変更要請など契約交渉時に主張が異なる事項はどのようなことですか。共同研究と受託研究のそれぞれについて、企業から変更・協議要請が最も多い項目に「○」、よく変更・協議要請がある項目に「✓」をつけて下さい。

	共同研究		共同研究 最も多い項目		受託研究		受託研究 最も多い項目	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0
共同出願とするか否か	1	1.5	1	1.5	0	0.0	0	0.0
共同出願における持分比率	3	4.4	0	0.0	2	2.9	1	1.5
特許の出願や出願時期等の判断	1	1.5	0	0.0	1	1.5	0	0.0
外国出願における出願対象国	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	6	8.8	1	1.5	5	7.4	0	0.0
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	5	7.4	2	2.9	5	7.4	2	2.9
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	3	4.4	2	2.9	3	4.4	2	2.9
特許の出願や維持にかかる費用負担	5	7.4	2	2.9	5	7.4	2	2.9
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	4	5.9	0	0.0	4	5.9	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	1	1.5	0	0.0	1	1.5	0	0.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	2	2.9	0	0.0	2	2.9	0	0.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	2	2.9	0	0.0	2	2.9	0	0.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	1	1.5	0	0.0	1	1.5	0	0.0
その他	12	17.6	12	17.6	14	20.6	14	20.6
特になし	48	70.6	48	70.6	47	69.1	47	69.1

問 13. 企業との共同研究等にあたり、文部科学省や経済産業省がモデル契約の参考事例（以下、「契約参考ツール」という）を提供しています。これらの活用状況について、いずれか一つに「○」をつけて下さい。 また、他の契約参考ツールを参考としている場合は、その他にご記入ください。

(1) 文部科学省「さくらツール」

	N	%
総数	68	100.0
参考にしており、契約参考ツールの提供を受けて貴機関のルールや運用方法が変更されている	5	7.4
参考にしており、契約参考ツールの提供を受けて貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	3	4.4
参考にしているが、契約参考ツールの提供を受けて貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	14	20.6
契約参考ツールの存在を知っている	38	55.9
契約参考ツールの存在を知らなかった	8	11.8

(2) 経済産業省（特許庁）「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書」

	N	%
総数	68	100.0
参考にしており、契約参考ツールの提供を受けて貴機関のルールや運用方法が変更されている	0	0.0
参考にしており、契約参考ツールの提供を受けて貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	2	2.9
参考にしているが、契約参考ツールの提供を受けて貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	9	13.2
契約参考ツールの存在を知っている	38	55.9
契約参考ツールの存在を知らなかった	19	27.9

問 14. 貴機関では、企業との共有特許に関して第三者への実施許諾はどのような対応をとられていますか。当てはまるもの全てに「○」をつけて下さい。

	N	%
総数	68	100.0
企業が独占的实施を選択した場合、所定期間を過ぎても、企業が正当な理由なく実施をしない場合には、貴機関は第三者に実施許諾できることを加えている	50	73.5
企業が独占的实施を選択しない場合、相手方の同意なく（通知のみ）第三者へ実施許諾できるとしている	17	25.0
企業が独占的实施を選択しない場合、貴機関の持分について、第三者から実施許諾及び譲渡の要請があった時には、第三者に優先的に独占的实施もしくは権利譲渡するとしている	6	8.8
企業が独占的实施を選択しない場合、企業の同意のもと実施許諾できるとしている（特段の定めを行っていない）	43	63.2
その他	6	8.8

問 15-1. 貴機関において、企業との共有特許でかつ非独占的实施権を有する特許について、貴機関から第三者への実施許諾や、第三者への持分譲渡に関する要請など、企業の同意を求めるような機会が多いですか。当てはまるもの一つ選んで「○」でご回答下さい。

	N	%
総数	68	100.0
よくある	7	10.3
時々ある	11	16.2
ほとんどない	40	58.8
全くない	6	8.8
対象となる特許がない	4	5.9

問 15-2. 前問で「よくある～時々ある」とお答えいただいた方にお聞きします。貴機関から第三者への実施許諾や持分の譲渡に関する要請をした際に、企業は同意する場合がありますか。当てはまるものを一つ選んで「○」でご回答ください。また、同意される条件とはどのようなケースがございいますか。差し支えない範囲でご回答下さい。

	N	%
総数	18	100.0
同意することが多い	4	22.2
どちらかといえば同意することが多い	12	66.7
どちらかといえば同意しないことが多く	1	5.6
同意しないことが多く	1	5.6

問 15-3. 前問で「どちらかといえば同意しないことが多く」「同意しないことが多く」とお答えいただいた方にお聞きします。企業の同意が得られなかった理由として、どのようなケースが多いですか。最も多い項目に「○」、よくある項目に「✓」をつけて下さい。

	よくある項目		最も多い項目	
	N	%	N	%
総数	2	100.0	2	100.0
契約に不実施時の取扱い条項を定めていなかったため	0	0.0	0	0.0
契約条項の文言が抽象的・曖昧であったため (実施要件の定義不足など)	0	0.0	0	0.0
実施許諾先である第三者が特許を共有している 企業の競合に該当したため	2	100.0	2	100.0
実施許諾先である第三者への実施料の設定や実施 許諾した際の収益配分比率などで特許を共有して いる企業と合意できなかったため	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0

問 16. 貴機関では、企業との共有特許でかつ貴機関が第三者への実施許諾が可能な場合、当該特許に係るライセンス活動はどのような対応をとっていますか。第三者への実施許諾に関する企業の同意が必要な場合と不要な場合でそれぞれ当てはまるもの全てに「○」をつけて下さい。

	企業の同意が 必要な特許		企業の同意が 不要な特許	
	N	%	N	%
総数	68	100.0	68	100.0
研究者に実施許諾先などを紹介してもらう	22	32.4	26	38.2
企業（共同研究等の相手方）に実施許諾先を紹介してもらう	13	19.1	5	7.4
貴機関自らが実施許諾先の発掘を行う	17	25.0	23	33.8
Webサイトなどに登録して公開している	7	10.3	10	14.7
TLOなど外部機関に委託している	14	20.6	18	26.5
特に対応していない（第三者から引き合いがあれば対応する）	23	33.8	15	22.1
該当する特許を保有していない	4	5.9	12	17.6
その他	4	5.9	4	5.9

問 17. 貴機関が、企業との共有特許を第三者へ実施許諾するにあたって、企業の同意を必要とすることが阻害要因になっていると感じますか。当てはまるもの一つを選んで「○」をつけて下さい。
（なお、契約等において、第三者への実施許諾に企業の同意を不要とした特許は除きます）

	N	%
総数	68	100.0
とてもそう思う	10	14.7
そう思う	20	29.4
そう思わない	29	42.6
全く思わない	5	7.4
該当する特許を保有していない	4	5.9

Q18. 貴機関では、共有特許の相手となる企業との間で、独占補償料等の実施料（いわゆる不実施補償）の定めはありますか。また、定めている場合はどのような方式ですか。企業が独占的实施権を得る場合、非独占的实施権を得る場合及び権利を譲渡する場合、それぞれで当てはまるもの全てに「✓」をつけて下さい。

(1) 企業が独占的实施権を得る場合

	N	%
総数	68	100.0
出願前（実施前）に一時金	17	25.0
実施化の成功報酬として一時金	9	13.2
実施化の成功報酬を一定期間、分割（年定額）	4	5.9
実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	37	54.4
一時金とランニング・ロイヤリティの双方	36	52.9
その他の方法	7	10.3
定めていない	12	17.6

(2) 企業が非独占的实施権を得る場合

	N	%
総数	68	100.0
出願前（実施前）に一時金	7	10.3
実施化の成功報酬として一時金	6	8.8
実施化の成功報酬を一定期間、分割（年定額）	4	5.9
実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	40	58.8
一時金とランニング・ロイヤリティの双方	25	36.8
その他の方法	7	10.3
定めていない	16	23.5

(3) 企業に大学が権利を譲渡する場合

	N	%
総数	68	100.0
譲渡時に一時金	48	70.6
実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	9	13.2
一時金とランニング・ロイヤリティの双方	11	16.2
その他の方法	5	7.4
定めていない	14	20.6

問 19. 前問において、(1) 企業が独占的实施権を得る場合 (2) 企業が非独占的实施権を得る場合 (3) 企業に大学が権利を譲渡する場合のいずれかの場合に「定めていない」とお答えいただいた方にお聞きます。不実施補償を定めていない理由はどのようなものですか。企業が独占的实施権を得る場合、非独占的实施権を得る場合、及び権利を譲渡する場合、それぞれで当てはまるもの全てに「○」をつけて下さい。

	独占的实施		非独占的实施		権利譲渡	
	N	%	N	%	N	%
総数	20	100.0	20	100.0	20	100.0
企業が特許関係費用を負担しているため	4	20.0	6	30.0	3	15.0
研究費の規模が小さいため	0	0.0	0	0.0	1	5.0
企業の同意なく、第三者への実施許諾を可能とする契約であるため	1	5.0	6	30.0	1	5.0
産学連携(共同研究等)を活性化したいため	4	20.0	5	25.0	4	20.0
その他	14	70.0	10	50.0	14	70.0

問 20. 共有特許の相手となる企業がスタートアップ企業である場合、独占補償料等の実施料（いわゆる不実施補償）の定めを、大企業・中堅・中小企業と異なる方式としていますか。その場合、異なる点をご記入ください。

	N	%
総数	68	100.0
同じ方式	51	75.0
異なる方式	17	25.0

問 21. 貴機関において、発明の発掘から権利化や活用に至るまで、外部機関はどのように関与していますか。主に関与している機関（学内も含む）、補助的に関与している機関に「○」をつけて下さい。 ※該当するものがなければ、チェックはなしでお願いいたします。

	学内/主体的		学内/補助的		TLO/主体的		TLO/補助的		外部弁理士/ 主体的		外部弁理士/ 補助的		外部弁護士/ 主体的		外部弁護士/ 補助的		その他/主体的		その他/補助的	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	62	100.0	39	100.0	20	100.0	23	100.0	30	100.0	32	100.0	3	100.0	11	100.0	9	100.0	17	100.0
発明発掘	48	77.4	11	28.2	7	35.0	8	34.8	0	0.0	7	21.9	0	0.0	0	0.0	1	11.1	1	5.9
発明届	52	83.9	11	28.2	7	35.0	6	26.1	0	0.0	3	9.4	0	0.0	0	0.0	1	11.1	0	0.0
学内審査	60	96.8	7	17.9	6	30.0	5	21.7	3	10.0	7	21.9	0	0.0	0	0.0	1	11.1	2	11.8
価値評価	43	69.4	13	33.3	12	60.0	11	47.8	10	33.3	10	31.3	0	0.0	0	0.0	2	22.2	4	23.5
先行技術調査	35	56.5	19	48.7	13	65.0	6	26.1	13	43.3	22	68.8	1	33.3	2	18.2	5	55.6	7	41.2
権利化支援	40	64.5	20	51.3	11	55.0	7	30.4	26	86.7	16	50.0	1	33.3	2	18.2	4	44.4	3	17.6
移転・譲渡先の探索	38	61.3	16	41.0	17	85.0	10	43.5	1	3.3	2	6.3	0	0.0	0	0.0	4	44.4	4	23.5
第三者への実施許諾交渉	44	71.0	14	35.9	18	90.0	9	39.1	0	0.0	1	3.1	0	0.0	1	9.1	3	33.3	3	17.6
実施料等の算定	45	72.6	13	33.3	15	75.0	3	13.0	0	0.0	2	6.3	0	0.0	2	18.2	2	22.2	2	11.8
契約書作成	54	87.1	10	25.6	10	50.0	8	34.8	0	0.0	2	6.3	1	33.3	7	63.6	2	22.2	0	0.0
実施許諾後の契約管理・モニタリング	51	82.3	10	25.6	11	55.0	4	17.4	0	0.0	1	3.1	1	33.3	2	18.2	2	22.2	2	11.8

問 22. 貴機関では、研究者や産学連携担当者を対象に、契約書雛形の使い方や留意すべき事項など、企業との契約に関して理解を促進する取組は行っていますか。また、今後、行いたい取組はございますか。それぞれ当てはまるもの全てに「○」をつけて下さい。

	実施済		今後取り組みたい (継続も含む)	
	N	%	N	%
総数	68	100.0	68	100.0
契約書雛形に関する逐条解説を提示している	17	25.0	27	39.7
どのような研究形態や契約条件が望ましいか、選 定基準となるチェック項目や留意点などをマニ ュアルやガイドラインを提示している	15	22.1	30	44.1
学内向けサイト等にFA問などを提示している	20	29.4	29	42.6
発明届出時など、その都度、相談を受けるように している	62	91.2	17	25.0
知的財産権の取扱いや契約等に関して、説明会など を開催している	33	48.5	31	45.6
その他（下記に具体的にご記入下さい）	3	4.4	6	8.8

問 23. 共同研究等の成果の取扱いについて、特許法第 73 条（特許法法令 URL）を改正しなければ解決できない課題はありますか。また、その課題と理由について差し支えない範囲でご回答下さい。

	N	%
総数	68	100.0
ある	24	35.3
ない	44	64.7

問 24. 共同研究等の成果について、貴機関等もしくは企業のいずれかに権利を帰属させ、相手方には、独占的实施権や非独占的实施権を与えることにより、権利を単純化することは、貴機関等において望ましいですか。

	N	%
総数	68	100.0
望ましい	3	4.4
どちらかといえば望ましい	35	51.5
どちらかといえば望ましくない	18	26.5
望ましくない	12	17.6

問 25. 仮に、共同研究等の成果を貴機関もしくは共同研究相手の企業のいずれかに権利を帰属させるとしたら、貴機関においてどのようなことが課題になると想定されますか。貴機関と企業に帰属させる場合それぞれで、最も課題になるもの一つ選んで「○」、課題となるもの全てに「✓」をつけて下さい。

	企業帰属		企業帰属/ うち重要課題		大学帰属		大学帰属/ うち重要課題	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0
出願前に相手方へ一定の支払が生じる（研究から収益を得る前に費用が発生する）	21	30.9	2	2.9	34	50.0	12	17.6
出願前（権利化後）に当該発明（特許）の価値の算定が困難なため、譲渡額や実施料等の決定において協議が難航する	49	72.1	26	38.2	42	61.8	17	25.0
上記のほか、権利を単願にするための交渉が必要となり、今まで以上に契約段階で時間を要する	41	60.3	10	14.7	39	57.4	14	20.6
貴機関等の研究活動の継続に支障が生じる恐れがある	32	47.1	8	11.8	12	17.6	1	1.5
発明者だが出願人ではないため、研究担当者及び所属部署の内部評価に影響がある	16	23.5	0	0.0	5	7.4	0	0.0
出願前の譲渡は出願件数が少なくなるため、貴機関大学の第三者からの評価に影響がある	27	39.7	4	5.9	9	13.2	2	2.9
実施許諾先や譲渡先の探索など、技術移転活動が円滑に進まなくなる	20	29.4	2	2.9	16	23.5	2	2.9
共同研究成果が第三者へ実施許諾された際に、適切な収益分配の確保が困難になる（単独帰属にした際に、相手への収益分配を行う契約や実務は困難）	27	39.7	2	2.9	20	29.4	2	2.9
共同研究成果の事業化を通じた社会実装が遅延する	7	10.3	1	1.5	18	26.5	2	2.9
共同研究成果を侵害している第三者に対する適切な権利行使が困難になる	10	14.7	0	0.0	21	30.9	1	1.5
その他	6	8.8	6	8.8	7	10.3	7	10.3
特に生じない	7	10.3	7	10.3	8	11.8	8	11.8

問 26. 仮に、共同研究等の成果の帰属について、貴機関もしくは企業に権利を単独で帰属させるとした場合、大きく 4 つのケース（以下のケース 1-4）が考えられます。それぞれのケースは、どのような条件・状況であれば適用の可能性があると思われますか。ケース毎に適用可能性があると思われる条件・状況の全てに「○」をつけて下さい。

【ケース 1】「原則、大学に帰属し、企業は独占的实施権を得る」条件

【ケース 2】「原則、大学に帰属し、企業は非独占的实施権を得る」条件

【ケース 3】「原則、企業に帰属し、大学等は企業の同意許諾を要する等の所定条件下で第三者にサブライセンス
できる」条件

【ケース 4】「原則、企業に帰属し、大学等はサブライセンス権を有さず、特許法 69 条に定められた
「試験・研究」
についてのみ自由に実施できる」条件

	ケース1		ケース2		ケース3		ケース4	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0
企業にとって、当該共同研究及びそこから期待される成果が、事業戦略上重要な分野や技術として位置づけられている場合（独占的实施権を主張する場合）	38	55.9	5	7.4	14	20.6	28	41.2
企業が既に所有している特許やマテリアルの利用が許諾されなければ、当該研究の目標が達成困難、不可能になると考えられる場合（企業が既に所有している特許が研究のベースとなっている場合）	20	29.4	10	14.7	22	32.4	34	50.0
貴機関が既に所有している特許やマテリアルの利用が許諾されなければ、当該研究の目標が達成困難、不可能になると考えられる場合（貴機関が既に所有している特許が研究のベースとなっている場合）	31	45.6	44	64.7	11	16.2	7	10.3
研究者（貴機関）にとって、当該共同研究及びそこから期待される成果が、研究者の長期的な研究テーマとして不可欠な位置を占めている場合	28	41.2	44	64.7	9	13.2	10	14.7
貴機関に企業の持分を買取る十分な資金があり、かつ企業に実施させることで貴機関に収益が期待される場合	33	48.5	43	63.2	5	7.4	6	8.8
企業が特許に係る費用を全額負担する場合	37	54.4	26	38.2	32	47.1	29	42.6
取得・出願する特許に関して、企業が製品化など事業の目処を十分に見通せない場合	14	20.6	47	69.1	25	36.8	16	23.5
企業が、実施に関心を持たないと考えられる市場・分野等の使用領域や方法が存在すると考えられる場合	13	19.1	45	66.2	17	25.0	6	8.8
基礎技術であるなど、他の分野での横展開研究や活用が期待される場合	16	23.5	50	73.5	18	26.5	13	19.1
当該共同研究の内容について、新たな共同研究パートナーを探したい場合	8	11.8	53	77.9	12	17.6	5	7.4
発明に関する持分比率が相手方より低い場合	15	22.1	20	29.4	38	55.9	34	50.0
その他	11	16.2	6	8.8	11	16.2	13	19.1

問 27. 仮に共有特許の持分について、相手方の同意なく（通知のみ）第三者に実施許諾が可能とするルールとなった場合、貴機関等においてどのようなことが課題になると想定されますか。最も課題となるもの一つを選んで「○」、課題となるもの全てに「○」をつけて下さい。

	課題		重要な課題	
	N	%	N	%
総数	68	100.0	68	100.0
共同研究等の契約時にかかる交渉が今まで以上に増える	38	55.9	7	10.3
契約の条件として特許の出願や維持に係る費用負担が生じる（増える）	24	35.3	12	17.6
実施許諾先となる第三者の選定などは、企業との信頼関係を維持すべく競合関係等を調査するなど負担が生じる	35	51.5	5	7.4
第三者への実施料の設定や実施許諾した際の収益配分比率など、共有権者との協議が負担になる	34	50.0	4	5.9
第三者にライセンスしたことで、当該ライセンス技術を用いた製品・サービスが問題を起こした場合や国内産業の競争力を相対的に弱める結果となった場合の対外説明対応等のリスクマネジメントへの対処が生じる	24	35.3	4	5.9
企業との共同研究に至らない事例が増える	26	38.2	5	7.4
共有者である企業が、貴機関の研究成果をライセンスする先として好ましくない相手にライセンスしようとした場合、貴機関として止める術がなくなる	49	72.1	24	35.3
その他	2	2.9	2	2.9
特に生じない	5	7.4	5	7.4

問 28. 仮に共有特許の持分について、相手方の同意なく、第三者に実施許諾が可能とできる場合には、どのような条件・状況があると思われますか。可能性のあるものについて、全てに「○」をつけて下さい。

	N	%
総数	68	100.0
企業にとって、当該共同研究及びそこから期待される成果が、事業戦略上、重要な分野や技術として位置づけられていない場合	45	66.2
研究者（貴機関）にとって、当該共同研究及びそこから期待される成果が、研究者の長期的な研究テーマとして不可欠な位置を占めている場合	20	29.4
貴機関と企業が特許に関する費用を持分比率に応じて負担する場合	28	41.2
共有特許について、貴機関による貢献が大半であって、相手側の貢献はほとんどない場合	37	54.4
出願・取得する特許に関して、企業が製品化など事業の目処を提示できない場合（事業化の意思が無い場合）	49	72.1
企業が、実施に関心を持たないと考えられる市場・分野・使用方法等が存在し、企業に関心のある分野を除いて、許諾する場合	39	57.4
基礎技術であって、事業化から遠い技術である場合	25	36.8
基盤技術（技術標準等）であって、非競争分野の技術として広く第三者に活用させることが事業化を促進させる場合	31	45.6
その他	5	7.4

問 29. 企業との産学連携を推進するにあたり、内閣府や文部科学省、経済産業省はガイドラインや事例集（以下、「ガイドライン等」という）を発行しています。これらの活用状況について、いずれか一つに「○」をつけて下さい。「その他」には、この他に参考にしているガイドライン等名称と、追加で必要だと思う内容をご記入ください。

(1) 文部科学省/経済産業省「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」

	N	%
総数	69	100.0
参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法が変更されている	15	21.7
参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	12	17.4
参考にしているが、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	16	23.2
ガイドライン等の存在を知っている	22	31.9
ガイドライン等の存在を知らなかった	4	5.8

(2) 内閣府/文部科学省/経済産業省「大学知財ガバナンスガイドライン」

	N	%
総数	69	100.0
参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法が変更されている	6	8.7
参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	6	8.7
参考にしているが、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	23	33.3
ガイドライン等の存在を知っている	25	36.2
ガイドライン等の存在を知らなかった	9	13.0

(3) 経済産業省「「組織」対「組織」の本格的な産学連携構築プロセス実例集」

	N	%
総数	69	100.0
参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法が変更されている	3	4.3
参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	5	7.2
参考にしているが、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	12	17.4
ガイドライン等の存在を知っている	33	47.8
ガイドライン等の存在を知らなかった	16	23.2

大学等種別

	N	%
総数	87	100.0
国立（RU11）	6	6.9
国立（RU11以外）	36	41.4
公立	9	10.3
私立	24	27.6
その他（高専・その他研究機関等）	12	13.8

共同研究実施数区分

	N	%
総数	77	100.0
上位25%	21	27.3
中上位25%	14	18.2
中下位25%	20	26.0
下位25%	22	28.6

2. TLO 向けアンケート単純集計結果

問1. 貴機関は、大学とはどのような関係ですか。最も近い体系を一つ選んで「○」をつけて下さい。

	N	%
総計	4	100.0
大学内部の機関	0	0.0
外部一体型の機関	1	25.0
外部広域型の機関	3	75.0

問2. 貴機関は、大学に対してどのような関わりや役割を担っていますか。当てはまるもの全てに「✓」をつけて下さい。なお、【問1】で「外部一体型の機関」もしくは「外部広域型の機関」とご回答いただいた機関で、大学によって対応が異なる場合は、主要な大学への対応をお答え下さい。

	主体的に関与		補助的に関与	
	N	%	N	%
総計	4	100.0	4	100.0
発明発掘	1	25.0	2	50.0
発明届	0	0.0	3	75.0
学内審査	1	25.0	2	50.0
価値評価	1	25.0	2	50.0
先行技術調査	1	25.0	2	50.0
権利化支援	0	0.0	3	75.0
移転・譲渡先の探索	2	50.0	1	25.0
第三者への実施許諾交渉	2	50.0	1	25.0
実施料等の算定	2	50.0	1	25.0
契約書作成	2	50.0	1	25.0
実施許諾後の契約管理・モニタリング	3	75.0	2	50.0

問 3. 貴機関において、令和 6 年末時点で取り扱う特許はどのような構成となっていますか。それぞれの件数をご回答下さい。 ※件数が 0 の場合は空欄としてください。

(1) 特許出願：大学単独（貴機関保有も含む）

	N	%
総計	3	100.0
平均	96.6	96.6
標準偏差	80.3	80.3
中央値	80.0	80.0
最大値	184.0	184.0
最小値	26.0	26.0
最頻値	26.0	26.0

(2) 特許出願：共同出願・保有

	N	%
総計	3	100.0
平均	88.0	88.0
標準偏差	97.5	97.5
中央値	65.0	65.0
最大値	195.0	195.0
最小値	4.0	4.0
最頻値	4.0	4.0

(3) 特許出願：共同出願・保有のうち）企業と大学が共有

	N	%
総計	1.00	100.00
平均	56.0	56.0
中央値	56.0	56.0
最大値	56.0	56.0
最小値	56.0	56.0
最頻値	56.0	56.0

(4) 特許出願：国内特許：大学単独（貴機関保有も含む）

	N	%
総計	2	100.0
平均	11.0	11.0
標準偏差	4.2	4.2
中央値	11.0	11.0
最大値	14.0	14.0
最小値	8.0	8.0
最頻値	8.0	8.0

(5) 特許出願：国内特許：共同出願・保有

	N	%
総計	2	100.0
平均	7.5	7.5
標準偏差	4.9	4.9
中央値	7.5	7.5
最大値	11.0	11.0
最小値	4.0	4.0
最頻値	4.0	4.0

(6) 特許出願：国内特許：共同出願・保有のうち）企業と大学が共有

	N	%
総計	1.00	100.00
平均	9.0	9.0
中央値	9.0	9.0
最大値	9.0	9.0
最小値	9.0	9.0
最頻値	9.0	9.0

(7) 特許出願：外国特許：大学単独（貴機関保有も含む）

	N	%
総計	2	100.0
平均	33.5	33.5
標準偏差	21.9	21.9
中央値	33.5	33.5
最大値	49.0	49.0
最小値	18.0	18.0
最頻値	18.0	18.0

(8) 特許出願：外国特許：共同出願・保有

	N	%
総計	1.00	100.00
平均	46.0	46.0
中央値	46.0	46.0
最大値	46.0	46.0
最小値	46.0	46.0
最頻値	46.0	46.0

(9) 特許出願：外国特許：共同出願・保有 うち）企業と大学が共有

	N	%
総計	1.00	100.00
平均	41.0	41.0
中央値	41.0	41.0
最大値	41.0	41.0
最小値	41.0	41.0
最頻値	41.0	41.0

(10) 特許出願：PCT・EPC 出願：大学単独（貴機関保有も含む）

	N	%
総計	2	100.0
平均	10.5	10.5
標準偏差	9.1	9.1
中央値	10.5	10.5
最大値	17.0	17.0
最小値	4.0	4.0
最頻値	4.0	4.0

(11) 特許出願：PCT・EPC 出願：共同出願・保有

	N	%
総計	1.00	100.00
平均	8.0	8.0
中央値	8.0	8.0
最大値	8.0	8.0
最小値	8.0	8.0
最頻値	8.0	8.0

(12) 特許出願：PCT・EPC 出願：共同出願・保有 うち）企業と大学が共有

	N	%
総計	1.00	100.00
平均	6.0	6.0
中央値	6.0	6.0
最大値	6.0	6.0
最小値	6.0	6.0
最頻値	6.0	6.0

(13) 権利化された特許：大学単独（貴機関保有も含む）

	N	%
総計	3	100.0
平均	235.0	235.0
標準偏差	193.1	193.1
中央値	275.0	275.0
最大値	405.0	405.0
最小値	25.0	25.0
最頻値	25.0	25.0

(14) 権利化された特許：共同出願・保有

	N	%
総計	3	100.0
平均	232.6	232.6
標準偏差	199.3	199.3
中央値	324.0	324.0
最大値	370.0	370.0
最小値	4.0	4.0
最頻値	4.0	4.0

(15) 権利化された特許：共同出願・保有のうち）企業と大学が共有

	N	%
総計	1.00	100.00
平均	329.0	329.0
中央値	329.0	329.0
最大値	329.0	329.0
最小値	329.0	329.0
最頻値	329.0	329.0

(16) 権利化された特許：国内特許：大学単独（貴機関保有も含む）

	N	%
総計	3	100.0
平均	50.6	50.6
標準偏差	79.1	79.1
中央値	8.0	8.0
最大値	142.0	142.0
最小値	2.0	2.0
最頻値	2.0	2.0

(17) 権利化された特許：国内特許：共同出願・保有

	N	%
総計	2	100.0
平均	66.0	66.0
標準偏差	87.6	87.6
中央値	66.0	66.0
最大値	128.0	128.0
最小値	4.0	4.0
最頻値	4.0	4.0

(18) 権利化された特許：国内特許：共同出願・保有 うち) 企業と大学が共有

	N	%
総計	1.00	100.00
平均	101.0	101.0
中央値	101.0	101.0
最大値	101.0	101.0
最小値	101.0	101.0
最頻値	101.0	101.0

(19) 権利化された特許：外国特許：大学単独 (貴機関保有も含む)

	N	%
総計	3	100.0
平均	49.6	49.6
標準偏差	70.8	70.8
中央値	17.0	17.0
最大値	131.0	131.0
最小値	1.0	1.0
最頻値	1.0	1.0

(20) 権利化された特許：外国特許：共同出願・保有

	N	%
総計	2	100.0
平均	111.0	111.0
標準偏差	152.7	152.7
中央値	111.0	111.0
最大値	219.0	219.0
最小値	3.0	3.0
最頻値	3.0	3.0

(21) 権利化された特許：外国特許：共同出願・保有 うち) 企業と大学が共有

	N	%
総計	1.00	100.00
平均	205.0	205.0
中央値	205.0	205.0
最大値	205.0	205.0
最小値	205.0	205.0
最頻値	205.0	205.0

(22) 権利化された特許：PCT・EPC 出願：大学単独（貴機関保有も含む）

	N	%
総計	2	100.0
平均	3.0	3.0
標準偏差	1.4	1.4
中央値	3.0	3.0
最大値	4.0	4.0
最小値	2.0	2.0
最頻値	2.0	2.0

(23) 権利化された特許：PCT・EPC 出願：共同出願・保有

	N	%
総計	1.00	100.00
平均	23.0	23.0
中央値	23.0	23.0
最大値	23.0	23.0
最小値	23.0	23.0
最頻値	23.0	23.0

(24) 権利化された特許：PCT・EPC 出願：共同出願・保有（うち）企業と大学が共有

	N	%
総計	1.00	100.00
平均	23.0	23.0
中央値	23.0	23.0
最大値	23.0	23.0
最小値	23.0	23.0
最頻値	23.0	23.0

問 4. 貴機関において、大学が企業と共有する特許の取扱は、どのような位置づけですか。最も近いものを一つ選んで「○」をつけて下さい。

	N	%
総計	4	100.0
基本的には取り扱う機会がない（取扱の対象としない）	1	25.0
大学が第三者への実施許諾を企業から得られている場合のみ取り扱う（企業の同意が不要な場合も含む）	0	0.0
大学や第三者から、第三者が実施許諾等の意向がある旨の情報が入れば対応する	1	25.0
その他	2	50.0

問 5. 貴機関及び貴機関が取り扱う大学（以下、「貴機関等」という）では、企業との共同研究及び受託研究（以下、「共同研究等」という）を行うにあたり、共同研究契約、共同出願契約、実施許諾契約、譲渡契約などについての雛形（以下、「契約書雛形」という）を準備していますか。それぞれで、契約書雛形がある場合は全て「✓」をつけて下さい。

	貴機関		貴機関が取り扱う大学	
	N	%	N	%
総計	4	100.0	4	100.0
共同研究（日本語版）	2	50.0	4	100.0
共同研究（英語版）	0	0.0	3	75.0
受託研究（日本語版）	2	50.0	4	100.0
受託研究（英語版）	0	0.0	3	75.0
上記のいずれも雛形となるものは保有していない	2	50.0	0	0.0

問 6. 国内の企業との共同研究等の成果の取扱に関して、貴機関等と企業との間で、契約交渉時に主張が異なる事項はどのようなものですか。共同研究と受託研究のそれぞれ、よく変更要請がある項目の全てに「✓」を、そのうち最も多い項目1つに「○」をつけて下さい。

	共同協議事項		共同協議事項 最も多い項目		受託協議事項		受託協議事項 最も多い項目	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総計	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0
共同出願とするか否か	2	50.0	0	0.0	2	50.0	1	25.0
共同出願における持分比率	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特許の出願や出願時期等の判断	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0
外国出願における出願対象国	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	3	75.0	1	25.0	2	50.0	1	25.0
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	2	50.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	3	75.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	1	25.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	1	25.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0

問 7. 米国企業との共同研究等の成果の取扱いに関して、貴機関等と企業との間で、契約交渉時に主張が異なる事項はどのようなものですか。共同研究と受託研究のそれぞれ、よく変更要請がある項目の全てに「✓」を、そのうち最も多い項目1つに「○」をつけて下さい。

	共同協議事項		共同協議事項 最も多い項目		受託協議事項		受託協議事項 最も多い項目	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総計	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0
共同出願とするか否か	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0
共同出願における持分比率	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特許の出願や出願時期等の判断	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0
外国出願における出願対象国	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	1	25.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	3	75.0	3	75.0	3	75.0	3	75.0

問 8. 中国企業との共同研究等の成果の取扱いに関して、貴機関等と企業との間で、契約交渉時に主張が異なる事項はどのようなものですか。共同研究と受託研究のそれぞれ、よく変更要請がある項目の全てに「✓」を、そのうち最も多い項目1つに「○」をつけて下さい。

	共同協議事項		共同協議事項 最も多い項目		受託協議事項		受託協議事項 最も多い項目	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総計	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0
共同出願とするか否か	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
共同出願における持分比率	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特許の出願や出願時期等の判断	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
外国出願における出願対象国	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	1	25.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0
特になし	3	75.0	3	75.0	3	75.0	3	75.0

問 9. 仏国企業との共同研究等の成果の取扱いに関して、貴機関等と企業との間で、契約交渉時に主張が異なる事項はどのようなものですか。共同研究と受託研究のそれぞれ、よく変更要請がある項目の全てに「✓」を、そのうち最も多い項目 1 つに「○」をつけて下さい。

	共同協議事項		共同協議事項 最も多い項目		受託協議事項		受託協議事項 最も多い項目	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総計	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0
共同出願とするか否か	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
共同出願における持分比率	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特許の出願や出願時期等の判断	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
外国出願における出願対象国	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	1	25.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0
特になし	3	75.0	3	75.0	3	75.0	3	75.0

問 10. 企業との共同研究等にあたり、文部科学省や経済産業省がモデル契約の参考事例（以下、「契約参考ツール」という）を提供しています。これらの活用状況について、いずれか一つに「○」をつけて下さい。 また、他の契約参考ツールを参考としている場合は、その他にご記入ください。

(1) 文部科学省「さくらツール」

	N	%
総計	4	100.0
参考にしており、契約参考ツールの提供を受けて貴機関のルールや運用方法が変更されている	0	0.0
参考にしており、契約参考ツールの提供を受けて貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	0	0.0
参考にしているが、契約参考ツールの提供を受けて貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	1	25.0
契約参考ツールの存在を知っている	2	50.0
契約参考ツールの存在を知らなかった	1	25.0

(2) 経済産業省（特許庁）「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書」

	N	%
総計	4	100.0
参考にしており、契約参考ツールの提供を受けて貴機関のルールや運用方法が変更されている	0	0.0
参考にしており、契約参考ツールの提供を受けて貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	0	0.0
参考にしているが、契約参考ツールの提供を受けて貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	1	25.0
契約参考ツールの存在を知っている	2	50.0
契約参考ツールの存在を知らなかった	1	25.0

問 11. 貴機関等では、企業との共有特許に関して第三者への実施許諾はどのような対応をとられていますか。 当てはまるもの全てに「✓」をつけて下さい。

	N	%
総計	4	100.0
企業が独占的实施を選択した場合、所定期間を過ぎても、企業が正当な理由なく実施をしない場合には、貴機関等は第三者に実施許諾できることを加えている	1	25.0
企業が独占的实施を選択しない場合、相手方の同意なく（通知のみ）第三者へ実施許諾できるとしている	1	25.0
企業が独占的实施を選択しない場合、貴機関等の持分について、第三者から実施許諾及び譲渡の要請があった時には、第三者に優先的に独占的实施もしくは権利譲渡するとしている	0	0.0
企業が独占的实施を選択しない場合、企業の同意のもと実施許諾できるとしている（特段の定めを行っていない）	3	75.0
その他	1	25.0

問 12. 貴機関等が、企業との共有特許を第三者へ実施許諾するにあたって、企業の同意を必要とすることが、ライセンス活動の阻害要因になっていると感じますか。最も当てはまるもの一つを選んで「○」をつけて下さい。（第三者への実施許諾に際し、企業の同意が不要な特許は除きます）

	N	%
総計	4	100.0
とてもそう思う	1	25.0
そう思う	1	25.0
そう思わない	1	25.0
全く思わない	0	0.0
該当する特許を保有していない・取り扱っていない	1	25.0

問 13. 貴機関等では、共有特許の相手となる企業との間で、独占補償料等の実施料（いわゆる不実施補償）の定めはありますか。また、定めている場合はどのような方式ですか。企業が独占的实施権を得る場合、非独占的实施権を得る場合及び権利を譲渡した場合、それぞれで当てはまるもの全てに「✓」をつけて下さい。

(1) 企業が独占的实施権を得る場合

	N	%
総計	4	100.0
出願前（実施前）に一時金	1	25.0
実施化の成功報酬として一時金	2	50.0
実施化の成功報酬を一定期間、分割（年定額）	2	50.0
実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	0	0.0
一時金とランニング・ロイヤリティの双方	3	75.0
その他の方法	1	25.0
定めていない	1	25.0

(2) 企業が非独占的实施権を得る場合

	N	%
総計	4	100.0
出願前（実施前）に一時金	0	0.0
実施化の成功報酬として一時金	1	25.0
実施化の成功報酬を一定期間、分割（年定額）	1	25.0
実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	1	25.0
一時金とランニング・ロイヤリティの双方	2	50.0
その他の方法	1	25.0
定めていない	1	25.0

(3) 企業に大学が権利を譲渡する場合

	N	%
総計	4	100.0
譲渡時に一時金	2	50.0
当該特許の実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	0	0.0
一時金とランニング・ロイヤリティの双方	1	25.0
その他の方法	1	25.0
定めていない	2	50.0

問 14. 問 13 において、(1) 企業が独占的实施権を得る場合 (2) 企業が非独占的实施権を得る場合 (3) 企業に大学が権利を譲渡する場合のいずれかの場合に「定めていない」とお答えいただいた方にお聞きます。不実施補償を定めていない理由はどのようなものですか。企業が独占的实施権を得る場合、非独占的实施権を得る場合、及び権利を譲渡する場合、それぞれで当てはまるもの全てに「✓」をつけて下さい。

	独占的实施		非独占的实施		権利譲渡	
	N	%	N	%	N	%
総計	2	100.0	2	100.0	2	100.0
企業が特許関係費用を負担しているため	0	0.0	0	0.0	0	0.0
研究費の規模が小さいため	0	0.0	0	0.0	0	0.0
企業の同意なく、第三者への実施許諾を可能とする契約であるため	0	0.0	0	0.0	0	0.0
産学連携(共同研究等)を活発化したいため	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	2	100.0	2	100.0	2	100.0

問 15. 共有特許の相手となる企業がスタートアップ企業である場合、独占補償料等の実施料（いわゆる不実施補償）の定めを、大企業・中堅・中小企業と異なる方式としていますか。その場合、異なる点をご記入ください。

	N	%
総計	4	100.0
同じ方式	2	50.0
異なる方式	2	50.0

問 16. 大学と企業は、共同研究等の成果の帰属や取扱について、どのようなタイミングで協議・決定することが望ましいとお考えですか。契約段階別に、具体的に定めることが望ましい事項、内容の詳細は定めずに協議事項として定めることが望ましい事項は「✓」でご回答下さい。(1) 共同研究等の開始時から、発明が企業での実施が期待される場合

(1) 共同研究等の開始時から、発明が企業での実施が期待される場合

	秘密保持契約/ 協議		秘密保持契約/ 具体的		共同研究契約/ 協議		共同研究契約/ 具体的		共同出願契約/ 協議		共同出願契約/ 具体的		実施許諾契約/ 協議		実施許諾契約/ 具体的	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総計	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0
共同出願とするか否か	3	75.0	0	0.0	3	75.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0
共同出願における持分比率	2	50.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0	0	0.0	0	0.0
特許の出願や出願時期等の判断	1	25.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0
外国出願における出願対象国	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	0	0.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	0	0.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	3	75.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	0	0.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	50.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	0	0.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	3	75.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	0	0.0	1	25.0	1	25.0	3	75.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0
その他	1	25.0	2	50.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0

(2) 共同研究等の開始時は、発明の創出が期待されるが、企業が実施するか未定の場合

	秘密保持契約/ 協議		秘密保持契約/ 具体的		共同研究契約/ 協議		共同研究契約/ 具体的		共同出願契約/ 協議		共同出願契約/ 具体的		実施許諾契約/ 協議		実施許諾契約/ 具体的	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総計	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0
共同出願とするか否か	3	75.0	0	0.0	3	75.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0
共同出願における持分比率	2	50.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0	0	0.0	0	0.0
特許の出願や出願時期等の判断	2	50.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0
外国出願における出願対象国	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	3	75.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施における不実施補償（独占補償料 など）の有無	0	0.0	0	0.0	1	25.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0
非独占的实施における不実施補償（実施料）の 有無	0	0.0	0	0.0	2	50.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0
不実施補償等の補償料や実施料の算定 （企業の費用負担との相殺等）	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	3	75.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	0	0.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	50.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する 優先交渉権の期間	0	0.0	0	0.0	1	25.0	2	50.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施 料や配分など）	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	2	50.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用 可能な時期・範囲	0	0.0	1	25.0	0	0.0	4	100.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0
その他	1	25.0	2	50.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0

(3) 共同研究等の開始時は、発明の創出が期待されない、あるいは発明があっても企業が実施しない場合

	秘密保持契約/ 協議		秘密保持契約/ 具体的		共同研究契約/ 協議		共同研究契約/ 具体的		共同出願契約/ 協議		共同出願契約/ 具体的		実施許諾契約/ 協議		実施許諾契約/ 具体的	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総計	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0
共同出願とするか否か	3	75.0	0	0.0	3	75.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0
共同出願における持分比率	2	50.0	0	0.0	3	75.0	0	0.0	0	0.0	3	75.0	0	0.0	0	0.0
特許の出願や出願時期等の判断	2	50.0	1	25.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0
外国出願における出願対象国	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施における不実施補償（独占補償料 など）の有無	0	0.0	0	0.0	2	50.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0
非独占的实施における不実施補償（実施料）の 有無	0	0.0	0	0.0	2	50.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0
不実施補償等の補償料や実施料の算定 （企業の費用負担との相殺等）	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	3	75.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	0	0.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	50.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する 優先交渉権の期間	0	0.0	0	0.0	1	25.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施 料や配分など）	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	2	50.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用 可能な時期・範囲	0	0.0	1	25.0	0	0.0	4	100.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0
その他	1	25.0	2	50.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0

問 17. 大学と企業は、共同研究等の成果の帰属や取扱について、どのようなタイミングで協議・決定することが望ましいとお考えですか。研究開発フェーズ別に、具体的に定めることが望ましい事項、内容の詳細は定めずに協議事項として定めることが望ましい事項は「✓」でご回答下さい。

(1) 共同研究等の開始時から、発明が企業での実施が期待される場合

	研究・基礎検討 段階/協議		研究・基礎検討 段階/具体的		PoC・概念実証 段階/協議		PoC・概念実証 段階/具体的		製品化開発段階/ 協議		製品化開発段階/ 具体的		パイロット スケール段階/ 協議		パイロット スケール段階/ 具体的		量産・事業化段階/ 協議		量産・事業化段階/ 具体的	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総計	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0
共同出願とするか否か	4	100.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
共同出願における持分比率	3	75.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特許の出願や出願時期等の判断	2	50.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
外国出願における出願対象国	2	50.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0
独占の実施における不実施補償（独占補償料 など）の有無	0	0.0	2	50.0	1	25.0	2	50.0	1	25.0	2	50.0	2	50.0	2	50.0	1	25.0	2	50.0
非独占の実施における不実施補償（実施料）の 有無	0	0.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0
不実施補償等の補償料や実施料の算定 （企業の費用負担との相殺等）	0	0.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	0	0.0	3	75.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0
独占の実施もしくは非独占の実施に関する期間	0	0.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0
独占の実施もしくは非独占の実施の判断に関する 優先交渉権の期間	0	0.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	0	0.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	2	50.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施 料や配分など）	0	0.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	2	50.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用 可能な時期・範囲	0	0.0	3	75.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0
その他	0	0.0	1	25.0	2	50.0	1	25.0	2	50.0	1	25.0	2	50.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0

(2) 共同研究等の開始時は、発明の創出が期待されるが、企業が実施するか未定の場合

	研究・基礎検討 段階/協議		研究・基礎検討 段階/具体的		PoC・概念実証 段階/協議		PoC・概念実証 段階/具体的		製品化開発段階/ 協議		製品化開発段階/ 具体的		パイロット スケール段階/ 協議		パイロット スケール段階/ 具体的		量産・事業化段階/ 協議		量産・事業化段階/ 具体的	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総計	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0
共同出願とするか否か	4	100.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
共同出願における持分比率	3	75.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特許の出願や出願時期等の判断	2	50.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
外国出願における出願対象国	2	50.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0
独占的实施における不実施補償（独占補償料 など）の有無	0	0.0	2	50.0	1	25.0	2	50.0	1	25.0	2	50.0	2	50.0	3	75.0	2	50.0	2	50.0
非独占的实施における不実施補償（実施料）の 有無	0	0.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	2	50.0	1	25.0	1	25.0
不実施補償等の補償料や実施料の算定 （企業の費用負担との相殺等）	0	0.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	2	50.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	0	0.0	3	75.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	1	25.0	2	50.0
独占的実施もしくは非独占的実施に関する期間	0	0.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	2	50.0
独占的実施もしくは非独占的実施の判断に関する 優先交渉権の期間	0	0.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	2	50.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	0	0.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	2	50.0	2	50.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施 料や配分など）	0	0.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	2	50.0	2	50.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用 可能な時期・範囲	1	25.0	3	75.0	1	25.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0
その他	0	0.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0	2	50.0	1	25.0	2	50.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0

問 18. 共同研究等の成果の取扱いについて、特許法第 73 条（特許法法令 URL）を改正しなければ解決できない課題はありますか。また、その課題と理由について差し支えない範囲でご回答下さい。

	N	%
総計	4	100.0
ある	1	25.0
ない	3	75.0

問 19. 共同研究等の成果について、貴機関等もしくは企業のいずれかに権利を帰属させ、相手方には、独占的実施権や非独占的実施権を与えることにより、権利を単純化することは、貴機関等において望ましいですか。

	N	%
総計	4	100.0
望ましい	1	25.0
どちらかといえば望ましい	3	75.0
どちらかといえば望ましくない	0	0.0
望ましくない	0	0.0

問 20. 仮に、共同研究等の成果を貴機関等もしくは共同研究相手の企業のいずれかに権利を帰属させるとしたら、貴機関等においてどのようなことが課題になると想定されますか。大学と企業に帰属させる場合それぞれで、課題となる項目の全てに「✓」を、そのうち最も課題になる項目 1 つに「○」をつけて下さい。

	企業帰属		企業帰属 重要な課題		大学帰属		大学帰属 重要な課題	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総計	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0
出願前に相手方へ一定の支払が生じる（研究から収益を得る前に費用が発生する）	0	0.0	0	0.0	1	25.0	1	25.0
出願前（権利化後）に当該発明（特許）の価値の算定が困難なため、譲渡額や実施料等の決定において協議が難航する	1	25.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0
上記のほか、権利を単願にするための交渉が必要となり、今まで以上に契約段階で時間を要する	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0
大学等の研究活動の継続に支障が生じる恐れがある	2	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
発明者が出願人ではないため、研究担当者及び所属部署の内部評価に影響がある	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0
出願前の譲渡は出願件数が少なくなるため、大学の第三者からの評価に影響がある	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
実施許諾先や譲渡先の探索など、技術移転活動が円滑に進まなくなる	2	50.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0
共同研究成果が第三者へ実施許諾された際に、適切な収益分配の確保が困難になる（単独帰属にした際に、相手への収益分配を行う契約や実務は困難）	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
共同研究成果の事業化を通じた社会実装が遅延する	2	50.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0
共同研究成果を侵害している第三者に対する適切な権利行使が困難になる	0	0.0	0	0.0	3	75.0	2	50.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特に生じない	2	50.0	2	50.0	1	25.0	1	25.0

問 21. 仮に、共同研究等の成果の帰属について、貴機関等もしくは企業に権利を単独で帰属させるとした場合、大きく4つのケース（以下のケース1-4）が考えられます。それぞれのケースは、どのような条件・状況であれば適用の可能性があると思われますか。ケース毎に適用可能性があると思われる条件・状況の全てに「○」をつけて下さい。

【ケース1】「原則、大学に帰属し、企業は独占的实施権を得る」条件

【ケース2】「原則、大学に帰属し、企業は非独占的实施権を得る」条件

【ケース3】「原則、企業に帰属し、大学等は企業の同意許諾を要する等の所定条件下で第三者にサブライセンスできる」条件

【ケース4】「原則、企業に帰属し、大学等はサブライセンス権を有さず、特許法69条に定められた「試験・研究」についてのみ自由に実施できる」条件

	ケース1		ケース2		ケース3		ケース4	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総計	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0
企業にとって、当該共同研究及びそこから期待される成果が、事業戦略上重要な分野や技術として位置づけられている場合（独占的实施権を主張する場合）	3	75.0	0	0.0	2	50.0	3	75.0
企業が既に所有している特許やマテリアルの利用が許諾されなければ、当該研究の目標が達成困難、不可能になると考えられる場合（企業が既に所有している特許が研究のベースとなっている場合）	1	25.0	0	0.0	2	50.0	3	75.0
貴機関が既に所有している特許やマテリアルの利用が許諾されなければ、当該研究の目標が達成困難、不可能になると考えられる場合（貴機関が既に所有している特許が研究のベースとなっている場合）	2	50.0	3	75.0	2	50.0	1	25.0
研究者（貴機関）にとって、当該共同研究及びそこから期待される成果が、研究者の長期的な研究テーマとして不可欠な位置を占めている場合	2	50.0	3	75.0	2	50.0	2	50.0
貴機関に企業の持分を買取る十分な資金があり、かつ企業に実施させることで貴機関に収益が期待される場合	2	50.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0
企業が特許に係る費用を全額負担する場合	3	75.0	2	50.0	4	100.0	4	100.0
取得・出願する特許に関して、企業が製品化など事業の目処を十分に見通せない場合	0	0.0	3	75.0	0	0.0	0	0.0
企業が、実施に関心を持たないと考えられる市場・分野等の使用領域や方法が存在すると考えられる場合	0	0.0	3	75.0	1	25.0	0	0.0
基礎技術であるなど、他の分野での横展開研究や活用が期待される場合	0	0.0	3	75.0	0	0.0	0	0.0
当該共同研究の内容について、新たな共同研究パートナーを探したい場合	0	0.0	3	75.0	0	0.0	0	0.0
発明に関する持分比率が相手方より低い場合	2	50.0	3	75.0	2	50.0	2	50.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

問 22. 仮に共有特許の持分について、相手方の同意なく（通知のみ）第三者に実施許諾が可能とするルールとなった場合、貴機関等においてどのようなことが課題になると想定されますか。最も課題となるもの一つを選んで「○」、課題となるもの全てに「✓」をつけて下さい。

	課題		重要な課題	
	N	%	N	%
総計	4	100.0	4	100.0
共同研究等の契約時にかかる交渉が今まで以上に増える	1	25.0	0	0.0
契約の条件として特許の出願や維持に係る費用負担が生じる（増える）	3	75.0	1	25.0
実施許諾先となる第三者の選定などは、企業との信頼関係を維持すべく競合関係等を調査するなど負担が生じる	1	25.0	1	25.0
第三者への実施料の設定や実施許諾した際の収益配分比率など、共有権者との協議が負担になる	1	25.0	1	25.0
第三者にライセンスしたことで、当該ライセンス技術を用いた製品・サービスが問題を起こした場合や国内産業の競争力を相対的に弱める結果となった場合の対外説明対応等のリスクマネジメントへの対処が生じる	1	25.0	0	0.0
企業との共同研究に至らない事例が増える	1	25.0	1	25.0
その他	0	0.0	0	0.0
特に生じない	0	0.0	0	0.0

問 23. 仮に共有特許の持分について、相手方の同意なく、第三者に実施許諾が可能とできる場合には、どのような条件・状況があると思われますか。可能性のあるものについて、全てに「✓」をつけて下さい。

	N	%
総計	4	100.0
企業にとって、当該共同研究及びそこから期待される成果が、事業戦略上、重要な分野や技術として位置づけられていない場合	3	75.0
研究者（貴機関）にとって、当該共同研究及びそこから期待される成果が、研究者の長期的な研究テーマとして不可欠な位置を占めている場合	1	25.0
貴機関と企業が特許に関する費用を持分比率に応じて負担する場合	1	25.0
共有特許について、貴機関による貢献が大半であって、相手側の貢献はほとんどない場合	1	25.0
出願・取得する特許に関して、企業が製品化など事業の目処を提示できない場合（事業化の意思が無い場合）	2	50.0
企業が、実施に関心を持たないと考えられる市場・分野・使用方法等が存在し、企業に関心のある分野を除いて、許諾する場合	2	50.0
基礎技術であって、事業化から遠い技術である場合	1	25.0
基盤技術（技術標準等）であって、非競争分野の技術として広く第三者に活用させることが事業化を促進させる場合	3	75.0
その他	1	25.0

3. 企業向けアンケート単純集計結果

問 1. 貴社に関する基本的な情報（資本金、従業員数、業種）について、それぞれ該当する番号を回答欄にご記入ください。

(1) 資本金

	N	%
総数	422	100.0
1千万円以下	25	5.9
1千万円超～3千万円以下	13	3.1
3千万円超～5千万円以下	10	2.4
5千万円超～1億円以下	35	8.3
1億円超～3億円以下	17	4.0
3億円超	322	76.3

(2) 従業員数

	N	%
総数	422	100.0
5人以下	28	6.6
6人以上20人以下	19	4.5
21人以上50人以下	3	0.7
51人以上100人以下	3	0.7
101人以上300人以下	21	5.0
301人以上	348	82.5

(3) 業種

	N	%
総数	422	100.0
農業・林業・漁業	4	0.9
建設業	27	6.4
製造業	317	75.1
電気・ガス・熱供給・水道業	8	1.9
情報通信業	12	2.8
運輸業	0	0.0
卸売・小売業	5	1.2
金融業	1	0.2
不動産業	0	0.0
医療、福祉	8	1.9
サービス業	16	3.8
その他	24	5.7

問 2. 貴社において、過去 5 年間（令和 2～6 年度）に大学等と共同研究等を実施した実績はございますか。実績があるものについて全て「✓」でご回答下さい。

	共同研究		受託研究	
	N	%	N	%
総数	415	100.0	412	100.0
国内/大学	359	86.5	110	26.7
国内/公的研究機関	223	53.7	90	21.8
米国/大学	65	15.7	10	2.4
米国/公的研究機関	22	5.3	6	1.5
中国/大学	27	6.5	3	0.7
中国/公的研究機関	7	1.7	2	0.5
仏国/大学	6	1.4	3	0.7
仏国/公的研究機関	7	1.7	4	1.0
その他外国（米中仏以外）/大学	59	14.2	12	2.9
その他外国（米中仏以外）/公的研究機関	43	10.4	12	2.9
いずれも実績なし	55	13.3	269	65.3

問 3. 貴社において、過去 5 年間（令和 2～6 年度）に大学等との共同研究等を実施した分野はどちらになりますか。実施したことがある分野について全て「✓」でご回答下さい。

	N	%
総数	407	100.0
ライフサイエンス分野	165	40.5
情報通信分野	78	19.2
環境分野	100	24.6
ナノテクノロジー・材料分野	132	32.4
エネルギー分野	79	19.4
製造技術分野	149	36.6
社会基盤分野	48	11.8
フロンティア分野	21	5.2
その他	57	14.0

問 4. 貴社において、過去 5 年間（令和 2～6 年度）で大学等との共同研究等から創出された発明がもととなって、取得した特許権はございますか。実績のあるもの全てに「✓」をつけて下さい。

	N	%
総数	406	100.0
国内/共同研究	299	73.6
国内/受託研究	61	15.0
米国/共同研究	28	6.9
米国/受託研究	0	0.0
中国/共同研究	11	2.7
中国/受託研究	0	0.0
仏国/共同研究	4	1.0
仏国/受託研究	0	0.0
その他外国（米中仏以外）/共同研究	25	6.2
その他外国（米中仏以外）/受託研究	1	0.2
いずれもなし	103	25.4

問 5. 貴社には、現在、大学等との共同研究等の実施にあたり契約書の雛形はございますか。共同研究及び受託研究のそれぞれで、当てはまるもの全てに「✓」でご回答下さい。

	共同研究/日本語		共同研究/英語		受託研究/日本語		受託研究/英語	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	399	100.0	399	100.0	399	100.0	399	100.0
相手が大学等に限らず、汎用的な自社の雛形がある	206	51.6	85	21.3	86	21.6	38	9.5
大学等の研究機関向けに自社の雛形がある	33	8.3	6	1.5	8	2.0	3	0.8
特になし	160	40.1	308	77.2	305	76.4	358	89.7

問 6. 大学等との共同研究等の契約において、過去 5 年間（令和 2～6 年度）、貴社と大学等とどちらの契約雛形を利用されていますか。共同研究及び受託研究のそれぞれで、当てはまるもの全てに「○」でご回答下さい。

(1) 共同研究の場合

	国内/大学		国内/ 公的研究機関		外国/大学		外国/ 公的研究機関	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	394	100.0	394	100.0	394	100.0	394	100.0
自社の雛形を基本とすることが多い	28	7.1	16	4.1	10	2.5	8	2.0
先方の雛形を基本とすることが多い	274	69.5	214	54.3	75	19.0	69	17.5
どちらともいえない	47	11.9	38	9.6	34	8.6	28	7.1
実績がない	45	11.4	126	32.0	275	69.8	289	73.4

(2) 受託研究の場合

	国内/大学		国内/ 公的研究機関		外国/大学		外国/ 公的研究機関	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	394	100.0	394	100.0	394	100.0	394	100.0
自社の雛形を基本とすることが多い	19	4.8	13	3.3	8	2.0	7	1.8
先方の雛形を基本とすることが多い	122	31.0	115	29.2	35	8.9	38	9.6
どちらともいえない	23	5.8	22	5.6	15	3.8	16	4.1
実績がない	230	58.4	244	61.9	336	85.3	333	84.5

問 7. 国内の大学等との共同研究等の契約において、過去 5 年間（令和 2～6 年度）、どのような条件で契約される場合が多いですか。共同研究等の開始時に貴社が想定している「共同研究等から得られる発明の創出の可能性」ごとにお答え下さい。共同研究と受託研究それぞれで、契約の実績が最も多いものに「○」、契約実績があるもの全てに「✓」をご回答下さい。

(1) 共同研究等の開始時から発明の創出及び自社での実施が期待される場合

	共同		共同/うち最多		受託		受託/うち最多	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	373	100.0	372	100.0	371	100.0	371	100.0
共同で出願し、貴社が独占的实施権を得る (特許関係費用は貴社負担)	211	56.6	138	37.1	77	20.8	57	15.4
共同で出願し、貴社が非独占的实施権を得る (特許関係費用は貴社負担)	191	51.2	105	28.2	58	15.6	29	7.8
共同で出願し、貴社が非独占的实施権を得る (特許関係費用は持分折半)	95	25.5	35	9.4	33	8.9	23	6.2
貴社が単独で出願する(大学等から一時金のみで 権利を買い取り、貴社が利益を得ても利益還元 無し)	89	23.9	17	4.6	44	11.9	18	4.9
貴社が単独で出願する(大学等から権利を買い 取り、貴社で利益が出れば利益を大学等に一部還元 する)	44	11.8	6	1.6	21	5.7	6	1.6
大学等が単独で出願し、貴社が独占的实施権を 得る(特許関係費用は貴社負担)	22	5.9	5	1.3	22	5.9	12	3.2
大学等が単独で出願し、貴社が非独占的实施権を 得る(特許関係費用は貴社負担)	15	4.0	0	0.0	16	4.3	4	1.1
大学等が単独で出願し、貴社が非独占的实施権を 得る(特許関係費用は持分折半)	14	3.8	3	0.8	15	4.0	7	1.9
その他	65	17.4	63	16.9	217	58.5	215	58.0

(2) 共同研究等の開始時は、発明の創出が期待されるが、自社で実施するか未定の場合

	共同		共同/うち最多		受託		受託/うち最多	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	361	100.0	361	100.0	361	100.0	361	100.0
共同で出願し、貴社が独占的实施権を得る (特許関係費用は貴社負担)	187	51.8	109	30.2	72	19.9	43	11.9
共同で出願し、貴社が非独占的实施権を得る (特許関係費用は貴社負担)	182	50.4	121	33.5	63	17.5	46	12.7
共同で出願し、貴社が非独占的实施権を得る (特許関係費用は持分折半)	91	25.2	37	10.2	33	9.1	20	5.5
貴社が単独で出願する(大学等から一時金のみで 権利を買い取り、貴社が利益を得ても利益還元 無し)	77	21.3	12	3.3	35	9.7	14	3.9
貴社が単独で出願する(大学等から権利を買い 取り、貴社で利益が出れば利益を大学等に一部還元 する)	41	11.4	3	0.8	17	4.7	3	0.8
大学等が単独で出願し、貴社が独占的实施権を 得る(特許関係費用は貴社負担)	19	5.3	4	1.1	18	5.0	7	1.9
大学等が単独で出願し、貴社が非独占的实施権を 得る(特許関係費用は貴社負担)	14	3.9	1	0.3	16	4.4	3	0.8
大学等が単独で出願し、貴社が非独占的实施権を 得る(特許関係費用は持分折半)	12	3.3	2	0.6	16	4.4	9	2.5
その他	73	20.2	72	19.9	217	60.1	216	59.8

(3) 共同研究等の開始時は、発明の創出が想定されていない、あるいは発明があっても自社で実施しない場合

	共同		共同/うち最多		受託		受託/うち最多	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	357	100.0	356	100.0	356	100.0	356	100.0
共同で出願し、貴社が独占の実施権を得る (特許関係費用は貴社負担)	152	42.6	88	24.7	60	16.9	36	10.1
共同で出願し、貴社が非独占の実施権を得る (特許関係費用は貴社負担)	158	44.3	110	30.9	64	18.0	47	13.2
共同で出願し、貴社が非独占の実施権を得る (特許関係費用は持分折半)	89	24.9	40	11.2	34	9.6	20	5.6
貴社が単独で出願する(大学等から一時金のみで 権利を買い取り、貴社が利益を得ても利益還元 無し)	58	16.2	4	1.1	32	9.0	12	3.4
貴社が単独で出願する(大学等から権利を買い取 り、貴社で利益が出れば利益を大学等に一部還元 する)	28	7.8	3	0.8	16	4.5	4	1.1
大学等が単独で出願し、貴社が独占の実施権を 得る(特許関係費用は貴社負担)	22	6.2	4	1.1	14	3.9	4	1.1
大学等が単独で出願し、貴社が非独占の実施権を 得る(特許関係費用は貴社負担)	16	4.5	2	0.6	14	3.9	4	1.1
大学等が単独で出願し、貴社が非独占の実施権を 得る(特許関係費用は持分折半)	15	4.2	3	0.8	14	3.9	10	2.8
その他	104	29.1	102	28.7	222	62.4	219	61.5

問 8. 大学等との共同研究等の成果の帰属や取扱いについて、どのようなタイミングで協議・決定することが多いですか。各契約段階のそれぞれにおいて、具体的に定める事項（複数可）、詳細は定めないが次の段階で具体的な協議とすることを定める事項（複数可）には「✓」をご回答下さい。共同研究等の開始時に貴社が想定している「共同研究等から得られる発明の創出の可能性」ごとにお答え下さい。

(1) 共同研究等の開始時から発明の創出及び自社での実施が期待される場合

	秘密保持契約/ 協議		秘密保持契約/ 具体的		共同研究契約/ 協議		共同研究契約/ 具体的		共同出願契約/ 協議		共同出願契約/ 具体的		実施許諾契約/ 協議		実施許諾契約/ 具体的	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	317	100.0	314	100.0	320	100.0	315	100.0	321	100.0	317	100.0	317	100.0	314	100.0
共同出願とするか否か	157	49.5	103	32.8	189	59.1	157	49.8	119	37.1	133	42.0	31	9.8	33	10.5
共同出願における持分比率	50	15.8	20	6.4	118	36.9	76	24.1	124	38.6	189	59.6	15	4.7	18	5.7
特許の出願や出願時期等の判断	46	14.5	18	5.7	102	31.9	61	19.4	139	43.3	140	44.2	15	4.7	11	3.5
外国出願における出願対象国	21	6.6	8	2.5	61	19.1	37	11.7	162	50.5	147	46.4	22	6.9	16	5.1
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	25	7.9	10	3.2	114	35.6	127	40.3	113	35.2	115	36.3	58	18.3	66	21.0
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	24	7.6	7	2.2	106	33.1	119	37.8	111	34.6	112	35.3	60	18.9	76	24.2
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	23	7.3	7	2.2	89	27.8	62	19.7	111	34.6	99	31.2	92	29.0	122	38.9
特許の出願や維持にかかる費用負担	30	9.5	11	3.5	116	36.3	125	39.7	117	36.4	170	53.6	23	7.3	21	6.7
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	21	6.6	7	2.2	101	31.6	88	27.9	110	34.3	121	38.2	75	23.7	96	30.6
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	21	6.6	7	2.2	104	32.5	108	34.3	102	31.8	124	39.1	49	15.5	61	19.4
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	22	6.9	13	4.1	95	29.7	116	36.8	96	29.9	141	44.5	77	24.3	95	30.3
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	21	6.6	8	2.5	92	28.8	67	21.3	102	31.8	102	32.2	113	35.6	131	41.7
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	64	20.2	56	17.8	132	41.3	154	48.9	80	24.9	94	29.7	35	11.0	37	11.8
その他	117	36.9	150	47.8	67	20.9	63	20.0	60	18.7	55	17.4	126	39.7	103	32.8

(2) 共同研究等の開始時は、発明の創出が期待されるが、自社で実施するか未定の場合

	秘密保持契約/ 協議		秘密保持契約/ 具体的		共同研究契約/ 協議		共同研究契約/ 具体的		共同出願契約/ 協議		共同出願契約/ 具体的		実施許諾契約/ 協議		実施許諾契約/ 具体的	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	303	100.0	303	100.0	302	100.0	302	100.0	302	100.0	302	100.0	302	100.0	302	100.0
共同出願とするか否か	144	47.5	98	32.3	180	59.6	136	45.0	105	34.8	127	42.1	28	9.3	27	8.9
共同出願における持分比率	44	14.5	17	5.6	109	36.1	61	20.2	118	39.1	177	58.6	13	4.3	17	5.6
特許の出願や出願時期等の判断	41	13.5	13	4.3	96	31.8	52	17.2	126	41.7	135	44.7	15	5.0	14	4.6
外国出願における出願対象国	22	7.3	6	2.0	59	19.5	29	9.6	149	49.3	138	45.7	24	7.9	16	5.3
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	23	7.6	7	2.3	100	33.1	106	35.1	106	35.1	110	36.4	59	19.5	73	24.2
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	22	7.3	7	2.3	95	31.5	104	34.4	103	34.1	108	35.8	54	17.9	71	23.5
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	23	7.6	7	2.3	80	26.5	57	18.9	100	33.1	87	28.8	87	28.8	115	38.1
特許の出願や維持にかかる費用負担	25	8.3	10	3.3	96	31.8	107	35.4	107	35.4	157	52.0	23	7.6	28	9.3
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	21	6.9	7	2.3	81	26.8	80	26.5	94	31.1	108	35.8	67	22.2	91	30.1
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	22	7.3	6	2.0	87	28.8	92	30.5	91	30.1	114	37.7	53	17.5	61	20.2
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	23	7.6	13	4.3	84	27.8	102	33.8	89	29.5	128	42.4	70	23.2	95	31.5
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	19	6.3	7	2.3	77	25.5	58	19.2	90	29.8	93	30.8	103	34.1	123	40.7
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	61	20.1	52	17.2	107	35.4	138	45.7	75	24.8	77	25.5	36	11.9	39	12.9
その他	120	39.6	147	48.5	70	23.2	69	22.8	61	20.2	59	19.5	127	42.1	104	34.4

(3) 共同研究等の開始時は、発明の創出が期待されない、あるいは発明があっても自社で実施しない場合

	秘密保持契約/ 協議		秘密保持契約/ 具体的		共同研究契約/ 協議		共同研究契約/ 具体的		共同出願契約/ 協議		共同出願契約/ 具体的		実施許諾契約/ 協議		実施許諾契約/ 具体的	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	302	100.0	302	100.0	302	100.0	302	100.0	302	100.0	302	100.0	302	100.0	302	100.0
共同出願とするか否か	130	43.0	89	29.5	165	54.6	119	39.4	100	33.1	121	40.1	29	9.6	25	8.3
共同出願における持分比率	37	12.3	11	3.6	97	32.1	58	19.2	104	34.4	155	51.3	12	4.0	14	4.6
特許の出願や出願時期等の判断	36	11.9	9	3.0	85	28.1	42	13.9	118	39.1	128	42.4	15	5.0	11	3.6
外国出願における出願対象国	21	7.0	5	1.7	56	18.5	24	7.9	134	44.4	126	41.7	16	5.3	9	3.0
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	23	7.6	7	2.3	88	29.1	94	31.1	89	29.5	97	32.1	49	16.2	63	20.9
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	22	7.3	7	2.3	86	28.5	92	30.5	89	29.5	98	32.5	56	18.5	69	22.8
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	23	7.6	7	2.3	72	23.8	50	16.6	86	28.5	72	23.8	83	27.5	106	35.1
特許の出願や維持にかかる費用負担	23	7.6	9	3.0	88	29.1	95	31.5	93	30.8	138	45.7	27	8.9	33	10.9
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	18	6.0	5	1.7	74	24.5	77	25.5	86	28.5	101	33.4	57	18.9	80	26.5
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	18	6.0	5	1.7	77	25.5	85	28.1	80	26.5	101	33.4	49	16.2	54	17.9
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	22	7.3	12	4.0	77	25.5	96	31.8	77	25.5	115	38.1	70	23.2	91	30.1
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	19	6.3	7	2.3	66	21.9	52	17.2	79	26.2	84	27.8	98	32.5	116	38.4
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	56	18.5	51	16.9	99	32.8	132	43.7	67	22.2	71	23.5	35	11.6	37	12.3
その他	137	45.4	160	53.0	87	28.8	86	28.5	82	27.2	78	25.8	137	45.4	117	38.7

問 9. 大学等との共同研究等の成果の帰属や取扱について、どのようなタイミングで協議・決定することが多いですか。各研究開発フェーズのそれぞれにおいて、具体的に定める事項（複数可）、詳細は定めないが次のフェーズで具体的な協議とすることを定める事項（複数可）には「✓」をご回答下さい。共同研究等の開始時に貴社が想定している「共同研究等から得られる発明の創出の可能性」ごとにお答え下さい。

(1) 共同研究等の開始時から発明の創出及び自社での実施が期待される場合

	研究・基礎検討 段階/協議		研究・基礎検討 段階/具体的		PoC・概念実証 段階/協議		PoC・概念実証 段階/具体的		製品化開発段階/ 協議		製品化開発段階/ 具体的		パイロット スケール段階/ 協議		パイロット スケール段階/ 具体的		量産・事業化段階/ 協議	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	288	100.0	287	100.0	287	100.0	287	100.0	286	100.0	286	100.0	285	100.0	286	100.0	285	100.0
共同出願とするか否か	159	55.2	151	52.6	120	41.8	117	40.8	90	31.5	94	32.9	67	23.5	73	25.5	56	19.6
共同出願における持分比率	94	32.6	111	38.7	80	27.9	90	31.4	71	24.8	81	28.3	42	14.7	57	19.9	34	11.9
特許の出願や出願時期等の判断	82	28.5	94	32.8	84	29.3	87	30.3	67	23.4	72	25.2	50	17.5	56	19.6	37	13.0
外国出願における出願対象国	71	24.7	74	25.8	70	24.4	76	26.5	70	24.5	71	24.8	55	19.3	58	20.3	49	17.2
独占的实施における不実施補償（独占補償料 など）の有無	86	29.9	83	28.9	65	22.6	66	23.0	80	28.0	80	28.0	63	22.1	59	20.6	61	21.4
非独占的实施における不実施補償（実施料）の 有無	82	28.5	80	27.9	60	20.9	61	21.3	75	26.2	77	26.9	58	20.4	56	19.6	55	19.3
不実施補償等の補償料や実施料の算定 （企業の費用負担との相殺等）	67	23.3	54	18.8	55	19.2	50	17.4	73	25.5	72	25.2	62	21.8	61	21.3	63	22.1
特許の出願や維持にかかる費用負担	99	34.4	103	35.9	67	23.3	76	26.5	75	26.2	81	28.3	51	17.9	59	20.6	40	14.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	73	25.3	76	26.5	53	18.5	55	19.2	75	26.2	84	29.4	59	20.7	65	22.7	59	20.7
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する 優先交渉権の期間	77	26.7	86	30.0	59	20.6	61	21.3	71	24.8	80	28.0	56	19.6	64	22.4	53	18.6
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	76	26.4	91	31.7	51	17.8	71	24.7	61	21.3	71	24.8	53	18.6	66	23.1	55	19.3
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施 料や配分など）	65	22.6	61	21.3	51	17.8	50	17.4	65	22.7	69	24.1	61	21.4	67	23.4	69	24.2
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用 可能な時期・範囲	107	37.2	109	38.0	75	26.1	72	25.1	74	25.9	67	23.4	59	20.7	51	17.8	54	18.9
その他	101	35.1	93	32.4	129	44.9	125	43.6	134	46.9	130	45.5	146	51.2	145	50.7	148	51.9

(2) 共同研究等の開始時は、発明の創出が期待されるが、自社で実施するか未定の場合

	研究・基礎検討 段階/協議		研究・基礎検討 段階/具体的		PoC・概念実証 段階/協議		PoC・概念実証 段階/具体的		製品化開発段階/ 協議		製品化開発段階/ 具体的		パイロット スケール段階/ 協議		パイロット スケール段階/ 具体的		量産・事業化段階/ 協議		量産・事業化段階/ 具体的	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	282	100.0	282	100.0	282	100.0	282	100.0	282	100.0	282	100.0	282	100.0	282	100.0	282	100.0	282	100.0
共同出願とするか否か	154	54.6	148	52.5	117	41.5	114	40.4	93	33.0	93	33.0	68	24.1	69	24.5	57	20.2	60	21.3
共同出願における持分比率	92	32.6	104	36.9	78	27.7	87	30.9	74	26.2	85	30.1	44	15.6	56	19.9	31	11.0	39	13.8
特許の出願や出願時期等の判断	84	29.8	90	31.9	84	29.8	88	31.2	75	26.6	77	27.3	53	18.8	55	19.5	37	13.1	40	14.2
外国出願における出願対象国	71	25.2	66	23.4	70	24.8	72	25.5	76	27.0	76	27.0	55	19.5	56	19.9	46	16.3	52	18.4
独占的实施における不実施補償（独占補償料 など）の有無	82	29.1	77	27.3	56	19.9	57	20.2	76	27.0	79	28.0	59	20.9	56	19.9	58	20.6	63	22.3
非独占的实施における不実施補償（実施料）の 有無	76	27.0	75	26.6	50	17.7	52	18.4	71	25.2	77	27.3	56	19.9	54	19.1	54	19.1	62	22.0
不実施補償等の補償料や実施料の算定 （企業の費用負担との相殺等）	61	21.6	50	17.7	46	16.3	43	15.2	68	24.1	68	24.1	60	21.3	58	20.6	62	22.0	71	25.2
特許の出願や維持にかかる費用負担	93	33.0	93	33.0	61	21.6	72	25.5	70	24.8	79	28.0	46	16.3	54	19.1	40	14.2	47	16.7
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	70	24.8	67	23.8	52	18.4	52	18.4	73	25.9	79	28.0	58	20.6	57	20.2	56	19.9	61	21.6
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する 優先交渉権の期間	73	25.9	76	27.0	56	19.9	57	20.2	74	26.2	77	27.3	58	20.6	58	20.6	51	18.1	57	20.2
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	74	26.2	82	29.1	52	18.4	65	23.0	64	22.7	69	24.5	54	19.1	60	21.3	52	18.4	63	22.3
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施 料や配分など）	66	23.4	58	20.6	47	16.7	49	17.4	68	24.1	66	23.4	63	22.3	62	22.0	62	22.0	79	28.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用 可能な時期・範囲	104	36.9	108	38.3	71	25.2	73	25.9	72	25.5	66	23.4	54	19.1	47	16.7	51	18.1	49	17.4
その他	100	35.5	94	33.3	131	46.5	127	45.0	130	46.1	127	45.0	144	51.1	143	50.7	147	52.1	138	48.9

問 10. 国内の大学等との共同研究等の契約において、大学等から契約書雛形の変更要請など契約交渉時に主張が異なる事項はどのようなものですか。共同研究と受託研究のそれぞれについて、貴社から大学等に対し、変更・協議要請が最も多い項目に「○」よく変更・協議要請をする項目全てに「✓」をつけて下さい。

(1) 共同研究等の開始時から発明の創出及び自社での実施が期待される場合

	共同		共同/うち最多		受託		受託/うち最多	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	278	100.0	278	100.0	278	100.0	278	100.0
共同出願とするか否か	61	21.9	15	5.4	33	11.9	19	6.8
共同出願における持分比率	55	19.8	9	3.2	21	7.6	3	1.1
特許の出願や出願時期等の判断	31	11.2	3	1.1	12	4.3	2	0.7
外国出願における出願対象国	32	11.5	5	1.8	11	4.0	1	0.4
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	120	43.2	37	13.3	34	12.2	10	3.6
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	146	52.5	57	20.5	44	15.8	24	8.6
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	122	43.9	34	12.2	43	15.5	10	3.6
特許の出願や維持にかかる費用負担	81	29.1	21	7.6	25	9.0	10	3.6
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	86	30.9	3	1.1	28	10.1	1	0.4
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	88	31.7	8	2.9	29	10.4	1	0.4
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	85	30.6	7	2.5	27	9.7	1	0.4
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	80	28.8	6	2.2	24	8.6	2	0.7
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	56	20.1	8	2.9	21	7.6	3	1.1
その他	12	4.3	11	4.0	37	13.3	37	13.3
特になし	54	19.4	54	19.4	154	55.4	154	55.4

(2) 共同研究等の開始時は、発明の創出が期待されるが、自社で実施するか未定の場合

	共同		共同/うち最多		受託		受託/うち最多	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	277	100.0	277	100.0	277	100.0	277	100.0
共同出願とするか否か	59	21.3	15	5.4	35	12.6	21	7.6
共同出願における持分比率	56	20.2	8	2.9	20	7.2	1	0.4
特許の出願や出願時期等の判断	32	11.6	4	1.4	12	4.3	2	0.7
外国出願における出願対象国	33	11.9	2	0.7	11	4.0	1	0.4
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	119	43.0	38	13.7	34	12.3	12	4.3
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	144	52.0	56	20.2	44	15.9	25	9.0
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	114	41.2	28	10.1	38	13.7	8	2.9
特許の出願や維持にかかる費用負担	82	29.6	23	8.3	25	9.0	9	3.2
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	86	31.0	2	0.7	29	10.5	1	0.4
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	87	31.4	10	3.6	29	10.5	1	0.4
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	87	31.4	6	2.2	28	10.1	1	0.4
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	76	27.4	5	1.8	24	8.7	2	0.7
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	56	20.2	8	2.9	21	7.6	2	0.7
その他	16	5.8	15	5.4	40	14.4	40	14.4
特になし	57	20.6	57	20.6	151	54.5	151	54.5

(3) 共同研究等の開始時は、発明の創出が想定されていない、あるいは発明があっても自社で実施しない場合

	共同		共同/うち最多		受託		受託/うち最多	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	278	100.0	278	100.0	278	100.0	278	100.0
共同出願とするか否か	60	21.6	18	6.5	36	12.9	20	7.2
共同出願における持分比率	51	18.3	6	2.2	19	6.8	1	0.4
特許の出願や出願時期等の判断	28	10.1	2	0.7	8	2.9	1	0.4
外国出願における出願対象国	29	10.4	5	1.8	7	2.5	1	0.4
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	103	37.1	26	9.4	30	10.8	9	3.2
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	131	47.1	57	20.5	44	15.8	24	8.6
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	101	36.3	24	8.6	36	12.9	8	2.9
特許の出願や維持にかかる費用負担	73	26.3	25	9.0	25	9.0	9	3.2
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	70	25.2	2	0.7	24	8.6	1	0.4
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	74	26.6	6	2.2	26	9.4	1	0.4
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	78	28.1	5	1.8	26	9.4	3	1.1
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	69	24.8	4	1.4	20	7.2	1	0.4
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	49	17.6	9	3.2	19	6.8	5	1.8
その他	22	7.9	21	7.6	44	15.8	44	15.8
特になし	68	24.5	68	24.5	150	54.0	150	54.0

問 11. 米国の大学等との共同研究等の契約において、大学等から契約書雛形の変更要請など契約交渉時に主張が異なる事項はどのようなものですか。共同研究と受託研究のそれぞれについて、貴社から大学等に対し、変更・協議要請が最も多い項目に「○」、よく変更・協議要請をする項目全てに「✓」をつけて下さい。

(1) 共同研究等の開始時から発明の創出及び自社での実施が期待される場合

	共同		共同/うち最多		受託		受託/うち最多	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	275	100.0	275	100.0	275	100.0	275	100.0
共同出願とするか否か	22	8.0	13	4.7	11	4.0	8	2.9
共同出願における持分比率	12	4.4	2	0.7	7	2.5	1	0.4
特許の出願や出願時期等の判断	7	2.5	1	0.4	4	1.5	1	0.4
外国出願における出願対象国	8	2.9	1	0.4	5	1.8	1	0.4
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	15	5.5	1	0.4	8	2.9	0	0.0
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	16	5.8	7	2.5	10	3.6	4	1.5
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	18	6.5	6	2.2	10	3.6	2	0.7
特許の出願や維持にかかる費用負担	15	5.5	6	2.2	9	3.3	3	1.1
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	17	6.2	1	0.4	8	2.9	1	0.4
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	21	7.6	6	2.2	10	3.6	2	0.7
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	20	7.3	0	0.0	10	3.6	0	0.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	17	6.2	3	1.1	9	3.3	4	1.5
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	7	2.5	1	0.4	4	1.5	0	0.0
その他	56	20.4	54	19.6	62	22.5	61	22.2
特になし	173	62.9	173	62.9	187	68.0	187	68.0

(2) 共同研究等の開始時は、発明の創出が期待されるが、自社で実施するか未定の場合

	共同		共同/うち最多		受託		受託/うち最多	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	275	100.0	275	100.0	275	100.0	275	100.0
共同出願とするか否か	21	7.6	13	4.7	11	4.0	8	2.9
共同出願における持分比率	11	4.0	2	0.7	6	2.2	1	0.4
特許の出願や出願時期等の判断	6	2.2	1	0.4	4	1.5	1	0.4
外国出願における出願対象国	6	2.2	0	0.0	3	1.1	0	0.0
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	11	4.0	1	0.4	7	2.5	1	0.4
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	16	5.8	8	2.9	11	4.0	5	1.8
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	17	6.2	6	2.2	11	4.0	3	1.1
特許の出願や維持にかかる費用負担	14	5.1	4	1.5	8	2.9	1	0.4
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	14	5.1	0	0.0	9	3.3	1	0.4
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	18	6.5	5	1.8	10	3.6	2	0.7
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	15	5.5	0	0.0	8	2.9	0	0.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	14	5.1	3	1.1	9	3.3	4	1.5
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	6	2.2	1	0.4	4	1.5	0	0.0
その他	57	20.7	55	20.0	62	22.5	61	22.2
特にない	176	64.0	176	64.0	187	68.0	187	68.0

(3) 共同研究等の開始時は、発明の創出が想定されていない、あるいは発明があっても自社で実施しない場合

	共同		共同/うち最多		受託		受託/うち最多	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	275	100.0	275	100.0	275	100.0	275	100.0
共同出願とするか否か	21	7.6	12	4.4	12	4.4	8	2.9
共同出願における持分比率	12	4.4	2	0.7	7	2.5	1	0.4
特許の出願や出願時期等の判断	7	2.5	1	0.4	5	1.8	1	0.4
外国出願における出願対象国	7	2.5	0	0.0	4	1.5	0	0.0
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	13	4.7	2	0.7	8	2.9	1	0.4
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	14	5.1	6	2.2	10	3.6	4	1.5
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	14	5.1	5	1.8	8	2.9	2	0.7
特許の出願や維持にかかる費用負担	13	4.7	4	1.5	7	2.5	2	0.7
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	13	4.7	0	0.0	7	2.5	1	0.4
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	18	6.5	6	2.2	10	3.6	2	0.7
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	16	5.8	0	0.0	9	3.3	0	0.0
第三者への実施許諾に対する条（許諾先、実施料や配分など）	14	5.1	3	1.1	9	3.3	4	1.5
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	7	2.5	1	0.4	4	1.5	0	0.0
その他	58	21.1	56	20.4	63	22.9	62	22.5
特にない	177	64.4	177	64.4	187	68.0	187	68.0

問 12. 中国の大学等との共同研究等の契約において、大学等から契約書雛形の変更要請など契約交渉時に主張が異なる事項はどのようなものですか。共同研究と受託研究のそれぞれについて、貴社から大学等に対し、変更・協議要請が最も多い項目に「○」、よく変更・協議要請をする項目全てに「✓」をつけて下さい。

(1) 共同研究等の開始時から発明の創出及び自社での実施が期待される場合

	共同		共同/うち最多		受託		受託/うち最多	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	275	100.0	275	100.0	275	100.0	275	100.0
共同出願とするか否か	8	2.9	6	2.2	5	1.8	4	1.5
共同出願における持分比率	5	1.8	2	0.7	3	1.1	1	0.4
特許の出願や出願時期等の判断	4	1.5	0	0.0	2	0.7	0	0.0
外国出願における出願対象国	6	2.2	1	0.4	3	1.1	1	0.4
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	4	1.5	1	0.4	2	0.7	1	0.4
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	5	1.8	1	0.4	3	1.1	1	0.4
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	5	1.8	2	0.7	3	1.1	1	0.4
特許の出願や維持にかかる費用負担	7	2.5	2	0.7	3	1.1	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	10	3.6	1	0.4	4	1.5	1	0.4
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	10	3.6	2	0.7	3	1.1	0	0.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	8	2.9	0	0.0	4	1.5	0	0.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	9	3.3	3	1.1	5	1.8	3	1.1
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	4	1.5	0	0.0	3	1.1	0	0.0
その他	69	25.1	69	25.1	72	26.2	72	26.2
特になし	185	67.3	185	67.3	190	69.1	190	69.1

(2) 共同研究等の開始時は、発明の創出が期待されるが、自社で実施するか未定の場合

	共同		共同/うち最多		受託		受託/うち最多	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	275	100.0	275	100.0	275	100.0	275	100.0
共同出願とするか否か	8	2.9	6	2.2	5	1.8	4	1.5
共同出願における持分比率	5	1.8	2	0.7	3	1.1	1	0.4
特許の出願や出願時期等の判断	4	1.5	0	0.0	2	0.7	0	0.0
外国出願における出願対象国	6	2.2	1	0.4	3	1.1	1	0.4
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	5	1.8	1	0.4	3	1.1	1	0.4
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	6	2.2	1	0.4	4	1.5	1	0.4
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	6	2.2	3	1.1	4	1.5	2	0.7
特許の出願や維持にかかる費用負担	8	2.9	2	0.7	4	1.5	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	10	3.6	0	0.0	4	1.5	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	12	4.4	3	1.1	5	1.8	1	0.4
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	8	2.9	0	0.0	4	1.5	0	0.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	8	2.9	3	1.1	4	1.5	3	1.1
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	4	1.5	0	0.0	3	1.1	0	0.0
その他	68	24.7	68	24.7	72	26.2	72	26.2
特にない	185	67.3	185	67.3	189	68.7	189	68.7

(3) 共同研究等の開始時は、発明の創出が想定されていない、あるいは発明があっても自社で実施しない場合

	共同		共同/うち最多		受託		受託/うち最多	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	275	100.0	275	100.0	275	100.0	275	100.0
共同出願とするか否か	9	3.3	7	2.5	6	2.2	5	1.8
共同出願における持分比率	5	1.8	2	0.7	3	1.1	1	0.4
特許の出願や出願時期等の判断	4	1.5	0	0.0	2	0.7	0	0.0
外国出願における出願対象国	6	2.2	1	0.4	3	1.1	1	0.4
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	5	1.8	0	0.0	3	1.1	0	0.0
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	5	1.8	1	0.4	3	1.1	1	0.4
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	5	1.8	3	1.1	3	1.1	2	0.7
特許の出願や維持にかかる費用負担	6	2.2	1	0.4	3	1.1	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	8	2.9	0	0.0	3	1.1	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	11	4.0	3	1.1	5	1.8	1	0.4
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	6	2.2	1	0.4	3	1.1	1	0.4
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	7	2.5	2	0.7	4	1.5	2	0.7
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	3	1.1	0	0.0	2	0.7	0	0.0
その他	68	24.7	68	24.7	72	26.2	72	26.2
特にない	186	67.6	186	67.6	189	68.7	189	68.7

問 13. 仏国の大学等との共同研究等の契約において、大学等から契約書雛形の変更要請など契約交渉時に主張が異なる事項はどのようなものですか。共同研究と受託研究のそれぞれについて、貴社から大学等に対し、変更・協議要請が最も多い項目に「○」よく変更・協議要請をする項目全てに「✓」をつけて下さい。

(1) 共同研究等の開始時から発明の創出及び自社での実施が期待される場合

	共同		共同/うち最多		受託		受託/うち最多	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	274	100.0	274	100.0	274	100.0	274	100.0
共同出願とするか否か	8	2.9	5	1.8	6	2.2	4	1.5
共同出願における持分比率	3	1.1	2	0.7	2	0.7	1	0.4
特許の出願や出願時期等の判断	5	1.8	1	0.4	3	1.1	1	0.4
外国出願における出願対象国	5	1.8	0	0.0	2	0.7	0	0.0
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	4	1.5	1	0.4	3	1.1	1	0.4
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	7	2.6	2	0.7	5	1.8	1	0.4
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	6	2.2	2	0.7	4	1.5	1	0.4
特許の出願や維持にかかる費用負担	6	2.2	0	0.0	4	1.5	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	7	2.6	0	0.0	4	1.5	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	9	3.3	3	1.1	5	1.8	2	0.7
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	5	1.8	0	0.0	3	1.1	0	0.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	5	1.8	2	0.7	3	1.1	1	0.4
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	3	1.1	0	0.0	2	0.7	0	0.0
その他	66	24.1	66	24.1	70	25.5	70	25.5
特になし	190	69.3	190	69.3	192	70.1	192	70.1

(2) 共同研究等の開始時は、発明の創出が期待されるが、自社で実施するか未定の場合

	共同		共同/うち最多		受託		受託/うち最多	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	274	100.0	274	100.0	274	100.0	274	100.0
共同出願とするか否か	8	2.9	5	1.8	6	2.2	4	1.5
共同出願における持分比率	3	1.1	2	0.7	2	0.7	1	0.4
特許の出願や出願時期等の判断	5	1.8	0	0.0	3	1.1	0	0.0
外国出願における出願対象国	6	2.2	1	0.4	3	1.1	1	0.4
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	4	1.5	1	0.4	3	1.1	1	0.4
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	7	2.6	2	0.7	5	1.8	1	0.4
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	5	1.8	2	0.7	3	1.1	1	0.4
特許の出願や維持にかかる費用負担	6	2.2	0	0.0	4	1.5	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	7	2.6	0	0.0	4	1.5	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	9	3.3	3	1.1	5	1.8	2	0.7
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	5	1.8	0	0.0	3	1.1	0	0.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	5	1.8	2	0.7	3	1.1	1	0.4
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	3	1.1	0	0.0	2	0.7	0	0.0
その他	66	24.1	66	24.1	70	25.5	70	25.5
特にない	190	69.3	190	69.3	192	70.1	192	70.1

(3) 共同研究等の開始時は、発明の創出が想定されていない、あるいは発明があっても自社で実施しない場合

	共同		共同/うち最多		受託		受託/うち最多	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	274	100.0	274	100.0	274	100.0	274	100.0
共同出願とするか否か	8	2.9	5	1.8	6	2.2	4	1.5
共同出願における持分比率	3	1.1	2	0.7	2	0.7	1	0.4
特許の出願や出願時期等の判断	4	1.5	0	0.0	2	0.7	0	0.0
外国出願における出願対象国	6	2.2	2	0.7	3	1.1	2	0.7
独占的实施における不実施補償（独占補償料など）の有無	4	1.5	0	0.0	3	1.1	0	0.0
非独占的实施における不実施補償（実施料）の有無	7	2.6	2	0.7	5	1.8	1	0.4
不実施補償等の補償料や実施料の算定（企業の費用負担との相殺等）	6	2.2	2	0.7	4	1.5	1	0.4
特許の出願や維持にかかる費用負担	6	2.2	0	0.0	4	1.5	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	7	2.6	0	0.0	4	1.5	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	9	3.3	3	1.1	5	1.8	2	0.7
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	5	1.8	0	0.0	3	1.1	0	0.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	5	1.8	2	0.7	3	1.1	1	0.4
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	3	1.1	0	0.0	2	0.7	0	0.0
その他	66	24.1	66	24.1	70	25.5	70	25.5
特にない	190	69.3	190	69.3	192	70.1	192	70.1

問 14. さくらツール、大学知財ガバナンスガイドラインや、特許庁が発行するモデル契約書の提供等、大学等の契約担当者のリテラシーを向上させることで、十分な契約交渉を通じて双方にとっての価値が最大化する契約を締結できるような取組を実施してきたところ、契約相手である大学等のリテラシーは向上したとを感じるか。

	N	%
総数	274	100.0
未だ不十分	134	48.9
契約に関する知識が備えられてきていると感じる	140	51.1

問 15. 共同研究等の研究成果に係る特許権実施や譲渡にあたり、大学等との間で独占補償料等の不実施補償の定めがありますか。不実施補償に関する定めがある場合は、どのような方法ですか。独占的实施権を得る場合と非独占的实施権を得る場合、それぞれで当てはまるもの全てに「✓」をつけて下さい。

(1) 貴社が独占的实施権を得る場合

	N	%
総数	272	100.0
出願前（実施前）に一時金	44	16.2
実施化の成功報酬として一時金	28	10.3
実施化の成功報酬を一定期間、分割（年定額）	15	5.5
実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	114	41.9
一時金とランニング・ロイヤリティの双方	57	21.0
その他の方法	25	9.2
定めていない	102	37.5

(2) 貴社が非独占的实施権を得る場合

	N	%
総数	272	100.0
出願前（実施前）に一時金	21	7.7
実施化の成功報酬として一時金	13	4.8
実施化の成功報酬を一定期間、分割（年定額）	8	2.9
実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	79	29.0
一時金とランニング・ロイヤリティの双方	33	12.1
その他の方法	37	13.6
定めていない	140	51.5

(3) 貴社に大学が権利を譲渡する場合

	N	%
総数	272	100.0
譲渡時に一時金	100	36.8
当該特許の実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	30	11.0
一時金とランニング・ロイヤリティの双方	19	7.0
その他の方法	18	6.6
定めていない	135	49.6

問 16. 貴社では、大学等との共有特許に関して第三者への実施許諾はどのような対応をとられていますか。当てはまるもの全てに「✓」でご回答下さい。

	N	%
総数	272	100.0
貴社が独占的实施を選択した場合、所定期間を過ぎても、貴社が正当な理由なく実施をしない場合には、大学等は第三者に実施許諾できることを加えている	154	56.6
貴社が独占的实施を選択しない場合、相手方の同意なく（通知のみ）第三者へ実施許諾できるとしている	74	27.2
貴社が独占的实施を選択しない場合、大学等の持分について、第三者から実施許諾及び譲渡の要請があった時には、第三者に優先的に独占的实施もしくは権利譲渡するとしている	19	7.0
貴社が独占的实施を選択しない場合、貴社の同意のもと大学等は実施許諾できるとしている（特段の定めを行っていない）	142	52.2
その他	45	16.5

問 17. 貴社において、大学等との共有特許でかつ非独占的实施権を有する特許について、大学等から第三者への実施許諾や、大学等が第三者への持分譲渡に関する要請など、貴社の同意を得るような機会は多いですか。当てはまるもの一つ選んで「○」でご回答下さい。

	N	%
総数	271	100.0
よくある	11	4.1
時々ある	14	5.2
ほとんどない	78	28.8
全くない	103	38.0
対象となる特許がない	65	24.0

問 18. 前問で「よくある」「時々ある」とお答えいただいた方にお聞きします。大学等から第三者への実施許諾や持分の譲渡に関する要請があった際に、同意する場合がありますか。当てはまるものを一つ選んで「○」でご回答ください。また、同意が可能な条件とはどのようなケースがございますか。差し支えない範囲でご回答下さい。

	N	%
総数	25	100.0
同意することが多い	6	24.0
どちらかといえば同意することが多い	14	56.0
どちらかといえば同意しないことが多い	4	16.0
同意しないことが多い	1	4.0

問 19. 共同研究等の成果の取扱いについて、特許法第 73 条（特許法法令 URL）を改正しなければ解決できない課題はありますか。また、その課題と理由について差し支えない範囲でご回答下さい。

	N	%
総数	267	100.0
ある	22	8.2
ない	245	91.8

問 20. 共同研究等の成果について、貴社もしくは大学等のいずれかに権利を帰属させ、相手方には、独占的实施権や非独占的实施権を与えることにより、権利を単純化することは、貴社において望ましいですか。

	N	%
総数	267	100.0
望ましい	56	21.0
どちらかといえば望ましい	104	39.0
どちらかといえば望ましくない	68	25.5
望ましくない	39	14.6

問 21. 仮に、共同研究の成果を貴社もしくは大学等のいずれかに権利を帰属させるとしたら、貴社（企業）においてどのようなことが課題になると想定されますか。企業と大学等に帰属させる場合それぞれで、最も課題になるもの一つ選んで「○」、課題となるもの全てに「✓」をつけて下さい。

	企業帰属		企業帰属 重要な課題		大学帰属		大学帰属 重要な課題	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	267	100.0	267	100.0	267	100.0	267	100.0
出願前に相手方へ一定の支払が生じる（研究から収益を得る前に費用が発生する）	144	53.9	53	19.9	64	24.0	24	9.0
出願前（権利化後）に当該発明（特許）の価値の算定が困難なため、譲渡額や実施料等の決定において協議が難航する	174	65.2	97	36.3	110	41.2	49	18.4
上記のほか、権利を単願にするための交渉が必要となり、今まで以上に契約段階で時間を要する	149	55.8	50	18.7	110	41.2	34	12.7
大学等の研究活動の継続に支障が生じる恐れがある	25	9.4	0	0.0	17	6.4	8	3.0
発明者が出願人ではないため、研究担当者及び所属部署の内部評価に影響がある	22	8.2	1	0.4	48	18.0	5	1.9
出願前の譲渡は出願件数が少なくなるため、貴社の第三者からの評価に影響がある	11	4.1	0	0.0	51	19.1	4	1.5
実施許諾先や譲渡先の探索など、技術移転活動が円滑に進まなくなる	26	9.7	2	0.7	68	25.5	8	3.0
共同研究成果が第三者へ実施許諾された際に、適切な収益分配の確保が困難になる（単独帰属にした際に、相手への収益分配を行う契約や実務は困難）	59	22.1	7	2.6	97	36.3	23	8.6
共同研究成果の事業化を通じた社会実装が遅延する	18	6.7	1	0.4	80	30.0	22	8.2
共同研究成果を侵害している第三者に対する適切な権利行使が困難になる	19	7.1	2	0.7	121	45.3	42	15.7
その他	13	4.9	12	4.5	17	6.4	14	5.2
特に生じない	42	15.7	42	15.7	34	12.7	34	12.7

問 22. 仮に、共同研究等の成果の帰属について、貴社もしくは大学等に権利を単独で帰属させるとした場合、大きく 4 つのケース（以下のケース 1-4）が考えられます。それぞれのケースは、どのような条件・状況であれば適用の可能性があると思われますか。ケース毎に適用可能性があると思われる条件・状況の全てに「✓」をつけて下さい。

【ケース 1】「原則、大学に帰属し、企業は独占的实施権を得る」条件

【ケース 2】「原則、大学に帰属し、企業は非独占的实施権を得る」条件

【ケース 3】「原則、企業に帰属し、大学等は企業の同意許諾を要する等の所定条件下で第三者にサブライセンスできる」条件

【ケース 4】「原則、企業に帰属し、大学等はサブライセンス権を有さず、特許法 69 条に定めら「試験・研究」についてのみ自由に実施できる」条件

	ケース 1		ケース 2		ケース 3		ケース 4	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	261	100.0	261	100.0	260	100.0	261	100.0
貴社にとって、当該共同研究及びそこから期待される成果が、事業戦略上重要な分野や技術として位置づけられている場合（独占的实施権を主張する場合）	55	21.1	17	6.5	102	39.2	205	78.5
貴社が既に所有している特許やマテリアルの利用が許諾されなければ、当該研究の目標が達成困難、不可能になると考えられる場合（貴社が既に所有している特許が研究のベースとなっている場合）	36	13.8	28	10.7	125	48.1	159	60.9
大学等が既に所有している特許やマテリアルの利用が許諾されなければ、当該研究の目標が達成困難、不可能になると考えられる場合（大学等が所有している特許が研究のベースとなっている場合）	121	46.4	103	39.5	76	29.2	70	26.8
研究者（大学等）にとって、当該共同研究及びそこから期待される成果が、研究者の長期的な研究テーマとして不可欠な位置を占めている場合	87	33.3	87	33.3	72	27.7	73	28.0
大学等に貴社の持分を買取る十分な資金があり、かつ貴社に実施させることで大学等に収益が期待される場合	90	34.5	75	28.7	60	23.1	64	24.5
貴社が特許に係る費用を全額負担する場合	39	14.9	12	4.6	116	44.6	169	64.8
取得・出願する特許に関して、貴社が製品化など事業の目処を十分に見通せない場合	71	27.2	125	47.9	113	43.5	64	24.5
貴社が、実施に関心を持たないと考えられる市場・分野等の使用領域や方法が存在すると考えられる場合	67	25.7	132	50.6	90	34.6	45	17.2
基礎技術であるなど、他の分野での横展開研究や活用が期待される場合	61	23.4	73	28.0	115	44.2	112	42.9
当該共同研究の内容について、新たな共同研究パートナーを探したい場合	32	12.3	51	19.5	123	47.3	113	43.3
発明に関する持分比率が相手方より低い場合	79	30.3	88	33.7	89	34.2	69	26.4
その他	56	21.5	54	20.7	38	14.6	33	12.6

問 23. 仮に共有特許の持分について、相手方の同意なく（通知のみ）第三者に実施許諾を可能とするルールとなった場合、貴社においてどのようなことが課題になると想定されますか。最も課題となるもの一つを選んで「○」、課題となるもの全てに「✓」をつけて下さい。

	課題		重要な課題	
	N	%	N	%
総数	260	100.0	260	100.0
共同研究等の契約時にかかる交渉が今まで以上に増える	160	61.5	60	23.1
契約の条件として特許の出願や維持に係る費用負担が生じる（増える）	63	24.2	1	0.4
実施許諾先となる第三者の選定などは、企業との信頼関係を維持すべく競合関係等を調査するなど負担が生じる	141	54.2	49	18.8
第三者への実施料の設定や実施許諾した際の収益配分比率など、共有権者との協議が負担になる	135	51.9	10	3.8
第三者にライセンスしたことで、当該ライセンス技術を用いた製品・サービスが問題を起こした場合や国内産業の競争力を相対的に弱める結果となった場合の対外説明対応等のリスクマネジメントへの対処が生じる	141	54.2	39	15.0
大学等との共同研究に至らない事例が増える	145	55.8	64	24.6
その他	22	8.5	18	6.9
特に生じない	19	7.3	19	7.3

問 24. 仮に、共有特許の自らの持分について、相手方の同意なく、第三者に実施許諾が可能とするためには、どのような条件・状況であれば適用可能性があると思われますか。適用可能性のあるものについて、全てに「✓」をつけて下さい。

	N	%
総数	260	100.0
貴社にとって、当該共同研究及びそこから期待される成果が、事業戦略上、重要な分野や技術として位置づけられていない場合	135	51.9
研究者（大学等）にとって、当該共同研究及びそこから期待される成果が、研究者の長期的な研究テーマとして不可欠な位置を占めている場合	23	8.8
貴社が大学等と特許に関する費用を持分比率に応じて負担する場合	55	21.2
共有特許について、大学等による貢献が大半であって相手側の貢献はほとんどない場合	70	26.9
出願・取得する特許に関して、貴社が製品化など事業の目処を提示できない場合（事業化の意思が無い場合）	119	45.8
貴社が、実施に関心を持たないと考えられる市場・分野・使用方法等が存在し、貴社が関心のある分野を除いて、許諾する場合	143	55.0
基礎技術であって、事業化から遠い技術である場合	70	26.9
基盤技術（技術標準等）であって、非競争分野の技術として広く第三者に活用させることが事業化を促進させる場合	94	36.2
その他	33	12.7

問 25. 大学等との産学連携を推進する上で、内閣府や文部科学省、経済産業省はガイドラインや事例集（以下、「ガイドライン等」という）を発行しています。これらの活用状況について、いずれか一つに「○」をつけて下さい。「その他」には、この他に参考になっているガイドライン等名称と、追加で必要だと思う内容をご記入ください。

(1) 文部科学省/経済産業省「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」

	N	%
総数	260	100.0
参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法が変更されている	8	3.1
参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	17	6.5
参考にしているが、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	56	21.5
ガイドライン等の存在を知っている	106	40.8
ガイドライン等の存在を知らなかった	73	28.1

(2) 内閣府/文部科学省/経済産業省「大学知財ガバナンスガイドライン」

	N	%
総数	260	100.0
参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法が変更されている	8	3.1
参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	11	4.2
参考にしているが、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	46	17.7
ガイドライン等の存在を知っている	83	31.9
ガイドライン等の存在を知らなかった	112	43.1

(3) 経済産業省「「組織」対「組織」の本格的な産学連携構築プロセス事例集」

	N	%
総数	260	100.0
参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法が変更されている	4	1.5
参考にしており、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	7	2.7
参考にしているが、ガイドライン等の発行を受けて貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	35	13.5
ガイドライン等の存在を知っている	66	25.4
ガイドライン等の存在を知らなかった	148	56.9

業種分類（小分類）

	N	%
総数	430	100.0
農林水産業	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0
建設業	24	5.6
食料品製造業	10	2.3
飲料・たばこ・飼料製造業	8	1.9
繊維工業	8	1.9
パルプ・紙・紙加工品製造業	5	1.2
印刷・同関連業	3	0.7
医薬品製造業	44	10.2
総合化学・化学繊維製造業	36	8.4
油脂・塗料製造業	14	3.3
10～11以外の化学工業	25	5.8
石油製品・石炭製品製造業	0	0.0
プラスチック製品製造業	26	6.0
ゴム製品製造業	3	0.7
窯業・土石製品製造業	14	3.3
鉄鋼業	1	0.2
非鉄金属製造業	14	3.3
金属製品製造業	3	0.7
はん用機械器具製造業	36	8.4
生産用機械器具製造業	4	0.9
業務用機械器具製造業	13	3.0
電子応用・電気計測器製造業	16	3.7
23以外の電気機械器具製造業	24	5.6
情報通信機械器具製造業	13	3.0
電子部品・デバイス・電子回路製造業	25	5.8
自動車製造業	16	3.7
27以外の輸送用機械製造業	2	0.5
4～28以外の製造業	2	0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	7	1.6
運輸業、郵便業	0	0.0
通信業	0	0.0
放送業	1	0.2
情報サービス業	28	6.5
インターネット附随サービス業	0	0.0
映像・音声・文字情報制作業	0	0.0
卸売業	3	0.7
小売業	0	0.0
金融・保険業	1	0.2
不動産業、物品賃貸業	0	0.0
宿泊業、飲食サービス業	0	0.0
学校教育	0	0.0
42以外の教育、学習支援業	0	0.0
技術移転機関（TLO）	0	0.0
公的研究機関（独立行政法人含む）	0	0.0
44～45以外の学術・開発研究機関	0	0.0
専門サービス業	1	0.2
42～47以外のサービス業	0	0.0
公務（他に分類されるものを除く）	0	0.0
分類不能の産業	0	0.0
個人（1～49に属さない場合のみ）	0	0.0

業種分類

	N	%
総数	430	100.0
医薬品製造業	44	10.2
化学工業	75	17.4
機械器具製造業	93	21.6
金属素材製造業	18	4.2
建設業	24	5.6
自動車製造業・輸送用機械製造業	18	4.2
生活用品・消費財製造業	23	5.3
素材・基礎化学製造業	56	13.0
通信・放送・情報サービス業	29	6.7
電子・通信機器製造業	38	8.8
その他	12	2.8

資料編Ⅱ

海外アンケート

資料Ⅱ 海外アンケート

1. 米国・英国・仏国向けアンケート単純集計結果

問0. 回答者属性

(1) 貴機関の所属国

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
米国	26	100.0	26	100.0	0	0.0	0	0.0
英国	24	100.0	0	0.0	24	100.0	0	0.0
仏国	25	100.0	0	0.0	0	0.0	25	100.0

(2) 貴機関には知的財産（IP）を専門とする職員がいますか。

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
いる	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
いない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

問1. 貴機関において、過去5年間（令和2～6年度）に共同研究等の受入れ実績はございますか。
研究相手別に実績があるもの全てに「✓」をつけて下さい。

(1) 共同研究

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
国内企業	65	86.7	24	92.3	23	95.8	18	72.0
日本企業	34	45.3	10	38.5	16	66.7	8	32.0
その他の外国企業（日本以外）	38	50.7	13	50.0	14	58.3	11	44.0
共同研究、受託研究のいずれも実績はない	1	1.3	0	0.0	0	0.0	1	4.0

(2) 受託研究

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
国内企業	55	73.3	21	80.8	22	91.7	12	48.0
日本企業	33	44.0	9	34.6	12	50.0	12	48.0
その他の外国企業（日本以外）	39	52.0	15	57.7	13	54.2	11	44.0
共同研究、受託研究のいずれも実績はない	2	2.7	0	0.0	1	4.2	1	4.0

問 2. 貴機関における令和 6 年度の特許出願状況についてお聞きします。出願した特許に関して、発明のもととなった研究の内訳について、それぞれ件数をご回答下さい。(研究の実施時期は問いません)
 なお、令和 6 年度に特許出願実績がない場合は、「出願件数 (貴機関全体)」は「0」または空欄として下さい。「発明のもととなった研究の内訳」のそれぞれについて、過去 5 年間で特許出願実績のあったものの全てに「✓」をつけて下さい。

(1) 発明につながった研究の内訳

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	48	100.0	15	100.0	19	100.0	14	100.0
出願件数 (貴機関全体)	9	18.8	4	26.7	1	5.3	4	28.6
共同研究 (うち民間企業)	33	68.8	12	80.0	15	78.9	6	42.9
共同研究 (うちスタートアップ企業)	22	45.8	7	46.7	4	21.1	11	78.6
共同研究	37	77.1	13	86.7	15	78.9	9	64.3
受託研究	33	68.8	12	80.0	15	78.9	6	42.9
受託研究 (うち民間企業)	32	66.7	11	73.3	11	57.9	10	71.4
受託研究 (うちスタートアップ企業)	19	39.6	5	33.3	5	26.3	9	64.3
補助金による研究	31	64.6	8	53.3	16	84.2	7	50.0
寄付金による研究	4	8.3	1	6.7	1	5.3	2	14.3
上記以外 (運営交付金等) による研究	3	6.3	1	6.7	1	5.3	1	7.1

(2) 国内出願分-平均

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
出願件数 (貴機関全体)	78.9		149.9		63.2		20.0	
共同研究 (うち民間企業)	16.8		28.2		16.6		5.0	
共同研究 (うちスタートアップ企業)	8.0		13.3		8.0		2.4	
共同研究	17.7		34.7		13.9		3.8	
受託研究	11.8		24.5		8.3		1.9	
受託研究 (うち民間企業)	9.0		16.1		6.8		3.8	
受託研究 (うちスタートアップ企業)	4.0		6.5		3.8		1.7	
補助金による研究	29.0		63.7		17.0		4.4	
寄付金による研究	4.3		9.4		2.2		1.0	
上記以外 (運営交付金等) による研究	2.6		5.3		1.8		0.5	

(3) 国内出願分/うち共願-平均

	全体		【国別】							
			米国		英国		仏国			
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0		
出願件数（貴機関全体）	34.6		63.3		29.1		10.1			
共同研究（うち民間企業）	9.0		14.0		9.7		3.1			
共同研究（うちスタートアップ企業）	4.2		6.3		4.8		1.6			
共同研究	8.5		16.2		6.7		2.2			
受託研究	5.2		10.1		4.0		1.4			
受託研究（うち民間企業）	4.5		7.7		3.3		2.2			
受託研究（うちスタートアップ企業）	2.1		2.9		2.2		1.3			
補助金による研究	11.0		23.0		7.0		2.4			
寄付金による研究	1.8		3.7		1.0		0.5			
上記以外（運営交付金等）による研究	1.1		2.2		0.7		0.4			

(4) 外国出願分-平均

	全体		【国別】							
			米国		英国		仏国			
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0		
出願件数（貴機関全体）	35.6		57.1		38.6		10.3			
共同研究（うち民間企業）	8.3		11.1		10.8		3.1			
共同研究（うちスタートアップ企業）	3.6		4.8		5.0		1.1			
共同研究	8.2		12.8		9.4		2.2			
受託研究	4.7		7.4		5.5		1.2			
受託研究（うち民間企業）	4.1		5.9		4.1		2.2			
受託研究（うちスタートアップ企業）	1.9		2.5		2.5		0.8			
補助金による研究	11.7		22.0		10.0		2.6			
寄付金による研究	1.5		2.3		1.3		0.8			
上記以外（運営交付金等）による研究	1.2		2.0		0.9		0.6			

(5) 外国出願分/うち共願-平均

	全体		【国別】							
			米国		英国		仏国			
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0		
出願件数（貴機関全体）	19.1		29.4		21.8		5.7			
共同研究（うち民間企業）	4.7		5.7		6.6		1.8			
共同研究（うちスタートアップ企業）	2.0		2.0		3.5		0.8			
共同研究	4.0		6.2		4.4		1.4			
受託研究	2.2		3.2		2.5		0.9			
受託研究（うち民間企業）	1.9		2.4		2.2		1.2			
受託研究（うちスタートアップ企業）	1.2		1.1		1.6		0.9			
補助金による研究	5.2		8.7		5.3		1.4			
寄付金による研究	0.8		1.1		0.8		0.6			
上記以外（運営交付金等）による研究	0.5		0.8		0.3		0.3			

問3. 貴機関では、企業と共同研究等を行うにあたり、共同研究契約、共同出願契約、実施許諾契約、譲渡契約などについての雛形（以下、「契約書雛形」という）を準備していますか。契約書雛形がある場合は「✓」をつけ、その策定年（最終更新年）をご回答下さい。「その他外国語版」を選択の場合は、該当する言語をご回答ください。

(1) 契約雛形の有無

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同研究（自国公用語版）	64	85.3	23	88.5	22	91.7	19	76.0
受託研究（自国公用語版）	24	32.0	7	26.9	13	54.2	4	16.0
共同研究（その他外国語版）	58	77.3	18	69.2	20	83.3	20	80.0
受託研究（その他外国語版）	22	29.3	7	26.9	11	45.8	4	16.0
上記のいずれも雛形となるものは保有していない	5	6.7	2	7.7	1	4.2	2	8.0

(2) 共同研究（自国公用語版）の策定年（最終更新年）

	全体		【国別】					
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	64	100.0	23	100.0	22	100.0	19	100.0
2000年	4	6.3	3	13.0	0	0.0	1	5.3
2001年	2	3.1	2	8.7	0	0.0	0	0.0
2002年	2	3.1	1	4.3	1	4.5	0	0.0
2003年	1	1.6	1	4.3	0	0.0	0	0.0
2004年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2005年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2006年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2007年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2008年	1	1.6	0	0.0	1	4.5	0	0.0
2009年	1	1.6	0	0.0	0	0.0	1	5.3
2010年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2011年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2012年	2	3.1	0	0.0	0	0.0	2	10.5
2013年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2014年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2015年	3	4.7	0	0.0	1	4.5	2	10.5
2016年	1	1.6	0	0.0	0	0.0	1	5.3
2017年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2018年	4	6.3	2	8.7	1	4.5	1	5.3
2019年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2020年	15	23.4	7	30.4	7	31.8	1	5.3
2021年	4	6.3	1	4.3	1	4.5	2	10.5
2022年	14	21.9	3	13.0	7	31.8	4	21.1
2023年	10	15.6	3	13.0	3	13.6	4	21.1
2024年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2025年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(3) 共同研究（その他外国語版）の策定年（最終更新年）

	全体		【国別】							
			米国		英国		仏国			
	N	%	N	%	N	%	N	%		
総数	24	100.0	7	100.0	13	100.0	4	100.0		
2000年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2001年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2002年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2003年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2004年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2005年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2006年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2007年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2008年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2009年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2010年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2011年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2012年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2013年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2014年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2015年	2	8.3	1	14.3	1	7.7	0	0.0		
2016年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2017年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2018年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2019年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2020年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2021年	5	20.8	1	14.3	3	23.1	1	25.0		
2022年	14	58.3	4	57.1	7	53.8	3	75.0		
2023年	3	12.5	1	14.3	2	15.4	0	0.0		
2024年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2025年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		

(4)受託研究（自国公用語版）の策定年（最終更新年）

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	58	100.0	18	100.0	20	100.0	20	100.0
2000年	2	3.4	2	11.1	0	0.0	0	0.0
2001年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2002年	1	1.7	1	5.6	0	0.0	0	0.0
2003年	2	3.4	2	11.1	0	0.0	0	0.0
2004年	2	3.4	2	11.1	0	0.0	0	0.0
2005年	1	1.7	0	0.0	0	0.0	1	5.0
2006年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2007年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2008年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2009年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2010年	2	3.4	0	0.0	2	10.0	0	0.0
2011年	1	1.7	0	0.0	0	0.0	1	5.0
2012年	1	1.7	0	0.0	0	0.0	1	5.0
2013年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2014年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2015年	3	5.2	0	0.0	0	0.0	3	15.0
2016年	2	3.4	0	0.0	1	5.0	1	5.0
2017年	1	1.7	0	0.0	0	0.0	1	5.0
2018年	1	1.7	0	0.0	0	0.0	1	5.0
2019年	4	6.9	0	0.0	1	5.0	3	15.0
2020年	6	10.3	1	5.6	4	20.0	1	5.0
2021年	9	15.5	4	22.2	3	15.0	2	10.0
2022年	12	20.7	5	27.8	6	30.0	1	5.0
2023年	5	8.6	1	5.6	2	10.0	2	10.0
2024年	3	5.2	0	0.0	1	5.0	2	10.0
2025年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(5)受託研究（その他外国語版）の策定年（最終更新年）

	全体		【国別】							
			米国		英国		仏国			
	N	%	N	%	N	%	N	%		
総数	22	100.0	7	100.0	11	100.0	4	100.0		
2000年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2001年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2002年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2003年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2004年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2005年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2006年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2007年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2008年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2009年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2010年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2011年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2012年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2013年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2014年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2015年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2016年	1	4.5	0	0.0	1	9.1	0	0.0		
2017年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2018年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2019年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2020年	1	4.5	0	0.0	1	9.1	0	0.0		
2021年	9	40.9	2	28.6	5	45.5	2	50.0		
2022年	10	45.5	4	57.1	4	36.4	2	50.0		
2023年	1	4.5	1	14.3	0	0.0	0	0.0		
2024年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
2025年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		

問 4. 貴機関の契約書雛形では、企業との研究成果の帰属や共有特許の取扱いに関して、特許の実施権や特許関連の費用負担などの契約条件等について、企業が取り得る契約パターンを提示（例示）していますか。最も近いものを一つ選んで「○」をつけて下さい。契約パターンの具体例があればお書きください。

(1) 共同研究

	全体		【国別】		米国		英国		仏国	
			N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0		
特許の実施権（独占的实施権か非独占的实施権）の違いを提示している	41	54.7	15	57.7	13	54.2	13	52.0		
特許の実施権以外に、第三者への実施許諾や・特許関係費用負担など、複数の条件を組み合わせた契約パターンを提示している	28	37.3	8	30.8	11	45.8	9	36.0		
特に契約パターンを明確には提示していない	6	8.0	3	11.5	0	0.0	3	12.0		

(2) 受託研究

	全体		【国別】		米国		英国		仏国	
			N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0		
特許の実施権（独占的实施権か非独占的实施権）の違いを提示している	29	38.7	10	38.5	8	33.3	11	44.0		
特許の実施権以外に、第三者への実施許諾や・特許関係費用負担など、複数の条件を組み合わせた契約パターンを提示している	40	53.3	14	53.8	13	54.2	13	52.0		
特に契約パターンを明確には提示していない	6	8.0	2	7.7	3	12.5	1	4.0		

問 5. 2024 年度の共同研究契約について：2024 年度に該当事例がなかった場合、または貴機関において特定のパターンが存在しない場合は、該当する項目にチェックを入れてください。

(1)実績がない

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同で出願し、企業が独占の実施権を得る	24	32.0	7	26.9	8	33.3	9	36.0
共同で出願し、企業が非独占の実施権を得る（特許関係費用は企業負担）	29	38.7	10	38.5	8	33.3	11	44.0
共同で出願し、企業が非独占の実施権を得る（特許関係費用は持分折半）	23	30.7	5	19.2	10	41.7	8	32.0
企業が単独で出願する（貴機関から一時金のみで権利を買い取り、企業が利益を得ても利益還元無し）	37	49.3	12	46.2	12	50.0	13	52.0
企業が単独で出願する（貴機関から権利を買い取り、企業で利益が出れば利益を貴機関に一部還元する）	23	30.7	9	34.6	5	20.8	9	36.0
貴機関が単独で出願し、企業が独占の実施権を得る（特許関係費用は企業負担）	25	33.3	6	23.1	8	33.3	11	44.0
貴機関が単独で出願し、企業が非独占の実施権を得る（特許関係費用は企業負担）	28	37.3	7	26.9	12	50.0	9	36.0
貴機関が単独で出願し、企業が非独占の実施権を得る（特許関係費用は持分折半）	34	45.3	8	30.8	14	58.3	12	48.0
貴機関が単独で出願し、企業が非独占の実施権を得る（特許関係費用は大学負担）	27	36.0	9	34.6	8	33.3	10	40.0
企業がスタートアップ企業である場合は上記と異なる基準や特別条項を設けている	15	20.0	2	7.7	6	25.0	7	28.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
上記にはない	9	12.0	5	19.2	2	8.3	2	8.0

(2) 契約パターンとして存在し得ない

	【国別】							
	全体		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同で出願し、企業が独占的实施権を得る	12	16.0	5	19.2	3	12.5	4	16.0
共同で出願し、企業が非独占的实施権を得る（特許関係費用は企業負担）	12	16.0	5	19.2	5	20.8	2	8.0
共同で出願し、企業が非独占的实施権を得る（特許関係費用は持分析半）	19	25.3	6	23.1	3	12.5	10	40.0
企業が単独で出願する（貴機関から一時金のみで権利を買い取り、企業が利益を得ても利益還元無し）	23	30.7	8	30.8	7	29.2	8	32.0
企業が単独で出願する（貴機関から権利を買い取り、企業で利益が出れば利益を貴機関に一部還元する）	25	33.3	7	26.9	9	37.5	9	36.0
貴機関が単独で出願し、企業が独占的实施権を得る（特許関係費用は企業負担）	16	21.3	7	26.9	6	25.0	3	12.0
貴機関が単独で出願し、企業が非独占的实施権を得る（特許関係費用は企業負担）	12	16.0	4	15.4	3	12.5	5	20.0
貴機関が単独で出願し、企業が非独占的实施権を得る（特許関係費用は持分析半）	16	21.3	7	26.9	4	16.7	5	20.0
貴機関が単独で出願し、企業が非独占的实施権を得る（特許関係費用は大学負担）	21	28.0	5	19.2	10	41.7	6	24.0
企業がスタートアップ企業である場合は上記と異なる基準や特別条項を設けている	7	9.3	1	3.8	4	16.7	2	8.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
上記にはない	9	12.0	5	19.2	2	8.3	2	8.0

問 6. 共同研究等の契約において、貴機関と企業のどちらの契約雛形を利用されますか。研究形態別に国内企業と日本企業、その他外国企業のそれぞれで、当てはまるもの一つを選んで「○」をつけて下さい。

(1) 共同研究

(i) 国内企業

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
自機関の雛形を基本とすることが多い	55	73.3	22	84.6	21	87.5	12	48.0
先方の雛形を基本とすることが多い	11	14.7	1	3.8	2	8.3	8	32.0
ケースバイケースでありどちらとも言えない	5	6.7	3	11.5	0	0.0	2	8.0
実績がない	4	5.3	0	0.0	1	4.2	3	12.0

(ii) 日本企業

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
自機関の雛形を基本とすることが多い	17	22.7	10	38.5	3	12.5	4	16.0
先方の雛形を基本とすることが多い	25	33.3	7	26.9	11	45.8	7	28.0
ケースバイケースでありどちらとも言えない	22	29.3	9	34.6	6	25.0	7	28.0
実績がない	11	14.7	0	0.0	4	16.7	7	28.0

(iii) その他外国企業

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
自機関の雛形を基本とすることが多い	20	26.7	9	34.6	3	12.5	8	32.0
先方の雛形を基本とすることが多い	19	25.3	6	23.1	10	41.7	3	12.0
ケースバイケースでありどちらとも言えない	21	28.0	6	23.1	7	29.2	8	32.0
実績がない	15	20.0	5	19.2	4	16.7	6	24.0

(2) 受託研究

(i) 国内企業

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
自機関の雛形を基本とすることが多い	49	65.3	18	69.2	18	75.0	13	52.0
先方の雛形を基本とすることが多い	16	21.3	3	11.5	5	20.8	8	32.0
ケースバイケースでありどちらとも言えない	7	9.3	5	19.2	0	0.0	2	8.0
実績がない	3	4.0	0	0.0	1	4.2	2	8.0

(ii) 日本企業

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
自機関の雛形を基本とすることが多い	22	29.3	11	42.3	6	25.0	5	20.0
先方の雛形を基本とすることが多い	26	34.7	8	30.8	12	50.0	6	24.0
ケースバイケースでありどちらとも言えない	14	18.7	7	26.9	1	4.2	6	24.0
実績がない	13	17.3	0	0.0	5	20.8	8	32.0

(iii) その他外国企業

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
自機関の雛形を基本とすることが多い	16	21.3	8	30.8	1	4.2	7	28.0
先方の雛形を基本とすることが多い	16	21.3	5	19.2	6	25.0	5	20.0
ケースバイケースでありどちらとも言えない	26	34.7	8	30.8	11	45.8	7	28.0
実績がない	17	22.7	5	19.2	6	25.0	6	24.0

問 7. 企業との研究成果の帰属や特許の取扱に関して、契約段階として、どのようなタイミングで協議・決定することが多いですか。共同研究と受託研究のそれぞれ、各契約の段階別に具体的に定める事項、内容の詳細は定めずに次の段階での協議事項として定める事項は「✓」をつけて下さい。

(1) 共同研究

(i) 秘密保持契約/協議

	【国別】							
	全体		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	28	37.3	10	38.5	11	45.8	7	28.0
共同出願における持分比率	17	22.7	4	15.4	7	29.2	6	24.0
特許の出願や出願時期等の判断	23	30.7	7	26.9	8	33.3	8	32.0
外国出願における出願対象国	13	17.3	4	15.4	2	8.3	7	28.0
独占的实施における実施条件や対価条件	12	16.0	2	7.7	1	4.2	9	36.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	16	21.3	5	19.2	6	25.0	5	20.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	14	18.7	4	15.4	1	4.2	9	36.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	20	26.7	7	26.9	6	25.0	7	28.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	14	18.7	4	15.4	0	0.0	10	40.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	12	16.0	3	11.5	3	12.5	6	24.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	6	8.0	2	7.7	2	8.3	2	8.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	21	28.0	8	30.8	7	29.2	6	24.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当なし	10	13.3	5	19.2	3	12.5	2	8.0

(ii) 秘密保持契約/具体的

	【国別】							
	全体		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	7	9.3	1	3.8	3	12.5	3	12.0
共同出願における持分比率	8	10.7	5	19.2	2	8.3	1	4.0
特許の出願や出願時期等の判断	8	10.7	2	7.7	0	0.0	6	24.0
外国出願における出願対象国	14	18.7	4	15.4	2	8.3	8	32.0
独占的实施における実施条件や対価条件	15	20.0	4	15.4	4	16.7	7	28.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	17	22.7	5	19.2	4	16.7	8	32.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	13	17.3	3	11.5	2	8.3	8	32.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	17	22.7	4	15.4	6	25.0	7	28.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	14	18.7	3	11.5	6	25.0	5	20.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	8	10.7	2	7.7	1	4.2	5	20.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	11	14.7	4	15.4	2	8.3	5	20.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	7	9.3	1	3.8	3	12.5	3	12.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当なし	23	30.7	10	38.5	10	41.7	3	12.0

(iii) 共同研究契約/協議

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	11	14.7	3	11.5	5	20.8	3	12.0
共同出願における持分比率	34	45.3	13	50.0	11	45.8	10	40.0
特許の出願や出願時期等の判断	30	40.0	9	34.6	10	41.7	11	44.0
外国出願における出願対象国	30	40.0	9	34.6	8	33.3	13	52.0
独占的实施における実施条件や対価条件	22	29.3	6	23.1	7	29.2	9	36.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	24	32.0	8	30.8	7	29.2	9	36.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	24	32.0	5	19.2	7	29.2	12	48.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	19	25.3	5	19.2	9	37.5	5	20.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	25	33.3	7	26.9	8	33.3	10	40.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	18	24.0	6	23.1	6	25.0	6	24.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	16	21.3	4	15.4	7	29.2	5	20.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	11	14.7	3	11.5	5	20.8	3	12.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当なし	3	4.0	1	3.8	1	4.2	1	4.0

(iv) 共同研究契約/具体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	25	33.3	10	38.5	8	33.3	7	28.0
共同出願における持分比率	16	21.3	5	19.2	4	16.7	7	28.0
特許の出願や出願時期等の判断	24	32.0	9	34.6	8	33.3	7	28.0
外国出願における出願対象国	19	25.3	8	30.8	5	20.8	6	24.0
独占的实施における実施条件や対価条件	27	36.0	13	50.0	6	25.0	8	32.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	32	42.7	12	46.2	9	37.5	11	44.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	20	26.7	5	19.2	7	29.2	8	32.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	26	34.7	7	26.9	7	29.2	12	48.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	30	40.0	9	34.6	12	50.0	9	36.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	23	30.7	8	30.8	9	37.5	6	24.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	18	24.0	8	30.8	5	20.8	5	20.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	26	34.7	8	30.8	10	41.7	8	32.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当なし	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(v) 共同出願契約/協議

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	11	14.7	2	7.7	5	20.8	4	16.0
共同出願における持分比率	13	17.3	3	11.5	6	25.0	4	16.0
特許の出願や出願時期等の判断	30	40.0	10	38.5	9	37.5	11	44.0
外国出願における出願対象国	26	34.7	9	34.6	7	29.2	10	40.0
独占的实施における実施条件や対価条件	24	32.0	8	30.8	8	33.3	8	32.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	13	17.3	6	23.1	0	0.0	7	28.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	20	26.7	9	34.6	3	12.5	8	32.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	18	24.0	8	30.8	4	16.7	6	24.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	21	28.0	5	19.2	6	25.0	10	40.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	17	22.7	3	11.5	7	29.2	7	28.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	11	14.7	2	7.7	4	16.7	5	20.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	7	9.3	3	11.5	2	8.3	2	8.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当なし	7	9.3	3	11.5	3	12.5	1	4.0

(vi) 共同出願契約/具体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	20	26.7	7	26.9	7	29.2	6	24.0
共同出願における持分比率	23	30.7	8	30.8	8	33.3	7	28.0
特許の出願や出願時期等の判断	29	38.7	10	38.5	6	25.0	13	52.0
外国出願における出願対象国	27	36.0	7	26.9	9	37.5	11	44.0
独占的实施における実施条件や対価条件	16	21.3	5	19.2	7	29.2	4	16.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	18	24.0	5	19.2	6	25.0	7	28.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	27	36.0	8	30.8	9	37.5	10	40.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	13	17.3	4	15.4	4	16.7	5	20.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	19	25.3	6	23.1	4	16.7	9	36.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	14	18.7	3	11.5	5	20.8	6	24.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	11	14.7	3	11.5	3	12.5	5	20.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	7	9.3	2	7.7	4	16.7	1	4.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当なし	5	6.7	4	15.4	0	0.0	1	4.0

(vii) 実施許諾契約/協議

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	4	5.3	0	0.0	1	4.2	3	12.0
共同出願における持分比率	7	9.3	4	15.4	2	8.3	1	4.0
特許の出願や出願時期等の判断	9	12.0	4	15.4	3	12.5	2	8.0
外国出願における出願対象国	21	28.0	4	15.4	8	33.3	9	36.0
独占的实施における実施条件や対価条件	24	32.0	7	26.9	6	25.0	11	44.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	30	40.0	8	30.8	11	45.8	11	44.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	23	30.7	9	34.6	5	20.8	9	36.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	15	20.0	4	15.4	5	20.8	6	24.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	26	34.7	8	30.8	8	33.3	10	40.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	23	30.7	10	38.5	9	37.5	4	16.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	22	29.3	8	30.8	8	33.3	6	24.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	10	13.3	2	7.7	5	20.8	3	12.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当なし	3	4.0	2	7.7	1	4.2	0	0.0

(viii) 実施許諾契約/具体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	6	8.0	1	3.8	3	12.5	2	8.0
共同出願における持分比率	10	13.3	3	11.5	3	12.5	4	16.0
特許の出願や出願時期等の判断	9	12.0	2	7.7	1	4.2	6	24.0
外国出願における出願対象国	16	21.3	5	19.2	3	12.5	8	32.0
独占的实施における実施条件や対価条件	29	38.7	6	23.1	7	29.2	16	64.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	31	41.3	11	42.3	8	33.3	12	48.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	18	24.0	7	26.9	2	8.3	9	36.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	29	38.7	13	50.0	8	33.3	8	32.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	26	34.7	8	30.8	10	41.7	8	32.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	24	32.0	6	23.1	8	33.3	10	40.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	20	26.7	8	30.8	5	20.8	7	28.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	9	12.0	3	11.5	2	8.3	4	16.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当なし	3	4.0	1	3.8	2	8.3	0	0.0

(2) 受託研究

(i) 秘密保持契約/協議

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	25	33.3	10	38.5	10	41.7	5	20.0
共同出願における持分比率	21	28.0	6	23.1	6	25.0	9	36.0
特許の出願や出願時期等の判断	18	24.0	4	15.4	5	20.8	9	36.0
外国出願における出願対象国	12	16.0	5	19.2	2	8.3	5	20.0
独占の実施における実施条件や対価条件	26	34.7	9	34.6	5	20.8	12	48.0
非独占の実施における実施条件や対価条件	11	14.7	3	11.5	3	12.5	5	20.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	15	20.0	3	11.5	2	8.3	10	40.0
独占の実施もしくは非独占の実施に関する期間	15	20.0	6	23.1	2	8.3	7	28.0
独占の実施もしくは非独占の実施の判断に関する優先交渉権の期間	7	9.3	1	3.8	1	4.2	5	20.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	6	8.0	2	7.7	2	8.3	2	8.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	7	9.3	2	7.7	4	16.7	1	4.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	19	25.3	8	30.8	5	20.8	6	24.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当なし	10	13.3	5	19.2	3	12.5	2	8.0

(ii) 秘密保持契約/具体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	4	5.3	1	3.8	1	4.2	2	8.0
共同出願における持分比率	8	10.7	6	23.1	1	4.2	1	4.0
特許の出願や出願時期等の判断	9	12.0	2	7.7	3	12.5	4	16.0
外国出願における出願対象国	17	22.7	5	19.2	3	12.5	9	36.0
独占の実施における実施条件や対価条件	16	21.3	4	15.4	3	12.5	9	36.0
非独占の実施における実施条件や対価条件	19	25.3	7	26.9	4	16.7	8	32.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	12	16.0	5	19.2	3	12.5	4	16.0
独占の実施もしくは非独占の実施に関する期間	17	22.7	3	11.5	5	20.8	9	36.0
独占の実施もしくは非独占の実施の判断に関する優先交渉権の期間	12	16.0	4	15.4	1	4.2	7	28.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	9	12.0	2	7.7	3	12.5	4	16.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	7	9.3	1	3.8	1	4.2	5	20.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	6	8.0	2	7.7	2	8.3	2	8.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当なし	22	29.3	9	34.6	10	41.7	3	12.0

(iii) 共同研究契約/協議

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	14	18.7	3	11.5	7	29.2	4	16.0
共同出願における持分比率	26	34.7	10	38.5	8	33.3	8	32.0
特許の出願や出願時期等の判断	35	46.7	12	46.2	11	45.8	12	48.0
外国出願における出願対象国	30	40.0	10	38.5	5	20.8	15	60.0
独占的实施における実施条件や対価条件	26	34.7	10	38.5	8	33.3	8	32.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	17	22.7	7	26.9	4	16.7	6	24.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	25	33.3	10	38.5	6	25.0	9	36.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	17	22.7	7	26.9	6	25.0	4	16.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	28	37.3	8	30.8	11	45.8	9	36.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	17	22.7	5	19.2	6	25.0	6	24.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	16	21.3	6	23.1	5	20.8	5	20.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	15	20.0	3	11.5	7	29.2	5	20.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当なし	3	4.0	0	0.0	2	8.3	1	4.0

(iv) 共同研究契約/具体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	23	30.7	11	42.3	8	33.3	4	16.0
共同出願における持分比率	20	26.7	5	19.2	7	29.2	8	32.0
特許の出願や出願時期等の判断	21	28.0	11	42.3	6	25.0	4	16.0
外国出願における出願対象国	21	28.0	9	34.6	5	20.8	7	28.0
独占的实施における実施条件や対価条件	30	40.0	14	53.8	6	25.0	10	40.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	25	33.3	7	26.9	5	20.8	13	52.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	17	22.7	7	26.9	5	20.8	5	20.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	19	25.3	6	23.1	3	12.5	10	40.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	25	33.3	10	38.5	9	37.5	6	24.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	20	26.7	7	26.9	6	25.0	7	28.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	18	24.0	4	15.4	6	25.0	8	32.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	28	37.3	12	46.2	8	33.3	8	32.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当なし	2	2.7	0	0.0	2	8.3	0	0.0

(v) 共同出願契約/協議

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	14	18.7	5	19.2	5	20.8	4	16.0
共同出願における持分比率	13	17.3	4	15.4	5	20.8	4	16.0
特許の出願や出願時期等の判断	24	32.0	5	19.2	9	37.5	10	40.0
外国出願における出願対象国	23	30.7	7	26.9	9	37.5	7	28.0
独占的实施における実施条件や対価条件	20	26.7	6	23.1	8	33.3	6	24.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	23	30.7	8	30.8	8	33.3	7	28.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	16	21.3	8	30.8	1	4.2	7	28.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	21	28.0	6	23.1	8	33.3	7	28.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	20	26.7	7	26.9	5	20.8	8	32.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	19	25.3	7	26.9	7	29.2	5	20.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	14	18.7	4	15.4	6	25.0	4	16.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	11	14.7	3	11.5	4	16.7	4	16.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当なし	9	12.0	4	15.4	4	16.7	1	4.0

(vi) 共同出願契約/具体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	15	20.0	4	15.4	6	25.0	5	20.0
共同出願における持分比率	19	25.3	7	26.9	6	25.0	6	24.0
特許の出願や出願時期等の判断	28	37.3	12	46.2	6	25.0	10	40.0
外国出願における出願対象国	26	34.7	8	30.8	8	33.3	10	40.0
独占的实施における実施条件や対価条件	20	26.7	7	26.9	5	20.8	8	32.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	13	17.3	4	15.4	3	12.5	6	24.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	30	40.0	12	46.2	8	33.3	10	40.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	17	22.7	3	11.5	6	25.0	8	32.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	16	21.3	3	11.5	5	20.8	8	32.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	11	14.7	5	19.2	3	12.5	3	12.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	16	21.3	4	15.4	4	16.7	8	32.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	10	13.3	3	11.5	3	12.5	4	16.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当なし	5	6.7	3	11.5	1	4.2	1	4.0

(vii) 実施許諾契約/協議

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	8	10.7	3	11.5	3	12.5	2	8.0
共同出願における持分比率	12	16.0	2	7.7	2	8.3	8	32.0
特許の出願や出願時期等の判断	15	20.0	6	23.1	3	12.5	6	24.0
外国出願における出願対象国	16	21.3	6	23.1	3	12.5	7	28.0
独占的实施における実施条件や対価条件	20	26.7	5	19.2	6	25.0	9	36.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	34	45.3	11	42.3	11	45.8	12	48.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	27	36.0	5	19.2	12	50.0	10	40.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	20	26.7	6	23.1	7	29.2	7	28.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	26	34.7	10	38.5	6	25.0	10	40.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	16	21.3	5	19.2	7	29.2	4	16.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	24	32.0	10	38.5	8	33.3	6	24.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	5	6.7	1	3.8	2	8.3	2	8.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当なし	5	6.7	3	11.5	2	8.3	0	0.0

(viii) 実施許諾契約/具体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	5	6.7	2	7.7	0	0.0	3	12.0
共同出願における持分比率	6	8.0	2	7.7	1	4.2	3	12.0
特許の出願や出願時期等の判断	14	18.7	2	7.7	3	12.5	9	36.0
外国出願における出願対象国	17	22.7	8	30.8	6	25.0	3	12.0
独占的实施における実施条件や対価条件	29	38.7	6	23.1	8	33.3	15	60.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	26	34.7	7	26.9	9	37.5	10	40.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	18	24.0	6	23.1	5	20.8	7	28.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	24	32.0	9	34.6	4	16.7	11	44.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	24	32.0	7	26.9	7	29.2	10	40.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	21	28.0	7	26.9	7	29.2	7	28.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	18	24.0	7	26.9	4	16.7	7	28.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	8	10.7	2	7.7	5	20.8	1	4.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当なし	3	4.0	0	0.0	3	12.5	0	0.0

問 8. 企業との研究成果の帰属や特許の取扱に関して、研究開発フェーズにおいて、どのようなタイミングで協議・決定することが多いですか。共同研究と受託研究のそれぞれ、各研究開発のフェーズ別に具体的に定める事項、内容の詳細は定めずに次のフェーズでの協議事項として定める事項は「✓」をつけて下さい。

(1) 共同研究

(i) 研究・基礎検討段階/協議

	【国別】							
	全体		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	27	36.0	8	30.8	12	50.0	7	28.0
共同出願における持分比率	24	32.0	12	46.2	2	8.3	10	40.0
特許の出願や出願時期等の判断	22	29.3	5	19.2	6	25.0	11	44.0
外国出願における出願対象国	17	22.7	4	15.4	4	16.7	9	36.0
独占の実施における実施条件や対価条件	18	24.0	6	23.1	2	8.3	10	40.0
非独占の実施における実施条件や対価条件	16	21.3	5	19.2	2	8.3	9	36.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	17	22.7	2	7.7	3	12.5	12	48.0
独占の実施もしくは非独占の実施に関する期間	17	22.7	5	19.2	1	4.2	11	44.0
独占の実施もしくは非独占の実施の判断に関する優先交渉権の期間	18	24.0	5	19.2	2	8.3	11	44.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	10	13.3	0	0.0	3	12.5	7	28.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	6	8.0	1	3.8	2	8.3	3	12.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	22	29.3	6	23.1	13	54.2	3	12.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	3	4.0	1	3.8	1	4.2	1	4.0

(ii) 研究・基礎検討段階/具体的

	【国別】							
	全体		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	12	16.0	5	19.2	5	20.8	2	8.0
共同出願における持分比率	15	20.0	2	7.7	4	16.7	9	36.0
特許の出願や出願時期等の判断	17	22.7	8	30.8	5	20.8	4	16.0
外国出願における出願対象国	23	30.7	9	34.6	4	16.7	10	40.0
独占の実施における実施条件や対価条件	23	30.7	9	34.6	7	29.2	7	28.0
非独占の実施における実施条件や対価条件	19	25.3	7	26.9	4	16.7	8	32.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	22	29.3	5	19.2	6	25.0	11	44.0
独占の実施もしくは非独占の実施に関する期間	13	17.3	3	11.5	4	16.7	6	24.0
独占の実施もしくは非独占の実施の判断に関する優先交渉権の期間	18	24.0	4	15.4	4	16.7	10	40.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	9	12.0	2	7.7	5	20.8	2	8.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	10	13.3	1	3.8	4	16.7	5	20.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	16	21.3	8	30.8	4	16.7	4	16.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	11	14.7	4	15.4	6	25.0	1	4.0

(iii) PoC・概念実証段階/協議

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	11	14.7	3	11.5	5	20.8	3	12.0
共同出願における持分比率	26	34.7	12	46.2	8	33.3	6	24.0
特許の出願や出願時期等の判断	26	34.7	6	23.1	11	45.8	9	36.0
外国出願における出願対象国	27	36.0	9	34.6	10	41.7	8	32.0
独占的实施における実施条件や対価条件	24	32.0	7	26.9	7	29.2	10	40.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	21	28.0	6	23.1	8	33.3	7	28.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	31	41.3	9	34.6	12	50.0	10	40.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	19	25.3	4	15.4	5	20.8	10	40.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	17	22.7	6	23.1	5	20.8	6	24.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	28	37.3	7	26.9	10	41.7	11	44.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	14	18.7	3	11.5	7	29.2	4	16.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	12	16.0	4	15.4	4	16.7	4	16.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	5	6.7	4	15.4	0	0.0	1	4.0

(iv) PoC・概念実証段階/具体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	19	25.3	5	19.2	9	37.5	5	20.0
共同出願における持分比率	11	14.7	4	15.4	5	20.8	2	8.0
特許の出願や出願時期等の判断	13	17.3	4	15.4	2	8.3	7	28.0
外国出願における出願対象国	23	30.7	8	30.8	8	33.3	7	28.0
独占的实施における実施条件や対価条件	21	28.0	5	19.2	8	33.3	8	32.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	26	34.7	8	30.8	7	29.2	11	44.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	18	24.0	4	15.4	4	16.7	10	40.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	22	29.3	6	23.1	6	25.0	10	40.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	22	29.3	6	23.1	8	33.3	8	32.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	21	28.0	7	26.9	5	20.8	9	36.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	20	26.7	5	19.2	7	29.2	8	32.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	15	20.0	6	23.1	6	25.0	3	12.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	7	9.3	4	15.4	1	4.2	2	8.0

(v)製品化開発段階/協議

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	11	14.7	2	7.7	5	20.8	4	16.0
共同出願における持分比率	18	24.0	4	15.4	7	29.2	7	28.0
特許の出願や出願時期等の判断	21	28.0	8	30.8	7	29.2	6	24.0
外国出願における出願対象国	21	28.0	8	30.8	5	20.8	8	32.0
独占的实施における実施条件や対価条件	22	29.3	7	26.9	6	25.0	9	36.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	26	34.7	6	23.1	9	37.5	11	44.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	25	33.3	6	23.1	10	41.7	9	36.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	25	33.3	7	26.9	8	33.3	10	40.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	28	37.3	10	38.5	7	29.2	11	44.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	20	26.7	3	11.5	7	29.2	10	40.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	16	21.3	3	11.5	7	29.2	6	24.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	11	14.7	2	7.7	6	25.0	3	12.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	5	6.7	4	15.4	1	4.2	0	0.0

(vi)製品化開発段階/具体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	13	17.3	5	19.2	3	12.5	5	20.0
共同出願における持分比率	16	21.3	5	19.2	5	20.8	6	24.0
特許の出願や出願時期等の判断	17	22.7	5	19.2	7	29.2	5	20.0
外国出願における出願対象国	27	36.0	8	30.8	11	45.8	8	32.0
独占的实施における実施条件や対価条件	18	24.0	4	15.4	6	25.0	8	32.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	32	42.7	10	38.5	9	37.5	13	52.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	27	36.0	10	38.5	9	37.5	8	32.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	31	41.3	9	34.6	9	37.5	13	52.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	31	41.3	10	38.5	10	41.7	11	44.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	19	25.3	5	19.2	6	25.0	8	32.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	17	22.7	4	15.4	4	16.7	9	36.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	10	13.3	5	19.2	3	12.5	2	8.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	3	4.0	2	7.7	1	4.2	0	0.0

(vii)パイロットスケール段階/協議

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	9	12.0	3	11.5	2	8.3	4	16.0
共同出願における持分比率	13	17.3	5	19.2	3	12.5	5	20.0
特許の出願や出願時期等の判断	17	22.7	5	19.2	5	20.8	7	28.0
外国出願における出願対象国	22	29.3	6	23.1	7	29.2	9	36.0
独占的实施における実施条件や対価条件	22	29.3	5	19.2	7	29.2	10	40.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	17	22.7	3	11.5	4	16.7	10	40.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	19	25.3	6	23.1	8	33.3	5	20.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	21	28.0	6	23.1	5	20.8	10	40.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	33	44.0	9	34.6	11	45.8	13	52.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	23	30.7	9	34.6	7	29.2	7	28.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	14	18.7	4	15.4	4	16.7	6	24.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	12	16.0	4	15.4	5	20.8	3	12.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	7	9.3	4	15.4	2	8.3	1	4.0

(viii)パイロットスケール段階/具体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	11	14.7	3	11.5	2	8.3	6	24.0
共同出願における持分比率	16	21.3	5	19.2	5	20.8	6	24.0
特許の出願や出願時期等の判断	18	24.0	5	19.2	6	25.0	7	28.0
外国出願における出願対象国	28	37.3	9	34.6	8	33.3	11	44.0
独占的实施における実施条件や対価条件	21	28.0	9	34.6	3	12.5	9	36.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	21	28.0	5	19.2	6	25.0	10	40.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	17	22.7	6	23.1	3	12.5	8	32.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	20	26.7	8	30.8	3	12.5	9	36.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	26	34.7	8	30.8	9	37.5	9	36.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	14	18.7	5	19.2	4	16.7	5	20.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	18	24.0	8	30.8	5	20.8	5	20.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	10	13.3	4	15.4	2	8.3	4	16.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	6	8.0	2	7.7	3	12.5	1	4.0

(ix) 量産・事業化段階/協議

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	6	8.0	2	7.7	1	4.2	3	12.0
共同出願における持分比率	14	18.7	4	15.4	3	12.5	7	28.0
特許の出願や出願時期等の判断	14	18.7	9	34.6	1	4.2	4	16.0
外国出願における出願対象国	19	25.3	5	19.2	1	4.2	13	52.0
独占的实施における実施条件や対価条件	21	28.0	6	23.1	8	33.3	7	28.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	17	22.7	4	15.4	6	25.0	7	28.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	20	26.7	6	23.1	5	20.8	9	36.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	20	26.7	6	23.1	7	29.2	7	28.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	16	21.3	3	11.5	8	33.3	5	20.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	15	20.0	3	11.5	6	25.0	6	24.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	11	14.7	2	7.7	3	12.5	6	24.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	13	17.3	3	11.5	2	8.3	8	32.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	15	20.0	8	30.8	5	20.8	2	8.0

(x) 量産・事業化段階/具体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	10	13.3	5	19.2	1	4.2	4	16.0
共同出願における持分比率	11	14.7	4	15.4	1	4.2	6	24.0
特許の出願や出願時期等の判断	17	22.7	8	30.8	3	12.5	6	24.0
外国出願における出願対象国	20	26.7	4	15.4	7	29.2	9	36.0
独占的实施における実施条件や対価条件	24	32.0	6	23.1	6	25.0	12	48.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	24	32.0	8	30.8	5	20.8	11	44.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	22	29.3	7	26.9	3	12.5	12	48.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	18	24.0	4	15.4	4	16.7	10	40.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	26	34.7	11	42.3	6	25.0	9	36.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	18	24.0	6	23.1	3	12.5	9	36.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	17	22.7	7	26.9	4	16.7	6	24.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	11	14.7	3	11.5	5	20.8	3	12.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	8	10.7	3	11.5	5	20.8	0	0.0

(2) 受託研究の場合

(i) 研究・基礎検討段階/協議

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	36	48.0	12	46.2	14	58.3	10	40.0
共同出願における持分比率	21	28.0	10	38.5	2	8.3	9	36.0
特許の出願や出願時期等の判断	24	32.0	4	15.4	8	33.3	12	48.0
外国出願における出願対象国	16	21.3	4	15.4	2	8.3	10	40.0
独占の実施における実施条件や対価条件	9	12.0	1	3.8	2	8.3	6	24.0
非独占の実施における実施条件や対価条件	10	13.3	3	11.5	1	4.2	6	24.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	16	21.3	1	3.8	4	16.7	11	44.0
独占の実施もしくは非独占の実施に関する期間	13	17.3	5	19.2	3	12.5	5	20.0
独占の実施もしくは非独占の実施の判断に関する優先交渉権の期間	15	20.0	2	7.7	3	12.5	10	40.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	11	14.7	1	3.8	2	8.3	8	32.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	10	13.3	0	0.0	4	16.7	6	24.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	29	38.7	8	30.8	11	45.8	10	40.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	8	10.7	3	11.5	3	12.5	2	8.0

(ii) 研究・基礎検討段階/具体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	20	26.7	7	26.9	4	16.7	9	36.0
共同出願における持分比率	15	20.0	3	11.5	2	8.3	10	40.0
特許の出願や出願時期等の判断	19	25.3	8	30.8	4	16.7	7	28.0
外国出願における出願対象国	12	16.0	5	19.2	2	8.3	5	20.0
独占の実施における実施条件や対価条件	19	25.3	5	19.2	5	20.8	9	36.0
非独占の実施における実施条件や対価条件	16	21.3	7	26.9	2	8.3	7	28.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	14	18.7	3	11.5	4	16.7	7	28.0
独占の実施もしくは非独占の実施に関する期間	12	16.0	2	7.7	3	12.5	7	28.0
独占の実施もしくは非独占の実施の判断に関する優先交渉権の期間	20	26.7	4	15.4	3	12.5	13	52.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	13	17.3	4	15.4	4	16.7	5	20.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	18	24.0	7	26.9	1	4.2	10	40.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	21	28.0	8	30.8	4	16.7	9	36.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	15	20.0	6	23.1	8	33.3	1	4.0

(iii)PoC・概念実証段階/協議

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	22	29.3	4	15.4	8	33.3	10	40.0
共同出願における持分比率	25	33.3	8	30.8	9	37.5	8	32.0
特許の出願や出願時期等の判断	28	37.3	9	34.6	11	45.8	8	32.0
外国出願における出願対象国	27	36.0	9	34.6	9	37.5	9	36.0
独占的实施における実施条件や対価条件	16	21.3	5	19.2	5	20.8	6	24.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	24	32.0	9	34.6	8	33.3	7	28.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	24	32.0	11	42.3	6	25.0	7	28.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	20	26.7	5	19.2	5	20.8	10	40.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	22	29.3	5	19.2	7	29.2	10	40.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	26	34.7	7	26.9	11	45.8	8	32.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	20	26.7	4	15.4	5	20.8	11	44.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	20	26.7	6	23.1	5	20.8	9	36.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	7	9.3	4	15.4	1	4.2	2	8.0

(iv)PoC・概念実証段階/具体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	20	26.7	5	19.2	8	33.3	7	28.0
共同出願における持分比率	14	18.7	4	15.4	5	20.8	5	20.0
特許の出願や出願時期等の判断	25	33.3	8	30.8	10	41.7	7	28.0
外国出願における出願対象国	18	24.0	3	11.5	9	37.5	6	24.0
独占的实施における実施条件や対価条件	23	30.7	5	19.2	7	29.2	11	44.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	27	36.0	9	34.6	8	33.3	10	40.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	20	26.7	5	19.2	7	29.2	8	32.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	18	24.0	6	23.1	7	29.2	5	20.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	22	29.3	5	19.2	8	33.3	9	36.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	21	28.0	7	26.9	6	25.0	8	32.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	22	29.3	6	23.1	8	33.3	8	32.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	18	24.0	6	23.1	4	16.7	8	32.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	9	12.0	5	19.2	2	8.3	2	8.0

(v)製品化開発段階/協議

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	9	12.0	3	11.5	2	8.3	4	16.0
共同出願における持分比率	14	18.7	5	19.2	3	12.5	6	24.0
特許の出願や出願時期等の判断	26	34.7	6	23.1	10	41.7	10	40.0
外国出願における出願対象国	24	32.0	7	26.9	9	37.5	8	32.0
独占的实施における実施条件や対価条件	22	29.3	5	19.2	9	37.5	8	32.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	18	24.0	6	23.1	3	12.5	9	36.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	22	29.3	4	15.4	11	45.8	7	28.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	16	21.3	3	11.5	7	29.2	6	24.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	23	30.7	6	23.1	8	33.3	9	36.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	16	21.3	4	15.4	6	25.0	6	24.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	22	29.3	4	15.4	4	16.7	14	56.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	15	20.0	5	19.2	5	20.8	5	20.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	8	10.7	6	23.1	1	4.2	1	4.0

(vi)製品化開発段階/具体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	13	17.3	5	19.2	3	12.5	5	20.0
共同出願における持分比率	21	28.0	6	23.1	7	29.2	8	32.0
特許の出願や出願時期等の判断	23	30.7	3	11.5	8	33.3	12	48.0
外国出願における出願対象国	22	29.3	5	19.2	12	50.0	5	20.0
独占的实施における実施条件や対価条件	25	33.3	9	34.6	7	29.2	9	36.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	34	45.3	10	38.5	12	50.0	12	48.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	23	30.7	9	34.6	8	33.3	6	24.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	26	34.7	8	30.8	9	37.5	9	36.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	22	29.3	6	23.1	8	33.3	8	32.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	28	37.3	10	38.5	9	37.5	9	36.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	15	20.0	1	3.8	5	20.8	9	36.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	17	22.7	2	7.7	5	20.8	10	40.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	5	6.7	3	11.5	1	4.2	1	4.0

(vii)パイロットスケール段階/協議

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	7	9.3	1	3.8	2	8.3	4	16.0
共同出願における持分比率	16	21.3	5	19.2	3	12.5	8	32.0
特許の出願や出願時期等の判断	12	16.0	3	11.5	2	8.3	7	28.0
外国出願における出願対象国	20	26.7	5	19.2	9	37.5	6	24.0
独占的实施における実施条件や対価条件	17	22.7	5	19.2	7	29.2	5	20.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	21	28.0	6	23.1	5	20.8	10	40.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	15	20.0	5	19.2	6	25.0	4	16.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	13	17.3	2	7.7	5	20.8	6	24.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	27	36.0	9	34.6	10	41.7	8	32.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	12	16.0	4	15.4	2	8.3	6	24.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	16	21.3	6	23.1	6	25.0	4	16.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	14	18.7	5	19.2	3	12.5	6	24.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	14	18.7	6	23.1	4	16.7	4	16.0

(viii)パイロットスケール段階/具体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	11	14.7	3	11.5	2	8.3	6	24.0
共同出願における持分比率	13	17.3	5	19.2	3	12.5	5	20.0
特許の出願や出願時期等の判断	18	24.0	5	19.2	7	29.2	6	24.0
外国出願における出願対象国	22	29.3	7	26.9	5	20.8	10	40.0
独占的实施における実施条件や対価条件	14	18.7	6	23.1	2	8.3	6	24.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	25	33.3	8	30.8	8	33.3	9	36.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	20	26.7	9	34.6	3	12.5	8	32.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	20	26.7	8	30.8	6	25.0	6	24.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	22	29.3	6	23.1	8	33.3	8	32.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	20	26.7	4	15.4	5	20.8	11	44.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	20	26.7	7	26.9	6	25.0	7	28.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	13	17.3	2	7.7	3	12.5	8	32.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	10	13.3	5	19.2	3	12.5	2	8.0

(ix) 量産・事業化段階/協議

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	10	13.3	1	3.8	3	12.5	6	24.0
共同出願における持分比率	11	14.7	2	7.7	5	20.8	4	16.0
特許の出願や出願時期等の判断	17	22.7	5	19.2	2	8.3	10	40.0
外国出願における出願対象国	11	14.7	1	3.8	3	12.5	7	28.0
独占的实施における実施条件や対価条件	13	17.3	4	15.4	5	20.8	4	16.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	18	24.0	1	3.8	7	29.2	10	40.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	17	22.7	3	11.5	5	20.8	9	36.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	13	17.3	2	7.7	3	12.5	8	32.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	17	22.7	2	7.7	5	20.8	10	40.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	20	26.7	5	19.2	8	33.3	7	28.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	19	25.3	7	26.9	3	12.5	9	36.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	15	20.0	2	7.7	5	20.8	8	32.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	21	28.0	11	42.3	7	29.2	3	12.0

(x) 量産・事業化段階/具体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
共同出願とするか否か	8	10.7	3	11.5	2	8.3	3	12.0
共同出願における持分比率	12	16.0	3	11.5	0	0.0	9	36.0
特許の出願や出願時期等の判断	14	18.7	7	26.9	3	12.5	4	16.0
外国出願における出願対象国	15	20.0	5	19.2	6	25.0	4	16.0
独占的实施における実施条件や対価条件	19	25.3	7	26.9	4	16.7	8	32.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	18	24.0	4	15.4	3	12.5	11	44.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	15	20.0	6	23.1	1	4.2	8	32.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	21	28.0	6	23.1	5	20.8	10	40.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	18	24.0	6	23.1	4	16.7	8	32.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	12	16.0	2	7.7	2	8.3	8	32.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	18	24.0	5	19.2	4	16.7	9	36.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	16	21.3	4	15.4	5	20.8	7	28.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	21	28.0	9	34.6	10	41.7	2	8.0

問 9. 国内の企業との共同研究等において、企業から契約書雛形の変更要請など契約交渉時に主張が異なる事項はどのようなことですか。共同研究と受託研究のそれぞれについて、企業から変更・協議要請が最も多い項目に「○」、よく変更・協議要請がある項目に「✓」をつけて下さい。

(1) 共同研究/よく変更・協議要請がある項目

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	65	100.0	24	100.0	23	100.0	18	100.0
共同出願とするか否か	39	60.0	13	54.2	17	73.9	9	50.0
共同出願における持分比率	45	69.2	16	66.7	18	78.3	11	61.1
特許の出願や出願時期等の判断	47	72.3	16	66.7	17	73.9	14	77.8
外国出願における出願対象国	36	55.4	11	45.8	16	69.6	9	50.0
独占的实施における実施条件や対価条件	39	60.0	11	45.8	18	78.3	10	55.6
非独占的实施における実施条件や対価条件	33	50.8	13	54.2	14	60.9	6	33.3
特許の出願や維持にかかる費用負担	36	55.4	13	54.2	15	65.2	8	44.4
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	33	50.8	8	33.3	15	65.2	10	55.6
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	29	44.6	10	41.7	12	52.2	7	38.9
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	29	44.6	11	45.8	10	43.5	8	44.4
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	30	46.2	10	41.7	12	52.2	8	44.4
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	23	35.4	6	25.0	11	47.8	6	33.3
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	4	6.2	3	12.5	0	0.0	1	5.6

(2) 共同研究/最も多い項目

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	65	100.0	24	100.0	23	100.0	18	100.0
共同出願とするか否か	1	1.5	1	4.2	0	0.0	0	0.0
共同出願における持分比率	12	18.5	2	8.3	5	21.7	5	27.8
特許の出願や出願時期等の判断	12	18.5	6	25.0	5	21.7	1	5.6
外国出願における出願対象国	3	4.6	1	4.2	1	4.3	1	5.6
独占的实施における実施条件や対価条件	12	18.5	4	16.7	3	13.0	5	27.8
非独占的实施における実施条件や対価条件	3	4.6	2	8.3	1	4.3	0	0.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	11	16.9	4	16.7	4	17.4	3	16.7
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	2	3.1	0	0.0	0	0.0	2	11.1
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	2	3.1	0	0.0	2	8.7	0	0.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第三者への実施許諾に対する条件（許諾先、実施料や配分など）	1	1.5	0	0.0	1	4.3	0	0.0
大学等の研究活動として研究成果の発表など活用可能な時期・範囲	2	3.1	1	4.2	1	4.3	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	4	6.2	3	12.5	0	0.0	1	5.6

(3)受託研究/よく変更・協議要請がある項目

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	55	100.0	21	100.0	22	100.0	12	100.0
共同出願とするか否か	33	60.0	11	52.4	16	72.7	6	50.0
共同出願における持分比率	34	61.8	10	47.6	16	72.7	8	66.7
特許の出願や出願時期等の判断	38	69.1	11	52.4	19	86.4	8	66.7
外国出願における出願対象国	27	49.1	9	42.9	11	50.0	7	58.3
独占的实施における実施条件や対価条件	33	60.0	11	52.4	17	77.3	5	41.7
非独占的实施における実施条件や対価条件	28	50.9	10	47.6	13	59.1	5	41.7
特許の出願や維持にかかる費用負担	25	45.5	10	47.6	10	45.5	5	41.7
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	32	58.2	10	47.6	14	63.6	8	66.7
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	25	45.5	5	23.8	13	59.1	7	58.3
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	20	36.4	5	23.8	8	36.4	7	58.3
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	21	38.2	9	42.9	6	27.3	6	50.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	17	30.9	5	23.8	7	31.8	5	41.7
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	4	7.3	3	14.3	1	4.5	0	0.0

(4)受託研究/最も多い項目

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	55	100.0	21	100.0	22	100.0	12	100.0
共同出願とするか否か	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
共同出願における持分比率	7	12.7	0	0.0	6	27.3	1	8.3
特許の出願や出願時期等の判断	12	21.8	6	28.6	3	13.6	3	25.0
外国出願における出願対象国	2	3.6	2	9.5	0	0.0	0	0.0
独占的实施における実施条件や対価条件	9	16.4	3	14.3	5	22.7	1	8.3
非独占的实施における実施条件や対価条件	2	3.6	1	4.8	0	0.0	1	8.3
特許の出願や維持にかかる費用負担	9	16.4	3	14.3	3	13.6	3	25.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	5	9.1	0	0.0	2	9.1	3	25.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	2	3.6	1	4.8	1	4.5	0	0.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	1	1.8	1	4.8	0	0.0	0	0.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	2	3.6	1	4.8	1	4.5	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	4	7.3	3	14.3	1	4.5	0	0.0

問 10. 日本企業との共同研究等において、企業から契約書雛形の変更要請など契約交渉時に主張が異なる事項はどのようなことですか。共同研究と受託研究のそれぞれについて、企業から変更・協議要請が最も多い項目に「○」、よく変更・協議要請がある項目に「✓」をつけて下さい。

(1) 共同研究/よく変更・協議要請がある項目

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	34	100.0	10	100.0	16	100.0	8	100.0
共同出願とするか否か	20	58.8	6	60.0	12	75.0	2	25.0
共同出願における持分比率	24	70.6	5	50.0	13	81.3	6	75.0
特許の出願や出願時期等の判断	19	55.9	4	40.0	13	81.3	2	25.0
外国出願における出願対象国	23	67.6	6	60.0	11	68.8	6	75.0
独占的实施における実施条件や対価条件	18	52.9	4	40.0	11	68.8	3	37.5
非独占的实施における実施条件や対価条件	21	61.8	5	50.0	11	68.8	5	62.5
特許の出願や維持にかかる費用負担	24	70.6	6	60.0	14	87.5	4	50.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	12	35.3	3	30.0	7	43.8	2	25.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	17	50.0	3	30.0	10	62.5	4	50.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	17	50.0	3	30.0	11	68.8	3	37.5
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	16	47.1	6	60.0	7	43.8	3	37.5
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	8	23.5	3	30.0	5	31.3	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	2	5.9	1	10.0	1	6.3	0	0.0

(2) 共同研究/最も多い項目

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	34	100.0	10	100.0	16	100.0	8	100.0
共同出願とするか否か	1	2.9	0	0.0	1	6.3	0	0.0
共同出願における持分比率	2	5.9	1	10.0	1	6.3	0	0.0
特許の出願や出願時期等の判断	8	23.5	1	10.0	6	37.5	1	12.5
外国出願における出願対象国	1	2.9	0	0.0	0	0.0	1	12.5
独占的实施における実施条件や対価条件	4	11.8	1	10.0	2	12.5	1	12.5
非独占的实施における実施条件や対価条件	5	14.7	1	10.0	1	6.3	3	37.5
特許の出願や維持にかかる費用負担	9	26.5	3	30.0	4	25.0	2	25.0
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	1	2.9	1	10.0	0	0.0	0	0.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	1	2.9	1	10.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	2	5.9	1	10.0	1	6.3	0	0.0

(3) 受託研究/よく変更・協議要請がある項目

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	33	100.0	9	100.0	12	100.0	12	100.0
共同出願とするか否か	17	51.5	4	44.4	9	75.0	4	33.3
共同出願における持分比率	23	69.7	6	66.7	9	75.0	8	66.7
特許の出願や出願時期等の判断	22	66.7	5	55.6	12	100.0	5	41.7
外国出願における出願対象国	20	60.6	5	55.6	8	66.7	7	58.3
独占的实施における実施条件や対価条件	14	42.4	3	33.3	7	58.3	4	33.3
非独占的实施における実施条件や対価条件	21	63.6	5	55.6	10	83.3	6	50.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	20	60.6	4	44.4	9	75.0	7	58.3
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	16	48.5	2	22.2	9	75.0	5	41.7
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	16	48.5	5	55.6	5	41.7	6	50.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	11	33.3	1	11.1	7	58.3	3	25.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	16	48.5	6	66.7	5	41.7	5	41.7
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	8	24.2	2	22.2	4	33.3	2	16.7
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	2	6.1	2	22.2	0	0.0	0	0.0

(4) 受託研究/最も多い項目

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	33	100.0	9	100.0	12	100.0	12	100.0
共同出願とするか否か	2	6.1	1	11.1	0	0.0	1	8.3
共同出願における持分比率	2	6.1	1	11.1	0	0.0	1	8.3
特許の出願や出願時期等の判断	5	15.2	2	22.2	2	16.7	1	8.3
外国出願における出願対象国	5	15.2	1	11.1	1	8.3	3	25.0
独占的实施における実施条件や対価条件	6	18.2	0	0.0	3	25.0	3	25.0
非独占的实施における実施条件や対価条件	2	6.1	1	11.1	1	8.3	0	0.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	6	18.2	1	11.1	3	25.0	2	16.7
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	2	6.1	0	0.0	1	8.3	1	8.3
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	1	3.0	0	0.0	1	8.3	0	0.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	2	6.1	2	22.2	0	0.0	0	0.0

問 11. その他外国企業との共同研究等において、企業から契約書雛形の変更要請など契約交渉時に主張が異なる事項はどのようなことですか。共同研究と受託研究のそれぞれについて、企業から変更・協議要請が最も多い項目に「○」、よく変更・協議要請がある項目に「✓」をつけて下さい。

(1) 共同研究/よく変更・協議要請がある項目

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	38	100.0	13	100.0	14	100.0	11	100.0
共同出願とするか否か	27	71.1	8	61.5	14	100.0	5	45.5
共同出願における持分比率	29	76.3	10	76.9	12	85.7	7	63.6
特許の出願や出願時期等の判断	26	68.4	8	61.5	12	85.7	6	54.5
外国出願における出願対象国	25	65.8	6	46.2	10	71.4	9	81.8
独占的实施における実施条件や対価条件	28	73.7	11	84.6	12	85.7	5	45.5
非独占的实施における実施条件や対価条件	26	68.4	7	53.8	11	78.6	8	72.7
特許の出願や維持にかかる費用負担	27	71.1	8	61.5	11	78.6	8	72.7
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	23	60.5	5	38.5	11	78.6	7	63.6
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	16	42.1	4	30.8	7	50.0	5	45.5
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	20	52.6	6	46.2	9	64.3	5	45.5
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	20	52.6	6	46.2	8	57.1	6	54.5
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	14	36.8	3	23.1	8	57.1	3	27.3
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(2) 共同研究/最も多い項目

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	38	100.0	13	100.0	14	100.0	11	100.0
共同出願とするか否か	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
共同出願における持分比率	4	10.5	2	15.4	1	7.1	1	9.1
特許の出願や出願時期等の判断	7	18.4	3	23.1	3	21.4	1	9.1
外国出願における出願対象国	5	13.2	2	15.4	2	14.3	1	9.1
独占的实施における実施条件や対価条件	6	15.8	2	15.4	2	14.3	2	18.2
非独占的实施における実施条件や対価条件	1	2.6	0	0.0	0	0.0	1	9.1
特許の出願や維持にかかる費用負担	8	21.1	2	15.4	4	28.6	2	18.2
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	3	7.9	1	7.7	1	7.1	1	9.1
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	2	5.3	0	0.0	1	7.1	1	9.1
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	1	2.6	0	0.0	0	0.0	1	9.1
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	1	2.6	1	7.7	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(3)受託研究/よく変更・協議要請がある項目

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	39	100.0	15	100.0	13	100.0	11	100.0
共同出願とするか否か	24	61.5	8	53.3	12	92.3	4	36.4
共同出願における持分比率	23	59.0	6	40.0	11	84.6	6	54.5
特許の出願や出願時期等の判断	27	69.2	10	66.7	11	84.6	6	54.5
外国出願における出願対象国	21	53.8	6	40.0	9	69.2	6	54.5
独占的实施における実施条件や対価条件	23	59.0	7	46.7	11	84.6	5	45.5
非独占的实施における実施条件や対価条件	22	56.4	9	60.0	8	61.5	5	45.5
特許の出願や維持にかかる費用負担	26	66.7	8	53.3	12	92.3	6	54.5
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	21	53.8	5	33.3	10	76.9	6	54.5
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	21	53.8	6	40.0	6	46.2	9	81.8
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	21	53.8	8	53.3	8	61.5	5	45.5
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	20	51.3	8	53.3	5	38.5	7	63.6
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	11	28.2	2	13.3	6	46.2	3	27.3
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	2	5.1	1	6.7	0	0.0	1	9.1

(4)受託研究/最も多い項目

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	39	100.0	15	100.0	13	100.0	11	100.0
共同出願とするか否か	2	5.1	0	0.0	1	7.7	1	9.1
共同出願における持分比率	6	15.4	1	6.7	5	38.5	0	0.0
特許の出願や出願時期等の判断	7	17.9	5	33.3	2	15.4	0	0.0
外国出願における出願対象国	3	7.7	0	0.0	2	15.4	1	9.1
独占的实施における実施条件や対価条件	6	15.4	2	13.3	2	15.4	2	18.2
非独占的实施における実施条件や対価条件	3	7.7	2	13.3	1	7.7	0	0.0
特許の出願や維持にかかる費用負担	6	15.4	3	20.0	0	0.0	3	27.3
独占的实施もしくは非独占的实施に関する期間	2	5.1	0	0.0	0	0.0	2	18.2
独占的实施もしくは非独占的实施の判断に関する優先交渉権の期間	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第三者への実施許諾に対する同意の必要性	1	2.6	0	0.0	0	0.0	1	9.1
第三者への実施許諾に対する条件 (許諾先、実施料や配分など)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大学等の研究活動として研究成果の発表 など活用可能な時期・範囲	1	2.6	1	6.7	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	2	5.1	1	6.7	0	0.0	1	9.1

問 12. 貴機関では、企業との共有特許が発生した場合、第三者への実施許諾はどのような対応をとられていますか。当てはまるもの全てに「✓」をつけて下さい。

	【国別】							
	全体		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
企業が独占的实施を選択した場合、所定期間を過ぎても、企業が正当な理由なく実施をしない場合には、貴機関は第三者に実施許諾できることを加えている	45	60.0	15	57.7	17	70.8	13	52.0
企業が独占的实施を選択しない場合、相手方の同意なく（通知のみ）第三者へ実施許諾できるとしている	42	56.0	13	50.0	14	58.3	15	60.0
企業が独占的实施を選択しない場合、貴機関の持分について、第三者から実施許諾及び譲渡の要請があった時には、第三者に優先的に独占的实施もしくは権利譲渡するとしている	22	29.3	7	26.9	9	37.5	6	24.0
企業が独占的实施を選択しない場合、企業の同意のもと実施許諾できるとしている（特段の定めを行っていない）	24	32.0	7	26.9	8	33.3	9	36.0
第三者機関に権利を譲渡し、当該機関が実施許諾の判断を行っている	7	9.3	3	11.5	1	4.2	3	12.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当なし	3	4.0	2	7.7	1	4.2	0	0.0

問 13-1. 貴機関において、企業との共有特許でかつ非独占的实施権を有する特許について、第三者への実施許諾や持分譲渡を行う際に、相手方（共同権利者）の同意を求める必要はどの程度ありますか。当てはまるもの一つに○を付けて下さい。

	【国別】							
	全体		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
常に必要である	15	20.0	3	11.5	3	12.5	9	36.0
契約で定めがある場合に限り必要である	46	61.3	16	61.5	17	70.8	13	52.0
制度上不要であり、通常は同意を求めている	8	10.7	4	15.4	2	8.3	2	8.0
第三者機関に権利を移転しており、当該機関が判断するため同意の必要は生じない	3	4.0	1	3.8	1	4.2	1	4.0
対象となる特許がない	3	4.0	2	7.7	1	4.2	0	0.0

問 13-2. 貴機関において、企業との共有特許でかつ非独占的实施権を有する特許について、貴機関から第三者への実施許諾や、第三者への持分譲渡に関する要請など、企業の同意を求めるような機会は多いですか。当てはまるもの一つ選んで「○」でご回答下さい。

	全体		【国別】		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	61	100.0	19	100.0	20	100.0	22	100.0		
よくある	9	14.8	2	10.5	3	15.0	4	18.2		
時々ある	43	70.5	16	84.2	16	80.0	11	50.0		
ほとんどない	9	14.8	1	5.3	1	5.0	7	31.8		
全くない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		

問 13-3. 貴機関から第三者への実施許諾や持分の譲渡に関する要請をした際に、企業は同意する場合が多いですか。当てはまるものを一つ選んで「○」でご回答ください。また、同意される条件とはどのようなケースがございますか。差し支えない範囲でご回答下さい。

	全体		【国別】		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	52	100.0	18	100.0	19	100.0	15	100.0		
同意することが多い	4	7.7	0	0.0	2	10.5	2	13.3		
どちらかといえば同意することが多い	39	75.0	16	88.9	15	78.9	8	53.3		
どちらかといえば同意しないことが多い	9	17.3	2	11.1	2	10.5	5	33.3		
同意しないことが多い	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		

問 13-4. 企業の同意が得られなかった理由として、どのようなケースが多いですか。最も多い項目に「○」、よくある項目に「✓」をつけて下さい。

(1) よくある項目

	全体		【国別】		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	9	100.0	2	100.0	2	100.0	5	100.0		
契約に不実施時の取扱い条項を定めていなかったため	6	66.7	2	100.0	2	100.0	2	40.0		
契約条項の文言が抽象的・曖昧であったため（実施要件の定義不足など）	7	77.8	2	100.0	1	50.0	4	80.0		
実施許諾先である第三者が特許を共有している企業の競合に該当したため	8	88.9	2	100.0	1	50.0	5	100.0		
実施許諾先である第三者への実施料の設定や実施許諾した際の収益配分比率などで特許を共有している企業と合意できなかったため	4	44.4	1	50.0	2	100.0	1	20.0		
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		

(2)最も多い項目

	【国別】							
	全体		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	9	100.0	2	100.0	2	100.0	5	100.0
契約に不実施時の取扱い条項を定めていなかったため	1	11.1	0	0.0	0	0.0	1	20.0
契約条項の文言が抽象的・曖昧であったため（実施要件の定義不足など）	3	33.3	1	50.0	0	0.0	2	40.0
実施許諾先である第三者が特許を共有している企業の競合に該当したため	4	44.4	1	50.0	1	50.0	2	40.0
実施許諾先である第三者への実施料の設定や実施許諾した際の収益配分比率などで特許を共有している企業と合意できなかったため	1	11.1	0	0.0	1	50.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

問 14. 貴機関では、企業との共有特許でかつ貴機関が第三者への実施許諾が可能な場合、当該特許に係るライセンス活動はどのような対応をとっていますか。当てはまるもの全てに「✓」をつけて下さい。

(1) 企業の同意が不要な特許

	【国別】							
	全体		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
研究者に実施許諾先などを紹介してもらう	39	52.0	13	50.0	16	66.7	10	40.0
企業（共同研究等の相手方）に実施許諾先を紹介してもらう	37	49.3	12	46.2	12	50.0	13	52.0
貴機関自らが実施許諾先の発掘を行う	43	57.3	12	46.2	17	70.8	14	56.0
Webサイトなどに登録して公開している	38	50.7	13	50.0	9	37.5	16	64.0
TTO／TLO／SATTなど外部機関に委託している	23	30.7	8	30.8	12	50.0	3	12.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特に対応していない（第三者から引き合いがあれば対応する）	7	9.3	1	3.8	2	8.3	4	16.0
該当する特許を保有していない	6	8.0	5	19.2	1	4.2	0	0.0

(2) 企業の同意が必要な特許

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	49	100.0	-	-	24	100.0	25	100.0
研究者に実施許諾先などを紹介してもらう	25	51.0	-	-	15	62.5	10	40.0
企業（共同研究等の相手方）に実施許諾先を紹介してもらう	28	57.1	-	-	14	58.3	14	56.0
貴機関自らが実施許諾先の発掘を行う	32	65.3	-	-	15	62.5	17	68.0
Webサイトなどに登録して公開している	18	36.7	-	-	7	29.2	11	44.0
TTO／TLO／SATTなど外部機関に委託している	17	34.7	-	-	10	41.7	7	28.0
その他	5	10.2	-	-	3	12.5	2	8.0
特に対応していない（第三者から引き合いがあれば対応する）	1	2.0	-	-	1	4.2	0	0.0
該当する特許を保有していない	0	0.0	-	-	0	0.0	0	0.0

問 15. 貴機関が、企業との共有特許を第三者へ実施許諾するにあたって、企業の同意を必要とすることが阻害要因になっていると感じますか。当てはまるもの一つを選んで「○」をつけて下さい。（なお、制度上同意が不要な場合で、契約上も同意を求めている場合は「阻害要因になっていない」と回答ください）

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
とてもそう思う	1	1.3	0	0.0	0	0.0	1	4.0
そう思う	46	61.3	14	53.8	20	83.3	12	48.0
そう思わない	6	8.0	4	15.4	0	0.0	2	8.0
全く思わない	1	1.3	1	3.8	0	0.0	0	0.0
該当する特許を保有していない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
阻害要因になっていない	21	28.0	7	26.9	4	16.7	10	40.0

問 16-1. 貴機関では、企業との共有特許について、共同権利者である企業が実施する場合の実施料・対価をどのように定めていますか。企業が独占的实施権を得る場合、非独占的实施権を得る場合及び権利を譲渡する場合、それぞれで当てはまるもの全てに「✓」をつけて下さい。

(1) 企業が独占的实施権を得る場合

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
出願前（実施前）に一時金	27	36.0	10	38.5	5	20.8	12	48.0
実施化の成功報酬として一時金	47	62.7	14	53.8	20	83.3	13	52.0
実施化の成功報酬を一定期間、分割（年定額）	37	49.3	12	46.2	10	41.7	15	60.0
実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	45	60.0	11	42.3	19	79.2	15	60.0
一時金とランニング・ロイヤリティの双方	37	49.3	11	42.3	17	70.8	9	36.0
その他の方法	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
対価を定めていない	4	5.3	2	7.7	1	4.2	1	4.0

(2) 企業が非独占的实施権を得る場合

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
出願前（実施前）に一時金	10	13.3	6	23.1	3	12.5	1	4.0
実施化の成功報酬として一時金	30	40.0	11	42.3	6	25.0	13	52.0
実施化の成功報酬を一定期間、分割（年定額）	30	40.0	11	42.3	10	41.7	9	36.0
実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	40	53.3	12	46.2	16	66.7	12	48.0
一時金とランニング・ロイヤリティの双方	25	33.3	6	23.1	9	37.5	10	40.0
その他の方法	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
対価を定めていない	4	5.3	2	7.7	1	4.2	1	4.0

(3) 企業に大学が権利を譲渡する場合

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
譲渡時に一時金	40	53.3	12	46.2	17	70.8	11	44.0
当該特許の実施により得られた利益額に応じた実施料（ランニング・ロイヤリティ）	55	73.3	19	73.1	17	70.8	19	76.0
一時金とランニング・ロイヤリティの双方	44	58.7	15	57.7	17	70.8	12	48.0
その他の方法	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
対価を定めていない	4	5.3	2	7.7	1	4.2	1	4.0

(4) 独占的实施

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	4	100.0	2	100.0	1	100.0	1	100.0
企業が特許関係費用を負担しているため	1	25.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0
研究費の規模が小さいため	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
企業の同意なく、第三者への実施許諾を可能とする契約であるため	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
産学連携(共同研究等)を活性化したいため	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
制度上、対価規定は不要であるため	3	75.0	1	50.0	1	100.0	1	100.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(5) 非独占的实施

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	4	100.0	2	100.0	1	100.0	1	100.0
企業が特許関係費用を負担しているため	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
研究費の規模が小さいため	1	25.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0
企業の同意なく、第三者への実施許諾を可能とする契約であるため	2	50.0	1	50.0	1	100.0	0	0.0
産学連携(共同研究等)を活性化したいため	1	25.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
制度上、対価規定は不要であるため	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(6) 権利譲渡

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	4	100.0	2	100.0	1	100.0	1	100.0
企業が特許関係費用を負担しているため	1	25.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0
研究費の規模が小さいため	1	25.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0
企業の同意なく、第三者への実施許諾を可能とする契約であるため	2	50.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0
産学連携(共同研究等)を活性化したいため	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
制度上、対価規定は不要であるため	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

問 16-2. 共有特許の相手となる企業がスタートアップ企業である場合、実施料や譲渡条件などの対価設定を、大企業・中堅・中小企業と異なる方式としていますか。その場合、異なる点をご記入ください。

	全体		【国別】		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0		
同じ方式	52	69.3	20	76.9	17	70.8	15	60.0		
異なる方式	23	30.7	6	23.1	7	29.2	10	40.0		

問 17-1. 共同発明が生じた場合、共有特許を避けるための活動を行うことはあるか。

	全体		【国別】		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0		
ある	57	76.0	19	73.1	18	75.0	20	80.0		
ない	18	24.0	7	26.9	6	25.0	5	20.0		

問 17-2. 共同発明が生じた場合、共有特許を避けるためにどのような取扱いを行っていますか。当てはまるものに「✓」をつけて下さい。「その他」を選択した場合、その内容を差し支えない範囲でご回答ください。

	全体		【国別】		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	57	100.0	19	100.0	18	100.0	20	100.0		
一方の当事者に単独帰属させ、他方には実施権を付与する	33	57.9	8	42.1	14	77.8	11	55.0		
特定の第三者機関（TTO等）に成果を譲渡し、その機関が一元的に管理する	47	82.5	17	89.5	14	77.8	16	80.0		
成果を公開し、特許を出願しない	6	10.5	1	5.3	3	16.7	2	10.0		
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		

問 18. 貴機関において、発明の発掘から権利化や活用に至るまで、外部機関はどのように関与していますか。主に関与している機関（学内も含む）、補助的に関与している機関に「✓」をつけて下さい。
※該当するものがなければ、チェックはなしでお願いいたします。その他/主体的、その他/補助的内容に関して回答ください。

(1) 学内/主体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
発明発掘	46	61.3	15	57.7	17	70.8	14	56.0
発明届	40	53.3	13	50.0	13	54.2	14	56.0
学内審査	30	40.0	10	38.5	14	58.3	6	24.0
価値評価	14	18.7	1	3.8	1	4.2	12	48.0
先行技術調査	26	34.7	6	23.1	15	62.5	5	20.0
権利化支援	12	16.0	4	15.4	2	8.3	6	24.0
移転・譲渡先の探索	12	16.0	3	11.5	2	8.3	7	28.0
第三者への実施許諾交渉	18	24.0	4	15.4	3	12.5	11	44.0
実施料等の算定	11	14.7	3	11.5	2	8.3	6	24.0
契約書作成	9	12.0	2	7.7	3	12.5	4	16.0
実施許諾後の契約管理・モニタリング	14	18.7	3	11.5	4	16.7	7	28.0
該当なし	4	5.3	2	7.7	1	4.2	1	4.0

(2) 学内/補助的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
発明発掘	16	21.3	3	11.5	4	16.7	9	36.0
発明届	13	17.3	1	3.8	3	12.5	9	36.0
学内審査	20	26.7	7	26.9	3	12.5	10	40.0
価値評価	27	36.0	8	30.8	11	45.8	8	32.0
先行技術調査	17	22.7	6	23.1	4	16.7	7	28.0
権利化支援	15	20.0	3	11.5	6	25.0	6	24.0
移転・譲渡先の探索	26	34.7	6	23.1	12	50.0	8	32.0
第三者への実施許諾交渉	22	29.3	4	15.4	7	29.2	11	44.0
実施料等の算定	17	22.7	5	19.2	7	29.2	5	20.0
契約書作成	18	24.0	7	26.9	2	8.3	9	36.0
実施許諾後の契約管理・モニタリング	20	26.7	7	26.9	6	25.0	7	28.0
該当なし	6	8.0	3	11.5	2	8.3	1	4.0

(3) TT0・TL0/主体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
発明発掘	15	20.0	5	19.2	3	12.5	7	28.0
発明届	30	40.0	9	34.6	14	58.3	7	28.0
学内審査	33	44.0	10	38.5	12	50.0	11	44.0
価値評価	25	33.3	6	23.1	12	50.0	7	28.0
先行技術調査	26	34.7	7	26.9	7	29.2	12	48.0
権利化支援	27	36.0	8	30.8	9	37.5	10	40.0
移転・譲渡先の探索	33	44.0	10	38.5	12	50.0	11	44.0
第三者への実施許諾交渉	36	48.0	8	30.8	15	62.5	13	52.0
実施料等の算定	28	37.3	7	26.9	8	33.3	13	52.0
契約書作成	19	25.3	5	19.2	7	29.2	7	28.0
実施許諾後の契約管理・モニタリング	32	42.7	8	30.8	12	50.0	12	48.0
該当なし	2	2.7	1	3.8	0	0.0	1	4.0

(4) TT0・TL0/補助的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
発明発掘	27	36.0	6	23.1	13	54.2	8	32.0
発明届	17	22.7	4	15.4	4	16.7	9	36.0
学内審査	19	25.3	7	26.9	7	29.2	5	20.0
価値評価	12	16.0	3	11.5	5	20.8	4	16.0
先行技術調査	18	24.0	5	19.2	6	25.0	7	28.0
権利化支援	19	25.3	4	15.4	8	33.3	7	28.0
移転・譲渡先の探索	25	33.3	7	26.9	8	33.3	10	40.0
第三者への実施許諾交渉	19	25.3	11	42.3	3	12.5	5	20.0
実施料等の算定	16	21.3	6	23.1	3	12.5	7	28.0
契約書作成	17	22.7	3	11.5	5	20.8	9	36.0
実施許諾後の契約管理・モニタリング	14	18.7	4	15.4	6	25.0	4	16.0
該当なし	2	2.7	1	3.8	1	4.2	0	0.0

(5) 外部知財専門家/主体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
発明発掘	13	17.3	3	11.5	3	12.5	7	28.0
発明届	10	13.3	4	15.4	1	4.2	5	20.0
学内審査	17	22.7	4	15.4	6	25.0	7	28.0
価値評価	17	22.7	4	15.4	4	16.7	9	36.0
先行技術調査	13	17.3	4	15.4	4	16.7	5	20.0
権利化支援	21	28.0	5	19.2	9	37.5	7	28.0
移転・譲渡先の探索	19	25.3	7	26.9	5	20.8	7	28.0
第三者への実施許諾交渉	15	20.0	4	15.4	4	16.7	7	28.0
実施料等の算定	8	10.7	0	0.0	2	8.3	6	24.0
契約書作成	10	13.3	2	7.7	4	16.7	4	16.0
実施許諾後の契約管理・モニタリング	18	24.0	4	15.4	1	4.2	13	52.0
該当なし	5	6.7	2	7.7	1	4.2	2	8.0

(6) 外部知財専門家/補助的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
発明発掘	11	14.7	1	3.8	3	12.5	7	28.0
発明届	12	16.0	4	15.4	2	8.3	6	24.0
学内審査	13	17.3	2	7.7	4	16.7	7	28.0
価値評価	17	22.7	2	7.7	9	37.5	6	24.0
先行技術調査	25	33.3	6	23.1	10	41.7	9	36.0
権利化支援	18	24.0	4	15.4	7	29.2	7	28.0
移転・譲渡先の探索	21	28.0	9	34.6	3	12.5	9	36.0
第三者への実施許諾交渉	20	26.7	4	15.4	7	29.2	9	36.0
実施料等の算定	17	22.7	3	11.5	5	20.8	9	36.0
契約書作成	7	9.3	1	3.8	0	0.0	6	24.0
実施許諾後の契約管理・モニタリング	10	13.3	2	7.7	2	8.3	6	24.0
該当なし	6	8.0	3	11.5	2	8.3	1	4.0

(7) 外部法律専門家/主体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
発明発掘	5	6.7	0	0.0	1	4.2	4	16.0
発明届	10	13.3	0	0.0	3	12.5	7	28.0
学内審査	17	22.7	7	26.9	3	12.5	7	28.0
価値評価	10	13.3	4	15.4	2	8.3	4	16.0
先行技術調査	15	20.0	4	15.4	5	20.8	6	24.0
権利化支援	13	17.3	7	26.9	5	20.8	1	4.0
移転・譲渡先の探索	15	20.0	5	19.2	3	12.5	7	28.0
第三者への実施許諾交渉	27	36.0	6	23.1	8	33.3	13	52.0
実施料等の算定	20	26.7	6	23.1	10	41.7	4	16.0
契約書作成	20	26.7	4	15.4	5	20.8	11	44.0
実施許諾後の契約管理・モニタリング	14	18.7	5	19.2	3	12.5	6	24.0
該当なし	6	8.0	2	7.7	1	4.2	3	12.0

(8) 外部法律専門家/補助的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
発明発掘	9	12.0	2	7.7	3	12.5	4	16.0
発明届	7	9.3	0	0.0	3	12.5	4	16.0
学内審査	17	22.7	5	19.2	4	16.7	8	32.0
価値評価	12	16.0	6	23.1	3	12.5	3	12.0
先行技術調査	11	14.7	3	11.5	0	0.0	8	32.0
権利化支援	10	13.3	1	3.8	5	20.8	4	16.0
移転・譲渡先の探索	21	28.0	7	26.9	6	25.0	8	32.0
第三者への実施許諾交渉	27	36.0	8	30.8	8	33.3	11	44.0
実施料等の算定	18	24.0	4	15.4	7	29.2	7	28.0
契約書作成	25	33.3	9	34.6	8	33.3	8	32.0
実施許諾後の契約管理・モニタリング	14	18.7	1	3.8	6	25.0	7	28.0
該当なし	3	4.0	2	7.7	1	4.2	0	0.0

(9) その他/主体的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	-	-	-	-	-	-	-	-
発明発掘	-	-	-	-	-	-	-	-
発明届	-	-	-	-	-	-	-	-
学内審査	-	-	-	-	-	-	-	-
価値評価	-	-	-	-	-	-	-	-
先行技術調査	-	-	-	-	-	-	-	-
権利化支援	-	-	-	-	-	-	-	-
移転・譲渡先の探索	-	-	-	-	-	-	-	-
第三者への実施許諾交渉	-	-	-	-	-	-	-	-
実施料等の算定	-	-	-	-	-	-	-	-
契約書作成	-	-	-	-	-	-	-	-
実施許諾後の契約管理・モニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-
該当なし	-	-	-	-	-	-	-	-

(10) その他/補助的

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	-	-	-	-	-	-	-	-
発明発掘	-	-	-	-	-	-	-	-
発明届	-	-	-	-	-	-	-	-
学内審査	-	-	-	-	-	-	-	-
価値評価	-	-	-	-	-	-	-	-
先行技術調査	-	-	-	-	-	-	-	-
権利化支援	-	-	-	-	-	-	-	-
移転・譲渡先の探索	-	-	-	-	-	-	-	-
第三者への実施許諾交渉	-	-	-	-	-	-	-	-
実施料等の算定	-	-	-	-	-	-	-	-
契約書作成	-	-	-	-	-	-	-	-
実施許諾後の契約管理・モニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-
該当なし	-	-	-	-	-	-	-	-

問 19. 貴機関では、研究者や産学連携担当者を対象に、契約書雛形の使い方や留意すべき事項など、企業との契約に関して理解を促進する取組は行っていますか。また、今後、行いたい取組はございますか。それぞれ当てはまるもの全てに「✓」をつけて下さい。

(1)実施済

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
契約書雛形に関する逐条解説を提示している	47	62.7	18	69.2	14	58.3	15	60.0
どのような研究形態や契約条件が望ましいか、選定基準となるチェック項目や留意点などをマニュアルやガイドラインを提示している	52	69.3	17	65.4	20	83.3	15	60.0
学内向けサイト等にFAQなどを提示している	48	64.0	18	69.2	12	50.0	18	72.0
発明届出時など、その都度、相談を受けるようにしている	42	56.0	10	38.5	19	79.2	13	52.0
知的財産権の取扱や契約等に関して、説明会などを開催している	39	52.0	11	42.3	15	62.5	13	52.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(2)今後取り組みたい（継続も含む）

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
契約書雛形に関する逐条解説を提示している	17	100.0	5	19.2	9	37.5	3	12.0
どのような研究形態や契約条件が望ましいか、選定基準となるチェック項目や留意点などをマニュアルやガイドラインを提示している	43	100.0	16	61.5	13	54.2	14	56.0
学内向けサイト等にFAQなどを提示している	34	100.0	10	38.5	11	45.8	13	52.0
発明届出時など、その都度、相談を受けるようにしている	34	100.0	10	38.5	11	45.8	13	52.0
知的財産権の取扱や契約等に関して、説明会などを開催している	21	100.0	7	26.9	9	37.5	5	20.0
その他	0	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

問 20. 共同研究等の成果の取扱いについて、共有特許に関する貴国の法制度（共同所有に関する規定）によって、契約や運用では解決できない課題はありますか。その課題と理由について差し支えない範囲でご回答ください。

	全体		【国別】		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0		
ある	22	29.3	8	30.8	6	25.0	8	32.0		
ない	53	70.7	18	69.2	18	75.0	17	68.0		

問 21. 外国企業との共同研究等の成果の取扱いについて、当該外国と貴国との法制度との違いから生じる、契約や運用では解決できない課題はありますか。その課題と理由について差し支えない範囲でご回答ください。

	全体		【国別】		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0		
ある	17	22.7	6	23.1	4	16.7	7	28.0		
ない	52	69.3	17	65.4	17	70.8	18	72.0		
外国企業との共同研究等の実績がない	6	8.0	3	11.5	3	12.5	0	0.0		

問 22-1. 貴機関において、共同研究等の成果について、貴機関等もしくは企業のいずれかに権利を帰属させ、相手方には、独占的実施権や非独占的実施権を与えることにより、権利を単純化するような運用はなされていますか。

	全体		【国別】		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0		
一方に権利を帰属する運用になっている	10	13.3	5	19.2	4	16.7	1	4.0		
テーマによっては、一方に権利を帰属する運用になっている	57	76.0	18	69.2	19	79.2	20	80.0		
一方に権利を帰属する運用にはなっていない	8	10.7	3	11.5	1	4.2	4	16.0		

問 22-2. 共同研究等の成果を貴機関もしくは共同研究相手の企業のいずれかに権利を帰属させる上で、貴機関において課題になっている項目はありますか。貴機関と企業に帰属させる場合それぞれで、最も課題になるもの一つ選んで「○」、課題となるもの全てに「✓」をつけて下さい。

(1)企業帰属/課題となるもの

	【国別】							
	全体		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	10	100.0	5	100.0	4	100.0	1	100.0
出願前に相手方へ一定の支払が生じている (研究から収益を得る前に費用が発生する)	4	40.0	2	40.0	2	50.0	0	0.0
出願前(権利化後)に当該発明(特許)の 価値の算定が困難なため、譲渡額や実施料 等の決定において協議が難航している	5	50.0	2	40.0	2	50.0	1	100.0
上記のほかに権利を単願にするための交渉 が必要となり、契約段階で時間を要する	8	80.0	3	60.0	4	100.0	1	100.0
貴機関等の研究活動の継続に支障が生じて いる	2	20.0	1	20.0	0	0.0	1	100.0
発明者が出願人ではないため、研究担当 者及び所属部署の内部評価に影響がある	5	50.0	2	40.0	2	50.0	1	100.0
出願前の譲渡は出願件数が少なくなるた め、貴機関の第三者からの評価に影響が ある	7	70.0	3	60.0	4	100.0	0	0.0
実施許諾先や譲渡先の探索など、技術移転 活動が円滑に進まなくなっている	3	30.0	1	20.0	2	50.0	0	0.0
共同研究成果が第三者へ実施許諾された際 に、適切な収益分配の確保が困難になっ ている(単独帰属にした際に、相手への収益 分配を行う契約や実務は困難)	4	40.0	2	40.0	2	50.0	0	0.0
共同研究成果の事業化を通じた社会実装が 遅延する	2	20.0	1	20.0	1	25.0	0	0.0
共同研究成果を侵害している第三者に対す る適切な権利行使が困難になる	2	20.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	1	10.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0

(2)企業帰属/うち重要課題

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	10	100.0	5	100.0	4	100.0	1	100.0
出願前に相手方へ一定の支払が生じている (研究から収益を得る前に費用が発生する)	1	10.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0
出願前(権利化後)に当該発明(特許)の 価値の算定が困難なため、譲渡額や実施料 等の決定において協議が難航している	1	10.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
上記のほかに権利を単願にするための交渉 が必要となり、契約段階で時間を要する	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
貴機関等の研究活動の継続に支障が生じて いる	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
発明者だが出願人ではないため、研究担当 者及び所属部署の内部評価に影響がある	1	10.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0
出願前の譲渡は出願件数が少なくなるた め、貴機関の第三者からの評価に影響が ある	5	50.0	2	40.0	3	75.0	0	0.0
実施許諾先や譲渡先の探索など、技術移転 活動が円滑に進まなくなっている	1	10.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0
共同研究成果が第三者へ実施許諾された際 に、適切な収益分配の確保が困難になっ ている(単独帰属にした際に、相手への収益 分配を行う契約や実務は困難)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
共同研究成果の事業化を通じた社会実装が 遅延する	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
共同研究成果を侵害している第三者に対す る適切な権利行使が困難になる	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	1	10.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0

(3)大学帰属（第三者機関含む）/課題となるもの

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	10	100.0	5	100.0	4	100.0	1	100.0
出願前に相手方へ一定の支払が生じている （研究から収益を得る前に費用が発生する）	3	30.0	1	20.0	2	50.0	0	0.0
出願前（権利化後）に当該発明（特許）の 価値の算定が困難なため、譲渡額や実施料 等の決定において協議が難航している	5	50.0	3	60.0	2	50.0	0	0.0
上記のほかに権利を単願にするための交渉 が必要となり、契約段階で時間を要する	7	70.0	3	60.0	3	75.0	1	100.0
貴機関等の研究活動の継続に支障が生じて いる	4	40.0	2	40.0	1	25.0	1	100.0
発明者だが出願人ではないため、研究担当 者及び所属部署の内部評価に影響がある	3	30.0	1	20.0	2	50.0	0	0.0
出願前の譲渡は出願件数が少なくなるた め、貴機関の第三者からの評価に影響が ある	5	50.0	1	20.0	3	75.0	1	100.0
実施許諾先や譲渡先の探索など、技術移転 活動が円滑に進まなくなっている	6	60.0	3	60.0	2	50.0	1	100.0
共同研究成果が第三者へ実施許諾された際 に、適切な収益分配の確保が困難になっ ている（単独帰属にした際に、相手への収益 分配を行う契約や実務は困難）	4	40.0	1	20.0	3	75.0	0	0.0
共同研究成果の事業化を通じた社会実装が 遅延する	2	20.0	1	20.0	1	25.0	0	0.0
共同研究成果を侵害している第三者に対す る適切な権利行使が困難になる	2	20.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	1	10.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0

(4) 大学帰属（第三者機関含む）/うち重要課題

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	10	100.0	5	100.0	4	100.0	1	100.0
出願前に相手方へ一定の支払が生じている （研究から収益を得る前に費用が発生する）	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
出願前（権利化後）に当該発明（特許）の 価値の算定が困難なため、譲渡額や実施料 等の決定において協議が難航している	1	10.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0
上記のほかに権利を単願にするための交渉 が必要となり、契約段階で時間を要する	1	10.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0
貴機関等の研究活動の継続に支障が生じて いる	1	10.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
発明者だが出願人ではないため、研究担当 者及び所属部署の内部評価に影響がある	1	10.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0
出願前の譲渡は出願件数が少なくなるた め、貴機関の第三者からの評価に影響が ある	1	10.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0
実施許諾先や譲渡先の探索など、技術移転 活動が円滑に進まなくなっている	3	30.0	1	20.0	2	50.0	0	0.0
共同研究成果が第三者へ実施許諾された際 に、適切な収益分配の確保が困難になっ ている（単独帰属にした際に、相手への収益 分配を行う契約や実務は困難）	1	10.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0
共同研究成果の事業化を通じた社会実装が 遅延する	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
共同研究成果を侵害している第三者に対す る適切な権利行使が困難になる	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	1	10.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0

問 22-3. 共同研究等の成果について、貴機関等もしくは企業のいずれかに権利を帰属させ、相手方には、独占的实施権や非独占的实施権を与えることにより、権利を単純化することは、貴機関等において望ましいですか。

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	65	100.0	21	100.0	20	100.0	24	100.0
望ましい	23	35.4	5	23.8	11	55.0	7	29.2
どちらかといえば望ましい	39	60.0	15	71.4	9	45.0	15	62.5
どちらかといえば望ましくない	3	4.6	1	4.8	0	0.0	2	8.3
望ましくない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

問 22-4. 仮に、共同研究等の成果を貴機関もしくは共同研究相手の企業のいずれかに権利を帰属させるとしたら、貴機関においてどのようなことが課題になると想定されますか。貴機関と企業に帰属させる場合それぞれで、最も課題になるもの一つ選んで「○」、課題となるもの全てに「✓」をつけて下さい。

(1) 企業帰属/想定される課題

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
出願前に相手方へ一定の支払が生じる (研究から収益を得る前に費用が発生する)	37	49.3	14	53.8	15	62.5	8	32.0
出願前(権利化後)に当該発明(特許)の 価値の算定が困難なため、譲渡額や実施料 等の決定において協議が難航する	48	64.0	15	57.7	20	83.3	13	52.0
上記のほかに権利を単願にするための交渉 が必要となり、今まで以上に契約段階で時 間を要する	47	62.7	16	61.5	15	62.5	16	64.0
貴機関等の研究活動の継続に支障が生じる 恐れがある	34	45.3	7	26.9	15	62.5	12	48.0
発明者が出願人ではないため、研究担当 者及び所属部署の内部評価に影響がある	42	56.0	14	53.8	16	66.7	12	48.0
出願前の譲渡は出願件数が少なくなるた め、貴機関大学の第三者からの評価に影響 がある	34	45.3	9	34.6	17	70.8	8	32.0
実施許諾先や譲渡先の探索など、技術移転 活動が円滑に進まなくなる	37	49.3	12	46.2	13	54.2	12	48.0
共同研究成果が第三者へ実施許諾された際 に、適切な収益分配の確保が困難になる (単独帰属にした際に、相手への収益分配 を行う契約や実務は困難)	44	58.7	11	42.3	17	70.8	16	64.0
共同研究成果の事業化を通じた社会実装が 遅延する	26	34.7	8	30.8	12	50.0	6	24.0
共同研究成果を侵害している第三者に対す る適切な権利行使が困難になる	21	28.0	5	19.2	9	37.5	7	28.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	4	5.3	3	11.5	1	4.2	0	0.0

(2)企業帰属/うち重要課題

	【国別】							
	全体		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
出願前に相手方へ一定の支払が生じる (研究から収益を得る前に費用が発生する)	1	1.3	0	0.0	0	0.0	1	4.0
出願前(権利化後)に当該発明(特許)の 価値の算定が困難なため、譲渡額や実施料 等の決定において協議が難航する	22	29.3	8	30.8	11	45.8	3	12.0
上記のほかに権利を単願にするための交渉 が必要となり、今まで以上に契約段階で時 間を要する	9	12.0	4	15.4	2	8.3	3	12.0
貴機関等の研究活動の継続に支障が生じる 恐れがある	5	6.7	3	11.5	1	4.2	1	4.0
発明者が出願人ではないため、研究担当 者及び所属部署の内部評価に影響がある	10	13.3	3	11.5	1	4.2	6	24.0
出願前の譲渡は出願件数が少なくなるた め、貴機関大学の第三者からの評価に影響 がある	9	12.0	1	3.8	4	16.7	4	16.0
実施許諾先や譲渡先の探索など、技術移転 活動が円滑に進まなくなる	5	6.7	2	7.7	1	4.2	2	8.0
共同研究成果が第三者へ実施許諾された際 に、適切な収益分配の確保が困難になる (単独帰属にした際に、相手への収益分配 を行う契約や実務は困難)	9	12.0	2	7.7	3	12.5	4	16.0
共同研究成果の事業化を通じた社会実装が 遅延する	1	1.3	0	0.0	0	0.0	1	4.0
共同研究成果を侵害している第三者に対す る適切な権利行使が困難になる	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	4	5.3	3	11.5	1	4.2	0	0.0

(3) 大学帰属（第三者機関含む）/想定される課題

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
出願前に相手方へ一定の支払が生じる （研究から収益を得る前に費用が発生する）	40	53.3	12	46.2	16	66.7	12	48.0
出願前（権利化後）に当該発明（特許）の 価値の算定が困難なため、譲渡額や実施料 等の決定において協議が難航する	47	62.7	16	61.5	20	83.3	11	44.0
上記のほかに権利を単願にするための交渉 が必要となり、今まで以上に契約段階で時 間を要する	50	66.7	17	65.4	17	70.8	16	64.0
貴機関等の研究活動の継続に支障が生じる 恐れがある	33	44.0	9	34.6	12	50.0	12	48.0
発明者が出願人ではないため、研究担当 者及び所属部署の内部評価に影響がある	31	41.3	8	30.8	13	54.2	10	40.0
出願前の譲渡は出願件数が少なくなるた め、貴機関大学の第三者からの評価に影響 がある	38	50.7	8	30.8	16	66.7	14	56.0
実施許諾先や譲渡先の探索など、技術移転 活動が円滑に進まなくなる	39	52.0	7	26.9	16	66.7	16	64.0
共同研究成果が第三者へ実施許諾された際 に、適切な収益分配の確保が困難になる （単独帰属にした際に、相手への収益分配 を行う契約や実務は困難）	45	60.0	15	57.7	17	70.8	13	52.0
共同研究成果の事業化を通じた社会実装が 遅延する	25	33.3	7	26.9	12	50.0	6	24.0
共同研究成果を侵害している第三者に対す る適切な権利行使が困難になる	20	26.7	4	15.4	10	41.7	6	24.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	5	6.7	3	11.5	1	4.2	1	4.0

問 22-5. 仮に、共同研究等の成果を貴機関もしくは共同研究相手の企業のいずれかに権利を帰属させるとしたら、貴機関においてどのようなことが課題になると想定されますか。貴機関と企業に帰属させる場合それぞれで、最も課題になるもの一つ選んで「○」、課題となるもの全てに「✓」をつけて下さい。

大学帰属（第三者機関含む）/うち重要課題

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	75	100.0	26	100.0	24	100.0	25	100.0
出願前に相手方へ一定の支払が生じる （研究から収益を得る前に費用が発生する）	2	2.7	0	0.0	0	0.0	2	8.0
出願前（権利化後）に当該発明（特許）の 価値の算定が困難なため、譲渡額や実施料 等の決定において協議が難航する	19	25.3	7	26.9	9	37.5	3	12.0
上記のほかに権利を単願にするための交渉 が必要となり、今まで以上に契約段階で時 間を要する	9	12.0	4	15.4	3	12.5	2	8.0
貴機関等の研究活動の継続に支障が生じる 恐れがある	9	12.0	3	11.5	2	8.3	4	16.0
発明者だが出願人ではないため、研究担当 者及び所属部署の内部評価に影響がある	6	8.0	1	3.8	2	8.3	3	12.0
出願前の譲渡は出願件数が少なくなるた め、貴機関大学の第三者からの評価に影響 がある	9	12.0	2	7.7	3	12.5	4	16.0
実施許諾先や譲渡先の探索など、技術移転 活動が円滑に進まなくなる	1	1.3	0	0.0	0	0.0	1	4.0
共同研究成果が第三者へ実施許諾された際 に、適切な収益分配の確保が困難になる （単独帰属にした際に、相手への収益分配 を行う契約や実務は困難）	12	16.0	6	23.1	2	8.3	4	16.0
共同研究成果の事業化を通じた社会実装が 遅延する	2	2.7	0	0.0	1	4.2	1	4.0
共同研究成果を侵害している第三者に対す る適切な権利行使が困難になる	1	1.3	0	0.0	1	4.2	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	5	6.7	3	11.5	1	4.2	1	4.0

問 23-1. 共有特許の持分について、相手方の同意なく（通知のみ）第三者に実施許諾が可能とするルールであることが原因で課題となっていることはあるか。最も課題となるもの一つを選んで「○」、課題となるもの全てに「✓」をつけて下さい。

(1)課題

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	26	100.0	26	100.0	-	-	-	-
共同研究等の契約時にかかる交渉に時間を要する	11	42.3	11	42.3	-	-	-	-
契約の条件として特許の出願や維持に係る費用負担が生じている	16	61.5	16	61.5	-	-	-	-
実施許諾先となる第三者の選定などは、企業との信頼関係を維持すべく競合関係等を調査するなど負担が生じている	14	53.8	14	53.8	-	-	-	-
第三者への実施料の設定や実施許諾した際の収益配分比率など、共有権者との協議が負担になっている	18	69.2	18	69.2	-	-	-	-
第三者にライセンスしたことで、当該ライセンス技術を用いた製品・サービスが問題を起こした場合や国内産業の競争力を相対的に弱める結果となった場合の対外説明対応等のリスクマネジメントへの対処が生じている	12	46.2	12	46.2	-	-	-	-
企業との共同研究に至らない事例がある	13	50.0	13	50.0	-	-	-	-
共有者である企業が、貴機関の研究成果をライセンスする先として好ましくない相手にライセンスしようとした場合、貴機関として止める術がない	7	26.9	7	26.9	-	-	-	-
実務上、同意なしのライセンスは存在しないため、問題は生じていない	2	7.7	2	7.7	-	-	-	-
その他	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-
上記に該当しないが、特に問題は生じていない	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-

(2) 重要な課題

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	26	100.0	26	100.0	-	-	-	-
共同研究等の契約時にかかる交渉に時間を要する	1	3.8	1	3.8	-	-	-	-
契約の条件として特許の出願や維持に係る費用負担が生じている	1	3.8	1	3.8	-	-	-	-
実施許諾先となる第三者の選定などは、企業との信頼関係を維持すべく競合関係等を調査するなど負担が生じている	6	23.1	6	23.1	-	-	-	-
第三者への実施料の設定や実施許諾した際の収益配分比率など、共有権者との協議が負担になっている	7	26.9	7	26.9	-	-	-	-
第三者にライセンスしたことで、当該ライセンス技術を用いた製品・サービスが問題を起こした場合や国内産業の競争力を相対的に弱める結果となった場合の対外説明対応等のリスクマネジメントへの対処が生じている	5	19.2	5	19.2	-	-	-	-
企業との共同研究に至らない事例がある	2	7.7	2	7.7	-	-	-	-
共有者である企業が、貴機関の研究成果をライセンスする先として好ましくない相手にライセンスしようとした場合、貴機関として止める術がない	2	7.7	2	7.7	-	-	-	-
実務上、同意なしのライセンスは存在しないため、問題は生じていない	2	7.7	2	7.7	-	-	-	-
その他	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-
上記に該当しないが、特に問題は生じていない	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-

問 23-2. 仮に共有特許の持分について、相手方の同意なく（通知のみ）第三者に実施許諾が可能とするルールとなった場合、貴機関等においてどのようなことが課題になると想定されますか。最も課題となるもの一つを選んで「○」、課題となるもの全てに「✓」をつけて下さい。

(1)課題

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	49	100.0	—	—	24	100.0	25	100.0
共同研究等の契約時にかかる交渉が今まで以上に増える	28	57.1	—	—	16	66.7	12	48.0
契約の条件として特許の出願や維持に係る費用負担が生じる（増える）	34	69.4	—	—	19	79.2	15	60.0
実施許諾先となる第三者の選定などは、企業との信頼関係を維持すべく競合関係等を調査するなど負担が生じる	32	65.3	—	—	17	70.8	15	60.0
第三者への実施料の設定や実施許諾した際の収益配分比率など、共有権者との協議が負担になる	34	69.4	—	—	17	70.8	17	68.0
第三者にライセンスしたことで、当該ライセンス技術を用いた製品・サービスが問題を起こした場合や国内産業の競争力を相対的に弱める結果となった場合の対外説明対応等のリスクマネジメントへの対処が生じる	36	73.5	—	—	19	79.2	17	68.0
企業との共同研究に至らない事例が増える	27	55.1	—	—	18	75.0	9	36.0
共有者である企業が、貴機関の研究成果をライセンスする先として好ましくない相手にライセンスしようとした場合、貴機関として止める術がなくなる	15	30.6	—	—	10	41.7	5	20.0
特に生じない	2	4.1	—	—	1	4.2	1	4.0

(2) 重要な課題

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	49	100.0	—	—	24	100.0	25	100.0
共同研究等の契約時にかかる交渉が今まで以上に増える	1	2.0	—	—	1	4.2	0	0.0
契約の条件として特許の出願や維持に係る費用負担が生じる（増える）	3	6.1	—	—	1	4.2	2	8.0
実施許諾先となる第三者の選定などは、企業との信頼関係を維持すべく競合関係等を調査するなど負担が生じる	14	28.6	—	—	10	41.7	4	16.0
第三者への実施料の設定や実施許諾した際の収益配分比率など、共有権者との協議が負担になる	14	28.6	—	—	5	20.8	9	36.0
第三者にライセンスしたことで、当該ライセンス技術を用いた製品・サービスが問題を起こした場合や国内産業の競争力を相対的に弱める結果となった場合の対外説明対応等のリスクマネジメントへの対処が生じる	12	24.5	—	—	4	16.7	8	32.0
企業との共同研究に至らない事例が増える	0	0.0	—	—	0	0.0	0	0.0
共有者である企業が、貴機関の研究成果をライセンスする先として好ましくない相手にライセンスしようとした場合、貴機関として止める術がなくなる	3	6.1	—	—	2	8.3	1	4.0
特に生じない	2	4.1	—	—	1	4.2	1	4.0

問 23-3. 仮に共有特許の持分について、相手方の同意なく、第三者に実施許諾が可能とできる場合には、どのような条件・状況があると思われますか。可能性のあるものについて、全てに「✓」をつけて下さい。

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	49	100.0	—	—	24	100.0	25	100.0
特に生じない	2	4.1	—	—	1	4.2	1	4.0
研究者（貴機関）にとって、当該共同研究及びそこから期待される成果が、研究者の長期的な研究テーマとして不可欠な位置を占めている場合	26	53.1	—	—	11	45.8	15	60.0
貴機関と企業が特許に関する費用を持分比率に応じて負担する場合	33	67.3	—	—	18	75.0	15	60.0
共有特許について、貴機関による貢献が大半であって、相手側の貢献はほとんどない場合	22	44.9	—	—	12	50.0	10	40.0
出願・取得する特許に関して、企業が製品化など事業の目処を提示できない場合（事業化の意思が無い場合）	28	57.1	—	—	13	54.2	15	60.0
企業が、実施に関心を持たないと考えられる市場・分野・使用方法等が存在し、企業が関心のある分野を除いて、許諾する場合	21	42.9	—	—	11	45.8	10	40.0
基礎技術であって、事業化から遠い技術である場合	14	28.6	—	—	8	33.3	6	24.0
基盤技術（技術標準等）であって、非競争分野の技術として広く第三者に活用させることが事業化を促進させる場合	10	20.4	—	—	8	33.3	2	8.0

問 23-4. 他の共有者が発明を実施しない場合、共有者が得られた利益を他の共有者に公正に補償するという制度（特 L613 条 29 項）を使って、共同研究先の競合企業にライセンスすることはありますか。

	【国別】							
	全体		米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	25	100.0	—	—	—	—	25	100.0
制度を活用して共同研究先の競合企業にライセンスしている	16	64.0	—	—	—	—	16	64.0
制度の活用は行っていない	3	12.0	—	—	—	—	3	12.0
ライセンスの取扱いは契約により別途規定している	6	24.0	—	—	—	—	6	24.0
その他	0	0.0	—	—	—	—	0	0.0

問 24-1. 企業との産学連携を推進するにあたり、以下のガイドラインやモデル契約をどの程度参考にしていますか。いずれか一つに○をつけて下さい。「その他」には、この他に参考にしているガイドライン等名称と、追加で必要だと思う内容をご記入ください。

	【ガイドラインやモデル契約別】											
	AUTM Model Agreements		Lambert Toolkit		EPSRC・MRC等の契約ガイド		PraxisAuril グッドプラクティス集		SATT標準契約雛型		CNRS・INSERM等の契約雛型	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	26	100.0	24	100.0	24	100.0	24	100.0	25	100.0	25	100.0
参考にしており、貴機関のルールや運用方法が変更されている	4	15.4	16	66.7	1	4.2	5	20.8	6	24.0	5	20.0
参考にしており、貴機関のルールや運用方法の変更を検討している	12	46.2	3	12.5	10	41.7	5	20.8	11	44.0	6	24.0
参考にしているが、貴機関のルールや運用方法の変更検討には至っていない	5	19.2	3	12.5	10	41.7	10	41.7	3	12.0	12	48.0
存在を知っている	3	11.5	1	4.2	3	12.5	3	12.5	5	20.0	2	8.0
存在を知らなかった	2	7.7	1	4.2	0	0.0	1	4.2	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

問 24-2. 上記のガイドラインやモデル契約は、どのように役立っていますか。当てはまるものに「✓」をつけて下さい。「その他」を選択した場合、その内容を差し支えない範囲でご回答ください。

	【ガイドラインやモデル契約別】											
	AUTM Model Agreements		Lambert Toolkit		EPSRC・MRC等の契約ガイド		PraxisAuril グッドプラクティス集		SATT標準契約雛型		CNRS・INSERM等の契約雛型	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	24	100.0	23	100.0	24	100.0	23	100.0	25	100.0	25	100.0
契約交渉の効率化に役立っている （交渉時間の短縮、論点整理など）	13	54.2	17	73.9	2	8.3	5	21.7	12	48.0	7	28.0
契約条件の透明性・公平性の確保に役立っている （持分比率、実施料、公開条件など）	21	87.5	16	69.6	14	58.3	11	47.8	16	64.0	12	48.0
学内ルールや契約雛形の整備に役立っている	15	62.5	14	60.9	13	54.2	11	47.8	14	56.0	14	56.0
企業との交渉における説得材料・説明根拠として役立っている	14	58.3	13	56.5	11	45.8	12	52.2	14	56.0	16	64.0
海外企業との交渉における共通認識の確立に役立っている	14	58.3	12	52.2	9	37.5	6	26.1	11	44.0	4	16.0
契約担当者の教育・人材育成に活用している	8	33.3	4	17.4	1	4.2	4	17.4	5	20.0	4	16.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

問 24-3. ランバートツールキットを利用する際に課題がある場合、当てはまるものに「✓」をつけて下さい。「その他」を選択した場合、その内容を差し支えない範囲でご回答ください。

	全体		【国別】					
			米国		英国		仏国	
	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	19	100.0	-	-	19	100.0	-	-
契約内容が汎用的すぎて、特定の研究分野には適合しにくい	15	78.9	-	-	15	78.9	-	-
企業がランバートツールキットを知らないため、説明に時間がかかる	15	78.9	-	-	15	78.9	-	-
外国企業との交渉では利用が難しい	11	57.9	-	-	11	57.9	-	-
法制度や資金スキームとの整合性に課題がある	10	52.6	-	-	10	52.6	-	-
特に課題はない	1	5.3	-	-	1	5.3	-	-
その他	0	5.3	-	-	0	5.3	-	-

禁 無 断 転 載

令和 7 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

産学官連携による共同研究等の成果としての
特許権の取扱に関する調査研究報告書

令和 8 年 2 月

請負先 株式会社 NTT データ経営研究所

〒102-00930 東京都千代田区平河町 2-7-9

JA 共済ビル 9 階・10 階

電 話 03-3221-7011

FAX 03-3221-7022

URL <https://www.nttdata-strategy.com/>

Email: horinoi@nttdata-strategy.com

